

2022(令和4)年 3月

富士宮市
一般廃棄物処理基本計画
2022(令和4)年度～2031(令和13)年度

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の目的・趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の推進体制	3
6 計画の進行管理	4
7 計画に係る法令・計画等	6
第2章 一般廃棄物を取り巻く社会情勢	7
1 SDGsの取組	7
2 国・県の動向	7
3 第2次富士宮市環境基本計画	9
4 ゼロカーボンシティの表明	10
第3章 富士宮市の特性	11
1 本市の位置・地勢	11
2 人口・世帯数の推移	12
3 土地利用状況	13
4 産業の動向	14
5 環境特性	15
第4章 ごみ処理基本計画	17
1 ごみ処理の状況及び課題	17
2 ごみ総排出量の予測	41
3 ごみ処理基本計画の体系	45
4 目標実現のための施策	52
第5章 生活排水処理基本計画	76
1 生活排水処理の現況及び課題	76
2 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥収集量の予測	86
3 生活排水処理基本計画の体系	89
4 目標実現のための施策	91
資料編	101
1 富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定の経緯・経過	101
2 富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定体制	102
3 富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定委員会名簿	102
4 富士宮市の一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理事業の経緯	103
5 用語解説	106

参考資料.....	115
1 富士宮市の一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理に関するアンケート調査集計結果	115
2 ごみ総排出量の見込み.....	180
3 し尿処理の見込み.....	201

第1章 計画の概要

1 計画の目的・趣旨

私たちの生活や社会経済活動は、地球温暖化や資源の枯渇など、人類の生存基盤に関わる深刻な影響を及ぼしてきました。そのため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて、様々な取組を進めてきました。

国際社会においては、平成27年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにて採択され、持続可能な世界を実現するための世界全体目標である17のゴールと169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

我が国では、SDGsの考え方を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市においても、「富士宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民・事業者の皆様のご協力を得ながら、ごみダイエットプロジェクトを進め、ごみ減量化、資源化に取り組み、循環型社会の形成を目指しております。

しかしながら、人口の減少及び高齢化の進行、食品ロス、海洋プラスチック問題、新型コロナウイルスの流行によるライフスタイルの多様化など、ごみ処理を取り巻く環境は複雑化しており、新たな課題にも対応していく必要があります。

さらに、本市においては、令和3年1月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した「ゼロカーボンシティ」を宣言したことから、廃棄物の発生抑制や、再生利用の促進を図ることが求められます。

また、生活排水対策については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等により河川環境の保全に努めておりますが、生活排水は地域の水環境と密接な関わりを持っており、身近な河川の水質及び生態系の保全にも直結することから、水の恵みを享受している本市において、自然との共生を進めていく上で重要な問題となっております。

このような背景を踏まえた上で、平成24年3月に策定した「富士宮市一般廃棄物処理基本計画」の計画期間が終了となることから、近年の循環型社会をめぐる情勢を考慮し、本市において更なる廃棄物の発生抑制及び資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適正な収集・運搬、中間処理及び最終処分を確保し、持続可能な循環型社会の形成を目指すため計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

「富士宮市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項に基づく

計画であるとともに、富士宮市第5次総合計画の将来都市像を実現するための部門別の基本目標の一つである「富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり」及び富士宮市環境基本計画で示した目指すべき環境像である「富士山の恵みを次世代につなぐ地球にやさしいまち」の実現に向けて、廃棄物の発生抑制、資源の循環の利用及び廃棄物の適正な処理に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

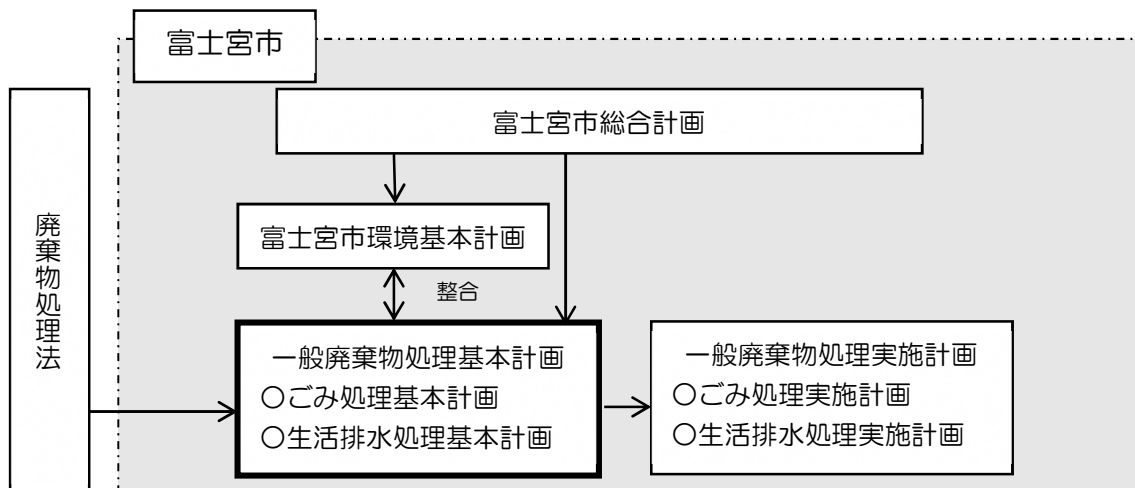


図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

3 計画期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画期間の中間年度において、計画内容の施策の実施状況の全般について点検・評価し、数値目標、施策内容などについて、必要に応じて計画を見直します。

また、廃棄物処理を取り巻く社会経済情勢の大きな変化、廃棄物処理に関する国又は県の方針の変更など、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても同様に見直しを行います。

計画の見直しを行う際には、ごみ減量化等推進市民懇話会に意見を求め、パブリックコメントなどにより広く市民、事業者などの意見を計画の見直しに反映させていきます。

一般廃棄物処理基本計画	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	(計 画 期 間)									
	初年度				中間年度 ○施策の実施状況の点検・評価 ○計画の見直し					最終年度
○実施計画の策定（毎年度）										
結果反映 ○計画の進捗状況の評価（毎年度） （数値目標の達成状況、施策の実施状況、実施費用などの把握）										

図1-2 計画のスケジュール

4 計画の対象

本計画は、市内で発生する一般廃棄物及び生活排水を対象とします。

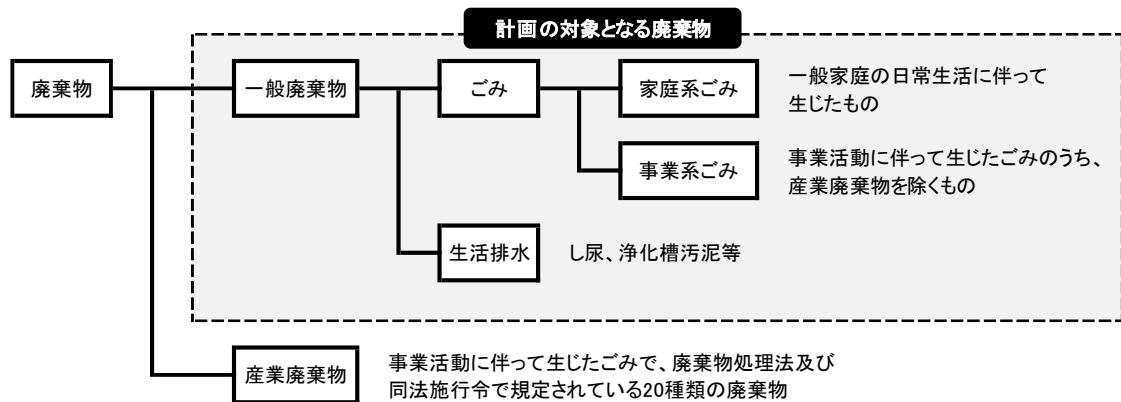


図1-3 計画の対象

5 計画の推進体制

(1) 協働による計画推進

本計画の目指す基本理念である「資源循環を推進する環境にやさしいまち」を実現するためには、市民、事業者及び行政が適正にその役割及び責任を分担するとともに、情報を共有し、相互に協力して進めていくことが求められます。

そのため、市は、市民及び事業者に対して、施策の必要性、得られる効果などについて十分な情報提供を行うとともに、情報交換及び意見交換により、連携及び協働して計画を推進していく体制づくりを進めていきます。

なお、新たな施策の検討及び実施に当たっては、ごみ減量化等推進市民懇話会に意見を求めるほか、市民意向調査、パブリックコメントの実施、説明会の開催などを通じて、市民及び事業者の意見を反映していきます。

(2) ごみ減量化等推進市民懇話会及び環境美化推進委員

廃棄物処理法では、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができるとされています。

本市では、廃棄物減量等推進審議会に類する組織として、ごみ減量化等推進市民懇話会を設けています。本懇話会は、市民と行政との間における対話の場として、必要に応じて計画の進捗状況の確認のほか、計画の見直しについて提案を行います。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物の減量のための施策への協力その他の活動を行う者として、廃棄物減量等推進員を委嘱することができるとされています。

本市では、廃棄物減量等推進員に類する組織として環境美化推進委員制度を設けており、引き続き地域での活動の中心的存在として位置付け、当該制度を継続していきます。

(3) 基本計画庁内推進会議

本計画の確実かつ円滑な推進を図るため、関係部署による庁内推進会議を組織します。

(4) 広域的取組及び国・県との連携

広域でのごみ処理、資源の循環利用、大規模災害時の対応など、本市だけでは解決できない問題については、近隣市町のほか、国及び県とも連携して取組を推進します。

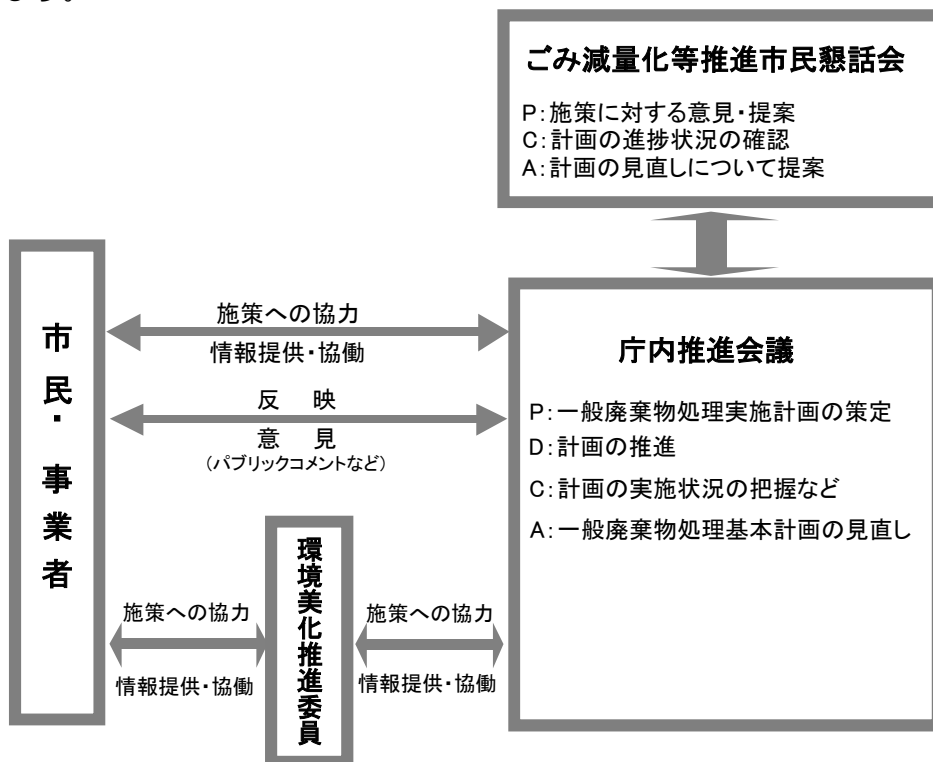


図1-4 計画の推進体制

6 計画の進行管理

本計画は、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) を繰り返すPDCAサイクルにより、継続的に、点検、見直し及び評価を行います。

(1) 一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、毎年度、本計画を実施するために必要な事業について一般廃棄物処理実施計画を策定します。

(2) 実施状況の把握、進捗状況の評価及び改善検討並びに公表

計画の実効性を検証するため、庁内推進会議により、各年度において、数値目標の達成状況、施策の実施状況、実施に要した費用などを把握し、その結果を踏まえて計画の進捗状況の評価を行います。また、評価結果を翌年度の実施計画に

反映していきます。

実績及び評価については、市の広報紙及びホームページを通じて公表します。

また、ごみ減量化等推進市民懇話会に意見を求め、必要に応じて施策の実施内容及び進め方の改善を図ります。

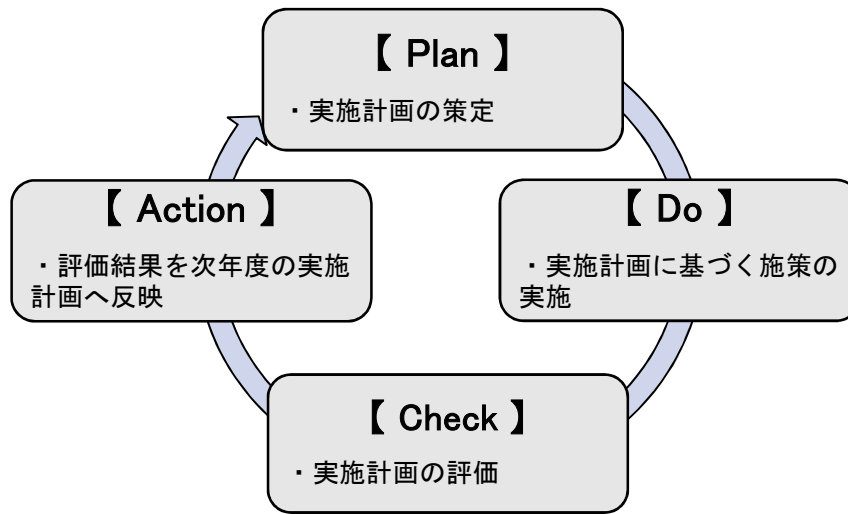


図1-5 計画の進行管理

7 計画に係る法令・計画等

本計画策定に係る他の法令・計画等の関係を以下に示します。



第2章 一般廃棄物を取り巻く社会情勢

1 SDGsの取組

今日において、環境保全は人類の生存基盤にかかわるきわめて重要な課題となっています。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は改められてきていますが、現在も、温室効果ガスの排出による地球温暖化や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊などの環境問題に対する懸念が深まっています。

このような状況の中、2015年に国連サミットにおいてSDGsが採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が着目されるようになりました。

我が国においても、こうしたSDGsの考え方を踏まえて、様々な取組が展開されており、本市も令和3年5月に「SDGs未来都市」に選定された「富士山SDGs」を掲げ、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

持続可能な開発目標（SDGs）とは？

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



2 国・県の動向

(1) 国の動向

国は、「環境基本法」や「廃棄物処理法」の整備を行ったほか、平成30年6月に策定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、第3次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然

共生社会との統合的取組等を、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」及び「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示しました。

令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和12年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、令和17年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用、令和12年までにバイオマスプラスチック200万トン導入する目標を掲げました。また、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、「プラスチック使用製品設計指針」、「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「市町村の分別収集・再商品化」、「製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化」及び「排出事業者の排出抑制及び再資源化等」について定めています。

表2-1 国の数値目標

取組指標	目標値（2025（令和7）年度）
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日

表2-2 国の動向

年 月	関連する計画など
平成13年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
平成15年3月	循環型社会形成推進基本計画
平成17年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入
平成17年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成20年3月	第二次循環型社会形成推進基本計画改訂
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成25年5月	第三次循環型社会形成推進基本計画
平成28年1月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更
平成30年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画
令和元年5月	「プラスチック資源循環戦略」の策定
令和2年3月	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定
令和3年3月	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」の閣議決定

(2) 県の動向

静岡県は、循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、行政の主体的行動を促進するための実践行動計画として、「第3次静岡県循環型社会形成計画」を策定しています。この計画では、「県民総参加による循環型社会の形成」を基本目標として、「循環資源の3Rの推進」、「廃棄物適正処理の推進」、「循環型社会を担う基盤づくり」に取り組むこととしています。

一般廃棄物の削減目標については、この計画において以下のとおり設定しています。

表2-3 静岡県における一般廃棄物の削減目標

取組指標	目標値（2021（令和3）年度）
1人1日当たりのごみ排出量	815g/人・日
最終処分率	4.2%

(3) ごみ処理広域化計画

国は、平成31年3月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日環循適発第1903298号）において、各都道府県に対し、持続可能な適正処理、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用及び災害対策、新たな価値の創出を図るため、ごみ処理の広域化計画を策定するよう通知しました。

この通知に基づき、静岡県は令和3年度に「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定し、ごみ処理の広域化及び施設の集約化を推進していくこととしました。このプランでは、発電等のエネルギーの利活用が重視されています。

3 第2次富士宮市環境基本計画

第2次富士宮市環境基本計画は、「富士宮市環境基本条例」第9条に基づき、同条例の基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標を定めた計画です。

基本理念

- 環境の保全及び創造は、優れた自然環境を生かし、自然と人との共生を確保した美しく住みよい環境が将来にわたって維持されるよう、適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、優れた自然環境が損なわれることのないよう、循環型社会の構築を目指して、市民、事業者及び行政が、それぞれの責務に応じた役割分担の下に協働し、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 地球環境保全は、人類に共通する重要な課題であるとともに、市民、事業者及び行政が自らの課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。（「富士宮市環境基本条例」第3条から抜粋）

富士宮市環境基本計画では、環境の将来像を実現するため、市民、事業者及び行政などの具体的な取組並びに地球的規模及び地域における環境の諸問題を克服するために重点的に取り組む内容を定め、総合的かつ計画的にそれらの推進を図っています。

なお、富士宮市環境基本計画の体系図は次のとおりです。

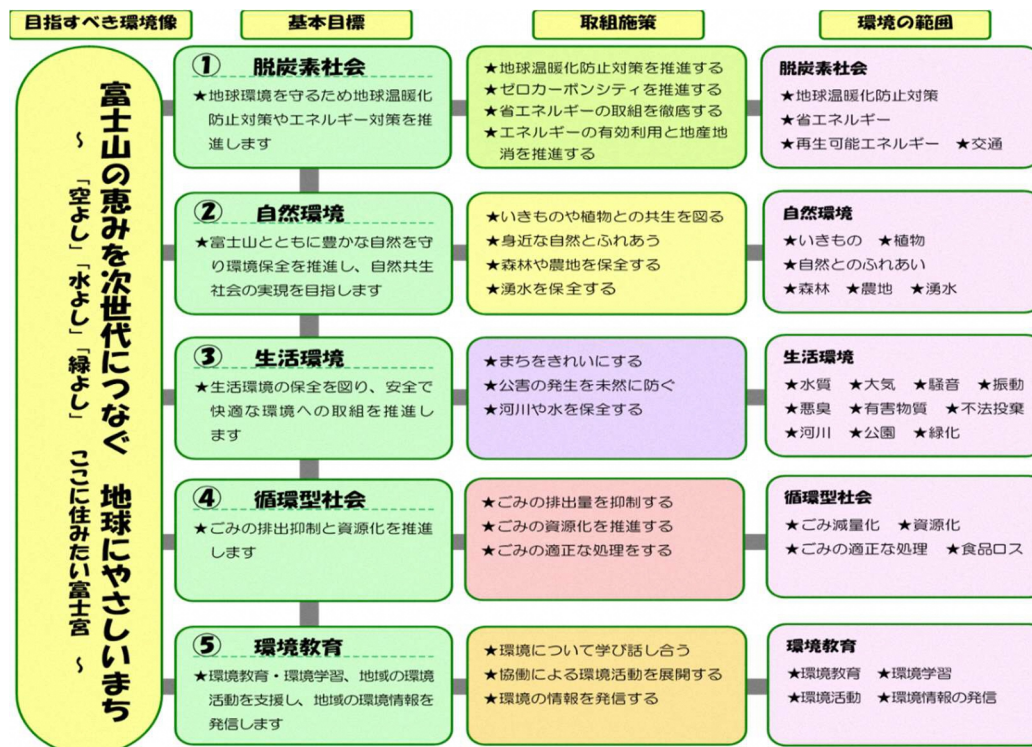


図 2-1 富士宮市環境基本計画の体系図

4 ゼロカーボンシティの表明

近年、世界各地では、猛暑や豪雨など、地球規模での温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しています。我が国においても例外ではなく、これまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有され、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする必要があることが示されました。

パリ協定の目標達成に向け、2050年までの脱炭素化を目指す動きは、世界的な潮流となり、日本においても、昨年10月に内閣総理大臣が2050年までの脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

「富士山の恵みを次世代につなぐ地球にやさしいまち」を環境像に掲げる富士宮市では、国の方針を受け、2050年までに本市の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和3年1月13日に表明しました。今後は、市民や事業者等と一体となり、その実現に向け取り組んでいきます。

第3章 富士宮市の特性

1 本市の位置・地勢

富士宮市は、富士山の西南麓に位置し、平安初期に造られた富士山本宮浅間大社（全国の浅間神社1,300余社の総本宮）の門前町として発展したまちです。昭和17年大宮町と富丘村が合併して市制を施行し、その後昭和30年に富士根村と、昭和33年に上野村、北山村、上井出村及び白糸村と、そして、平成22年3月に芝川町と合併して現在の市域になりました。面積は389.08平方キロメートルと静岡県で4番目の広さの市域を有しています。

気候は温暖で、富士山の雪解け水を源とする豊富な湧き水や、緑あふれる朝霧高原など豊かな自然に恵まれています。富士山をはじめ田貫湖や白糸の滝など観光資源が多く、酪農やにじますの養殖、工業団地の進出など、様々な産業が盛んです。

新しく市域となった芝川地域では、特産のたけのこをはじめ、米や茶など農産物づくりが盛んです。医薬品、健康食品などの企業も進出しています。

また、全国的に有名になった富士宮やきそばや、豊富な地元食材を生かした「食によるまちづくり」を進めるとともに、平成23年に世界文化遺産に登録した富士山をよりよいものとするための活動を推進しています。

表3-1 富士宮市の地勢・位置

地 勢	面積 389.08km ²	
	海 抜	最高：3,776m 最低：35m
富士宮 市役所の位置	静岡県富士宮市弓沢町150番地	
	東経 138度37分17秒	
	北緯 35度13分20秒	
	海拔 125.58m	

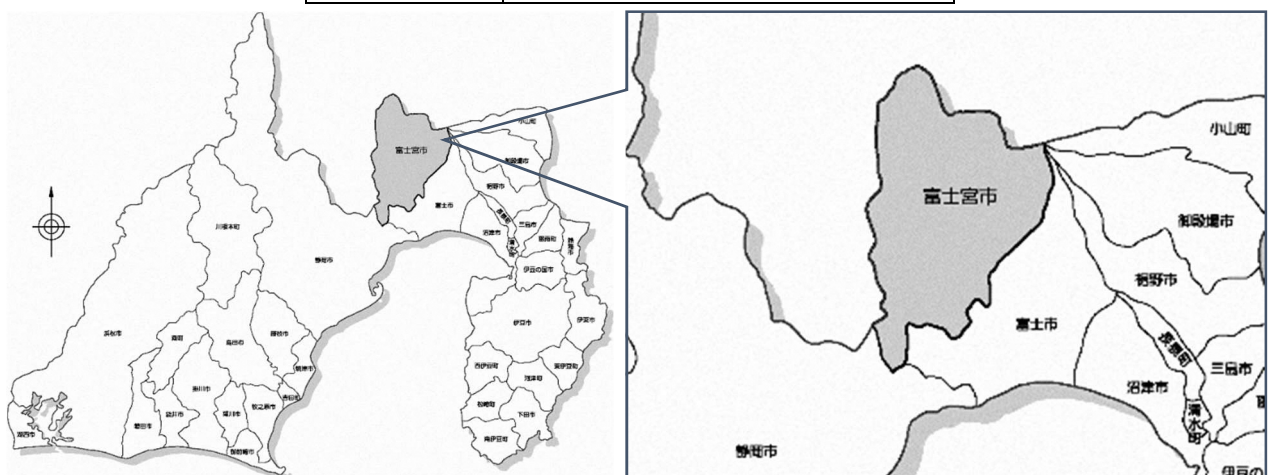


図3-1 富士宮市の位置

2 人口・世帯数の推移

市の人口は、平成22年をピークに減少しています。一方で、世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人口は減少しています。

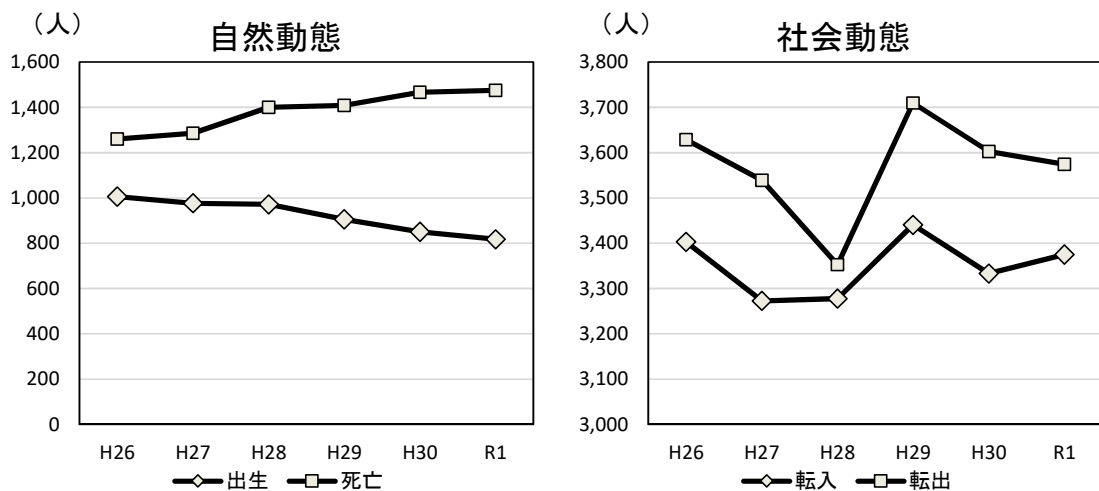
令和2年の人口は128,147人、世帯数は51,297世帯であり、1世帯当たりの人口は2.50人となっています。

表3-2 人口・世帯数（国勢調査 各年10月1日）

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口 (人)	総数	112,642	117,092	119,536	120,222	121,779	132,001	130,770	128,147
	男	55,364	57,755	58,849	59,107	60,113	64,909	64,281	63,390
	女	57,278	59,337	60,687	61,115	61,666	67,092	66,489	64,757
世帯数(世帯)		30,878	33,463	35,789	38,298	41,196	46,988	48,935	51,297
1世帯当たりの人口(人)		3.65	3.50	3.34	3.14	2.96	2.81	2.67	2.50

自然動態では、出生が減少傾向を示しているのに対し、死亡は増加傾向を示しており、高齢化の進行とともに自然動態における人口減が生じるものと考えられます。

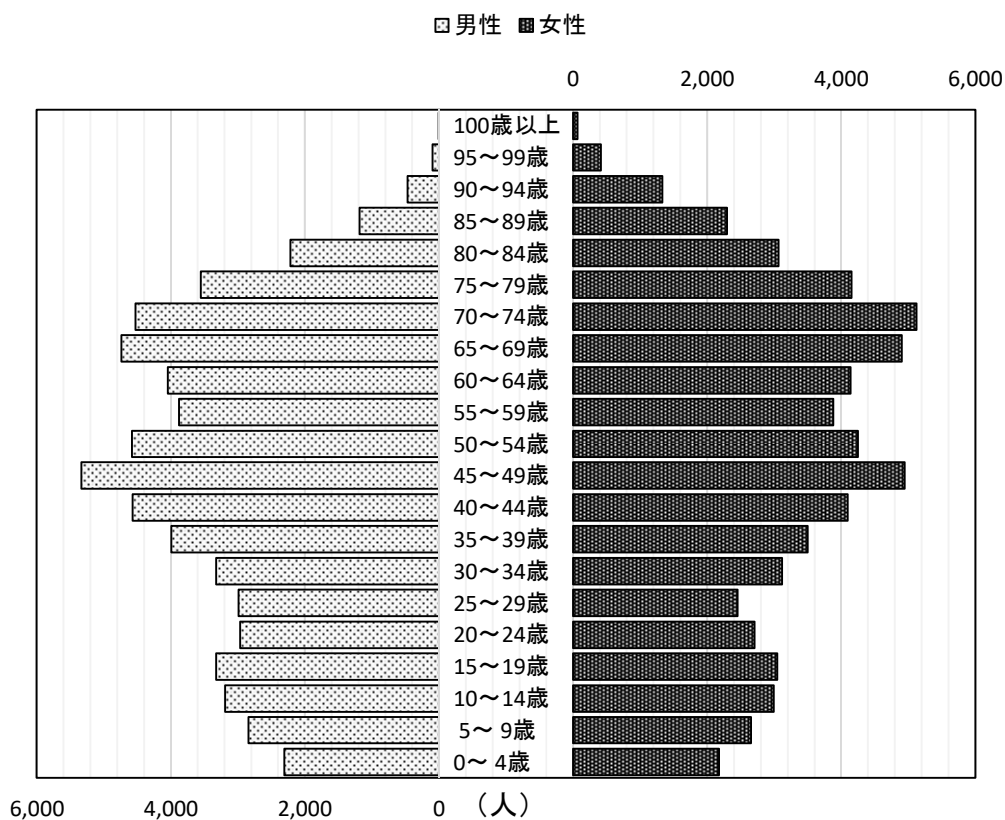
一方、社会動態については、過去6年間で転出が転入を上回る結果となりました。



富士宮市の統計（令和2年版）から作成

図3-2 人口の動態

年齢別人口では、最も人口が多い年齢層は、男性が45歳から49歳まで、女性が70歳から74歳までとなっています。



富士宮市の統計（令和2年版）から作成

図3-3 人口ピラミッド（令和2年4月1日現在）

3 土地利用状況

地目別面積では山林の割合が大きく、次いで畑、宅地の順となっています。

表3-3 地目別面積（令和2年）

項目	総面積	宅地	田	畑	山林	原野・池沼	雑種地	その他
面積 (ha)	38,908	2,743	1,052	3,023	13,908	1,736	1,571	14,875
割合 (%)	100.0	7.0	2.7	7.8	35.7	4.5	4.0	38.2

富士宮市の統計（令和2年版）から作成

4 産業の動向

産業分類別の事業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」となりました。また、従業者数では、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」となりました。

表3-4 産業分類別事業所・従業者数（平成28年）

産業分類	事業所数	従業者数(人)
総合計	5,448	54,277
第1次産業	51	539
農業	41	475
林業	5	39
漁業	5	25
第2次産業	1,328	23,579
鉱業、採石業、砂利採取業	3	28
建設業	656	3,369
製造業	669	20,182
第3次産業	4,069	30,159
電気・ガス・熱供給・水道業	5	27
情報通信業	21	147
運輸業、郵便業	97	1,660
卸売業、小売業	1,316	8,967
金融業、保険業	90	809
不動産業、物品賃貸業	168	468
学術研究、専門・技術サービス業	178	764
宿泊業、飲食サービス業	731	4,279
生活関連サービス業、娯楽業	475	2,340
教育、学習支援業	181	1,107
医療、福祉	447	5,396
複合サービス事業	26	336
サービス業（他に分類されないもの）	334	3,859

経済センサス（平成28年度）から作成

表3-5 業種別産出額等

単位：千万円

項目	富士宮市
農業産出額 H29	2,222
製造品出荷額等 H30	96,934
卸売・小売業の年間商品販売額 H26	16,547

富士宮市の農業（令和元年度版）及び富士宮市の統計（令和2年版）から作成

備考

・統計の集計頻度及び公開時期により、項目ごとに算出年度が異なります。

5 環境特性

(1) 大気質

令和2年度の市内における大気質調査結果は表3-6に示すとおりです。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、環境基準（人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準）を満たしていますが、光化学オキシダントについては、環境基準を満たしていません。

この光化学オキシダントの環境基準非達成は、全国的な傾向であり、その原因物質の排出及び生成過程を把握し、総合的な取組を進めることが求められています。

表3-6 市内における大気質調査結果（令和2年度）

項目	測定地点	測定結果		環境基準の達成状況 適：○ 不適：×
二酸化硫黄 (ppm)	市役所	1日平均値の2%除外値	0.002	○
		0.04ppmを超えた日が2日以上連続	なし	○
	楠金公民館	1日平均値の2%除外値	0.001	○
		0.04ppmを超えた日が2日以上連続	なし	○
二酸化窒素 (ppm)	市役所	1日平均値の98%値	0.015	○
	山宮小学校	1日平均値の98%値	0.011	○
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	市役所	1日平均値の2%除外値	0.030	○
		0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続	なし	○
	山宮小学校	1日平均値の2%除外値	0.036	○
		0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続	なし	○
光化学オキシダント (ppm)	市役所	1時間値が0.06を超えた日と時間	49日 230時間	×
		1時間値が0.12を超えた日と時間	0日 0時間	—
		1時間値の最高値	0.087	—
		日最高値の年平均値	0.044	—
微小粒子状物質 (μg/m ³)	市役所	年平均値	8.6	○
		1日平均値の98%値	23.7	○

表3-7 大気環境に係る環境基準とその評価

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	—

令和元年度大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県くらし環境部環境局生活環境課）抜粋

(2) 水質

市内の河川における水質調査結果は、表3-8及び3-9に示すとおりです。

有機的な汚れの指標である生物化学的酸素要求量でみると、潤井川水系並びに芝川及び富士川における水質は、いずれの地点でも75パーセント水質値※は、環境基準に適合しています。

※75パーセント水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目のデータ値をもって75パーセント水質値とし、それを環境基準と比較します。

表3-8 潤井川水系における水質の調査結果（令和2年度）

調査地点	生物化学的酸素要求量（BOD mg/l）					
	最小	～	最大	75%値	環境基準	適否
狩宿橋	<0.5	～	0.9	0.8	2.0以下	適
富丘橋	0.5	～	0.9	0.7	2.0以下	適
清水川（支流末端）	0.5	～	0.6	0.6	2.0以下	※適
風祭川（支流末端）	1.3	～	2.4	1.7	2.0以下	※適
下川（支流末端）	0.6	～	1.1	0.8	2.0以下	※適
反り田橋	0.7	～	1.0	0.9	2.0以下	適
出合橋（方辺川末端）	<0.5	～	0.5	0.5	2.0以下	※適
南神田川橋 （神田川末端）	<0.5	～	0.5	0.5	2.0以下	※適
くすの木橋	0.5	～	1.3	1.0	2.0以下	適
横巻橋	0.6	～	1.0	0.7	2.0以下	適

※支流には環境基準は適応されないが、本流の基準に準じた。

表3-9 芝川・富士川における水質の調査結果（令和2年度）

調査地点		生物化学的酸素要求量（BOD mg/l）					
		最小	～	最大	75%値	環境基準	適否
富士川	逢来橋	0.7	～	1.1	0.9	2.0以下	適
	貫戸	0.5	～	0.9	0.9	2.0以下	適
芝川	横手沢橋	<0.5	～	1.6	0.9	1.0以下	適
	雌橋	<0.5	～	0.6	0.5	2.0以下	適
	芝富橋	<0.5	～	1.5	0.8	2.0以下	適
稲瀬川	末端	0.5	～	1.3	0.7	2.0以下	※適
稲子川	末端	<0.5	～	0.5	0.5	2.0以下	※適

※支流には環境基準は適応されないが、本流の基準に準じた。

第4章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の状況及び課題

(1) 用語の定義

本計画において対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下「ごみ」という。）とします。

本計画において対象とするごみの種別は、表4-1に示すとおりです。

表4-1 本計画において対象とするごみの種別

① ごみ発生量	③ ごみ総排出量	② 潜在ごみ（量の把握が困難なもの）		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者独自の処理又は資源化 ・家庭での生ごみなどの自家処理 ・製紙会社や民間の事業者が自主的に行っている資源回収（※）など
		④ 集団回収・拠点回収		<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体などによる資源回収事業 ・古紙、廃食用油及び衣類・革類などの拠点回収事業
	⑤ ごみ排出量	⑥ 家庭系ごみ	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所から収集するごみ ・中間処理施設（清掃センターなど）に市民が直接持ち込むごみ（直接搬入）
			不燃ごみ・粗大ごみ	
			資源ごみ	
⑦ 事業系ごみ	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集・運搬許可業者が収集するごみ ・中間処理施設（清掃センターなど）に事業者が直接持ち込むごみ（直接搬入） 		
	不燃ごみ・粗大ごみ			

※自主的に行っている資源回収の例

- ・製紙会社が、独自にホームセンターなどに回収拠点を設置し、古紙を回収している。
- ・民間の事業者が、独自に店頭などでペットボトル、トレイ、かん及び紙パックを回収している。

① ごみ発生量

市民及び事業者から排出される全てのごみの量

② 潜在ごみ

市民及び事業者が独自で処理するごみ

③ ごみ総排出量

ごみ発生量から潜在ごみを除いたごみの量

④ 集団回収・拠点回収

集団回収：自治会、子供会、PTAなどが自主的に行う資源回収

拠点回収：回収ステーションによる古紙、廃食用油、衣類などの資源回収

⑤ ごみ排出量

ごみ総排出量から集団回収・拠点回収した分を除いたごみの量

- ⑥ 家庭系ごみ
ごみ排出量のうち家庭から排出されるごみ
- ⑦ 事業系ごみ
ごみ排出量のうち事業所から排出されるごみ

清掃センターなどのごみの中間処理施設へ搬入されるごみについては、市の委託業者によりごみ集積所から収集されるごみや市民が直接持ち込むごみを家庭系ごみとし、一般廃棄物収集・運搬許可業者（以下「収集・運搬許可業者」という。）により搬入されるごみや事業者により直接持ち込まれるごみを事業系ごみとしています。

なお、本計画におけるごみ処理に関する数値目標は、令和2年度の実績数値が新型コロナウイルスの影響により例年と比べて、特異な数値となっているため、令和元年度の実績数値を基に目標設定をしています。

(2) ごみ処理の流れ

本市における家庭及び事業者から排出されたごみの処理フロー図を以下に示します。

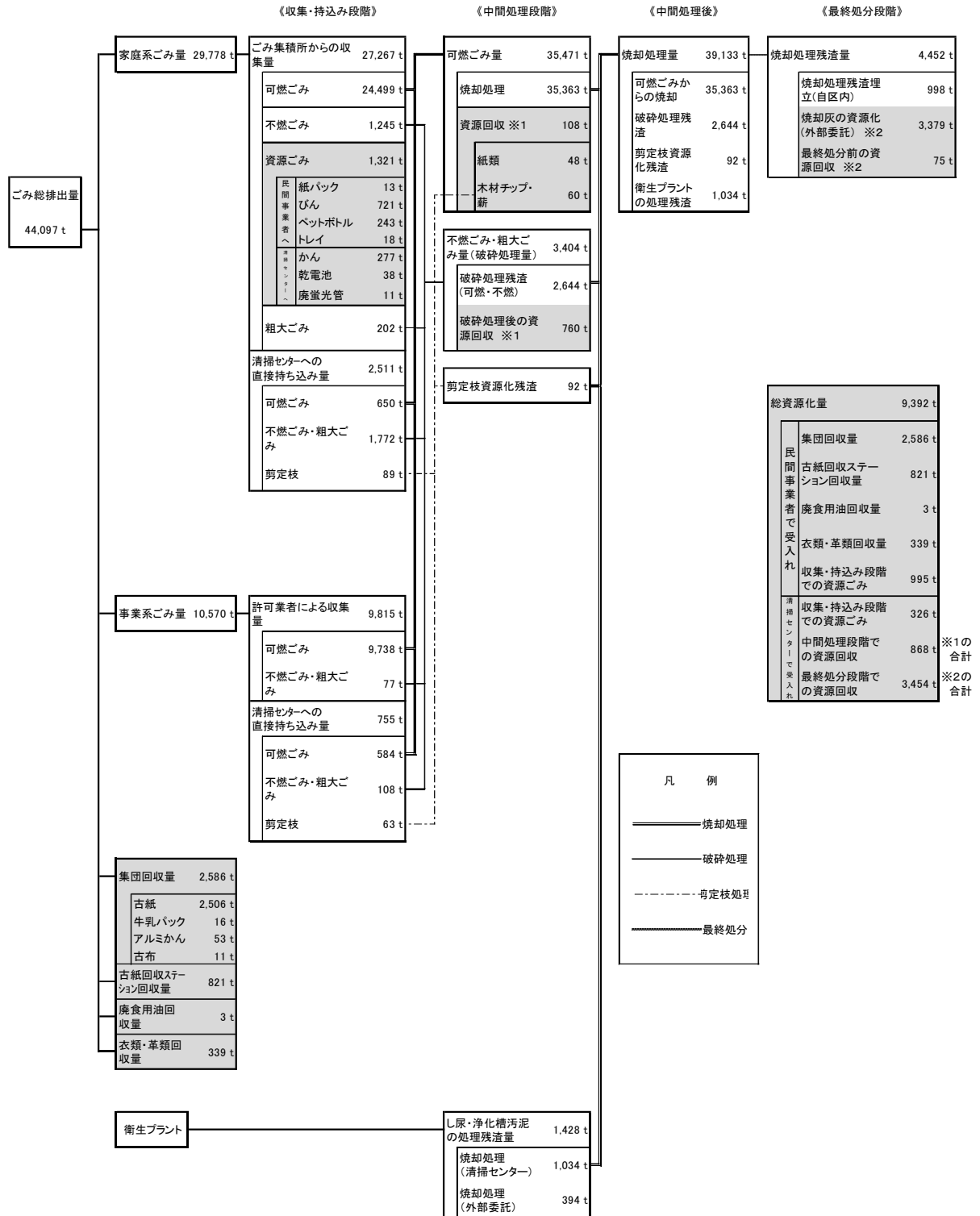


図4-1 ごみ処理・処分フロー及び令和元年度のごみ処理・処分の実績

(3) ごみ収集・運搬体制

家庭系ごみは、市が民間業者に委託して収集・運搬を行っています。事業系ごみは、排出事業者が収集・運搬許可業者に委託して収集・運搬を行っています。

なお、一般廃棄物の収集・運搬・処分に関する許可については、事業者からの申請に基づき、計画内容等を審査し許可を行っています。

令和2年度における、ごみの排出区分ごとの収集形態は表4-2に示すとおりです。

表4-2 ごみの排出区分ごとの収集形態

区 分	収集形態	車両保有台数
家庭系（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）	委託	27台
事業系（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）	許可	243台

(4) ごみ排出状況

本市におけるごみ総排出量は、表4-3に示すとおり平成27年度から年々減少しています。

内訳をみると、家庭系ごみは、令和2年度は増えましたがそれ以前は減少傾向を示しており、事業系ごみは、平成28年度以降は減少傾向にあります。

また、令和元年度の1人1日当たりのごみ総排出量の実績は、本市の914グラムに対し、全国平均は918グラム、静岡県平均は885グラムとなっており、本市は全国平均に比べ4グラム少なく、静岡県平均に比べ29グラム多くなっています。

表4-3 ごみの排出状況

		年度 単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
人口		人	134,274	133,989	133,290	132,651	131,853	130,811		
ごみ 排出 量	家庭系 ごみ	市が収集	可燃ごみ	t	26,124	25,257	24,927	24,815	24,499	24,466
			資源ごみ	t	1,483	1,430	1,381	1,365	1,321	1,366
			不燃ごみ	t	1,315	1,208	1,185	1,218	1,245	1,336
			粗大ごみ	t	257	237	244	233	202	278
			小計	t	29,179	28,132	27,737	27,631	27,267	27,446
	直接搬入	可燃ごみ	t	945	857	603	679	650	681	
		不燃ごみ 粗大ごみ	t	926	1,076	1,665	1,749	1,772	1,811	
		剪定枝	t	213	251	248	143	89	52	
		小計	t	2,084	2,184	2,516	2,571	2,511	2,544	
	計		t	31,263	30,316	30,253	30,202	29,778	29,990	
	事業系 ごみ	許可業者 が収集	可燃ごみ	t	9,591	9,900	9,727	9,697	9,738	8,583
			不燃ごみ 粗大ごみ	t	71	68	77	71	77	61
			小計	t	9,662	9,968	9,804	9,768	9,815	8,644
		直接搬入	可燃ごみ	t	664	671	654	653	584	510
不燃ごみ 粗大ごみ			t	120	108	143	143	108	89	
剪定枝			t	150	147	140	77	63	2	
小計			t	934	926	937	873	755	601	
計		t	10,596	10,894	10,741	10,641	10,570	9,245		
合計		t	41,859	41,210	40,994	40,843	40,348	39,235		
集団回収量		t	2,977	2,840	2,752	2,602	2,586	2,312		
古紙回収ステーション回収量		t	776	846	820	750	821	828		
廃食用油回収量		t	3	3	4	3	3	4		
衣類・革類回収量		t	238	229	246	260	339	353		
ごみ総排出量		t	45,853	45,128	44,816	44,458	44,097	42,732		
1人1日 当たりの 排出量	家庭系ごみ排出量	g	636	620	622	624	617	628		
	ごみ総排出量(※)	g	933	923	921	918	914	895		

※ 備考 ・1人1日当たりのごみ総排出量(g) = 年間量(t) ÷ 人口 ÷ 年間日数 × 1,000,000
 ・年間日数は、平成27年度及び令和元年度は366日、それ以外の年度は365日です。

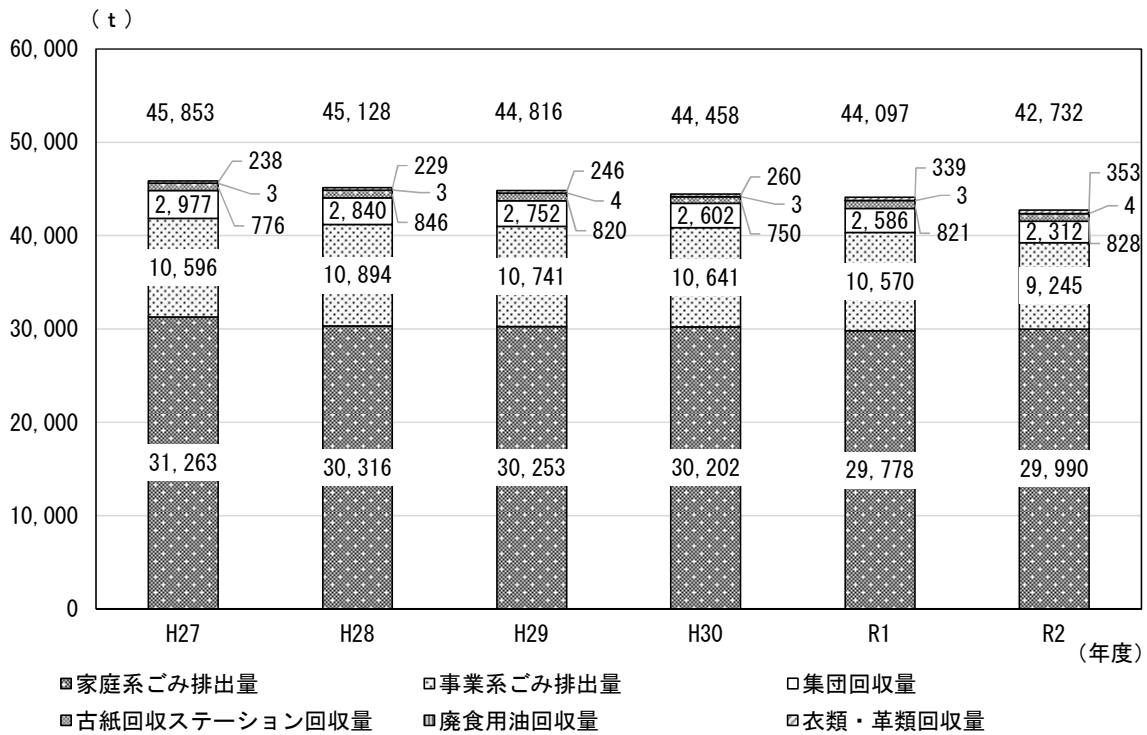


図4-2 ごみ総排出量の推移

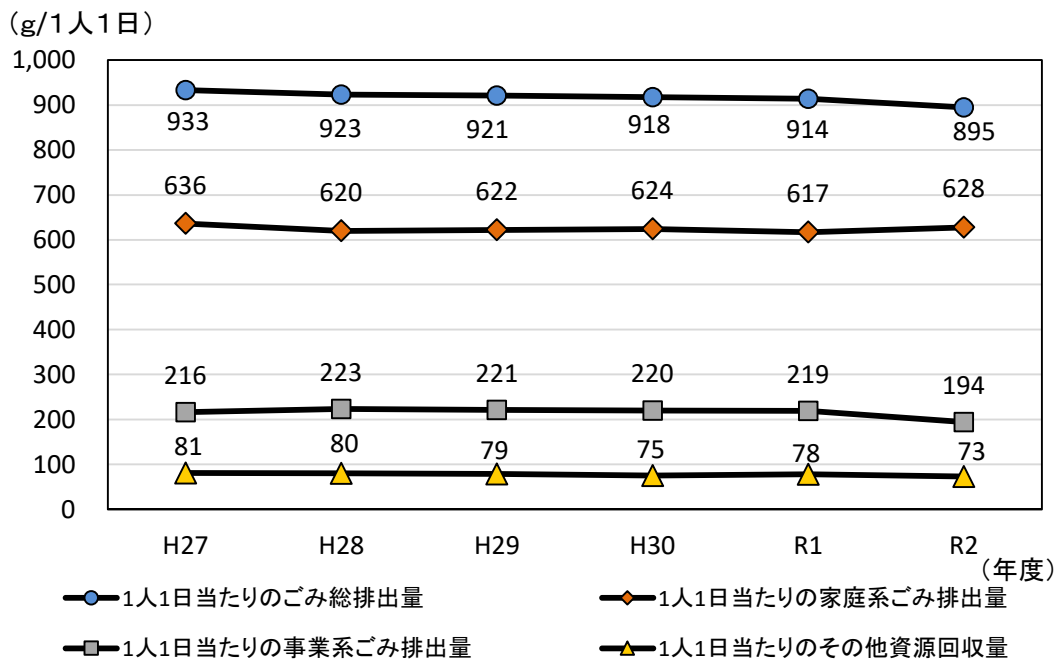


図4-3 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

※ 端数処理により、本計画内のグラフの合計が一致しない場合があります。

(5) ごみの性状

可燃ごみの組成調査結果は、表4-4に示すとおりです。この調査は、清掃センターのごみピットから収集した可燃ごみを対象として年4回実施しており、各年度の数値は4回の調査結果の平均値です。ごみの種類別で見ると、令和元年度では紙類の27.7パーセントが最も多く、次いでプラスチック類の21.3パーセントという結果でした。

表4-4 ごみ質調査における可燃ごみの組成調査結果（乾重量ベース）

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
単位容積重量 (kg/m ³)		255	208	318	330	320	223
ごみの種類 組成分析 (%)	1 紙類	29.7	27.6	36.8	25.8	27.7	30.2
	2 布類	6.4	3.7	5.1	2.5	2.6	2.4
	3 硬質プラスチック類	14.2	14.5	13.4	14.4	8.8	13.5
	4 軟質プラスチック類	4.7	6.4	3.7	4.6	12.5	5.9
	5 ゴム・皮革類	1.2	0.1未満	0.2	0.4	0.4	1.4
	6 木・竹・わら類	14.7	21.3	7.5	13.2	17.7	21.4
	7 ちゅう芥類	18.3	12.2	25.3	14.3	11.8	10.4
	8 不燃物類	3.8	4.6	1.7	2.9	5.0	5.0
	9 その他	7.1	9.9	6.3	22.1	13.7	10.0
ごみの3成分 分析 (%)	水分	57.0	52.4	61.0	56.1	49.2	45.3
	灰分	5.2	8.0	4.1	8.0	8.4	7.9
	可燃分	37.8	39.6	35.0	36.0	42.4	46.8
低位発熱量計算値 (KJ/kg)		5,685	6,148	5,055	5,365	6,738	7,675

備考

- ・ごみピットから採取した可燃ごみ（家庭系及び事業系）を、乾燥させた後に行った調査
- ・「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和52年11月4日 環整95号）」に基づく調査結果
- ・小数点以下の取扱いにより、パーセントの合計が100とならない場合があります。
- ・硬質プラスチックと軟質プラスチックの区分に明確な定義はありませんが、資源化を検討する際の参考値を得るため、調査時の触感、変形するかどうかなどにより分別し、量の把握を行っています。
- ・KJ (千ジュール) ……熱量を表す単位。J(ジュール)が基本単位で 1Cal(カロリー)=4.186J。なお、K(千)は基本単位の1,000倍の量を表します。

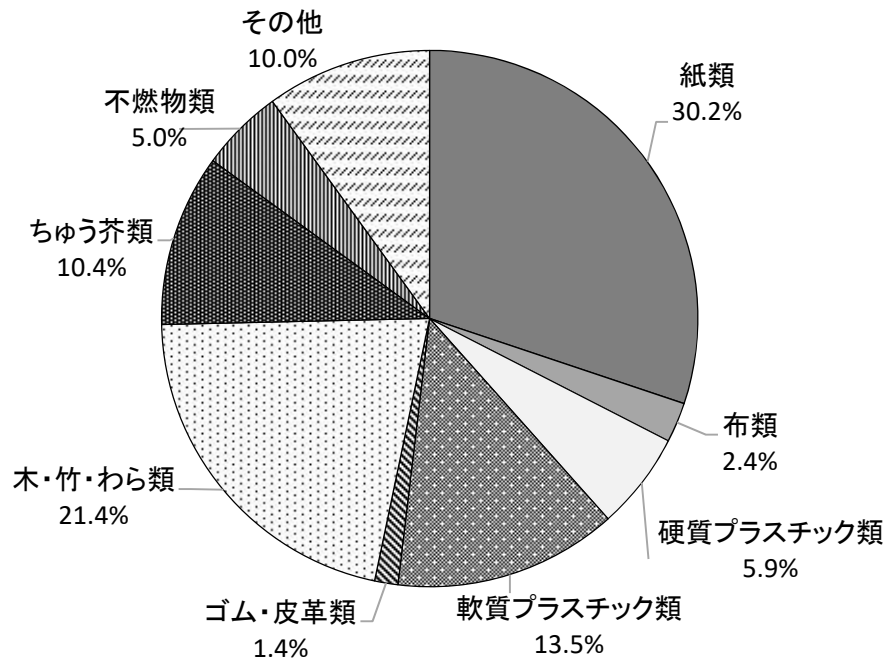


図4-4 令和2年度可燃ごみの構成割合

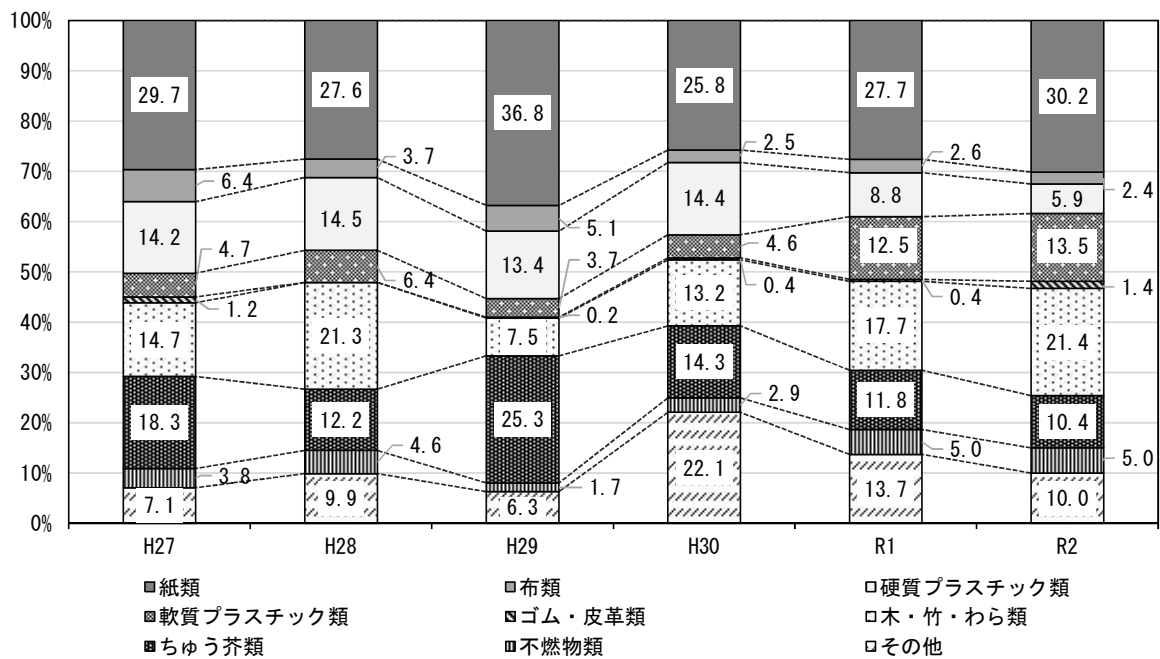


図4-5 可燃ごみの構成割合の推移

(6) 家庭系ごみの収集・運搬

市が収集する家庭系ごみの種類及び収集頻度は、表4-5に示すとおりとなっています。これらのごみ集積所に排出されたごみは、市が委託する収集・運搬業者により収集され、清掃センターなどに運搬されます。

表4-5 収集するごみの種類及び収集頻度（令和3年4月1日現在）

区分		収集頻度	排出方法	ごみ集積所の数
可燃ごみ		週2回	指定袋	可燃ごみ集積所 574か所 資源・不燃・粗大ごみ 集積所 92か所 共通ごみ集積所 1,812か所 計 2,478か所
資源 ご み	紙パック	毎月1回	指定袋	
	トレイ	毎月1回	指定袋	
	ペットボトル	毎月2回	指定袋	
	かん	毎月1回	指定袋	
	びん	毎月1回	コンテナ (色つき・透明)	
	水銀使用製品	6月、9月、12月及び 3月の指定された日	指定袋	
	乾電池	随時	ごみ集積所の 容器	
不燃ごみ		毎月1回以上	指定袋	
粗大ごみ		6月、9月、12月及び 3月の指定された日	可燃と不燃を 分ける	

備考

・指定袋とは、市販されている富士宮市指定ごみ袋及びレジ袋（透明又は半透明）などをいいます。

(7) 中間処理

ア 中間処理施設

可燃ごみは、清掃センターで焼却処理を行っています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみについては、清掃センター内の粗大ごみ処理施設で破碎し、金属を回収した後、残渣については焼却を行っています。

表4-6 中間処理施設の概要

施設名称	所在地	処理方法	処理能力	竣工年月	処理対象物
富士宮市 清掃センター	富士宮市 山宮 3678-4	焼却 全連続燃焼方式 (ストーカ式焼却炉)	240t/日 (120t/24h ×2基)	平成6年 8月	可燃ごみ
		破碎 縦型ハンマー方式	50t/5h	昭和51年 7月	不燃ごみ 粗大ごみ

イ 中間処理量の推移

中間処理量は、可燃ごみからの焼却が減少傾向であるものの、破碎処理残渣(可燃)が増加しているため、横ばいで推移しています。

一方、粗大ごみ処理施設で処理される不燃ごみ及び粗大ごみの量は、増加傾向となっています。

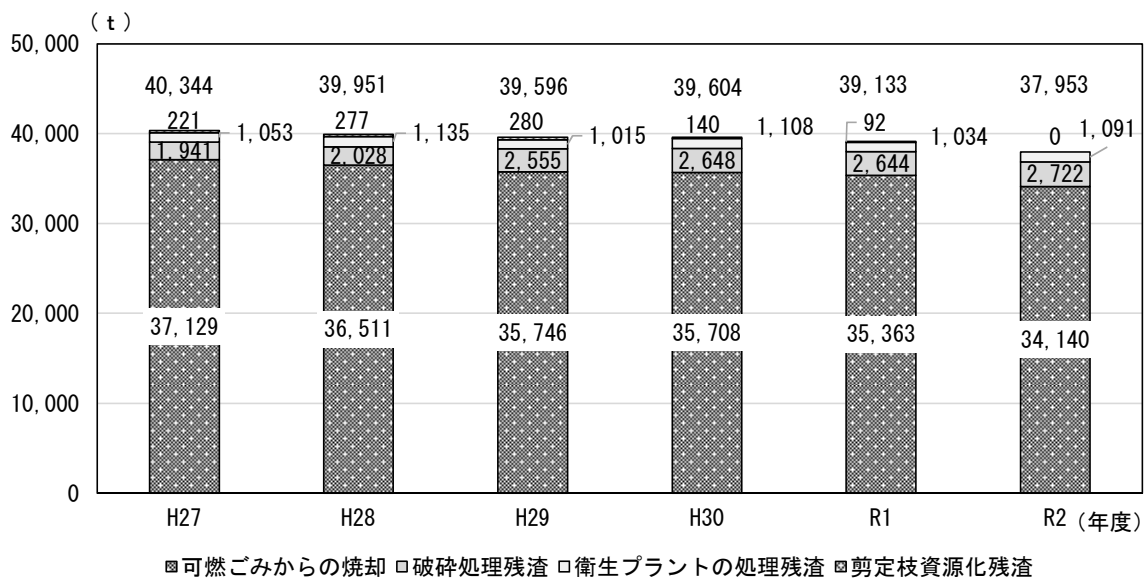


図4-6 焼却処理量の推移

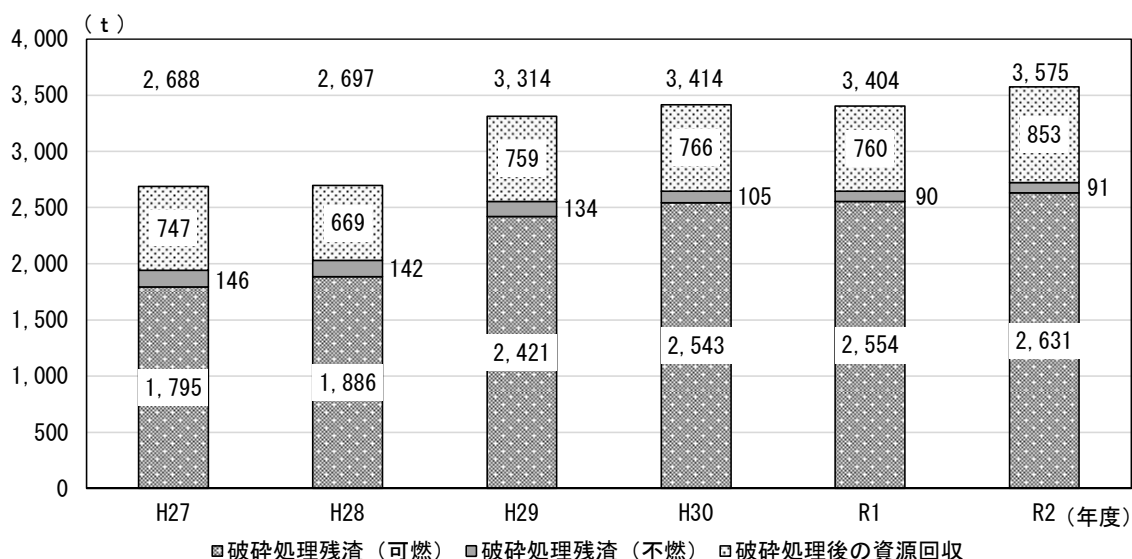


図4-7 破砕処理量の推移

ウ 余熱利用の状況

清掃センターにおける余熱は、場内の給湯及び冷暖房に使用しているほか、近接する入浴施設「富士山天母の湯」に供給し、有効利用しています。

表4-7 余熱エネルギー年間利用量の推移

単位：GJ

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
場外利用(富士山天母の湯)	295	292	299	285	284	256
清掃センター内利用	81	78	82	75	85	85
合計	376	370	381	360	369	341

備考

・GJ(ギガジュール)・・・熱量を表す単位。J(ジュール)が基本単位で1Cal(カロリー)=4.186J。なお、G(ギガ)は基本単位の10億倍の量を表します。

(8) 最終処分

清掃センターで生じた焼却処理残渣は、一般廃棄物の最終処分場で埋立処分しています。

最終処分量は、焼却残渣量の減少などにより、減少傾向を示しています。

表4-8 最終処分場の概要

施設名称	一般廃棄物鞍骨沢最終処分場	
所在地	富士宮市北山 7430-849	
竣工	平成 10 年 3 月	
設置主体	富士宮市	
処分対象	焼却残渣	
埋立面積	16,714m ²	
埋立容量	106,289m ³	
埋立期間	平成 10 年度～令和 11 年度	
埋立方法	セル方式&サンドイッチ方式	
浸出水 処理設備	日平均処理量	90m ³
	調整容量	2,200m ³
	処理方式	カルシウム除去、生物処理、凝集沈殿、高度処理

表4-9 最終処分量の推移

単位：t

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
処分の対象	焼却処理残渣	4,640	4,792	4,534	4,552	4,452	4,417
処分の方法	最終処分前の資源回収	31	88	80	82	75	32
	最終処分（埋立て）	1,325	1,442	1,179	1,196	998	1,085
	資源化（外部委託）	3,284	3,262	3,275	3,274	3,379	3,300

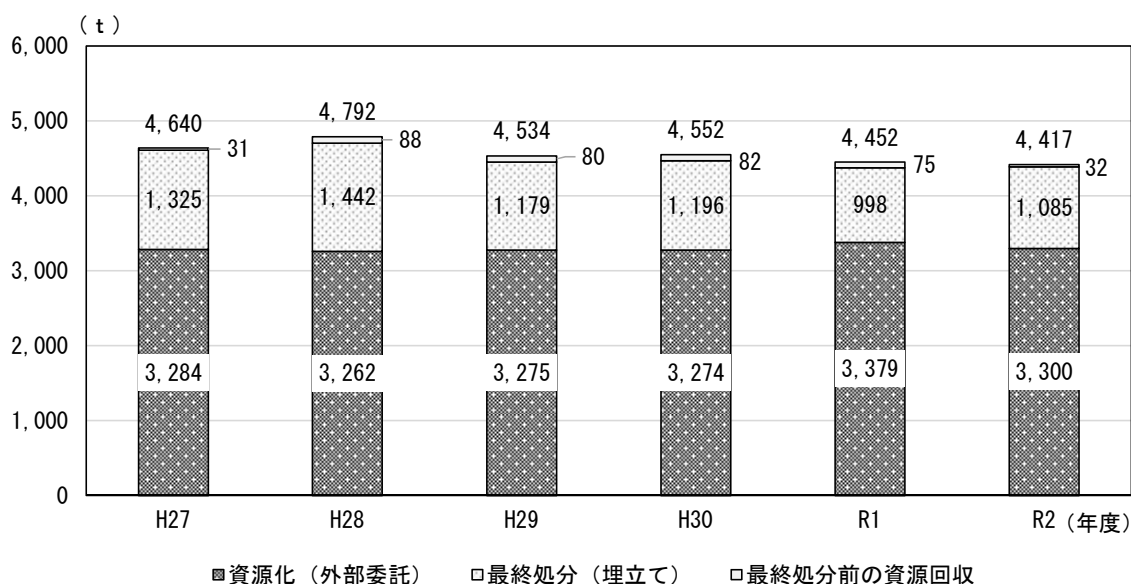


図4-8 最終処分量の推移

(9) ごみの減量化・資源化

ア 古紙等の集団回収

古紙等の再利用を促進し、ごみの減量化を図るため、古紙等を回収する団体に対して奨励金を交付しています。

表4-10 古紙等リサイクル活動奨励金交付制度の概要

対象品目	古紙、牛乳パック、アルミかん、古布
対象団体	自治会、子供会、PTAなど事前に登録した団体
奨励金の金額	3円/kg

表4-11 集団回収量の推移

単位：t

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
集団回収量	2,977	2,840	2,752	2,602	2,586	2,312
古紙	2,870	2,739	2,652	2,512	2,506	2,232
牛乳パック	22	20	18	14	16	19
アルミかん	63	61	61	57	53	52
古布	22	20	21	19	11	9

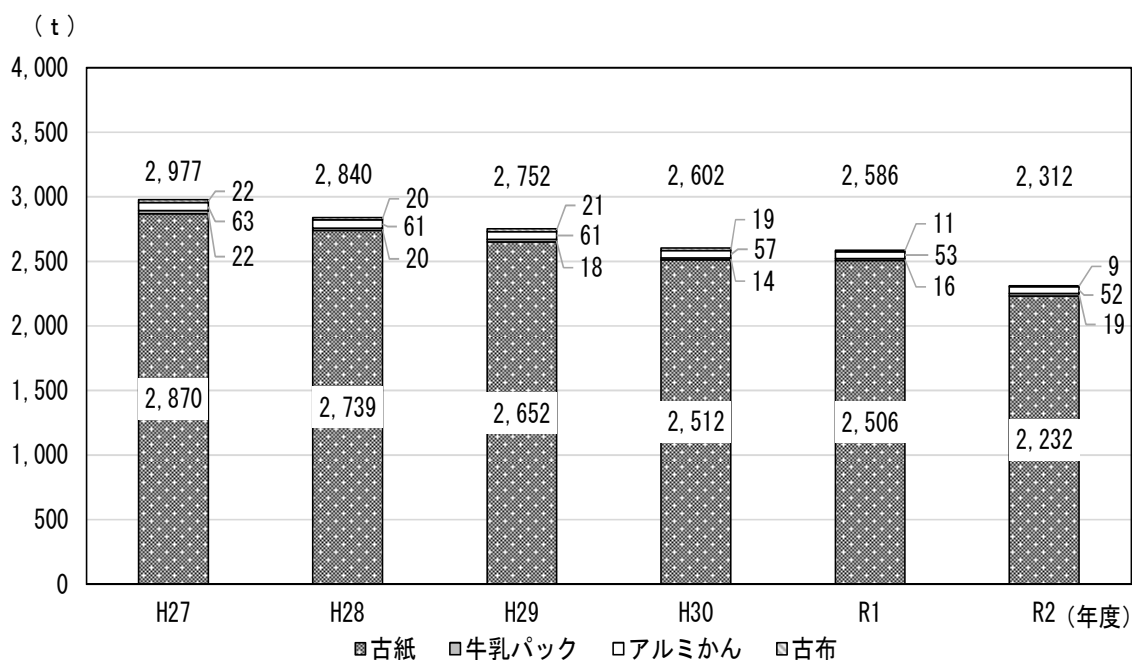


図4-9 集団回収量の推移

イ 古紙回収ステーション

市内31か所（令和3年4月1日現在）に、古紙回収ステーションを設置し、市民が365日24時間いつでも古紙を出せるようにしています。

表4-12 古紙回収ステーション回収量の推移 単位：t

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
古紙回収ステーション回収量	776	846	820	750	821	828

ウ 廃食用油の拠点回収

市内13か所（令和3年4月1日現在）に、回収拠点を設置し、植物性油に限定して集め、バイオディーゼル燃料として資源化を行っています。

表4-13 廃食用油拠点回収量の推移 単位：t

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
廃食用油回収量	3	3	4	3	3	4

注）トン換算の数値（比重0.9として算出）

工 衣類・革類の拠点回収

市内18か所(令和3年4月1日現在)の回収拠点で回収を行っており、集めたものは、主に海外でリユースされています。

表4-14 衣類・革類拠点回収量の推移

単位:t

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
衣類・革類回収量	238	229	246	260	339	353

オ 資源ごみの分別収集

家庭からごみ集積所に分別して出されたペットボトル・トレイなどの資源ごみについては、資源化業者を通じて資源化しています。

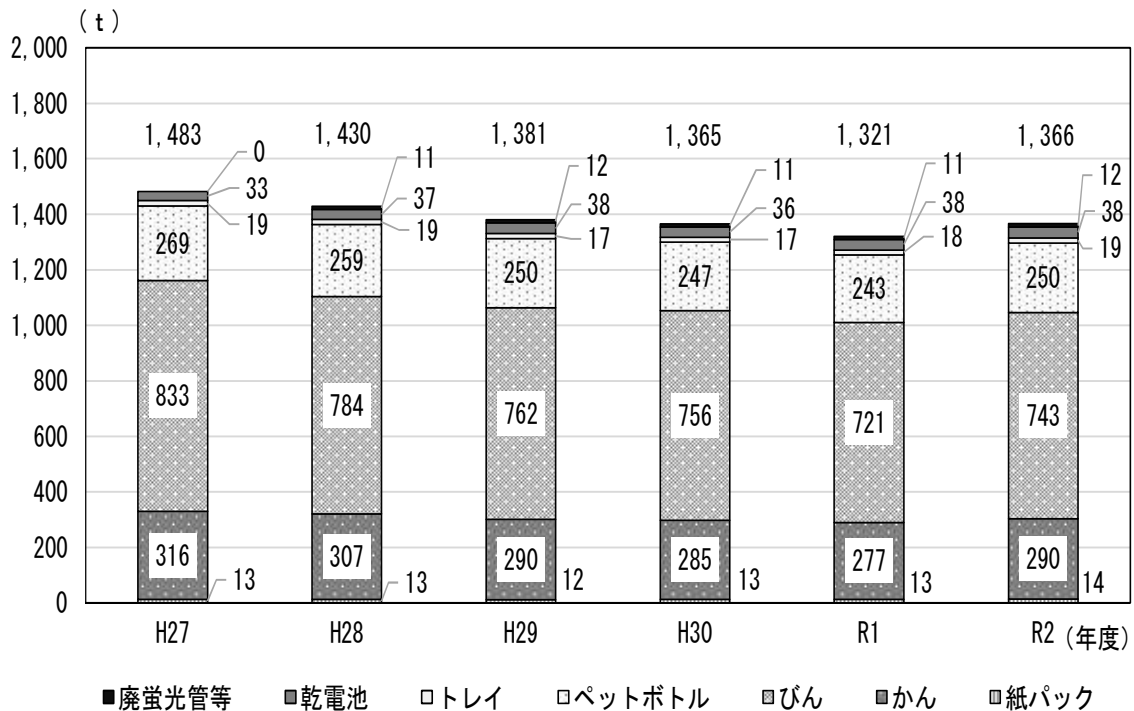


図4-10 資源ごみの分別収集量の推移

カ 中間処理後の資源回収

収集又は直接搬入された不燃ごみ及び粗大ごみは、清掃センター内の粗大ごみ処理施設で破碎処理し、その過程で金属などを回収して資源化しています。

鉄・非鉄金属などの回収は、合理的な方法を検討して実施します。

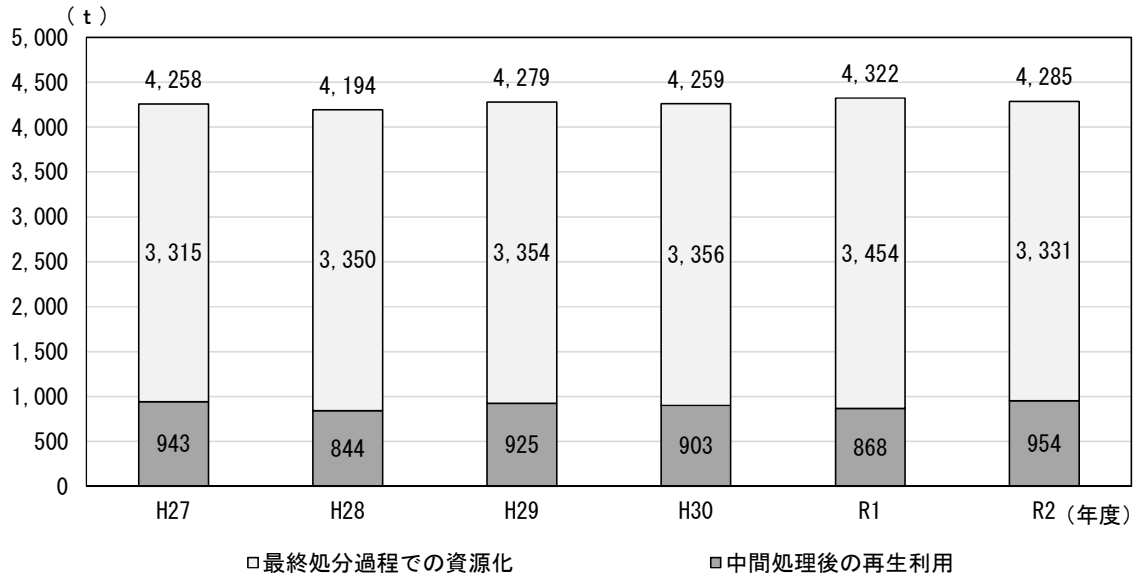


図4-11 中間処理後の資源回収量

キ 資源化量及びリサイクル率の実績

本市の資源化量は、表4-15に示すとおり、集団回収量や市による資源分別収集量が減少傾向にあるため、平成27年度から年々減少してきています。

また、リサイクル率については、約21パーセントで推移しており、令和元年度の実績で見ると本市の21.3パーセントに対し全国平均が19.6パーセント、静岡県平均が18.2パーセントであり、全国平均及び県平均の数値を上回っている状況です。

表4-15 資源化量及びリサイクル率の推移

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量 (t)		45,853	45,128	44,816	44,458	44,097	42,732
資源化量 (t)	集団回収量	2,977	2,840	2,752	2,602	2,586	2,312
	古紙回収ステーション回収量	776	846	820	750	821	828
	廃食用油回収量	3	3	4	3	3	4
	衣類・革類回収量	238	229	246	260	339	353
	市による資源分別収集量	1,483	1,430	1,381	1,365	1,321	1,366
	中間処理後の再生利用量	943	844	925	903	868	954
	最終処分過程での資源化量	3,315	3,350	3,354	3,356	3,454	3,331
計		9,735	9,542	9,482	9,239	9,392	9,148
リサイクル率 (%)	富士宮市	21.2	21.1	21.2	20.8	21.3	21.4
	全国平均	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	—
	静岡県平均	19.2	18.6	18.1	18.4	18.2	—

備考

・リサイクル率＝資源化量合計(t)÷ごみ総排出量(t)×100

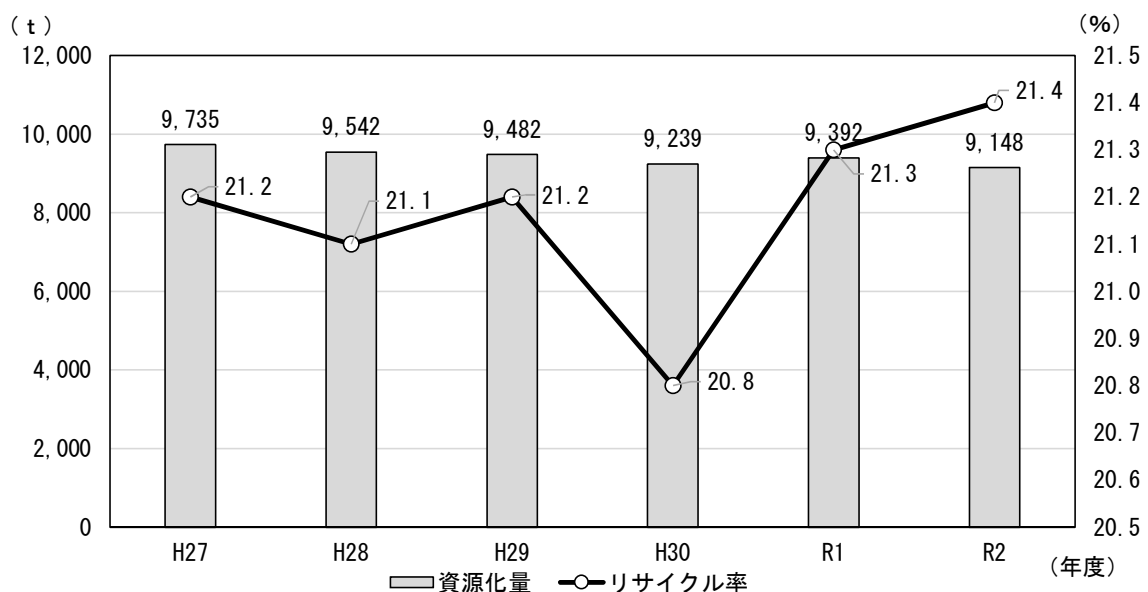


図4-12 資源化量及びリサイクル率の推移

(10) 環境学習などの普及啓発

ア 啓発パンフレット「ごみとわたしたち」の作成及び配布

ごみの減量化及び資源化に関する取組を促進することを目的として、本市のごみの収集から処理までをわかりやすくまとめた啓発パンフレット「ごみとわたしたち」を作成し、市内の小学4年生に配布しています。

イ アース・キッズチャレンジの実施

子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラム「アース・キッズチャレンジ」を、小学校、静岡県地球温暖化防止活動推進センター、静岡県及び市が連携・協力して実施しています。

子どもたちは、ごみ分別ゲームなどのキックオフイベント、チャレンジブックを活用した家庭での取組などを通じて、ごみの分別方法、ごみの削減などについて学んでいます。

ウ 出前講座の開催

富士山まちづくり出前講座として、「ごみゼロ社会を目指そう」及び「目指せ!! 雑がみ分別博士」と題して、ごみ減量化のための本市の取組及びリフューズ、リユース、リサイクル、リデュース、リターン、リカバーの6R*の推進を行っています。

6R*とは

- ・リフューズ・・・レジ袋などの使い捨てプラスチックをことわる
- ・リユース・・・資源を再利用 フリーマーケットなど
- ・リサイクル・・・分別して再び資源として利用
- ・リデュース・・・ごみを増やさない工夫 マイボトル、マイバッグを持つ
- ・リターン・・・ごみの持ち帰り 店舗回収の利用
- ・リカバー・・・清掃活動への参加

(11) ごみ処理に係る経費

ごみ処理に要する経費の推移は、以下のとおりとなっています。

表4-16 ごみ処理経費の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
建設改良費 (千円)	455,310	0	4,644	129,082	192,995	0
処理及び維持管理費 (千円)	1,257,937	1,250,010	1,272,782	1,255,829	1,330,680	1,378,658
人件費 (千円)	182,376	167,144	172,207	163,669	164,257	160,158
処理費 (千円)	288,969	306,574	315,595	284,686	334,877	348,598
車両購入費 (千円)	15,876	0	0	2,984	759	0
委託費 (千円)	770,716	776,292	784,980	804,490	830,787	869,902
その他 (千円)	26,999	25,316	26,074	30,051	26,406	23,894
計 (千円)	1,740,246	1,275,326	1,303,500	1,414,962	1,550,081	1,402,552
市民1人当たりのごみ処理経費 (円)	12,960	9,518	9,779	10,667	11,756	10,722
全国平均 (円)	17,003	17,079	17,256	18,118	16,171	—
静岡県平均 (円)	13,864	14,068	14,609	16,252	14,634	—

備考

・市民1人当たりのごみ処理経費(円) = 総経費(千円) ÷ 人口 × 1,000

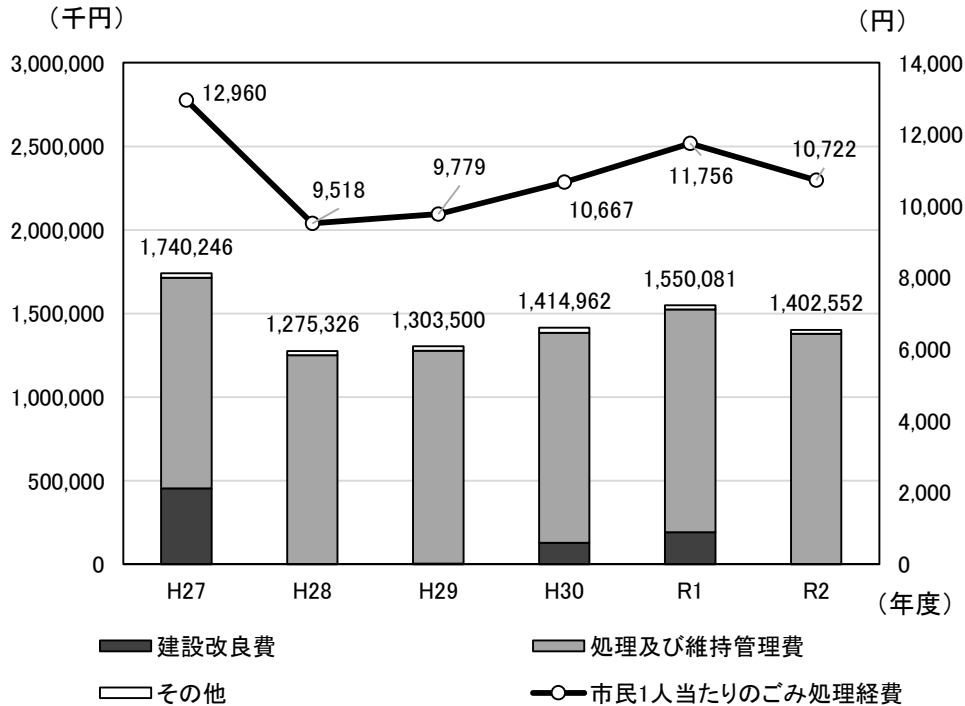


図4-13 ごみ処理経費の推移

(12) ごみ処理における課題

ア 減量化

ごみの更なる排出削減に努める必要があります。

本市は、古紙回収ステーションでの紙類の回収を行っていますが、可燃ごみに含まれる紙類は27.7パーセントと最も多く、また、「富士宮市一般廃棄物処理基本計画アンケート調査結果（市民編）（以下「アンケート調査結果」という。）」においても、雑がみや紙パックを可燃ごみの日に出している人が20パーセント以上います。可燃ごみに含まれるプラスチック類も21.3パーセントと多く、アンケート調査結果でもトレイを可燃ごみの日に出している人が約30パーセントとなっています。紙類やプラスチック類については、分別や使い捨て容器の使用を控えるなど、ごみの減量化のためには、市民や事業者に対しての更なる啓発が必要です。

イ 資源化

新たなリサイクル品目について調査・検討していく必要があります。

国は、第4次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）の中で「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」の要素として「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を掲げ、その取組として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日））を策定し、これに基づく施策を進めています。

また、海洋プラスチックごみ問題については、地球規模での環境汚染が国際的に懸念されていることから、海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議において、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」として策定しています。

本市におけるリサイクル率は、平成27年度から令和2年度までにかけて約21パーセント（表4-15参照）で推移しており、前計画の最終目標値である33.7パーセントは達成できない見込みとなります。要因としては、分別が徹底されていないことや、計画どおり資源化が進まなかったことなどが考えられます。

アンケート調査結果を見ると、特に紙類における雑がみ、紙パックやトレイは、可燃ごみの日に出している人が多いという回答結果から、まだまだ分別収集が必要です。

また、プラスチック類については、「リサイクルのため分別したほうがよい。」という回答が約40パーセントあり、今後、ごみをリサイクルするためには、分別区分の周知徹底や新たな分別品目について検討していく必要があります。

ウ 収集・運搬

市民にとって、より確実に、安全、衛生的な収集・運搬の確保が必要です。

アンケート調査結果では、ごみの分別区分について、「分別区分は今のままでよい」という回答が70パーセント以上を占めました。しかし、現在の分別区分においても、分別徹底がなされていないものも多く、また、ペットボトルなど、収集回数が少ないといった意見が出ているものもあります。

これらの回答から市民の考えを詳細に把握し、分別項目に見合った収集頻度及び排出のしやすさを検討し、より確実に安全かつ衛生的な収集・運搬の仕組みを将来的に確保していくことが必要です。

エ ごみの有料化

家庭ごみの減量化を図るため、家庭ごみの有料化について状況に応じた調査検討していく必要があります。

国では、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきとしています。

しかし、アンケート調査結果では、ごみの有料化について、「導入すべきではない」と及び「どちらかという導入すべきではない」という回答が約70パーセントを占めました。

市では、現在、ごみの減量化の対策として「ごみダイエットプロジェクト」を実施しており、成果が出ていますが、今後ごみの排出量の削減目標が達成できないと予想される場合や処理経費が増大するおそれがある場合には、「指定ごみ袋の料金に賦課する」などの方法も含め、有料化の導入について、慎重に調査検討していく必要があります。

オ 食品ロスの削減

食品ロスの削減の取組や、食品ロス削減推進計画の策定について検討していく必要があります。

アンケート調査結果では、「食品ロス」という言葉については、「聞いたことがあり、言葉の意味を知っている」という回答が最も多く、86.8パーセントありましたが、実際の実施内容については、まだまだ認知されていないため、今後、市民への啓発が必要となります。

また、「食品ロス削減推進計画」の策定に当たっては、国・県の状況を確認し計画の内容について検討していく必要があります。

カ 中間処理

清掃センターを、適正に、できるだけ長期にわたって使用していくとともに、処理施設の在り方についても検討する必要があります。

平成 24 年度から平成 27 年度にかけて基幹的設備改良工事を実施しましたが、施設及び処理設備の老朽化が目立つようになってきました。引き続き安定的な運転を確保するため、延命化対策並びにきめ細やかな維持及び管理を行っていく必要があります。また、基幹改良工事で更新しなかった設備は、更新する必要があります。

清掃センターは、設備の更新を図りながら、目標耐用年数に向けて長寿命化計画に基づき適切な維持管理を実施します。粗大ごみ処理施設は耐震性能が劣っているので、耐震方法の検討と併せて、施設の改修を効率的かつ計画的に実施する必要があります。

市内には、民間の一般廃棄物処理施設が所在するため、様々な方法で適切な資源化を検討する必要があります。

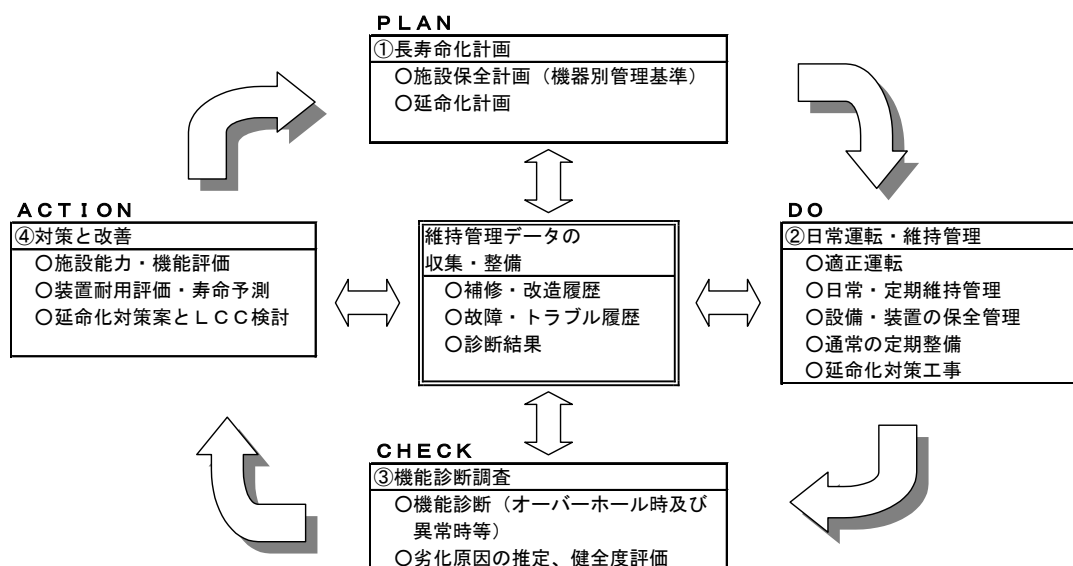


図 4-14 廃棄物処理施設の有効活用と長寿命化の進め方

キ 最終処分

長期の安定した最終処分体制を確立していく必要があります。

現在の最終処分場は、残余容量がひっ迫しているため、ごみの排出量及び焼却量を削減するとともに、焼却灰の委託処理を進めています。しかしながら、一部は埋立処分されているため、いずれは残余容量がなくなってしまいます。

そのため、埋立てによらない更なる焼却灰の委託処理など、最終処分のあり方を検討する必要があります。

ク ごみ処理経費

収集・運搬、中間処理及び最終処分の各工程を改善し、更なる経費節減に努める必要があります。

市民1人当たりのごみ処理経費は、表4-16にあるように、全国平均及び静岡県平均と比較すると低い状況にありますが、資源化の徹底のための新たな分別品目の検討を行う場合には、収集回数の増加などによるごみ処理経費の増加が懸念されます。

このため、ごみ総排出量削減のための各種施策を考慮するとともに、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの全ての段階で費用対効果などについて、慎重に検討を重ねた上でのごみ処理事業の確立が求められます。

ケ 情報提供

一般廃棄物処理に関する様々な情報が、市民から求められています。

アンケート調査結果では、市政に関する情報源として最も活用されているものは「市の広報紙」の52.8パーセントとなっており、次いで「回覧板・掲示板」の20.4パーセントとなっています。「市のホームページ」や「市のSNS」など、デジタル媒体での情報取得は芳しくない状況です。配付物ではない情報媒体は、受取手が能動的に受信する必要があります。情報媒体それぞれが発信するだけでなく、広報紙にQRコードを印字するなど、連携した情報発信が必要です。

コ その他の課題

(ア) 災害ごみ対策

- a 大規模地震などの災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災などにより、短時間で大量の廃棄物が発生します。これらの廃棄物については、発生場所から移動させて一時保管を行い、その後、順次資源の循環利用及び適正処理を進めることが求められます。しかし、これらの災害ごみの一時保管場所が不足しています。
- b 大規模地震などの災害が将来において確実に発生するという視点から、その際の適切な対応に向けた体制を整えておくことが不可欠です。

(イ) 不法投棄対策

市域に含まれる富士山麓には、山林などの人目につかない場所が多く、車でのアクセスも良いことから、廃棄物が不法投棄されやすい環境にあるといえます。

富士山麓からは豊富な地下水が下流側に供給されているため、不法投棄並びにそれによる土壌及び地下水の汚染は、大規模かつ長期にわたる被害をもたらすことが予想されます。

このため、市からの依頼により組織されている富士山麓環境パトロール隊の

パトロールを定期的に行う必要があります。

(ウ) 市で処理を行えないごみ（事業者及び排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ）

市では、家電リサイクル法、資源有効利用促進法などの法制度に基づき処理されるもの、各業界の自主回収品、処理作業に危険を伴うもの及び有害物質を含むものについては、処理を行うことができません。これらについては、収集できないごみ、処理できないごみなどとして、その適正な処理方法と併せてごみ収集日程表などを通じて引き続き周知を図っていく必要があります。

《本市において処理できないごみ》

廃油、塗料、農薬、ガスボンベ、コンクリートガラ、土砂、ガレキ、建設廃材、機械部品、消火器、農機具、自動車部品、タイヤ、バッテリー、バイク、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、リチウムバッテリーを含むもの、フロンガスを含む電化製品

(エ) 高齢者等のごみ出し支援

ごみ出しが困難な高齢者等を対象に、市の福祉部門と連携し、ごみ出し支援などについて検討していく必要があります。

(オ) 一般廃棄物と産業廃棄物の区分

一般廃棄物と産業廃棄物の区分が分かりにくいので、処理先・問合せ先の周知が必要です。

アンケート調査結果においても、本来産業廃棄物であるものを、一般廃棄物として排出しているという回答が一定数見られ、これらは、排出量が少ない家庭のごみとして排出しているものであると考えられます。市は、事業の形態に合わせた適正な排出を啓発する必要があります。

(カ) 事業系ごみの減量化の推進

事業系ごみは、本来、排出者責任の原則に則って事業者自ら処理を行うべきものであるため、今後も事業者に対し、ごみの減量化、資源化及び適正処理についての働きかけが必要です。

アンケート調査結果では、ごみの減量化や資源化を行うことが可能と回答した事業者は 30.9 パーセントとなりました。また、市に求める取組として、「ごみの分別・減量化・リサイクルについての情報提供」が 46.9 パーセントと高くなっており、今後もごみ分別等に関して市からの積極的な情報発信が必要です。

2 ごみ総排出量の予測

(1) 将来人口の予測

本計画における将来人口の予測は、富士宮市人口ビジョンにおける「現状の将来人口推計」を採用しました。

表4-17 将来人口の推移 単位：人

実績		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
	人口	134,274	133,989	133,290	132,651	131,853	130,811

予測		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
	人口	130,256	129,701	129,145	128,590	128,035	126,999

予測		令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年
	人口	125,964	124,928	123,893	122,857	121,665

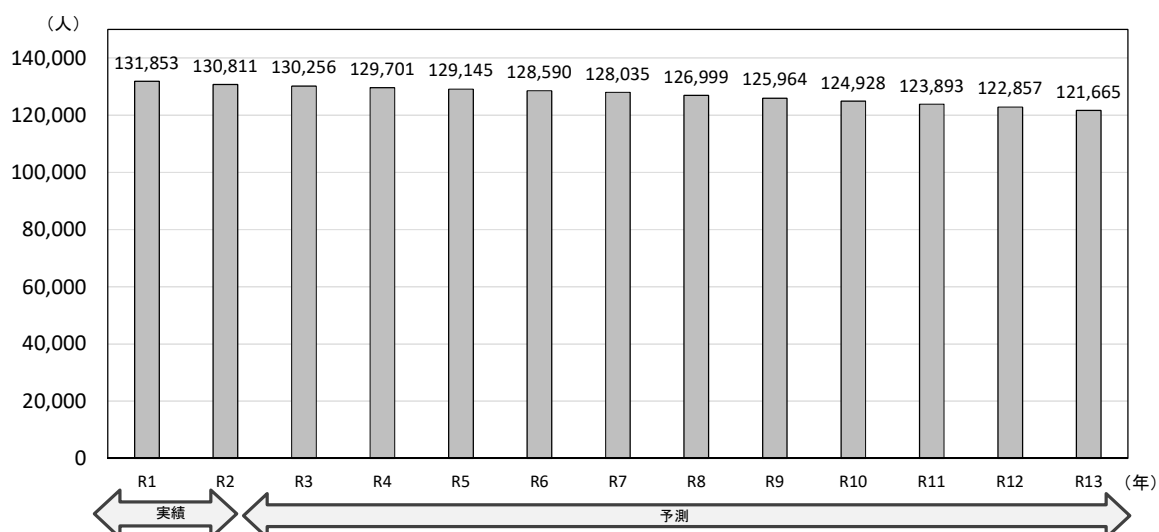


図4-15 将来人口の推移

(2) ごみ総排出量の予測

ごみ総排出量の予測は、過去10年間の1人1日当たりのごみ総排出量の実績を使用し、表4-18の推計式で算出した結果から採用値を選定し、それに当該年度の将来人口を乗じて推計量を求めました。

表4-18 推計式の種類と特徴

推計式の名称	推 計 式	特 徴
一次傾向線	$y=a+b \cdot x$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増加又は減少することから、長期の予測では不自然な傾向となってしまうこともあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
二次傾向線	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減量になる場合などは傾向が極端に出る。
一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$	一次指数式と同様に、徐々に増減率が大きくなっていく式であるが、推計式の特性上、実績値が減少傾向となっている場合には推計結果が得られないことがある。
ルート式	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線の推移を示す場合に用いられる予測式である。
対数式	$y=a+b \cdot \log x$	徐々に増減率が収束していくような推移となる推計式である。長期の予測でも実績値との乖離が少なく、比較的採用しやすい式である。
ロジスティック式	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$	生物の固体数の変化を表すモデルとして考案された式であり、成長曲線とも呼ばれる。一般的に、飽和値 k はその環境下で存在できる最大値を示す定数であり、 y が増加するにつれ、増加率は抑制され、最終的には飽和値に収束していく。

表4-19 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の推計結果

				単位	R1 (実績)	R13 (推計)
ごみ 排出量	家庭系 ごみ	市が収集	可燃ごみ	t	24,499	19,878
			資源ごみ	t	1,321	1,042
			不燃ごみ	t	1,245	1,140
			粗大ごみ	t	202	182
			小計	t	27,267	22,242
		直接搬入	可燃ごみ	t	650	405
			不燃ごみ・粗大ごみ	t	1,772	2,329
			剪定枝	t	89	36
			小計	t	2,511	2,770
		計			t	29,778
	事業系 ごみ	許可業者 が収集	可燃ごみ	t	9,738	9,662
			不燃ごみ・粗大ごみ	t	77	71
			小計	t	9,815	9,733
		直接搬入	可燃ごみ	t	584	443
			不燃ごみ・粗大ごみ	t	108	103
			剪定枝	t	63	0
			小計	t	755	546
計			t	10,570	10,279	
合計			t	40,348	35,291	
集団回収量				t	2,586	1,723
古紙回収ステーション回収量				t	821	486
廃食用油回収量				t	3	2
衣類・革類回収量				t	339	530
ごみ総排出量				t	44,097	38,032
1人1日 当たりの 排出量	家庭系ごみ排出量			g	617	562
	ごみ総排出量			g	914	854

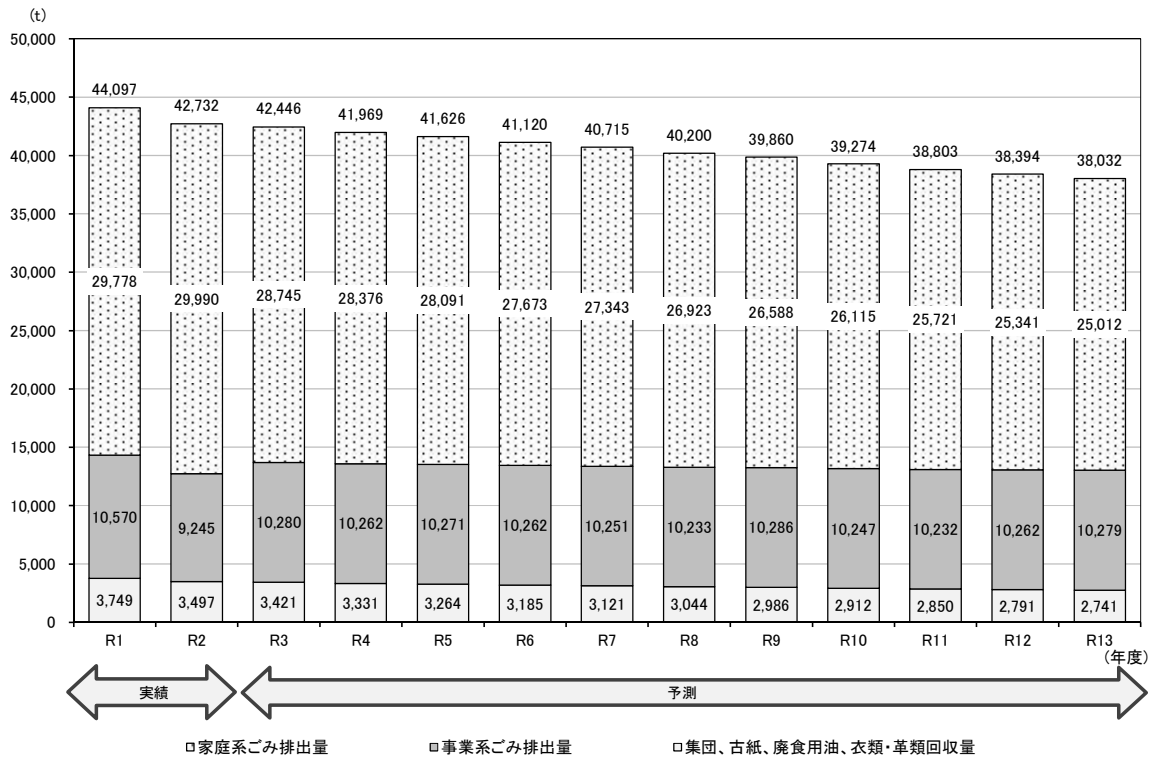


図4-16 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の推移

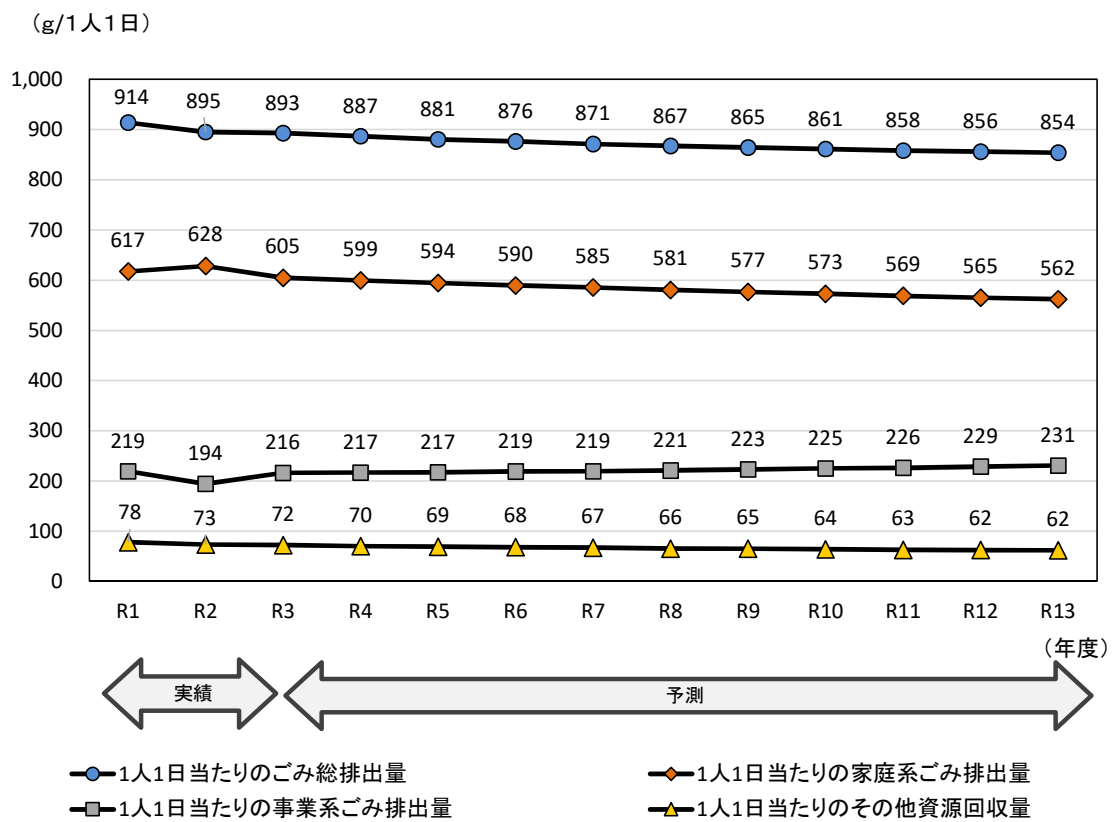


図4-17 現状のまま推移した場合の1人1日当たりのごみ総排出量の推移

3 ごみ処理基本計画の体系

(1) 基本理念

計画の基本理念

資源循環を推進する環境にやさしいまち

大量生産・大量消費の暮らしは、有限な資源の消費、地球温暖化、自然環境の破壊など、様々な問題を引き起こしています。

本計画では、環境への負荷を低減するために、市民、事業者及び行政が協働し、ごみの発生・排出の抑制、再使用の推進及び資源化の徹底に取り組み、環境にやさしい循環型社会を構築するために、「資源循環を推進する環境にやさしいまち」を基本理念とし、各種の取組を推進します。

(2) 基本方針

基本方針1

ごみの減量化・資源循環の推進

ごみ排出量削減のため、市民及び事業者に対し、発生・排出抑制（リデュース）及び再使用（リユース）のための取組を啓発し、ごみを出さない社会づくりを推進します。

また、再生利用（リサイクル）のため、排出段階での分別の取組についても啓発し、資源循環を進めます。

基本方針2

ごみ処理対策の推進

市は、ごみの排出から収集運搬、中間処理、資源化、最終処分までの適正な処理を進めていきます。

そのため、ごみの発生量や質に合わせて、適正な廃棄物処理を行うための、実施方法や維持管理、長期計画等の体制の整備を進めます。

基本方針3

市民・事業者・行政の協働

循環型社会の実現には、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じて取り組んでいかなければなりません。

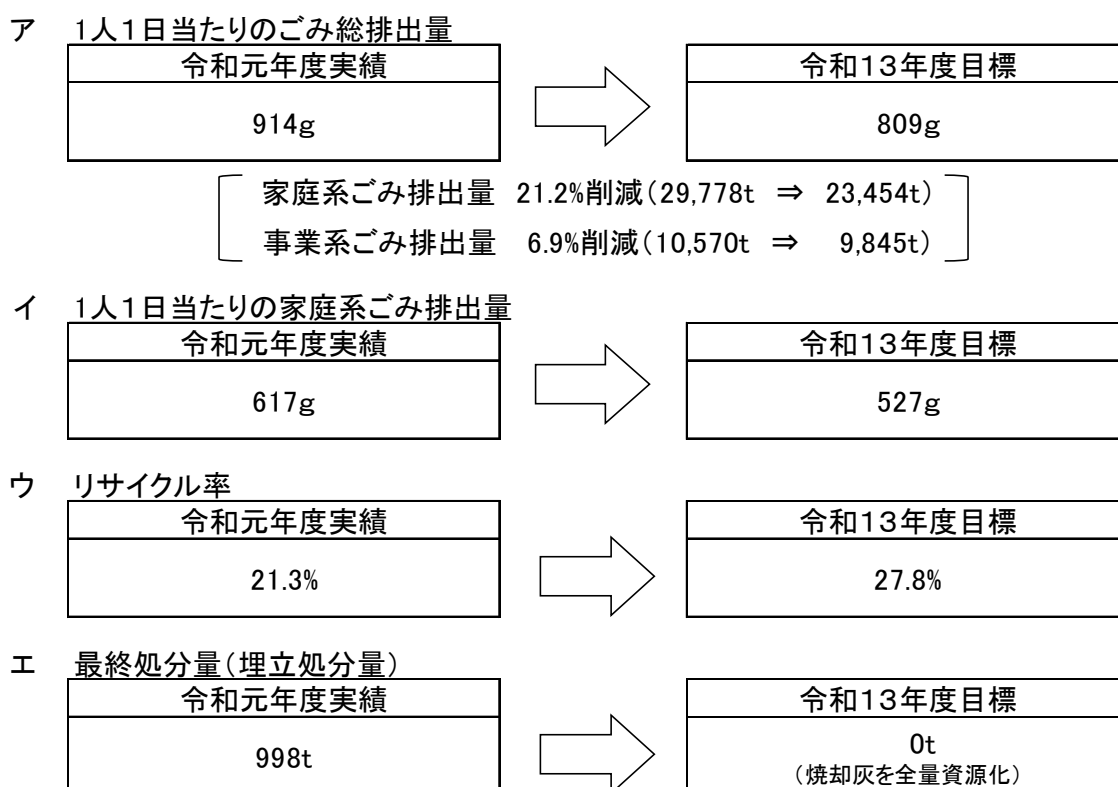
そこで、行政がその責務を果たすのはもちろんのこと、市民一人一人及び各事業者が、それぞれの役割及び責任を果たすために行動するとともに、それぞれの能力及び特性をいかし、協働して「資源循環を推進する環境にやさしいまち」を目指します。

(3) 数値目標

現状のまま推移した場合の令和13年度のごみ総排出量は38,032トン、リサイクル率は20.4パーセントになると推計されます。

しかし、更なるごみの減量化を推進するため、本計画の中では、施策としてごみダイエットプロジェクトの取組の強化、令和6年度からプラスチックごみの資源回収、焼却灰の委託割合の引き上げを見込んでおります。

これらの施策を実施することで現状のままの推移からごみ総排出量は1,992トンの削減、リサイクル率は7.4パーセントの増加になると推計されるため、数値目標として、ごみ総排出量は36,040トン、(1人1日当たりのごみ総排出量809グラム)、リサイクル率は27.8パーセントと設定しました。



(4) 目標を達成した場合のごみ総排出量、資源化量及びリサイクル率の推移

表4-20 目標を達成した場合のごみ総排出量の推計結果

		単位	R1 (実績)	R13 (推計)		
ごみ 排出量	家庭系 ごみ	市が収集	可燃ごみ	t	24,499	16,583
			資源ごみ	t	1,321	2,779
			不燃ごみ	t	1,245	1,140
			粗大ごみ	t	202	182
			小計	t	27,267	20,684
		直接搬入	可燃ごみ	t	650	405
			不燃ごみ・粗大ごみ	t	1,772	2,329
			剪定枝	t	89	36
			小計	t	2,511	2,770
		計		t	29,778	23,454
	事業系 ごみ	許可業者 が収集	可燃ごみ	t	9,738	9,228
			不燃ごみ・粗大ごみ	t	77	71
			小計	t	9,815	9,299
		直接搬入	可燃ごみ	t	584	443
			不燃ごみ・粗大ごみ	t	108	103
			剪定枝	t	63	0
			小計	t	755	546
		計		t	10,570	9,845
		合計		t	40,348	33,299
		集団回収量		t	2,586	1,723
古紙回収ステーション回収量		t	821	486		
廃食用油回収量		t	3	2		
衣類・革類回収量		t	339	530		
ごみ総排出量		t	44,097	36,040		
1人1日 当たりの 排出量	家庭系ごみ排出量	g	617	527		
	ごみ総排出量	g	914	809		

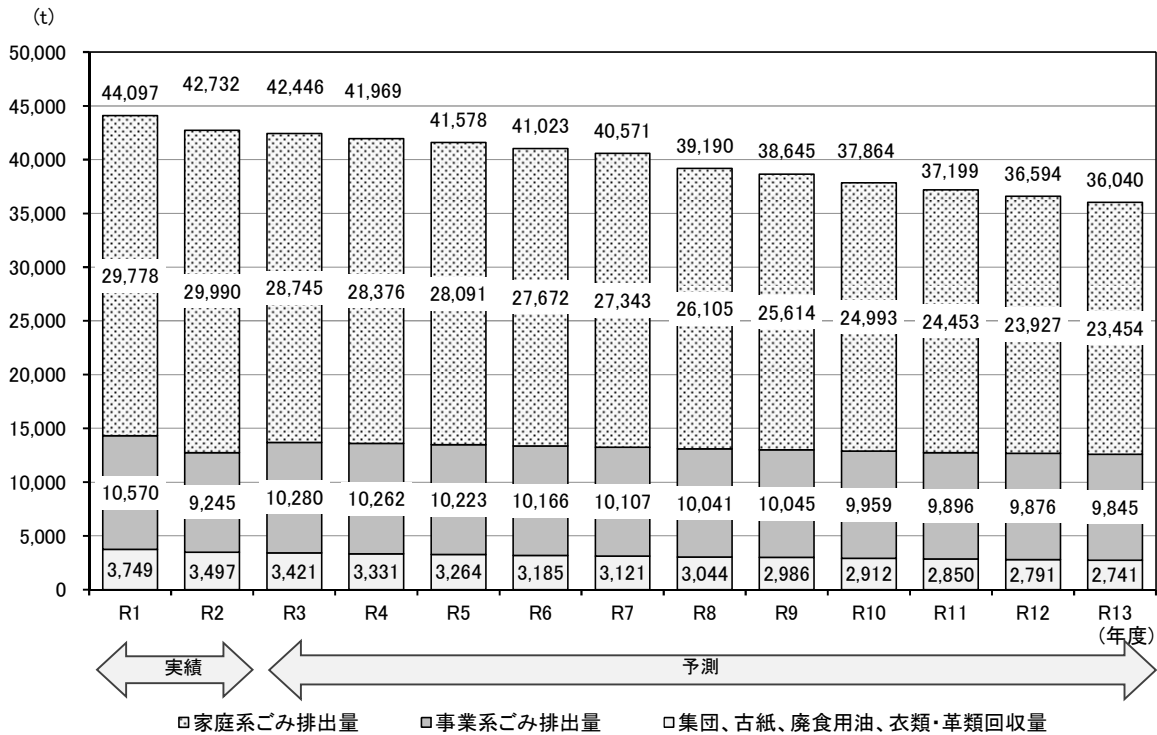


図4-18 目標を達成した場合のごみ総排出量の推移

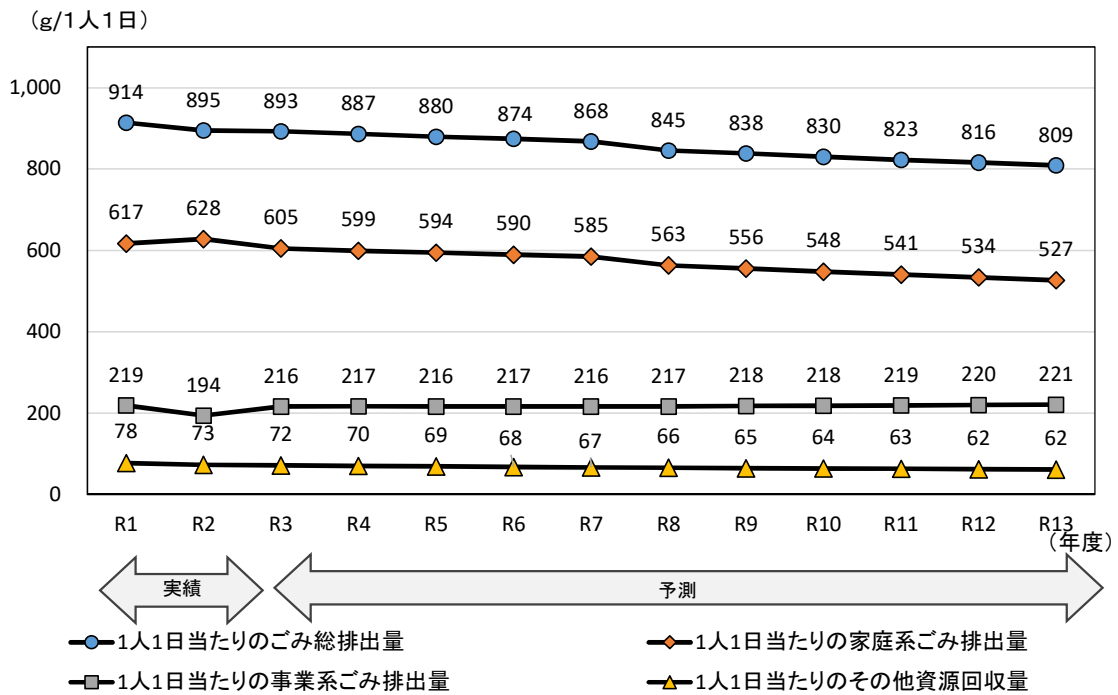


図4-19 目標を達成した場合の1人1日当たりのごみ総排出量の推移

表4-21 目標を達成した場合の資源化量及びリサイクル率の推計結果

		R1 (実績)	R13 (推計)
ごみ総排出量(t)		44,097	36,040
資源化量 (t)	集団回収量	2,586	1,723
	古紙回収ステーション回収量	821	486
	廃食用油回収量	3	2
	衣類・革類回収量	339	530
	市による資源分別収集量	1,321	2,779
	中間処理後の再生利用量	868	967
	最終処分過程での資源化量	3,454	3,547
	計	9,392	10,034
リサイクル率(%)		21.3	27.8

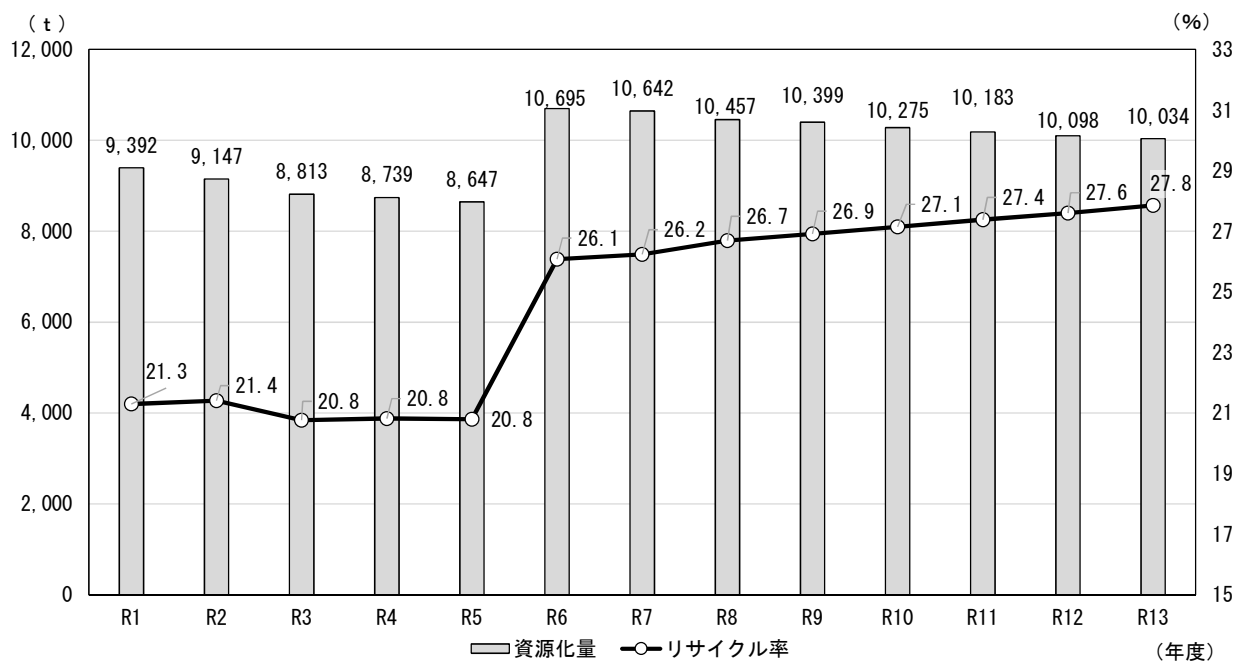


図4-20 目標を達成した場合の資源化量及びリサイクル率の推移

表4-22 目標を達成した場合の最終処分量の推計結果 単位：t

			R 1 (実績)	R 1 3 (推計)
処分 の 方法	最終処分 (埋立)	自区内	998	0
		外部委託	0	0
	最終処分 過程での 資源化	焼却灰の資源化 (外部委託)	3,379	3,489
		最終処分前の資源回収	75	58
	計		4,452	3,547

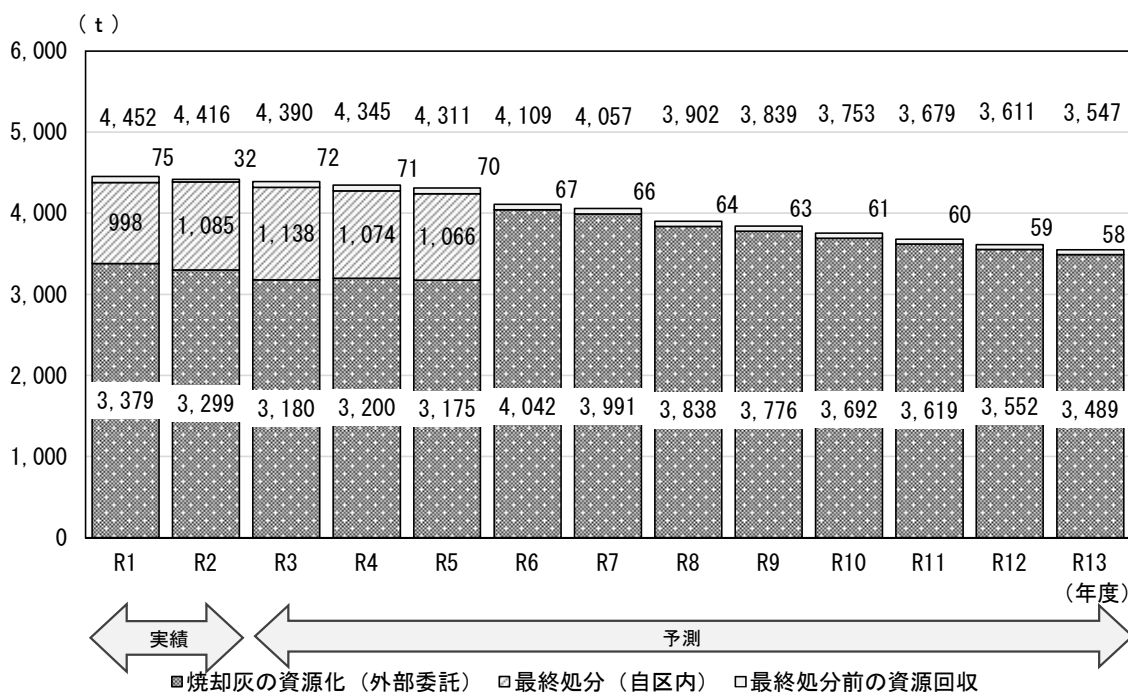


図4-21 目標を達成した場合の最終処分量の推移

表4-23 目標を達成した場合の最終処分量の推計結果 (年度別) 単位：t

		実績		将来見込み										
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
最終処分 (埋立)	自区内	998	1,085	1,138	1,074	1,066	0	0	0	0	0	0	0	0
	外部委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
最終処分 過程での 資源化	焼却灰の資源化 (外部委託)	3,379	3,299	3,180	3,200	3,175	4,042	3,991	3,838	3,776	3,692	3,619	3,552	3,489
	最終処分前の 資源回収	75	32	72	71	70	67	66	64	63	61	60	59	58
計		4,452	4,416	4,390	4,345	4,311	4,109	4,057	3,902	3,839	3,753	3,679	3,611	3,547

※令和6年度より焼却灰の全量委託を実施

(5) 目標を達成した場合のごみ処理フロー図及び処理量

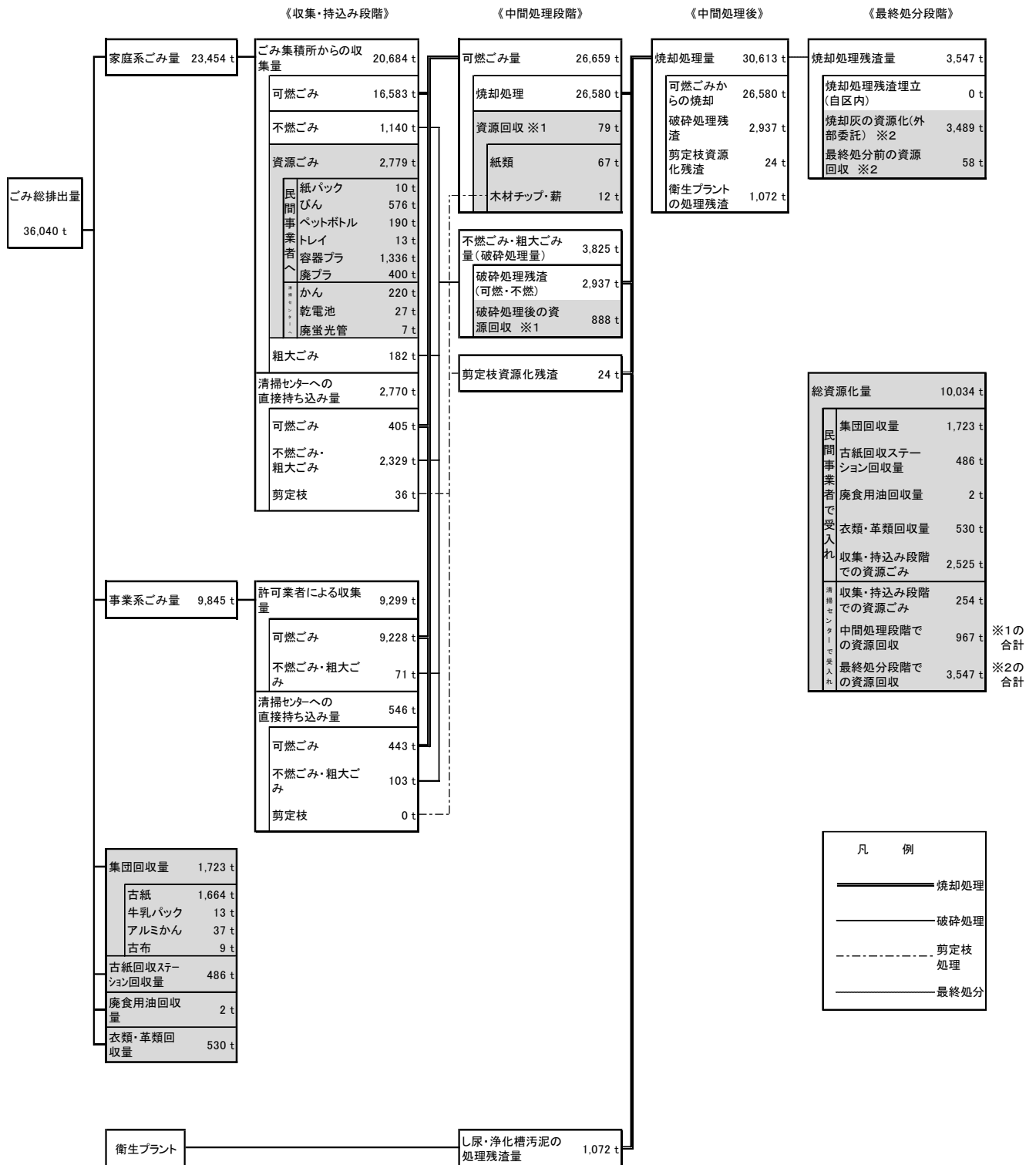


図4-22 令和13年度における目標を達成した場合のごみ処理・処分量

4 目標実現のための施策

(1) 基本方針—基本施策—各施策

【基本理念】	資源循環を推進する環境にやさしいまち		
【基本方針】	1 ごみの減量化・資源循環の推進	2 ごみ処理対策の推進	3 市民・事業者・行政の協働
【計画の目標】	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの排出量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりのごみ総排出量を令和元年度実績より11.5%削減する。 (家庭系ごみ排出量を21.2%削減する。事業系ごみ排出量を6.9%削減する。) ●リサイクル率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率を27.8%にする。 ●最終処分量の極小化 <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分量(埋立処分量)を令和元年度実績より100%削減する。 		
【基本施策】	ア ごみの発生・排出の抑制と再使用の推進 イ 資源化(リサイクル)の徹底	ア 適正な処理の推進 イ 適正な処分の推進	ア 情報の共有 イ 協働の場づくり
【各施策】	ア ごみの発生・排出の抑制と再使用の推進 (ア) 発生・排出の抑制と再使用が可能な環境づくり (イ) ごみの減量化の推進 (ウ) 事業系ごみ対策の推進 (エ) ごみの有料化の検討 (オ) 食品ロス削減の推進 イ 資源化(リサイクル)の徹底 (ア) 資源ごみの分別収集の継続 (イ) 古紙の資源化の推進 (ウ) 剪定枝・廃食用油の資源化及び衣類・革類の再使用 (エ) 集団回収の推進 (オ) 事業者が自主的に行うリサイクル活動への支援 (カ) 中間処理における資源回収の推進 (キ) 焼却灰の資源化 (ク) 資源化に向けた新たな分別品目の検討	ア 適正な処理の推進 (ア) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 (イ) ごみ集積所の適正な維持管理 (ウ) 収集・運搬の体制と方法 (エ) 高齢者等のごみ出し支援の検討・実施 (オ) 市で処理を行えないごみ(事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物の適正処理)の周知徹底 (カ) 在宅医療廃棄物の適正な処理 (キ) 中間処理の体制と方法 (ク) 中間処理施設の調査研究 (ケ) ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画の検討 (コ) その他ごみの適正な処理に関し必要な事項 イ 適正な処分の推進 (ア) 最終処分の体制と方法 (イ) 最終処分の調査研究	ア 情報の共有 (ア) 情報を全ての人に届ける (イ) パンフレット・啓発冊子の作成・配布 (ウ) イベント開催時における広報・啓発の実施 (エ) 出前講座の開催 イ 協働の場づくり (ア) ごみ減量化等推進市民懇話会の活用 (イ) 環境美化推進委員との連携 (ウ) 清掃運動の実施と市民の参加促進 (エ) アダプトプログラムの継続実施 (オ) 表彰制度の継続 (カ) 様々な場と機会を通じた環境学習の継続・推進

図4-23 ごみ処理に関する施策体系



基本方針1	ごみの減量化・資源循環の推進
基本施策	ア ごみの発生・排出の抑制と再使用の推進 イ 資源化（リサイクル）の徹底

ごみの減量化や資源循環を推進するためには、ごみの発生・排出の抑制と再使用が十分に行われることが重要です。

そのため、市では、できるだけごみが出ない環境の定着に向けて、リフューズ、リユース、リサイクル、リデュース、リターン、リカバーの6Rを推進していきます。

また、市民についてはごみの発生の少ないライフスタイルを、各事業者については事業活動への変革を促すことで、ごみの発生・排出抑制の推進を図ります。

さらに、継続して資源の循環利用を進めるために、リサイクル率の向上や適正な分別の徹底により、資源化（リサイクル）の推進を図ります。

基本施策－各施策

ア ごみの発生・排出の抑制と再使用の推進

(ア) 発生・排出の抑制と再使用が可能な環境づくり

○ 環境にやさしい商品購入の促進

エコマーク認定商品の購入など、環境に配慮した商品の選択購入を市が率先して行い、環境にやさしい商品の普及を促進します。

○ 不用品リサイクルバンクによる不用品などの再使用の推進

現在、市が行っている不用品リサイクルバンクを継続するとともに、市民が行うフリーマーケットやバザーについて、広報紙、ホームページなどを通じて情報を発信します。

○ イベントでのごみ削減の推進

イベント開催時に発生するごみを削減するため、参加事業者に対し、資源ごみの分別とイベント内での再使用可能な食器類の利用促進を啓発します。

○ ごみの発生・排出の抑制と再使用に配慮したライフスタイルへの転換推進

市民に対しては、マイバッグの利用を促進し、買い物の際にごみになるものを受け取らない習慣や、使い捨て商品の購入を抑制し、長期間使用できる商品を選択していただくように啓発していきます。

また、販売店に対しては、包装の簡素化や、資源化（リサイクル）が容易な商品の取扱いなどについて協力していただけるように啓発していきます。

○ 市庁舎などにおける率先した取組の推進

市では、本庁舎をはじめとする各施設において、環境方針に基づいて廃棄物の減量化、資源化、エコマーク認定商品の購入など、地球環境保全活動に取り組んでいます。今後も他の事業所のモデルとなるよう、これらの取組を推進していきます。

また、市内小中学校においては、地球にやさしい学校活動に基づいて、校内のごみの減量化及びリサイクル活動に取り組んでいます。今後も引き続きこの取組を推進します。

(イ) ごみの減量化の推進

○ ごみの分別徹底の周知啓発

雑がみ、紙パック、トレイ等の資源ごみについては、市民や事業者へ分別排出の徹底の周知啓発を図り、ごみの減量化に努めます。

○ 生ごみの水切り推奨

生ごみは水分を多く含み、水切りを徹底することで減量することができるため、広報紙、ホームページ、イベントなどを通じて水切り徹底の普及を進めます。

○ 生ごみの処理方法の検討

生ごみの処理方法について情報提供を行うほか、堆肥化や生ごみの減量化についての調査及び研究を行います。

○ 地域や学校単位での生ごみ処理の検討

自宅での生ごみの処理が困難な家庭が多い地域について、地域単位又は学校単位での生ごみの処理手法の検討を行います。

○ その他ごみ減量化に関する情報収集と普及

他自治体で進められているごみ減量化の先進事例の調査及び研究を行い、効果的な手法を積極的に取り入れていきます。

(ウ) 事業系ごみ対策の推進

○ 事業者処理責任の徹底

事業系ごみは、排出者責任の原則に基づき、啓発活動を行い、減量化や資源化、適正処理などの徹底を図ります。

○ 区域外からのごみ搬入の未然防止

自ら出したごみは自ら処理処分する「自区内処理の原則」を守るため、展開調査などを実施し、区域外からのごみ搬入の未然防止を図ります。

○ 家庭系ごみのごみ集積所への事業系ごみの混入対策の推進

家庭系ごみのごみ集積所に事業系ごみが出された場合には、収集は行わず、排出者が判明した場合には適正処理を指示することで、ごみ集積所への排出防止を図ります。

- 一般廃棄物収集・運搬許可の適正な審査
許可については、事業者から提出された申請書類に基づき、その計画や事業内容が適正かどうか審査し、判断します。
- 産業廃棄物の搬入の防止及び適正処理の指導
清掃センターに事業系ごみが搬入された際は、聴き取りや検査等により、産業廃棄物の搬入防止、適正処理の指導を行います。
- 多量排出事業者に対する啓発指導
多量排出事業者に対して、ごみの搬入計画書又は減量計画書の提出を指導します。
- 収集・運搬許可業者に対する指導
収集・運搬許可業者が搬入するごみを抜き打ち検査し、産業廃棄物の混入などについて調査を行います。ルールが守られていない場合には受入れを停止するなど管理強化及び指導を行い、また、排出者に対しても啓発文書を渡すなどの指導を行います。
- 事業者の自主的な取組に対する支援
ISO14001又はエコアクション21を取得しようとする事業者を支援し、その普及を推進します。

(工) ごみの有料化の検討

- 家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化、受益者負担の明確化などの観点から、家庭系ごみの有料化を検討します。しかし、処理手数料の徴収は、市民に対して負担を強いることになるため、「市指定ごみ袋の料金に賦課する」などの方法も含め、国等の動向を見ながら慎重に検討を行います。
なお、清掃センターへ直接搬入されるごみの受入れについては、処理が困難な物もあるため、公平性の観点から、各種の有料化を検討します。
- 事業系ごみの処理手数料の見直し
事業者に対してごみ処理に関する適正な負担を求めするため、事業系ごみの処理手数料の見直しを行います。

(オ) 食品ロス削減の推進

令和元年度に国から「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示されたことに伴い、「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減のための取組を市民及び事業者にも周知啓発していきます。

イ 資源化（リサイクル）の徹底

（ア）資源ごみの分別収集の継続

- 資源ごみの分別排出の徹底

現在実施している資源ごみの分別収集を継続するとともに、情報提供及び普及啓発を通じて分別排出の徹底を推進します。

- 具体的な分別マニュアルの更新と配布

具体的な物品名及び分別項目の対応表などを記載した分別マニュアルを更新します。この分別マニュアルは、市民が必要なときに参照できるよう、ホームページなど、様々な媒体を通じて公開します。

（イ）古紙の資源化の推進

- 古紙回収ステーション事業の推進

古紙回収ステーションの利用促進に向け、資源化業者と協力して雑がみなどの回収を市民に周知するとともにより一層の普及を進めます。

- 清掃センターへの搬入時の検査

搬入されるごみに古紙が多く含まれていた場合、搬入者に対しリサイクルの啓発を行います。

（ウ）剪定枝・廃食用油の資源化及び衣類・革類の再使用

- 剪定枝の回収と資源化の推進

剪定枝を受入れし、選別・加工後、薪・チップの材料として市民に提供します。

- 廃食用油の資源としての回収促進

家庭から排出される廃食用油の資源化について、その回収及び資源化を促進します。

- 衣類・革類の再使用の推進

家庭から排出される衣類・革類を回収し、リユース（再使用）を推進します。

（エ）集団回収の推進

- 集団回収への奨励制度の継続

自治会、子供会、PTAなどによる資源回収事業を支援するため、集団回収実施団体への奨励金交付を継続するとともに、様々な地域のグループに資源回収に参加していただけるように働き掛けをします。

（オ）事業者が自主的に行うリサイクル活動への支援

- 資源回収店舗の周知

店頭で資源回収を実施している店舗及び回収品目を、ホームページなどに掲載し、市民への啓発を図ります。

- 事業者による自主的資源回収システムづくりへの支援
オフィスから発生する古紙や段ボールなどを、事業者が自主的に資源回収する仕組みづくりを支援します。

(カ) 中間処理における資源回収の推進

- 可燃ごみからの資源回収
清掃センターで可燃ごみを受入れ時に、段ボールや衣類などの資源が確認された場合は、回収します。
- 不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収
不燃ごみ及び粗大ごみを破碎処理する際は、事前に資源化が可能な金属などを回収するとともに、家電リサイクル法の対象とならない小型家電は、選別して委託処理を行い、非鉄金属などを資源化します。
- 最終処分前の資源回収
焼却灰は、最終処分を行う前に再度選別作業を行い金属などの資源を回収します。また、処理残渣についても資源回収の可能性を検討していきます。いずれの場合も、費用対効果を見ながら最適な方法を検討していきます。

(キ) 焼却灰の資源化

最終処分場の延命化及び資源の循環利用を促進するため、外部委託による焼却灰の資源化を行っていきます。また、最終処分場の埋立残余容量を確保します。なお、当該資源化は、費用対効果とリスク分散を考慮し最適な方法を検討していきます。

(ク) 資源化に向けた新たな分別品目の検討

- 新たな分別品目の検討
資源化の徹底を図るため、国等の動向も勘案しながら、新たに資源化できる分別品目の追加を検討していきます。
- 排出実態に応じたごみ組成調査の実施
ごみ集積所に出されたごみの組成を調査し、排出されたごみの性状、燃えるごみに混入している資源の割合などの実態を把握し、調査結果を基に、より効果的な減量化及び資源化対策の検討に活用します。
- ごみの減量化や資源化に関する先進事例の調査
ごみの減量化施策の先進事例の調査及び研究を行い、より効果的な減量化及び資源化の手法を積極的に取り入れていきます。

表4-24 市民・事業者・行政の主な取組内容

主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい商品購入の促進 ○不用品リサイクルバンクによる不用品などの再使用の推進 ○イベントでのごみ削減の推進 ○ごみの発生・排出の抑制と再使用に配慮したライフスタイルへの転換推進 ○市庁舎などにおける率先した取組の推進 ○ごみの分別徹底の周知啓発 ○生ごみの水切り推奨 ○生ごみの処理方法の検討 ○地域や学校単位での生ごみ処理の検討 ○その他ごみ減量化に関する情報収集と普及 ○家庭系ごみのごみ集積所への事業系ごみの混入対策の推進 ○産業廃棄物の搬入の防止及び適正処理の指導 ○多量排出事業者に対する啓発指導 ○収集・運搬許可業者に対する指導 ○事業者の自主的な取組に対する支援 ○家庭系ごみの有料化の検討 ○事業系ごみの処理手数料の見直し ○資源ごみの分別排出の徹底 ○具体的な分別マニュアルの更新と配布 ○古紙回収ステーション事業の推進 ○剪定枝の回収と資源化の推進 ○廃食用油の資源としての回収促進 ○集団回収への奨励制度の継続 ○資源回収店舗の周知 ○事業者による自主的資源回収システムづくりへの支援 ○可燃ごみからの資源回収 ○不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収 ○焼却灰の資源化 ○新たな分別品目の検討 ○排出実態に応じたごみ組成調査の実施 ○ごみの減量化や資源化に関する先進事例の調査 ●事業者処理責任の徹底 ●区域外からのごみ搬入の未然防止 ●一般廃棄物収集・運搬許可の適正な審査 ●食品ロス削減の推進 ●清掃センターへの搬入時の検査 ●衣類・革類の再使用の推進 ●最終処分前の資源回収

●の項目は、今回の計画から新たに追加された項目です。(既に実施している取組も含まれます。)

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい商品の購入 ○不用品リサイクルバンクの活用 ○参加したイベントでのごみの排出抑制 ○ごみの発生・排出の抑制と再使用に配慮したライフスタイルへの転換 ○ごみの分別排出の徹底 ○生ごみの水切りの徹底 ○古紙回収ステーション事業への協力 ○廃食用油の資源回収事業への協力 ○集団回収への参加 ●食品ロスの削減 ●衣類・革類回収事業への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい商品の開発・製造・販売 ○ごみ削減に配慮したイベントの開催・参加 ○包装の簡素化 ○店舗での資源回収の実施 ○自主的資源回収の実施 ○ごみの分別排出の徹底 ●事業系ごみ及び産業廃棄物の適正排出の徹底 ●食品ロスの削減

●の項目は、今回の計画から新たに追加された項目です。(既に実施している取組も含まれます。)




ごみダイエットプロジェクトとは

清掃センターに搬入されるごみを削減するため、市民、事業者及び行政が協働で取り組んでいるごみの減量化と資源化を推進するプロジェクトです。平成28年度から行っており、これまで毎年度、着実に成果を挙げてきています。

令和元年度からは、月毎に「古紙・雑がみの分別」、「生ごみの水キリ」、「食材の使いキリ」などの重点取組を設けて、年間を通して市民、事業者に周知・啓発を行っています。

*これまでの主な取組

- ・ごみ削減の啓発キャンペーンの実施
- ・清掃センターへの搬入量が多い事業者を訪問し、ごみの削減の呼びかけ
- ・エコクッキング講座の実施
- ・ふじのみや3010運動の啓発
- ・商店街への啓発タペストリーの掲示
- ・広報、ホームページ等による周知・啓発





基本方針2 ごみ処理対策の推進

- 基本施策 ア 適正な処理の推進
イ 適正な処分の推進

ごみの処理や、資源化の仕組みについての安定性の確保を図るとともに、高齢者等のごみ出し支援について検討します。

また、適正なごみ処理を効率的かつ経済的に進めます。

基本施策一各施策

ア 適正な処理の推進

(ア) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

○ 資源ごみの分別収集の継続

現在実施している資源ごみ（紙パック、トレイ、ペットボトル、かん、びん、乾電池及び水銀使用製品）の分別収集を継続します。

○ 新たな分別区分の検討

新たに資源ごみとして追加する品目としては、プラスチック製品、紙おむつ、生ごみ等が考えられ、分別品目として追加を検討する際には、民間事業者との連携が不可欠となります。検討に当たっては、収集・運搬の経費や資源化の経費の増大なども考慮し、費用対効果を評価した上で実施を判断します。

なお、分別区分の追加を行う際には、十分な周知期間を設け、市民が排出する際に混乱が生じないように努めます。

表4-25 新たに分別品目として検討していくごみの種類

項目		内容
資源ごみ	紙おむつ	紙おむつ
	生ごみ	野菜くず、食べ残しなど
	プラスチック製容器包装	軟質・硬質(容器包装[プラマーク]のあるもの) ペットボトルキャップ等
	プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品	軟質・硬質(容器包装[プラマーク]のないもの)

(イ) ごみ集積所の適正な維持管理

○ 広報紙やホームページによる排出ルールの啓発

ごみ排出モラルの向上に向けて、排出ルールの啓発を広報紙及びホームページにより行い、引き続き自治会の協力も得ながらルールの徹底を図ります。また、単身世帯が多いマンション、アパートなどは、管理会社を通じて排出指導を徹底します。

○ ごみ集積所の管理についての指導

自治会及び環境美化推進委員と連携し、ごみ集積所への適正なごみの排出や、ごみ集積所の衛生管理についての指導を実施します。

(ウ) 収集・運搬の体制と方法

○ ごみの種類ごと（家庭系ごみ及び事業系ごみ）の収集・運搬体制

家庭系ごみは、市が委託する収集・運搬事業者による収集・運搬、事業系ごみは市が許可した収集・運搬許可業者による収集・運搬を基本とします。また、排出者による処理施設への自己搬入も継続します。

○ 委託業者と協議しての住民ニーズに応じた収集・運搬機材整備

新たに家庭系ごみの分別品目を追加した場合は、住民ニーズの多様化に対応できるように、委託業者と協議して収集・運搬機材などを整備し、市民に負担の少ない収集・運搬体制を確保します。

(エ) 高齢者等のごみ出し支援の検討・実施

ごみ集積所へのごみ出しに困っている高齢者等を対象に、関係部署・関係団体と連携し、支援方法を検討・実施していきます。

(オ) 市で処理を行えないごみ（事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物の適正処理）の周知徹底

市では、家電リサイクル法、資源有効利用促進法などの法制度に基づき処理されるもの、各業界の自主回収品（消火器、二次電池など）のほか、処理作業に危険を伴うもの、有害物質を含むもの、清掃センターの焼却炉及び粗大ごみ処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与えるものについては、処理を行うことができません。これらについては、市で処理を行えないごみとし、一般廃棄物処理実施計画の中で規定します。また、関係機関などと協力し、これらのごみが適正に処理されるよう周知徹底及び啓発を行っていきます。

(カ) 在宅医療廃棄物の適正な処理

在宅医療廃棄物は、収集作業員への感染を防止するため、医療機関と連携を図り、適正な処理を推進します。

(キ) 中間処理の体制と方法

○ 可燃ごみの処理

可燃ごみは、清掃センターで焼却処理を行います。

引き続き、焼却に伴う熱エネルギーを回収し、清掃センター内で冷暖房及び給湯に利用するほか、余熱は近接する入浴施設「富士山天母の湯」にも供給します。

焼却炉については、ごみ処理量の減量化を進めることにより炉の負荷を減らします。また、焼却施設の新設には莫大な財政負担を伴うため、適正な運転管理及び延命化対策を講じることにより、現有施設の長期的かつ安定的な利用を図ります。

○ 民間の一般廃棄物処理施設活用の検討

高度で経済的な資源化を実現するため、より高性能な設備を備えた、民間の一般廃棄物処理施設の活用の検討を行います。

○ 不燃ごみ・粗大ごみの処理

不燃ごみ及び粗大ごみは、清掃センター内にある粗大ごみ処理施設で破碎及び選別処理を行います。回収された金属類は資源化し、破碎処理残渣は清掃センターで焼却処理します。

○ 資源ごみ及び中間処理後の資源回収

資源ごみ及び中間処理後回収した資源は、それぞれ専門の資源化業者に委託することで適正に資源化を行います。特に、非鉄金属の回収を検討していきます。

表4-26 中間処理施設での計画処理量

単位：t

	R1（実績）	R13（推計）
焼却処理量	39,133	30,581
可燃ごみからの焼却	35,363	26,556
破碎処理残渣	2,644	2,937
衛生プラントの処理残渣	1,034	1,065
不燃ごみ・粗大ごみ破碎処理量	3,404	3,825
破碎処理残渣（可燃）	2,554	2,806
破碎処理残渣（不燃）	90	131
破碎処理後の資源回収	760	888

(ク) 中間処理施設の調査研究

現施設の長寿命化・延命化を基本として、中間処理施設に関する最先端技術を調査研究していきます。

エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設、ごみ燃料化施設、メタンガス化施設、エタノール製造施設などの最先端技術を取り入れた施設について、技術革新・事業・採算性などの情報収集を行います。

(ケ) ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画の検討

「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づいて、広域化・施設集約化の検討を行います。広域化で処理する場合、ごみ処理の方向性が近いことが必要なので、分別・区分等を見直す場合は、近隣他市町との比較検討を行っていきます。

(コ) その他ごみの適正な処理に関し必要な事項

○ 不法投棄対策

不法投棄を監視するため、市からの依頼により組織された富士山麓環境パトロール隊による不法投棄パトロールや環境美化推進委員による巡視を継続して実施します。

また、市民及び事業者に対しては、不法投棄発見時の通報について協力を働きかけます。

不法投棄のおそれがある土地に対しては、土地の所有者に、侵入防止柵の設置など不法投棄防止に向けた対策を呼び掛けるとともに、市が作製した看板を配布します。

なお、不法投棄された廃棄物については、排出者が不明の場合には、土地の所有者に対して適正な処理の指導を行い、場合に応じて必要な措置及び支援を講じます。

○ 事業系ごみの減量化・資源化の促進

事業者は、自らの責任において、ごみそのものを発生させない製品の販売や、製品や容器が再使用・再利用されやすいような仕組みの整備、販売した商品の使用後の自主回収などに努め、市は、事業者に対し、拡大生産者責任の徹底を働きかけます。

- 事業系ごみの自己処理責任の徹底
事業系ごみは排出者責任の原則に基づき、事業者自らが処理や減量化を行うべきものであることから、自己処理・減量化の取組を働きかけます。
- 一般廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物の規定
清掃センターで処理する産業廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画の中で規定します。
- 災害時対策
地震又は風水害などの自然災害の発生により、一時的に大量に排出されるごみの処理については、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の確保について、関係事業者及び関係団体との協力体制を確立していくとともに、衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、富士宮市地域防災計画で定めた「災害応急対策計画」や「富士宮市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正な対応を図ります。
また、近隣市町において自然災害などが発生し、当該市町からごみ処理についての要請があった場合は、被災地域の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力の見地から、ごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入れ及びその適正処理を実施します。
同様に、適正な処理が困難な状況が生じた場合は、近隣市町に対してごみ処理の要請を行い、衛生的な生活環境の確保に努めます。

イ 適正な処分の推進

(ア) 最終処分の体制と方法

清掃センターで生じた焼却灰の処分は、外部委託による資源化と最終処分場で埋め立てる方法があります。

しかし、最終処分場の埋立残余容量がひっ迫していることから、埋立量を最小限に留めて処分場は延命化し、安定的な処分体制を維持するため外部委託による資源化を進めていきます。

なお、外部委託する際には、委託先を複数化するなどリスク分散を図るとともに、地震等の災害や想定困難なリスクに備えて、最終処分場の埋立残余容量を確保します。

(イ) 最終処分の調査研究

現処分場の延命化を基本とし、最終処分のあり方について、掘り起こし等の処分場を再生する取組や処分方法の最先端技術、他市町の先進事例を調査研究していきます。

表4-27 市民・事業者・行政の主な取組内容

主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみの分別収集の継続 ○新たな分別区分の検討 ○広報紙やホームページによる排出ルールの啓発 ○ごみ集積所の管理についての指導 ○ごみの種類ごと（家庭系ごみ及び事業系ごみ）の収集・運搬体制 ○委託業者と協議しての住民ニーズに応じた収集・運搬機材整備 ○市で処理を行えないごみ（事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物）の周知徹底 ○在宅医療廃棄物の適正な処理 ○可燃ごみの処理 ○不燃ごみ・粗大ごみの処理 ○資源ごみ及び中間処理後の資源回収 ○中間処理施設の調査研究 ○不法投棄対策 ○災害時対策 ○最終処分の体制と方法 ○最終処分の調査研究 ●高齢者等のごみ出し支援の検討・実施 ●民間の一般廃棄物処理施設活用 の検討 ●ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画の検討 ●事業系ごみの減量化・資源化の促進 ●事業系ごみの自己処理責任の徹底 ●一般廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物の規定
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみの分別排出の徹底 ○ごみ集積所の維持管理 ○市で処理を行えないごみ（事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物）の適正な処理 ○在宅医療廃棄物の適正な処理 ○不法投棄対策への協力 ●高齢者等のごみ出し支援への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみの分別排出の徹底 ○市で処理を行えないごみ（事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物）の対応 ○在宅医療廃棄物の適正な処理への協力 ○資源ごみ及び中間処理後の資源回収の実施 ○不法投棄対策への協力 ○災害時におけるごみ処理の協力 ●民間の一般廃棄物処理施設を活用したごみの資源化への協力 ●事業系ごみの減量化・資源化の促進 ●事業系ごみの自己処理責任の徹底

●の項目は、今回の計画から新たに追加された項目です。（既に実施している取組も含まれます。）



基本方針3 市民・事業者・行政の協働

基本施策 ア 情報の共有

イ 協働の場づくり

市民、事業者及び行政が役割を分担し、協働で取り組んでいくためには、その取組を支える基盤が構築されていることが重要です。ごみの減量化及び資源化の循環利用に係る市民及び事業者の自主的な活動を把握し、情報の共有、協働の場づくりなど、循環型のまちづくりを支える基盤づくりを推進します。

基本施策一各施策

ア 情報の共有

(ア) 情報を全ての人に届ける

- 情報の受け手に応じた手法による情報提供の実施

広報紙、ホームページ、SNSなどを通じて市民のごみ問題に対する意識の啓発に努め、意識が具体的な行動に結びつくような情報提供を行います。

これらの情報提供に当たっては、情報媒体の選択、情報発信の回数などにおいて、全ての市民に必要な情報が行き渡るよう留意します。

- 事業者への情報提供

商工会議所などの事業者団体を通じて事業者に情報提供を行い、ごみの排出ルール、ごみの減量化及び資源化に関する普及啓発を進めます。

- 地域への情報提供

環境衛生自治推進協会及び環境美化推進委員を通じて、地域住民に市が進める取組及びその効果並びに地域活動への支援制度などの情報提供を行います。

(イ) パンフレット・啓発冊子の作成・配布

市民に、ごみ問題及び環境問題の実情を知ってもらい、減量化及び資源化を呼び掛けるとともに、ごみを出さない暮らし及びリサイクルの実践に役立つ情報を盛り込んだパンフレットなどを作成し、配布します。

(ウ) イベント開催時における広報・啓発の実施

市内で開かれるイベントに参加し、ごみに関する広報ブースの出店、パンフレットの配布などを実施します。

(エ) 出前講座の開催

普及啓発活動の実効性を確保するためには、文字による情報伝達だけではなく、お互いの顔が見えるコミュニケーションが重要です。

富士山まちづくり出前講座を実施し、地域に根差した普及啓発活動を推進します。

イ 協働の場づくり

(ア) ごみ減量化等推進市民懇話会の活用

市は、一般廃棄物処理実施計画や実績等について、市民及び事業者から意見をいただくため、必要に応じてごみ減量化等推進市民懇話会を開催します。

(イ) 環境美化推進委員との連携

地域における環境美化活動など、地域を中心とした環境活動の活性化のため、環境美化推進委員との連携を進めます。

(ウ) 清掃運動の実施と市民の参加促進

地域における道路、河川敷などの清掃活動を、環境衛生自治推進協会と連携して実施するとともに、活動への市民参加の促進を図ります。

(エ) アダプトプログラムの継続実施

道路、公園、河川など、市民が利用する公共の場所の清掃活動などを、市民又は事業者がボランティアにより行う仕組みとして、アダプトプログラムを継続して実施していきます。

(オ) 表彰制度の継続

ごみの減量化、資源化や環境美化活動に関連して、特に優秀な取組を行った市民、市民団体又は事業者に対して表彰を行います。

(カ) 様々な場と機会を通じた環境学習の継続・推進

○ 学校教育を通じた環境学習の強化

小中学生を対象として、環境に関する出前講座又はリサイクル施設訪問学習を行い、総合学習とも連携して、環境に配慮し行動する意識の高揚を図ります。

○ 地域などでの環境体験学習の実施

地域単位での施設見学会の開催など、環境への理解を深め、意識を行動へと結びつけるための一般市民を対象とした環境体験学習を実施します。

表4-28 市民・事業者・行政の主な取組内容

主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の受け手に応じた手法による情報提供の実施 ○事業者への情報提供 ○地域への情報提供 ○パンフレット・啓発冊子の作成・配布 ○イベント開催時における広報・啓発の実施 ○出前講座の開催 ○ごみ減量化等推進市民懇話会の活用 ○環境美化推進委員との連携 ○清掃運動の実施と市民の参加促進 ○アダプトプログラムの継続実施 ○表彰制度の継続 ○学校教育を通じた環境学習の強化 ○地域などでの環境体験学習の実施
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの減量化や資源化に関する情報の収集 ○イベントへの参加 ○出前講座への参加 ○ごみ減量化等推進市民懇話会への参加 ○環境美化推進委員への協力 ○清掃運動への参加 ○アダプトプログラムへの参加 ○地域などでの環境体験学習への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの減量化や資源化に関する情報の収集 ○イベントへの参加及び協力 ○ごみ減量化等推進市民懇話会への参加 ○自社周辺における清掃活動の実施 ○アダプトプログラムへの参加

(2) 各施策とSDGsターゲットとの関係性

本計画の各施策とSDGsターゲットとの関係性は、以下のとおりです。

基本方針1 ごみの減量化・資源循環の推進

目標	ターゲット
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ並びに文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p> <p>12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質及び廃棄物の大気、水及び土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民及び市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

基本方針2 ごみ処理対策の推進

目標	ターゲット
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくる</p>	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.6 2030年までに、大気、水及び海洋の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質及び廃棄物の大気、水及び土壌への放出を大幅に削減する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>


基本方針3 市民・事業者・行政の協働

目標	ターゲット
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ並びに文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10.4 税制、賃金及び社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

(3) 施策の取組スケジュール

基本方針1 ごみの減量化・資源循環の推進



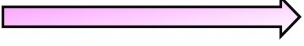








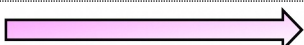

施策	前期 (R4~R8)	後期 (R9~R13)
ア ごみの発生・排出の抑制と再使用の推進		
(ア) 発生・排出の抑制と再使用が可能な環境づくり		
・環境にやさしい商品購入の促進	継続	
・不用品リサイクルバンクによる不用品などの再使用の推進	継続	
・イベントでのごみ削減の推進	継続	
・ごみの発生・排出の抑制と再使用に配慮したライフスタイルへの転換推進	継続	
・市庁舎などにおける率先した取組の推進	継続	
(イ) ごみの減量化の推進		
・ごみの分別徹底の周知啓発	継続強化	
・生ごみの水切り推奨	継続強化	
・生ごみの処理方法の検討	継続	
・地域や学校単位での生ごみ処理の検討	継続	
・その他ごみ減量化に関する情報収集と普及	継続	
(ウ) 事業系ごみ対策の推進		
・事業者処理責任の徹底	継続強化	
・区域外からのごみ搬入の未然防止	継続	
・家庭系ごみのごみ集積所への事業系ごみの混入対策の推進	継続強化	
・一般廃棄物収集・運搬許可の適正な審査	継続	
・産業廃棄物の搬入の防止及び適正処理の指導	継続強化	
・多量排出事業者に対する啓発指導	継続強化	
・収集・運搬許可業者に対する指導	継続強化	
・事業者の自主的な取組に対する支援	継続	
(エ) ごみの有料化の検討		
・家庭系ごみの有料化の検討	検討	
・事業系ごみの処理手数料の見直し	継続	
(オ) 食品ロス削減の推進	継続強化	

施策	前期 (R4~R8)	後期 (R9~R13)
イ 資源化（リサイクル）の徹底		
(ア) 資源ごみの分別収集の継続		
・資源ごみの分別排出の徹底	継続強化	
・具体的な分別マニュアルの更新と配布	継続	
(イ) 古紙の資源化の推進		
・古紙回収ステーション事業の推進	継続	
・清掃センターへの搬入時の検査	継続強化	
(ウ) 剪定枝・廃食用油の資源化及び衣類・革類の再使用		
・剪定枝の回収と資源化の推進	継続	
・廃食用油の資源としての回収促進	継続	
・衣類・革類の再使用の推進	継続	
(エ) 集団回収の推進		
・集団回収への奨励制度の継続	継続	
(オ) 事業者が自主的に行うリサイクル活動への支援		
・資源回収店舗の周知	継続	
・事業者による自主的資源回収システムづくりへの支援	継続	
(カ) 中間処理における資源回収の推進		
・可燃ごみからの資源回収	継続	
・不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収	継続強化	
・最終処分前の資源回収	検討	
(キ) 焼却灰の資源化	継続	
(ク) 資源化に向けた新たな分別品目の検討		
・新たな分別品目の検討	検討実施	
・排出実態に応じたごみ組成調査の実施	継続	
・ごみの減量化や資源化に関する先進事例の調査	継続	

基本方針2 ごみ処理対策の推進

施策	前期 (R4~R8)	後期 (R9~R13)
ア 適正な処理の推進		
(ア) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分		
・資源ごみの分別収集の継続	継続	
・新たな分別区分の検討	検討実施	
(イ) ごみ集積所の適正な維持管理		
・広報紙やホームページによる排出ルールの啓発	継続	
・ごみ集積所の管理についての指導	継続	
(ウ) 収集・運搬の体制と方法		
・ごみの種類ごとの収集・運搬体制	継続	
・委託業者と協議しての住民ニーズに応じた収集・運搬機材整備	継続	
(エ) 高齢者等のごみ出し支援の検討・実施	検討実施	
(オ) 市で処理を行えないごみの周知徹底	継続	
(カ) 在宅医療廃棄物の適正な処理	継続	
(キ) 中間処理の体制と方法		
・可燃ごみの処理	継続	
・民間の一般廃棄物処理施設活用の検討	検討	
・不燃ごみ・粗大ごみの処理	継続	
・資源ごみ及び中間処理後の資源回収	継続強化	
(ク) 中間処理施設の調査研究	検討	
(ケ) ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画の検討	検討	
(コ) その他ごみの適正な処理に関し必要な事項		
・不法投棄対策	継続	
・事業系ごみの減量化・資源化の促進	継続	
・事業系ごみの自己処理責任の徹底	継続強化	
・一般廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物の規定	検討実施	
・災害時対策	継続	
イ 適正な処分の推進		
(ア) 最終処分の体制と方法	実施	
(イ) 最終処分の調査研究	検討	

基本方針3 市民・事業者・行政の協働

施策	前期 (R4~R8)	後期 (R9~R13)
ア 情報の共有		
(ア) 情報を全ての人に届ける		
・情報の受け手に応じた手法による情報提供の実施	継続	
・事業者への情報提供	継続	
・地域への情報提供	継続	
(イ) パンフレット・啓発冊子の作成・配布	継続	
(ウ) イベント開催時における広報・啓発の実施	継続	
(エ) 出前講座の開催	継続	
イ 協働の場づくり		
(ア) ごみ減量化等推進市民懇話会の活用	継続	
(イ) 環境美化推進委員との連携	継続	
(ウ) 清掃運動の実施と市民の参加促進	継続強化	
(エ) アダプトプログラムの継続実施	継続	
(オ) 表彰制度の継続	継続	
(カ) 様々な場と機会を通じた環境学習の継続・推進		
・学校教育を通じた環境学習の強化	継続強化	
・地域などでの環境体験学習の実施	継続	

第5章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現況及び課題

(1) 生活排水の処理体系

本市における生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理体系は、図5-1のとおりです。

生活排水は、くみ取り、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設又は公共下水道のいずれかの形態で処理されています。

衛生プラントでは、くみ取り便所から集められたし尿並びに単独処理浄化槽、合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設から集められた汚泥を処理しています。

また、公共下水道に接続している家庭からの生活排水は、星山浄化センターで処理を行っています。

しかし、くみ取り及び単独処理浄化槽においては、生活雑排水は付近の水路や河川に未処理のまま放流されています。

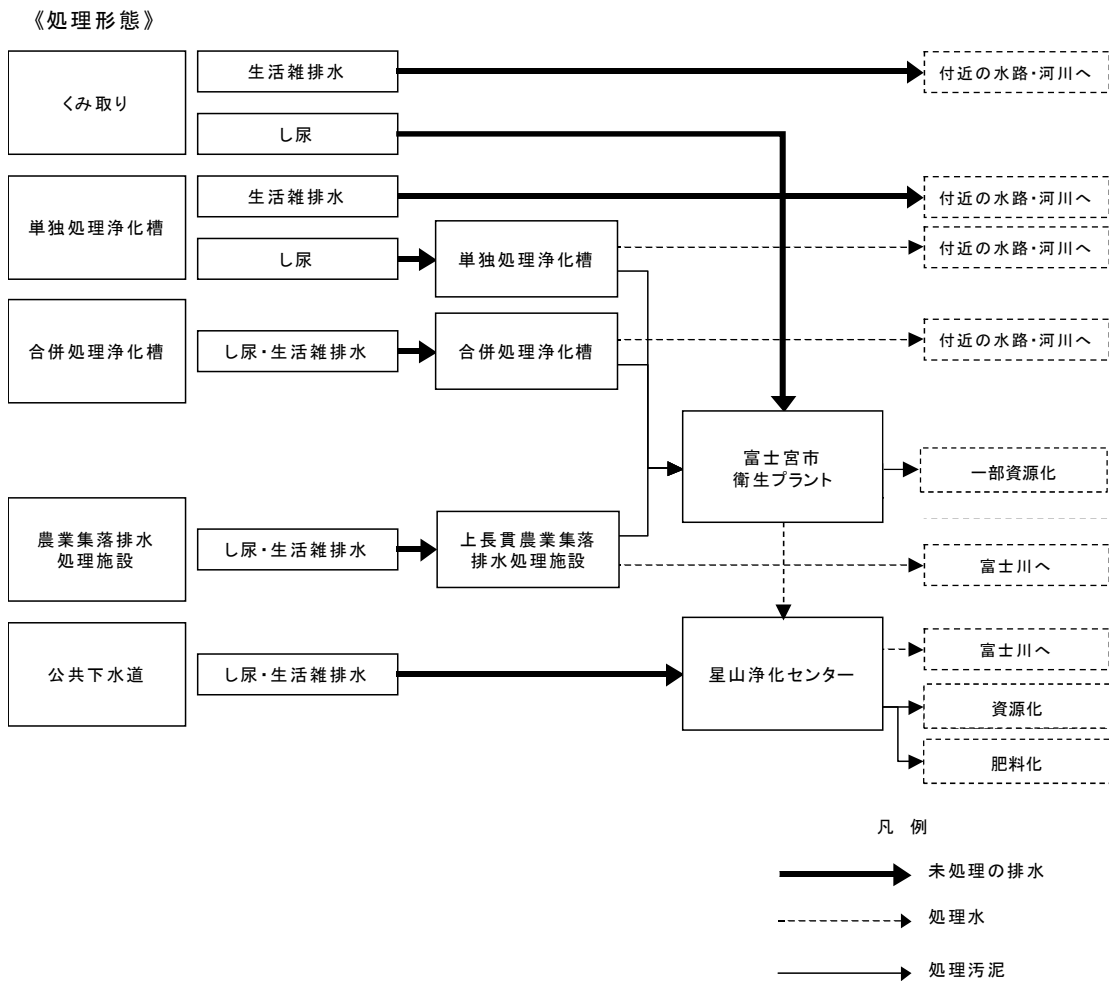


図5-1 生活排水の処理体系

(2) 生活排水処理形態別人口及び処理量の推移

生活排水の処理形態別人口では、公共下水道の普及及び合併処理浄化槽の利用が進んだことで、生活排水処理人口が増加してきています。

表5-1 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口	134,274	133,989	133,290	132,651	131,853	130,811
生活排水処理人口	79,947	81,323	83,261	83,881	84,475	86,883
公共下水道	61,468	61,937	62,784	63,014	63,233	62,590
合併処理浄化槽	18,342	19,232	20,328	20,723	21,112	24,167
農業集落排水処理施設	137	154	149	144	130	126
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	50,742	49,191	47,066	46,089	44,793	41,389
非水洗化人口 (くみ取り)	3,585	3,475	2,963	2,681	2,585	2,539
生活排水処理率 (%)	59.5	60.7	62.5	63.2	64.1	66.4

備考・生活排水処理率(%)=生活排水処理人口÷行政区域内人口×100

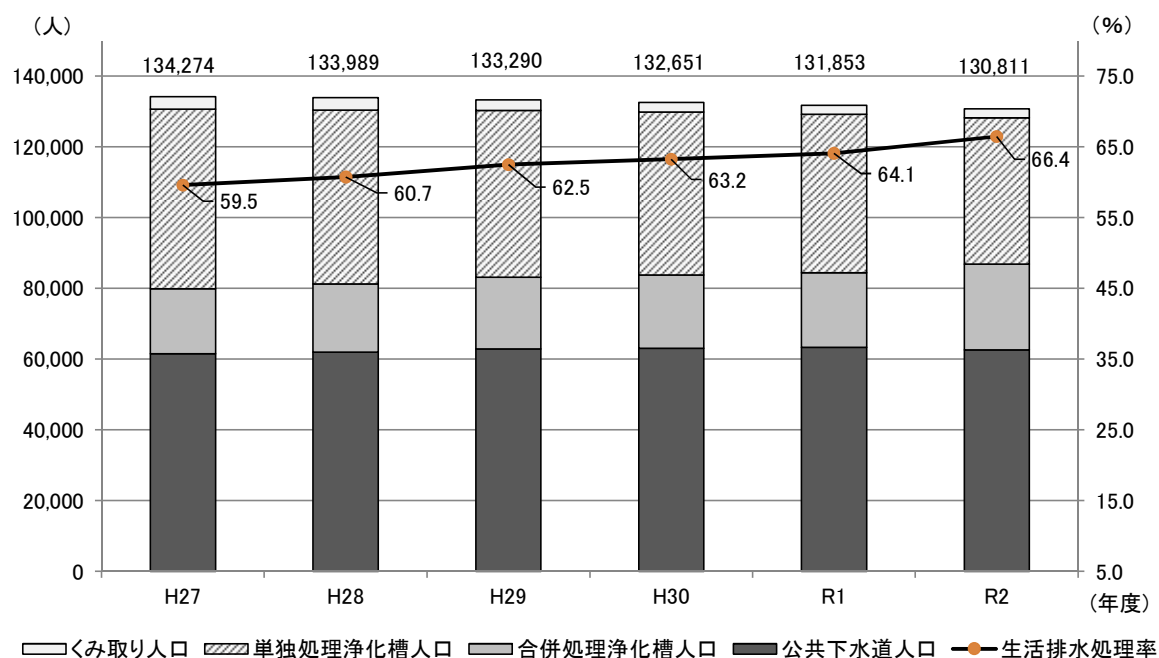


図5-2 生活排水処理形態別人口の推移

(3) 処理施設の整備状況

ア 公共下水道の整備状況

昭和45年に着手した公共下水道事業は、現在、静岡県奥駿河湾流域別下水道整備総合計画との整合を図りながら、令和12年度を目標年度とする富士宮市公共下水道事業全体計画に基づいて事業を進めています。

公共下水道の計画の概要を表5-2、星山浄化センターの概要を表5-3、整備状況の推移を表5-4にそれぞれ示します。なお、令和2年度末の普及率(※1)は54.1パーセント、整備率(※2)は54.6パーセントです。

※1 普及率(%)=処理区域内人口÷市の人口(外国人人口を含む)×100

※2 整備率(%)=処理区域面積÷計画処理面積×100

表5-2 富士宮市公共下水道事業全体計画の概要

計画目標年次	令和12年度
計画処理面積	2,747.5ha
計画区域内人口	86,300人

表5-3 星山浄化センターの概要

施設の名称	星山浄化センター	
所在地	富士宮市星山770-1	
処理方式	汚水	標準活性汚泥法
	汚泥	濃縮→機械脱水→資源化
処理能力	58,400 m ³ /日最大	
竣工年度	昭和56年度	
放流水質	項目	規制値
	pH	5.8~8.6
	BOD (mg/l)	15以下
	SS (mg/l)	19以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下
放流先	富士川	
敷地面積	32,400m ²	

表5-4 公共下水道の整備状況

	管渠(汚水管)埋設延長(km)	処理区域面積(ha)	処理区域内人口(人)
H27	312.92	1,450.74	69,795
H28	314.40	1,457.91	69,962
H29	316.19	1,471.51	70,254
H30	318.32	1,484.04	71,254
R1	320.01	1,494.40	71,223
R2	320.90	1,499.57	70,756

イ 農業集落排水処理施設の状況

富士宮市長貴に上長貴農業集落排水処理施設があり、周辺の集落から排出される生活排水の処理を行っています。

処理人数などの実績は表5-5に示すとおりです。

表5-5 農業集落排水処理施設による処理世帯数及び人口の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
世帯数 (戸)	43	44	43	43	42	43
人口(人)	137	154	149	144	130	126

ウ し尿・浄化槽汚泥の処理施設の状況

収集されたし尿・浄化槽汚泥の処理を行う衛生プラントの概要は表5-6に示すとおりです。

表5-6 衛生プラントの概要

施設名称	衛生プラント	
所在地	富士宮市星山 757	
処理能力	150kℓ/日 (し尿 75kℓ/日、浄化槽汚泥 75kℓ/日)	
処理方式	主処理：高負荷脱窒素処理 汚泥処理：濃縮→機械脱水→一部資源化	
竣工年度	昭和 63 年度	
プロセス用水	地下水	
放流水質	項目	基準値
	pH	5.0~9.0 未満
	BOD (mg/ℓ)	600 未満
	SS (mg/ℓ)	600 未満
	n-ヘキサン (鉱油類含有量) (mg/ℓ)	5 以下
	n-ヘキサン (動植物油脂類含有量) (mg/ℓ)	30 以下
放流先	星山浄化センター	
敷地面積	6,100m ²	

工 合併処理浄化槽の設置状況

合併処理浄化槽設置補助制度の実績は表5-7に示すとおりです。

表5-7 合併処理浄化槽補助実績の推移

単位：基

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
5人槽	121	104	98	100	125	167
7人槽	44	41	31	48	60	57
10人槽	15	13	8	9	7	7
合計	180	158	137	157	192	231
補助金額 (千円)	48,738	42,531	36,159	42,319	75,251	96,880

(4) し尿・浄化槽汚泥処理

ア し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理体制

(ア) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

し尿の収集量は、くみ取り便所の処理人口減少に伴い、増減を繰り返しながらも減少しています。浄化槽汚泥については、公共下水道の普及に伴って処理人口は減少しているものの、合併処理浄化槽の設置数が増加しているため汚泥量はほぼ一定しています。

1人1日当たりのし尿・浄化槽汚泥の排出量は1.68リットルから1.91リットルとなっています。

現在、本市域内から発生するし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者によって行われています。

(イ) 処理体制

本市域内から発生するし尿・浄化槽汚泥は、許可業者による収集後、衛生プラントにおいて微生物処理され、処理水は、平成29年1月から星山浄化センターで再処理され富士川に放流しています。

表5-8 し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
処理人口 (人)	くみ取り	3,585	3,475	2,963	2,681	2,585	2,539
	浄化槽	69,221	68,577	67,543	66,956	66,035	65,556
	計	72,806	72,052	70,506	69,637	68,620	68,095
収集量 (kℓ)	し尿	3,458	3,165	3,099	3,124	3,084	2,400
	浄化槽汚泥	41,381	42,212	42,720	44,124	43,650	45,086
	計	44,839	45,377	45,819	47,248	46,734	47,486
1人1日当たり の排出量 (ℓ)	し尿・浄化 槽汚泥	1.68	1.73	1.78	1.86	1.86	1.91

備考・1人1日当たりの排出量(ℓ)=収集量(kℓ)÷人口÷年間日数×1,000

・年間日数は平成27年度及び令和元年度が366日、それ以外の年度は365日です。

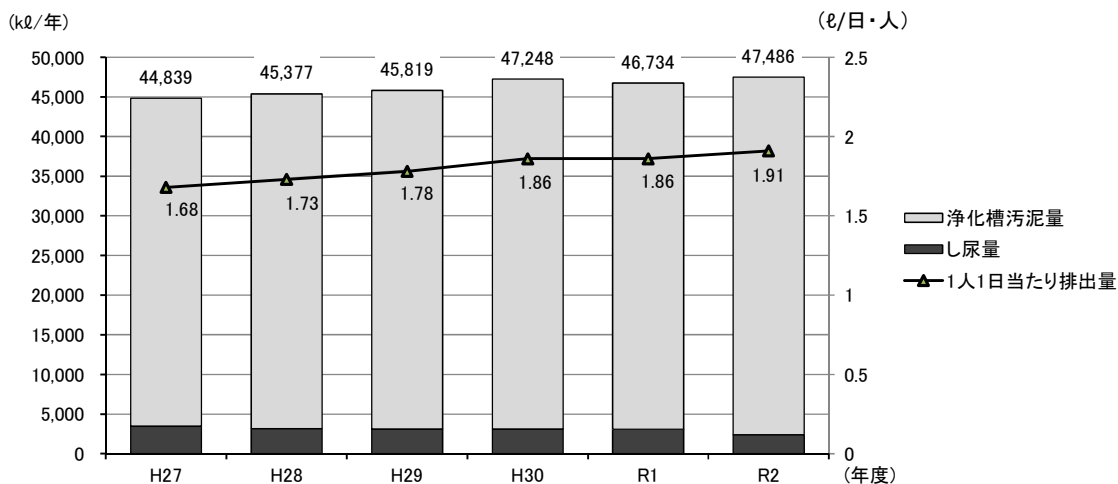


図5-3 し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

イ し尿・浄化槽汚泥の処理実績

収集されたし尿・浄化槽汚泥の処理実績は、表5-9に示すとおりです。また、微生物処理及び脱水処理後に生じた汚泥は、表5-10のとおり処理しています。

表5-9 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移 単位：kℓ

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
処理量合計	44,839	45,377	45,819	47,248	46,734	47,486
し尿	3,458	3,165	3,099	3,124	3,084	2,400
浄化槽汚泥	41,381	42,212	42,720	44,124	43,650	45,086

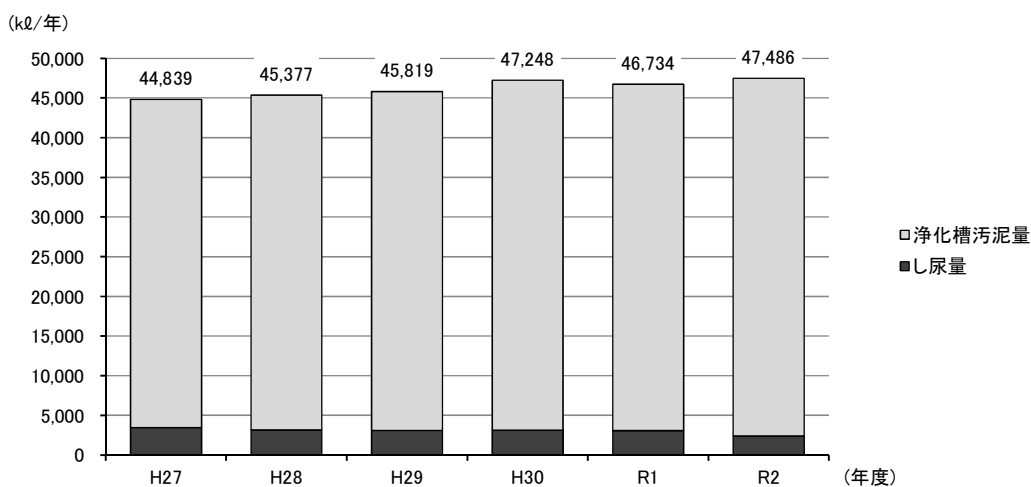


図5-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

表5-10 処理後に生じた汚泥の処理量の推移

単位：t

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
処理量合計		1,549	1,603	1,469	1,555	1,477	1,538
焼却	清掃センター	1,053	1,135	1,015	1,108	1,034	1,091
	外部委託	496	468	454	447	443	447
	資源化	496	468	454	447	443	447

ウ し尿・浄化槽汚泥の処理に係る経費

し尿・浄化槽汚泥の処理に要している経費は、表5-11に示すとおりです。

表5-11 し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移

単位：千円

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
建設改良費		0	0	0	94,284	0	0
処理及び維持管理費		172,251	153,827	153,934	144,885	150,432	153,110
	人件費	27,153	22,505	21,766	16,703	16,832	19,035
	処理費	90,999	82,586	83,938	84,100	88,293	85,959
	委託費	54,099	48,736	48,230	44,082	45,307	48,116
その他		7,142	1,078	1,152	912	1,058	872
計		179,393	154,905	155,086	240,081	151,490	153,982

(5) 生活排水処理における課題

ア 公共下水道

(ア) 公共下水道事業の整備計画区域において、整備を計画的に進めることが重要です。

(イ) 公共下水道整備済み区域については速やかに接続される必要があります。現在下水道に接続するためのトイレの改造に対して、下水道接続促進策のための融資あっせん利子補給制度により接続を促進しています。今後も引き続き生活環境の向上及び河川の水質保全のため、早期接続について指導及び普及啓発を行っていく必要があります。

(ウ) 災害発生時には管渠が破損する可能性もあります。また、老朽化も進んでいることから新規整備と並行して計画的に管渠を更新する必要があります。

イ 農業集落排水

(ア) 農業集落排水処理施設は、対象地域全戸が接続しておりますが、市街化調整区域で住居の新設も少ないことから、利用者数が今後大幅に変化することはないと考えられ、引き続き適正な処理を確保していくことが求められます。

(イ) 今後は、機能維持に必要な経費が更に大きくなっていくこと及び処理人口が減少していくことが想定されるため、取扱いについて検討していく必要があります。

ウ 浄化槽

(ア) 平成12年の建築基準法の改正以後、浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽を用いることが義務付けられるようになりました。また、平成31年4月には交付額の増額及び下水道事業計画区域において申請を行う年度の4月1日から起算して7年を経過する日までに下水道の整備が見込まれない区域も補助対象としました。

今後は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めることが課題となります。

(イ) 浄化槽の管理者には、浄化槽の年1回以上の清掃と年3回以上の保守点検、そして、年1回の法定検査が義務付けられています。本来の機能を発揮するためには点検及び清掃が不可欠ですが、管理者が業者に対して依頼するものであり、これが適正に行われなかった場合、周辺環境への負荷を生じさせる可能性があります。この問題について実態を把握し、確実な点検及び清掃が行われるように働き掛けることが求められます。

(ウ) 住宅団地建設に伴い設置され、当該住宅団地で管理をしている民間設置型集中処理浄化槽が人口減少により更新及び維持管理が困難になっています。

このような地域については、富士宮市浄化槽設置整備事業費補助制度を利用し、戸別処理浄化槽に切り替えていただく方向で考えています。ただし、集中処理浄化槽から戸別処理浄化槽への切替えは、短期間で全戸において行うことが必須になるため、地域の全ての世帯の同意取得が課題になります。

エ し尿・浄化槽汚泥処理

(ア) 衛生プラントについては、平成30年度に延命化事業を行ったことから、今後も施設を適正に、できるだけ長く使用していく必要があります。

(イ) し尿・浄化槽汚泥については、処理費用が多額となっているため、衛生プラントに隣接する星山浄化センターとの処理共同化について検討していますが、関係法令の整理など多くの課題があります。

(ウ) 災害発生時には衛生プラントの稼働が一時的に止まる可能性があります。そのような場合は、「下水道BCP」に基づき、し尿・浄化槽汚泥の全量を星山浄化センターに搬入することになっていますが、星山浄化センターも被災した場合に、星山浄化センターの仮設沈殿池・仮設滅菌池の設置までの対応が課題となります。

2 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥収集量の予測

処理形態別人口の推計における「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、「農業集落排水処理施設」及び「くみ取り」の処理人口は、推計式により予測したものに、人口減少と処理人口の動向を加味した補正をして算出しております。

「単独処理浄化槽」の処理人口は、市の将来人口（※）から前記の各処理人口を差し引いて求めています。

し尿・浄化槽汚泥発生量は、過去3年間の実績から求めた処理人口1人1日当たりのそれぞれの排出量から予測される1人1日当たりの排出量を算出して求めました。

し尿・浄化槽汚泥の収集量は、合併処理浄化槽処理人口の増加が予想されるものの、将来人口の減少も予想されるため、総量としては、大きく変動することはないものと予測されます。

※将来人口…41ページ 2(1) 将来人口の予測参照のこと。

表5-12 処理形態別人口の推計結果

単位：人

	R2 (実績)	R13 (推計)
行政区域内人口	130,811	121,665
生活排水処理人口	86,883	96,082
公共下水道	62,590	60,346
合併処理浄化槽	24,167	35,641
農業集落排水処理施設	126	95
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	41,389	23,611
非水洗化人口 (くみ取り)	2,539	1,972
生活排水処理率 (%)	66.4	79.0

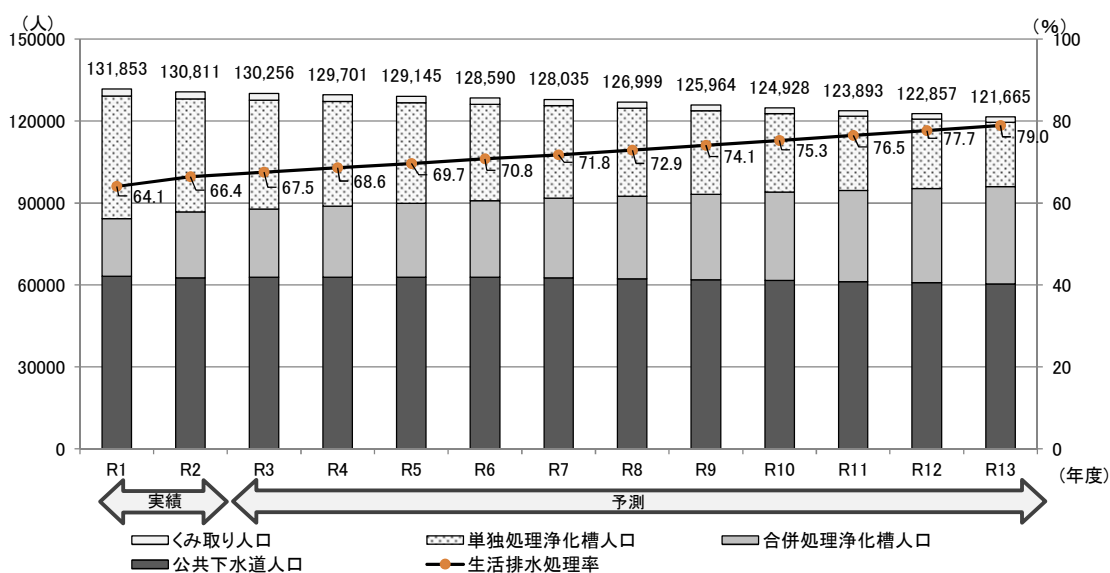


図5-5 処理形態別人口の推移

表5-13 し尿・浄化槽汚泥発生量の推計結果

		R2 (実績)	R13 (推計)	
処理人口 (人)	くみ取り	2,539	1,972	
	浄化槽	合併処理浄化槽	24,167	35,641
		農業集落排水処理施設	126	95
		単独処理浄化槽	41,389	23,611
		浄化槽小計	65,682	59,347
計	68,221	61,319		
収集量 (kℓ)	し尿	2,400	2,172	
	浄化槽汚泥	45,086	46,701	
	計	47,486	48,873	
1人1日当たり の排出量 (ℓ)	し尿	2.59	3.01	
	浄化槽汚泥	1.88	2.15	

表5-14 し尿・浄化槽汚泥人口の推計結果

処理人口分析	R2	➡	R13	増減
行政区域内人口	130,811人	→	121,665人	△9,146人
公共下水道	62,590人	→	60,346人	△2,244人
合併処理浄化槽	24,167人	→	35,641人	+11,474人
農業集落排水処理施設	126人	→	95人	△31人
単独処理浄化槽	41,389人	→	23,611人	△17,778人
くみ取り	2,539人	→	1,972人	△567人

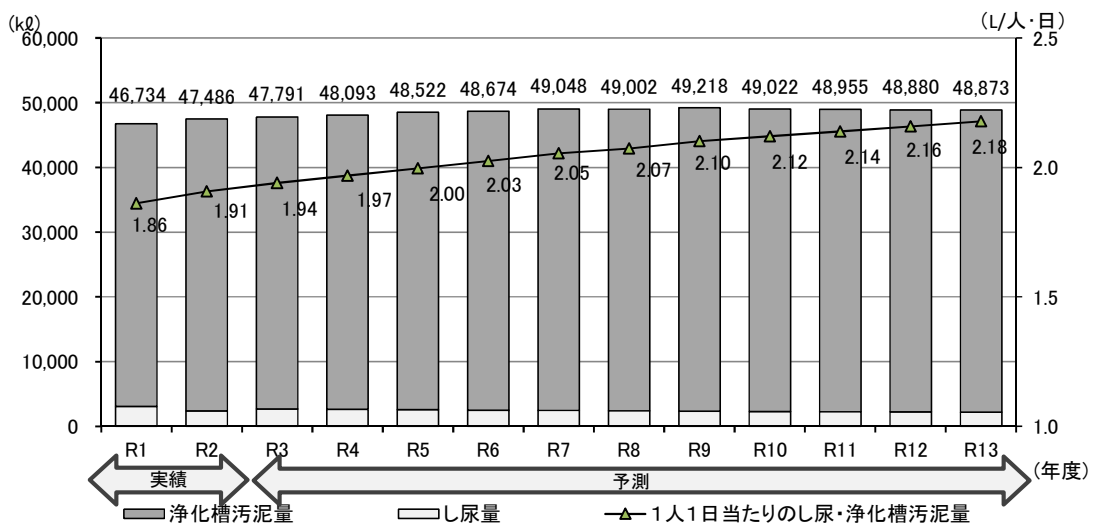


図5-6 し尿・浄化槽汚泥発生量の推移

3 生活排水処理基本計画の体系

(1) 基本理念

富士山の恵みである豊富な水は、本市の自然景観、観光、産業、そして私たちの日常生活において欠かすことのできない大切な財産です。

私たちはこの財産を後世に引き継いでいく必要があります。

本計画では、生活排水を適正に処理し、河川及び水路への水質汚濁物質排出を削減するために、「いつまでもきれいな水で快適なまち」を基本理念とした各種の取組を推進します。

計画の基本理念

いつまでもきれいな水で快適なまち

(2) 基本方針

基本方針1

生活排水対策の充実

豊かな自然環境を守り、市民に親しまれる水環境を保全していく上で、生活排水処理の役割は重要です。

環境負荷の少ない生活排水対策の充実を図り、水環境の保全を進めます。

基本方針2

生活排水の適正処理の推進

生活排水処理施設の整備及び維持管理を含め、処理体制及び処理の質的な面においても、将来にわたり安定した処理を進めていくとともに、適正な生活排水処理を効率的かつ効果的に進めます。

基本方針3

市民・事業者・行政の協働

市民、事業者及び行政それぞれの役割及び責任に応じ、それぞれの能力や特性をいかした取組により基本理念の実現を目指します。

(3) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表5-15に示すとおりです。生活排水処理主体は、今後この主体を継続していくものとします。

表5-15 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	富士宮市
農業集落排水処理施設	し尿・生活雑排水	富士宮市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	管理者（個人・事業者など）
単独処理浄化槽	し尿	管理者（個人・事業者など）
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	富士宮市

備考・浄化槽汚泥には農業集落排水処理施設からの汚泥を含みます。

(4) 数値目標

ア 生活排水処理率

令和2年度実績	→	令和13年度目標
66.4 %		79.0 %

イ 目標達成までの生活排水処理率の推移

表5-16 生活排水処理率の推移（目標）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
処理率 (%)	67.5	68.6	69.7	70.8	71.8	72.9	74.1	75.3	76.5	77.7	79.0

4 目標実現のための施策

(1) 基本方針—基本施策—各施策

【基本理念】	いつまでもきれいな水で快適なまち		
【基本方針】	生活排水対策の充実	生活排水の適正処理の推進	市民・事業者・行政の協働
【計画の目標】	<p>●生活排水処理率 79.0%</p> <p>生活排水処理率：(公共下水道処理人口＋合併処理浄化槽処理人口＋農業集落排水処理施設処理人口)÷市の人口</p>		
【目標実現に向けた基本施策】	<p>ア公共下水道による生活排水対策の推進</p> <p>イ合併処理浄化槽による生活排水対策の推進</p> <p>ウ生活雑排水対策の推進</p>	<p>ア収集・運搬の体制と方法</p> <p>イ公共下水道による処理の推進</p> <p>ウ浄化槽の適正な管理</p> <p>エ衛生プラントによる適正な処理</p> <p>オ農業集落排水処理施設による処理の継続</p> <p>カ災害時対策</p>	<p>ア情報の共有</p> <p>イ協働の場づくり</p>
【基本施策一施策】	<p>ア 公共下水道による生活排水対策の推進</p> <p>(ア) 公共下水道の計画的な整備</p> <p>(イ) 公共下水道への接続促進</p> <p>イ 合併処理浄化槽による生活排水対策の推進</p> <p>(ア) 合併処理浄化槽の設置補助制度の継続</p> <p>(イ) 民間設置型集中浄化槽の個別処理浄化槽への切替え</p> <p>ウ 生活雑排水対策の推進</p> <p>(ア) 生活雑排水未処理世帯に対する啓発</p>	<p>ア 収集・運搬の体制と方法</p> <p>(ア) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬</p> <p>(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可者に対する指導・助言</p> <p>イ 公共下水道による処理の推進</p> <p>(ア) 公共下水道による処理</p> <p>(イ) 施設の適正な維持管理</p> <p>(ウ) 処理汚泥の資源化</p> <p>ウ 浄化槽の適正な管理</p> <p>(ア) 適正な管理に向けた指導</p> <p>エ 衛生プラントによる適正な処理</p> <p>(ア) 衛生プラントによる処理</p> <p>(イ) 施設の適正な維持管理</p> <p>(ウ) 処理汚泥の資源化</p> <p>(エ) 処理の共同化</p> <p>オ 農業集落排水処理施設による処理の継続</p> <p>(ア) 集落排水処理施設による処理</p> <p>(イ) 施設の適正な維持管理</p> <p>(ウ) 処理汚泥の処理</p> <p>カ 災害時対策</p> <p>(ア) 災害時対策</p>	<p>ア 情報の共有</p> <p>(ア) 情報を全ての人に届ける</p> <p>(イ) パンフレット・啓発冊子の作成・配布</p> <p>(ウ) イベントなどを通じた広報・啓発の実施</p> <p>(エ) 出前講座の開催</p> <p>イ 協働の場づくり</p> <p>(ア) 学校教育を通じた環境学習の強化</p> <p>(イ) 地域での環境体験学習の実施</p>

図5-7 生活排水処理に関する施策体系

<p>基本方針1 生活排水対策の充実</p> <p>基本施策 ア 公共下水道による生活排水対策の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 合併処理浄化槽による生活排水対策の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 生活雑排水対策の推進</p>

水環境を保全する上では、生活排水を適正に処理していくことが重要です。

公共下水道事業計画区域では、公共下水道整備計画に基づく整備及び下水道接続率の向上を進め、下水道事業計画区域外については、くみ取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図ります。

基本施策一各施策

ア 公共下水道による生活排水対策の推進

(ア) 公共下水道の計画的な整備

事業計画区域における公共下水道の整備を引き続き推進します。

(イ) 公共下水道への接続促進

公共下水道の整備が完了し供用が開始された区域において、下水道接続促進策のための融資あっせん利子補給制度を継続するとともに未接続世帯への普及活動を行うことで、公共下水道への接続を促進し、下水道接続率の向上を図ります。

イ 合併処理浄化槽による生活排水対策の推進

(ア) 合併処理浄化槽の設置補助制度の継続

公共下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽による処理が基本となっていること、また、下水道計画区域において申請を行う年度の4月1日から起算して7年を経過する日までに下水道の整備が見込まれない区域も補助対象としていることから、年間200基程度の設置補助制度を継続します。

(イ) 民間設置型集中浄化槽の個別処理浄化槽への切替え

民間設置型集中浄化槽を管理する地域からの相談に対応するため、合併処理浄化槽設置費補助制度の見直しを図ります。

ウ 生活雑排水対策の推進

(ア) 生活雑排水未処理世帯に対する啓発

くみ取り又は単独処理浄化槽を使用している生活雑排水未処理世帯に対して、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度などの情報を、広報紙、ホームページなどの広報媒体を活用して、積極的に提供します。

基本方針2	生活排水の適正処理の推進
基本施策	ア 収集・運搬の体制と方法
	イ 公共下水道による処理の推進
	ウ 浄化槽の適正な管理
	エ 衛生プラントによる適正な処理
	オ 農業集落排水処理施設による処理の継続
	カ 災害時対策

し尿・浄化槽汚泥その他市が処理主体となる生活排水は、市が管理する処理施設において適正に処理し、公共用水域へ放流します。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽による処理は、市民が処理主体であるものの、その適正な維持管理には、市による働き掛けも不可欠です。

衛生的かつ環境への負荷の少ない生活排水処理が長期的かつ安定的に確保できるよう、処理施設の適正な維持管理及び効率的かつ効果的な処理体制の確保に努めます。

基本施策一各施策

ア 収集・運搬の体制と方法

(ア) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬業務は、許可業者により行うものとします。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために、必要不可欠な公共性の高い重要な業務であり、適正かつ安定的に行われることが求められます。

今後、し尿・浄化槽汚泥の発生量に大きな変動はないと予測されるため、この業務の許可に当たっては、現状の体制で適正かつ安定的に収集運搬が可能なことから、この体制を維持していくことを基本とします。

さらに、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及の状況、し尿・浄化槽汚泥の発生量の変化などを勘案した上で、効率的な収集・運搬体制の確立に努めます。

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者に対する指導・助言

将来的に、し尿・浄化槽汚泥の発生量に大きな変動はないと予測されますが、収集・運搬は、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために、必要不可欠な公共性の高い重要な業務であることから、計画的に安定した業務を遂行できる車両台数を確保するよう許可業者を指導します。

また、し尿くみ取り、浄化槽の清掃、汚泥の運搬などに係る料金の妥当性、市民満足度の向上、搬入量の平準化などを検証し、必要な指導及び助言を行います。

イ 公共下水道による処理の推進

(ア) 公共下水道による処理

公共下水道の事業認可区域内で発生する生活排水は、公共下水道により処理することを基本とします。

公共下水道に排出される生活排水は、現状どおり星山浄化センターで処理を行い、処理水は放流基準を満たす水質で富士川に放流します。

(イ) 施設の適正な維持管理

公共下水道施設の老朽化に備え、修繕改築計画を策定し、長期的かつ安定的に処理が行えるよう適正な運転管理に努めます。

(ウ) 処理汚泥の資源化

星山浄化センターから発生する脱水汚泥は、今後も引き続きセメント化や路盤材化、肥料化などによる資源化を行います。

ウ 浄化槽の適正な管理

(ア) 適正な管理に向けた指導

浄化槽管理者には、浄化槽の年1回以上の清掃及び年3回以上の保守点検、そして年1回の法定検査が義務付けられています。浄化槽の適正管理を推進するために、広報紙などを通じて浄化槽管理者に対する積極的な啓発活動を行い、適正管理の徹底を目指します。

エ 衛生プラントによる適正な処理

(ア) 衛生プラントによる処理

し尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水処理施設の処理汚泥は、衛生プラントにおいて処理し、一次処理水は星山浄化センターに送られ放流基準を満たす水質で富士川に放流します。

し尿・浄化槽汚泥の搬入量は大きく変動することはないと予想されることから、引き続き搬入量に応じた適正な処理を行います。

(イ) 施設の適正な維持管理

衛生プラントについては、施設の老朽化に備え、適正な点検及び補修を行い、長期的かつ安定的に処理が行えるよう適正な維持管理に努めます。

(ウ) 処理汚泥の資源化

衛生プラントで発生する脱水汚泥について、路盤材化など資源化を継続します。

(エ) 処理の共同化

星山浄化センターとの処理の共同化に向けての検討を進めます。

オ 農業集落排水処理施設による処理の継続

(ア) 農業集落排水処理施設による処理

農業集落排水処理施設に接続している世帯から排出される生活排水は、現状どおり上長貫農業集落排水処理施設において処理し、処理水は富士川に放流します。

(イ) 施設の適正な維持管理

施設の老朽化に備え、適正な点検及び補修を行い、長期的かつ安定的に処理が行えるよう適正な運転管理に努めます。

(ウ) 処理汚泥の処理

農業集落排水処理施設から発生する処理汚泥は、今後も引き続き衛生プラントに搬入し、適正な処理を行います。

カ 災害時対策

(ア) 災害時対策

地震、風水害などの自然災害の発生により、生活排水処理施設が停止したり、一時的に多量のし尿が衛生プラントに集中したりすることが想定されますが、富士宮市地域防災計画で定めた「災害応急対策行動指針」、「富士宮市災害廃棄物処理計画」及び「下水道 BCP」に基づき、迅速かつ適正な対応を図ります。

なお、し尿など適正な処理が困難となった場合は、近隣市町に対して要請を行います。

また、近隣市町において自然災害などが発生し、当該市町からし尿などの処理について要請があった場合は、被災地域の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力の見地から、し尿処理能力の範囲内でし尿などの受入れ及び適正処理を実施します。

<p>基本方針 3 市民・事業者・行政の協働</p> <p>基本施策 ア 情報の共有</p> <p>イ 協働の場づくり</p>

市民、事業者及び行政が役割を分担し、協働で取り組んでいくためには、その取組を支える基盤が構築されていることが重要です。生活排水対策に係る市民及び事業者の自主的な活動などを把握し、情報の共有、協働の場づくりなど、循環型のまちづくりを支える基盤づくりを推進します。

基本施策一各施策

ア 情報の共有

(ア) 情報を全ての人に届ける

情報の受け手に応じた手法による情報提供を実施します。

広報紙、ホームページなどを通じて市民の生活排水問題に対する意識の啓発に努め、意識が具体的な行動に結びつくような情報提供及びシステムづくりを行います。

これらの情報提供及びシステムづくりに当たっては、情報媒体の選択、情報発信の回数などにおいて、全ての市民に必要な情報が行き渡るよう留意します。

(イ) パンフレット・啓発冊子の作成・配布

市民にきれいな水の大切さを知ってもらい、それを守るための取組及び生活雑排水対策を呼び掛けるパンフレットなどを作成し、配布します。

(ウ) イベントなどを通じた広報・啓発の実施

市内で開かれるイベントに市が参加し、水環境の保全に関する広報ブースの出店、パンフレットの配布などを実施します。

(エ) 出前講座の開催

普及啓発活動の実効性を確保するためには、文字による情報伝達だけでなく、お互いの顔が見えるコミュニケーションが重要です。

出前講座などを活用し、現場に根差した普及啓発活動を推進します。

イ 協働の場づくり

(ア) 学校教育を通じた環境学習の強化

小中学生を対象として、環境に関する出前講座及び公共下水道施設訪問学習を行い、総合学習とも連携して、環境に配慮し行動する意識の高揚を図ります。


(イ) 地域での環境体験学習の実施

地域単位での施設見学会の開催など、環境への理解を深め、意識を行動へと結び付けるための一般市民を対象とした環境体験学習を実施します。


(2) 各施策とSDGsターゲットとの関係性

本計画の各施策とSDGsターゲットとの関係性は、以下のとおりです。



基本方針1 生活排水対策の充実

目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

基本方針2 生活排水の適正処理の推進



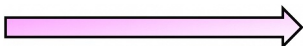


目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

基本方針3 市民・事業者・行政の協働



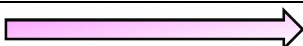
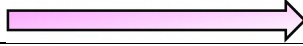


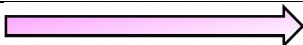







目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

(3) 施策の取組スケジュール







基本方針1 生活排水対策の充実

施策		前期 R4~R8	後期 R9~R13
ア 公共下水道による生活排水対策の推進			
(ア) 公共下水道の計画的な整備	継続		
(イ) 公共下水道への接続促進	継続		
イ 合併処理浄化槽による生活排水対策の推進			
(ア) 合併処理浄化槽の設置補助制度の実施	継続		
(イ) 民間設置型集中浄化槽の個別処理浄化槽への切替え	検討		
ウ 生活雑排水対策の推進			
(ア) 生活雑排水未処理世帯に対する啓発	継続		

基本方針2 生活排水の適正処理の推進

施策		前期 R4~R8	後期 R9~R13
ア 収集・運搬の体制と方法			
	(ア) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	継続	
	(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者に対する指導・助言	継続	
イ 公共下水道による処理の推進			
	(ア) 公共下水道による処理	継続	
	(イ) 施設の適正な維持管理	継続	
	(ウ) 処理汚泥の資源化	継続	
ウ 浄化槽の適正な管理			
	(ア) 適正な管理に向けた指導	継続	
エ 衛生プラントによる適正な処理			
	(ア) 衛生プラントによる処理	継続	
	(イ) 施設の適正な維持管理	継続	
	(ウ) 処理汚泥の資源化	継続	
	(エ) 処理の共同化	検討	
オ 農業集落排水処理施設による処理の継続			
	(ア) 農業集落排水処理施設による処理	継続	
	(イ) 施設の適正な維持管理	継続	
	(ウ) 処理汚泥の処理	継続	
カ 災害時対策			
	(ア) 災害時対策	継続	

基本方針3 市民・事業者・行政の協働

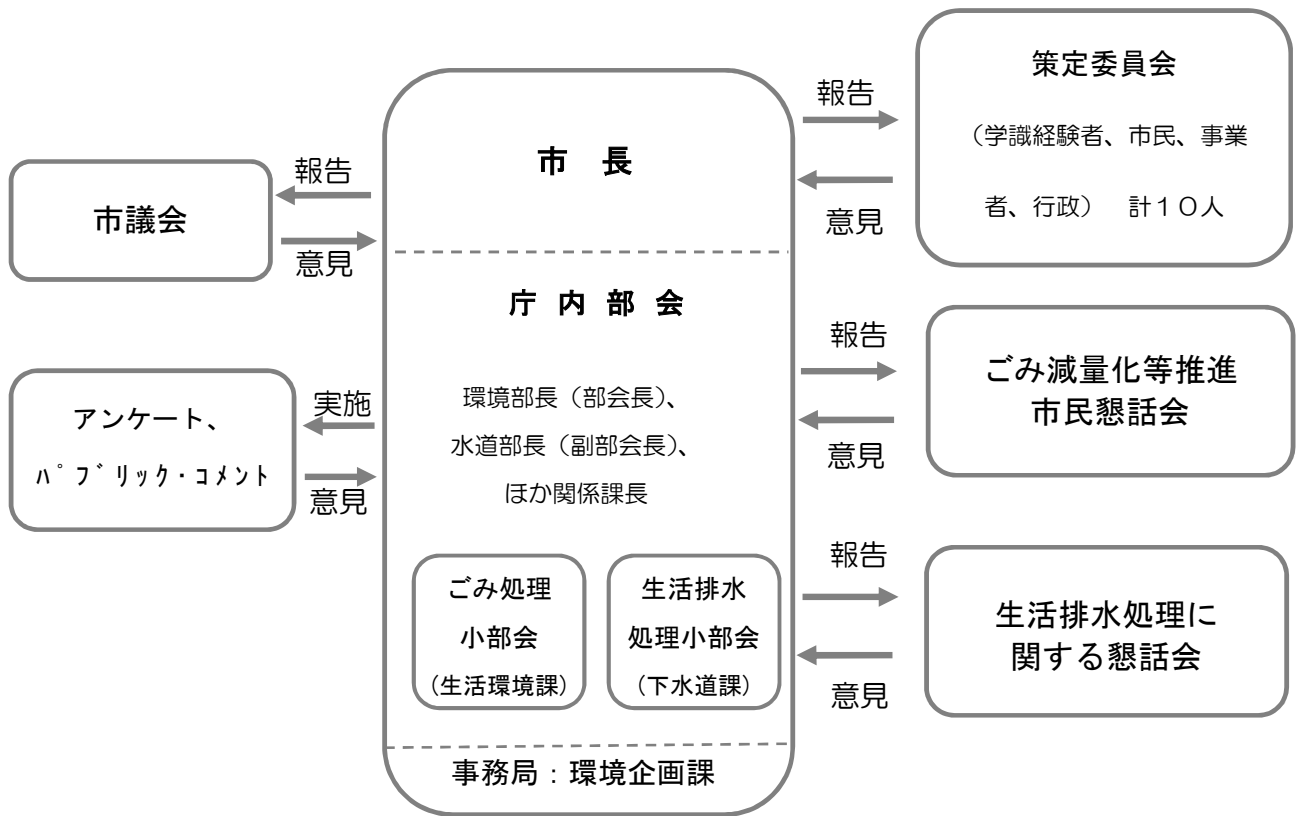
施策		前期 R4～R8	後期 R9～R13
ア 情報の共有			
(ア) 情報を全ての人に届ける	継続		
(イ) パンフレット・啓発冊子の作成・配布	継続		
(ウ) イベントなどを通じた広報・啓発の実施	継続		
(エ) 出前講座の開催	継続		
イ 協働の場づくり			
(ア) 学校教育を通じた環境学習の実施	継続		
(イ) 地域での環境体験学習の実施	継続		

資料編

1 富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定の経緯・経過

年度	年	月	日	
令和 2	2.	6.	19	第1回庁内部会（策定体制・策定委員(案)、業務委託(案)、策定スケジュールの説明）
	2.	10.	2	第2回庁内部会（計画の構成・策定スケジュール(案)・市民・事業者アンケートの実施内容の検討）
	2.	10.	14	第1回策定委員会（計画の構成・策定スケジュール・市民・事業者アンケート調査の実施内容の検討）
	2.	10.	26	(1)市民アンケートの実施（2,500人対象、1,252人から回収）
	～	11.	16	(2)事業者アンケートの実施（500社対象、262社から回収）
	3.	1.	28	可燃ごみ組成調査（第1回）
	～	1.	29	
	3.	2.	16	環境厚生委員会・産業都市委員会連合審査会所管事務調査「富士宮市一般廃棄物処理基本計画について」
3.	3.	12	第3回庁内部会（アンケート調査結果の報告、ごみ、生活排水の課題、排出量の予測、生活排水処理計画の体系、目標実現のための施策）	
3.	3.	24	第2回策定委員会（アンケート調査結果の報告、ごみ、生活排水の課題、排出量の予測、生活排水処理計画の体系、目標実現のための施策）	
令和 3	3.	4.	19	可燃ごみ組成調査（第2回）
	～	4.	20	
	3.	5.	20	第4回庁内部会（ごみ組成分析調査の報告、ごみ排出量の予測、目標実現のための施策、し尿・浄化槽汚泥収集量予測、生活排水処理計画の体系）
	3.	6.	2	第3回策定委員会（ごみ組成分析調査の報告、ごみ排出量の予測、目標実現のための施策、し尿・浄化槽汚泥収集量予測、生活排水処理計画の体系）
	3.	7.	21	第5回庁内部会（ごみ処理・生活排水処理計画素案の検討）
	3.	7.	30	環境厚生委員会勉強会（ごみ処理に係る富士宮市一般廃棄物処理基本計画について）
	3.	8.	6	第4回策定委員会（ごみ処理・生活排水処理計画素案の検討）
	3.	9.	24	第6回庁内部会（一般廃棄物処理基本計画素案の検討）
	3.	10.	14	第5回策定委員会（一般廃棄物処理基本計画素案の検討）
	3.	11.	1	市議会全員協議会（一般廃棄物処理基本計画素案の報告）
	3.	11.	11	パブリックコメントの実施
	～	12.	13	
	3.	12.	9	第7回庁内部会書面会議（一般廃棄物処理基本計画案の検討）
	4.	1.	31	第6回策定委員会（一般廃棄物処理基本計画案の検討）
4.	3.	末	計画確定	

2 富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定体制



3 富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定委員会名簿

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	水谷 洋一	静岡大学地域創造教育センター教授	会長
	小川 浩	常葉大学名誉教授	
	井上 隆夫	一般社団法人静岡県環境資源協会事務局長	
市民	佐野 順一	富士宮市区長会副会長	
	濱岡 節子	富士宮市消費者連絡協議会副会長	副会長
	齊藤 明男	ふじのみや市民環境会議会長	
事業者	鈴木 清秀	富士宮商工会議所専務理事	
	佐野 利明	芝川商工会副会長	
行政	大原 勝	環境部長(庁内部会 部会長)	
	渡辺 文英	水道部長(庁内部会 副部会長)	

4 富士宮市の一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理事業の経緯

年 月	事 項
昭和 27 年 3 月	野読じん芥処理施設供用開始（処理能力 7.5t/日）
昭和 30 年 12 月	し尿収集許可業者によりし尿収集運搬を開始
昭和 38 年 4 月	衛生プラント施設供用開始（処理能力 45kℓ/日）
昭和 40 年 4 月	大岩じん芥処理施設供用開始（処理能力 20t/日）
昭和 42 年 4 月	富士宮市ほか 1 町厚生施設組合設立 し尿処理業務について、芝川町と共同処理開始
昭和 44 年 4 月	大岩じん芥処理施設増設工事完了供用開始（処理能力 40t/日）
昭和 48 年 7 月	じん芥処理業務について、芝川町と共同処理開始
昭和 50 年 4 月	清掃センター供用開始（処理能力 150t/日）
昭和 50 年 6 月	山宮焼却灰等仮置場供用開始（平成 2 年 8 月終了）
昭和 50 年 7 月	富士宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
昭和 51 年 8 月	清掃センター粗大ごみ処理施設供用開始（処理能力 50t/5 時間）
昭和 54 年 4 月	富士宮市ほか 1 町厚生施設組合を富士宮市芝川町厚生施設組合と改称
昭和 56 年 10 月	環境監視委員制度開始
昭和 57 年 4 月	清掃センター高分子焼却炉供用開始（処理能力 5t/日）
昭和 58 年 4 月	粟倉最終処分場供用開始（平成 2 年 8 月埋立て完了）
昭和 58 年 6 月	稲干場最終処分場供用開始（平成 9 年 6 月埋立て完了）
昭和 59 年 4 月	清掃センターごみ搬入業者許可制度開始
昭和 59 年 4 月	廃乾電池分別回収開始
昭和 62 年 6 月	びん分別収集開始
平成元年 4 月	富士宮市合併処理浄化槽設置事業費補助金制度開始
平成元年 4 月	衛生プラント改築供用開始（処理量 124kℓ/日）
平成 3 年 4 月	山宮最終処分場供用開始（平成 10 年 3 月埋立て完了予定）
平成 3 年 8 月	生ごみ堆肥化容器補助制度開始
平成 3 年 8 月	かん分別収集開始
平成 4 年 4 月	古紙等リサイクル活動奨励金制度開始
平成 5 年 3 月	トレイ拠点回収開始
平成 5 年 9 月	環境美化都市宣言
平成 5 年 11 月	清掃センター空かん選別機・プレス機設置
平成 6 年 3 月	粗大ごみ分別収集開始
平成 6 年 5 月	清掃センター粗大ごみ破碎処理施設運転管理業務委託
平成 6 年 6 月	ごみ減量化等推進市民懇話会設置
平成 6 年 9 月	清掃センターごみ焼却施設供用開始（処理能力 240t/日）
平成 6 年 10 月	指定透明ごみ袋使用開始
平成 6 年 10 月	ごみの散乱防止に関する条例施行

平成 7 年 3 月	清掃センター旧焼却施設解体撤去
平成 7 年 10 月	環境監視委員を環境美化推進委員に名称変更
平成 8 年 3 月	清掃センターフロンガス回収処理事業開始（処理能力フロンガス回収再生装置 2 機）
平成 8 年 4 月	廃乾電池処理事業開始
平成 9 年 3 月	富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定（平成 9 年度～平成 23 年度）（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）
平成 9 年 4 月	籠場最終処分場供用開始（平成 24 年 3 月埋立て終了）
平成 9 年 7 月	ペットボトル分別収集開始
平成 10 年 4 月	一般廃棄物鞍骨沢最終処分場供用開始
平成 10 年 6 月	富士山麓環境パトロール隊発足
平成 13 年 4 月	紙パック、トレイ分別収集開始
平成 13 年 4 月	上長貫農業集落排水施設供用開始
平成 14 年 8 月	清掃センター焼却施設灰固形化施設供用開始
平成 15 年 8 月	古紙回収ステーション事業開始
平成 16 年 3 月	衛生プラント処理能力の変更（処理能力 136kℓ/日）
平成 16 年 6 月	災害時の緊急協力に関する協定をし尿収集許可業者と締結
平成 19 年 12 月	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を株式会社ミダックふじの宮（現 株式会社ミダックホールディングス）と締結
平成 21 年 8 月	廃食用油拠点回収開始
平成 22 年 3 月	富士宮市と芝川町合併、富士宮市芝川町厚生施設組合解散
平成 23 年 2 月	使い捨てライター拠点回収開始
平成 23 年 5 月	小型家電回収事業開始
平成 23 年 5 月	焼却灰の一部外部委託開始
平成 23 年 7 月	剪定枝資源化事業開始
平成 24 年 3 月	富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定（平成 24 年度～平成 33 年度）（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）
平成 25 年 6 月	衛生プラント運転管理業務委託開始
平成 25 年 10 月	衣類・革類拠点回収開始
平成 26 年 3 月	災害がれき仮置場の維持管理に関する協定を職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センターと締結
平成 28 年 3 月	清掃センター基幹的設備改良工事完了（平成 24 年度～平成 27 年度）
平成 28 年 4 月	水銀使用製品分別収集開始（廃蛍光灯・水銀血圧計・水銀温度計）
平成 28 年 12 月	衛生プラント処理能力の変更（処理能力 150kℓ/日）
平成 28 年 12 月	ごみダイエットプロジェクト取組開始
平成 29 年 7 月	携帯電話・スマートフォン拠点回収開始
平成 30 年 7 月	使い捨てライター店頭回収事業に関する協定を静岡県 LP ガス協会 富士宮地区会と締結
平成 31 年 3 月	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を株式会社エコネコルと株式会社ヤマモトと締結

平成 31 年 4 月	富士宮市合併処理浄化槽設置事業費補助金制度改正（下水道認可区域で一定期間下水道の整備が見込まれない区域を補助対象に追加）
令和 2 年 3 月	清掃センター工場棟外壁等改修工事完了（平成 30 年度～令和元年度）
令和 2 年 3 月	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を大栄環境株式会社と締結
令和 2 年 5 月	インクカートリッジ拠点回収開始
令和 4 年 3 月	富士宮市一般廃棄物処理基本計画策定（令和 4 年度～令和 13 年度）（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）

5 用語解説

【あ】

・アダプトプログラム

道路や公園、河川などの美化活動を行う住民や団体を広くアピールし、より多くの人に参加しやすいようにサポートする仕組みのこと。自治体は地域のボランティア活動に意欲を持つ住民や団体などをプログラムの活動団体として認証した上で、清掃美化を委託し、その活動を支援する。

アダプト (adopt) とは養子縁組のことであり、ある場所を里子に見立て、特定の団体に清掃美化等の管理を任せることからこの名前がつけられた。

・一般廃棄物

廃棄物処理法で定められている産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭から排出されるごみ及びし尿並びに事業所から排出される紙くずなどを指す。

・温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することにより地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスと定められている。

【か】

・海洋プラスチックごみ問題

陸上で製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、海洋へ流出し、自然分解することなく破碎・細分化され残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境、観光・漁業等へ悪影響を及ぼす問題のこと。世界全体で、年間数百万 t を超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されており、特に、近年、マイクロプラスチック（一般的に5mm以下の微細なプラスチック粒子）による海洋生態系への影響が懸念されている。

・拡大生産者責任

生産者が、自ら生産する製品等について、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方

・合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）及び雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。BOD除去率90%以上、放流水のBOD濃度20mg/L以下となる処理性能を持つ。

・家電リサイクル法

正式名称は、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）。エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機について、適正な収集運搬や再商品化等の

実施を促し、廃棄物としての排出を抑制するとともに、再資源化を推進することを目的として制定された法律。製造業者等に回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた。

・環境基本法

環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的に推進することを目的として制定された法律（平成5年法律第91号）

・グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

国等の公的機関が率先して環境に配慮した物品等の調達を推進するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）が制定された。

・下水

生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因・付随する廃水(汚水)又は雨水のこと。

・下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体のこと。

下水道の管渠の構造として、合流式と分流式の二種類がある。合流式とは、雨水と汚水を同一の管渠により排除し、終末処理場で処理する方式であり、分流式とは、雨水と汚水を別々の管渠の系統により排除し、雨水は終末処理場へ入れることなく、公共用水域へ排出し、汚水は、終末処理場で処理した上で、公共用水域へ放流する方式である。

・建設リサイクル法

正式名称は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、一定規模以上の建設工事に伴って発生する廃棄物の分別・リサイクルの義務付けなどを定めた法律

・公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの（単独公共下水道）又は流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道）であり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

・ 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等のこと。

・ 小型家電リサイクル法

正式名称は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）。携帯電話端末、デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器等には有用な金属等が含まれているにも関わらず廃棄されていることから、それらの再資源化を推進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として制定された法律

【さ】

・ 災害廃棄物

地震や台風などの自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

・ 最終処分

中間処理によって発生した焼却残渣や不燃ごみ等を最終処分場に埋立又は海洋投入処分すること。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されている。

・ 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される使用済みの注射針やカテーテルなどの廃棄物のこと。

・ 雑がみ

新聞、雑誌、ダンボール及び紙パック以外の紙のこと。具体的には、チラシ、パンフレット、紙袋、紙箱、コピー紙、包装紙などがある。

その他紙、雑紙、ミックスペーパー、雑古紙などの呼び方が使われることもある。

・ 産業（大分類）別人口

就業者を業種により、以下の区分に分類した人口を指す。

○ 第一次産業・・・農業、林業、漁業

○ 第二次産業・・・建設業、製造業など

○ 第三次産業・・・電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、教育、医療、福祉など

・ 産業廃棄物

廃棄物処理法で定められている燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、建設廃材、畜産農業に関わる動物の死体やふん尿など20種類の廃棄物のこと。事業者に適正な処理が義務付けられている。

・事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみのこと。

・資源化

ごみとなったものを、そのまま又は分別・破碎処理等を行い、資源として再生すること。

・資源有効利用促進法

正式名称は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的として制定された法律。事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を講じることにより、循環型経済システムの構築を目指す。

・自然共生社会

人間と地球に生きる全ての生物が共に暮らし、自然からの恩恵を受け続けることができる社会のこと。

・持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際社会共通の目標。序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

・持続可能な開発目標（SDGs）

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。以下の17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成される。

【17の目標】

①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑥安全な水とトイレを世界中に、⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに、⑧働きがいも経済成長も、⑨産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩人や国の不平等をなくそう、⑪住み続けられるまちづくりを、⑫つくる責任つかう責任、⑬気候変動に具体的な対策を、⑭海の豊かさを守ろう、⑮陸の豊かさも守ろう、⑯平和と公正をすべての人に、⑰パートナーシップで目標を達成しよう

・自動車リサイクル法

正式名称は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）。自動車の製造業者、輸入業者、販売業者、所有者などの役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的として制定された法律。自動車メーカー・輸入業者に、エアバッグ類、フロン類などの引き取り・リサイクルを義務付け、その処理費用を、リサイクル料金として、所有者が負担することとしている。

・集団回収

自治会やPTAなどの市民団体が主体となり、資源物を回収し資源回収業者へ売却する活動のこと。

・終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

個々の処理施設の組合せとその配列は、それぞれの処理場の置かれている諸状況（流入水の水質、放流先の状況、汚泥処理の制約条件等）を考慮して決定される。

・集落排水

小規模集合処理方式の汚水処理施設。分類としては、農業集落排水や漁業集落排水、林業集落排水などがある。

・循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて提示された概念。

循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

・循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針などを定める計画。平成15（2003）年に第1次計画、平成30（2018）年6月に第4次計画が閣議決定・国会報告された。

第4次計画では令和7（2025）年度を目標年度とし、循環型社会形成のための指標や数値目標、国の取り組み、各主体の役割などを定めている。

・循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に向けた廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本原則及び

関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めた法律（平成12年法律第110号）。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としている。

・ **循環型社会形成推進地域計画**

地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する目標値を設定し、達成に向けた具体的な施策を講じ、ごみ処理施設等の整備を図るために市町村が策定する計画

・ **焼却残渣**

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残りなどを指す。

・ **食品廃棄物**

食品由来の廃棄物の総称

・ **食品リサイクル法**

正式名称は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

食品関連事業者から排出される食品廃棄物等について、その排出抑制と資源としての有効利用を推進することを目的として制定された法律。再生利用事業者の登録制度や食品関連事業者の再生利用等の実施状況の報告などの措置が定められている。

・ **食品ロス**

食品廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余りなどを指す。

・ **食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**

食品ロスの削減の推進に関する法律第11条の規定に基づき、令和2（2020）年3月に定められた食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進に向けた国の基本的な方針。国、地方公共団体、事業者、消費者等といった各主体の役割や行動を定めており、令和12（2030）年度における、食品ロス問題を認知し削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標を設定している。

・ **食品ロスの削減の推進に関する法律**

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律（令和元年法律第19号）

・ **生活雑排水未処理人口**

台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま公共水域に放流されている人口のこと。生活排水処理人口以外の人口であり、本計画では単独処理浄化槽及びくみ取り人口の合計を指す。

・ **生活排水処理人口**

日常生活に伴って排出されるし尿や台所、洗濯、風呂などからの生活排水を、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設で処理している人口

・ **全窒素**

有機及び無機（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）の窒素化合物の総量。水環境を富栄養化させる要素の一つであり、環境基本法において湖沼等の環境基準として定められている。

【た】

・ **多量排出事業者**

事業活動に伴い発生する事業系ごみを1日平均100kg以上排出する事業者のこと。

・ **単独処理浄化槽**

水洗トイレからの排水のみを処理する浄化槽のこと。

・ **地域循環共生圏**

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

・ **地球温暖化**

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象

・ **厨芥類**

野菜などの調理くずや食べ残しなどのごみ

・ **中間処理**

廃棄物の無害化、減量化、再資源化又は安定化を図るため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。鉄やアルミ、ガラスなど資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

・ **低炭素社会**

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、

エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

【は】

・バイオマス

B i o（生物資源）とm a s s（量）を表す概念で、動植物に由来する有機物性資源で化石資源を除いたもののこと。ライフサイクル全体で見ると大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。

廃棄物系バイオマスとしては、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用のほか、燃焼による発電やアルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがある。

・廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、熱意と識見を有する市民のうち、市長が委嘱する者。ごみの減量化や資源化を推進するため、地域のリーダーとして活動し、各家庭に向けて周知・啓発することを役割としている。

・廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議する合議体。学識経験者、廃棄物処理業者、事業者、市民等から構成される。

・廃棄物処理法

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）。廃棄物の排出を抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された法律。廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理基準の規定等を内容としている。

・排出者責任

廃棄物処理法第3条において規定されている事業者の廃棄物についての責務のこと。事業者には、事業活動に伴い発生する廃棄物等について、自らの責任において、発生の抑制又は循環的な利用及び適正な処分を行う責務を有するとされている。

・プラスチック資源循環戦略

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制に伴う国内の廃プラスチック貯留量増加等の幅広い課題に対応するために、令和元（2019）年5月に国が策定した、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。この戦略では、令和12（2030）年度までに『リデュース：ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの累積25%排出抑制』、『リユース・リサイクル：容器包装プラスチックの6割をリユース・リサイクル』、『Renewable：再生利用を倍増』といった目標を掲げている。

・容器包装リサイクル法

正式名称は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）。容器包装廃棄物の排出抑制と再資源化を促進することを目的として制定された法律。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めている。

びんや缶、紙パックなどの容器・包装材の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けるもので、平成7（1995）年に制定され、平成9（1997）年に一部施行、平成12（2000）年4月から完全施行されている。

【数字・アルファベット】

・BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略

有機物などが微生物によって酸化・分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値のことであり、数値が大きくなるほど水質汚濁が著しくなる。環境基本法において、河川等の環境基準として定められている。

・COD

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略

有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させたときに消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値のこと。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなる。環境基本法において、湖沼等の環境基準として定められている。

参考資料

1 富士宮市の一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理に関するアンケート調査集計結果

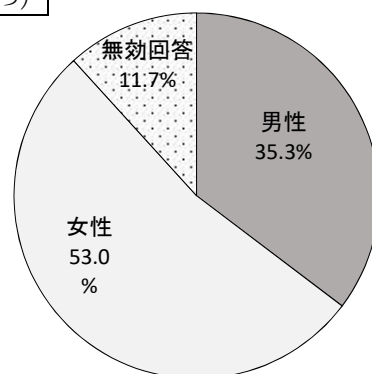
(1) 市民アンケート調査概要

調査対象	富士宮市に居住する20歳以上の男女 2,500人
抽出方法	住民基本台帳データから無作為に抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年10月26日～11月16日
回収数	1,252名（回収率50.1%）

(2) 回答者の属性

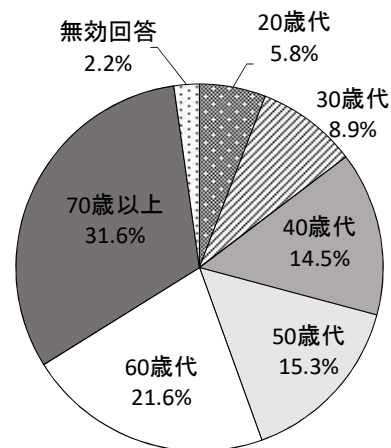
問1-アあなた自身について教えてください。【性別】（○は一つ）

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	男性	442	35.3%
2	女性	663	53.0%
3	無効回答	147	11.7%
合 計		1252	100.0%



問1-イあなた自身について教えてください。【年齢】（○は一つ）

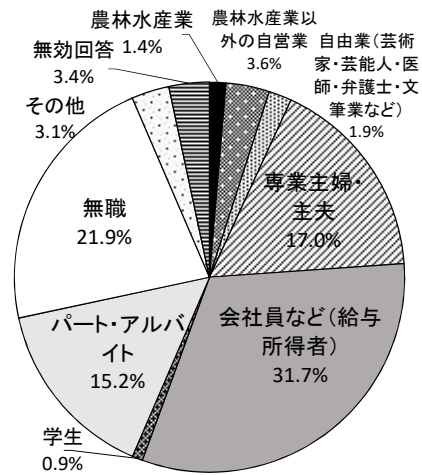
No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	20歳代	73	5.8%
2	30歳代	111	8.9%
3	40歳代	181	14.5%
4	50歳代	192	15.3%
5	60歳代	271	21.6%
6	70歳以上	396	31.6%
7	無効回答	28	2.2%
合 計		1252	100.0%



	回答数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	無効回答
全体	1,252	6%	9%	14%	15%	22%	32%	2%
性別								
男性	442	7.7%	11.1%	13.1%	17.0%	22.2%	28.1%	1%
女性	663	5.9%	9.4%	15.8%	15.4%	22.8%	30.6%	0%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—

問1-ウあなた自身について教えてください。【職業】(○は一つ)

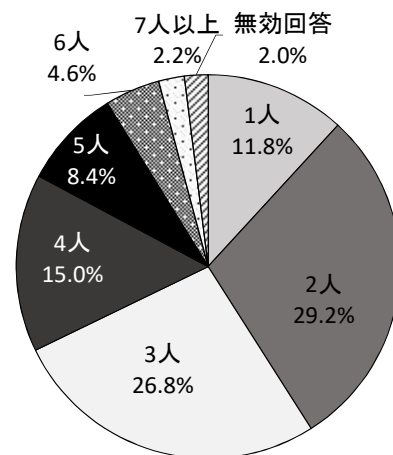
No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	農林水産業	17	1.4%
2	農林水産業以外の自営業	45	3.6%
3	自由業(芸術家・芸能人・医師・弁護士・文筆業など)	24	1.9%
4	専業主婦・主夫	213	17.0%
5	会社員など(給与所得者)	397	31.7%
6	学生	11	0.9%
7	パート・アルバイト	190	15.2%
8	無職	274	21.9%
9	その他	39	3.1%
10	無効回答	42	3.4%
合 計		1252	100.0%



	回答数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳代	無効回答
全体	1,252	1%	4%	2%	17%	32%	1%	15%	22%	3%	3%
性別											
男性	442	2.3%	4.5%	3.2%	1.1%	50.7%	1.1%	7.2%	25.6%	2.9%	1%
女性	663	0.5%	3.0%	1.1%	27.8%	22.6%	0.9%	22.0%	17.3%	3.6%	1%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年齢別											
20歳代	73	0%	1%	1%	3%	64%	15%	10%	5%	0%	0%
30歳代	111	1%	2%	2%	16%	59%	0%	14%	4%	2%	1%
40歳代	181	1%	3%	2%	8%	56%	0%	21%	3%	2%	2%
50歳代	192	0%	3%	1%	11%	56%	0%	21%	4%	3%	2%
60歳代	271	3%	6%	3%	22%	20%	0%	23%	17%	4%	1%
70歳代	396	1%	4%	2%	24%	4%	0%	7%	52%	4%	2%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

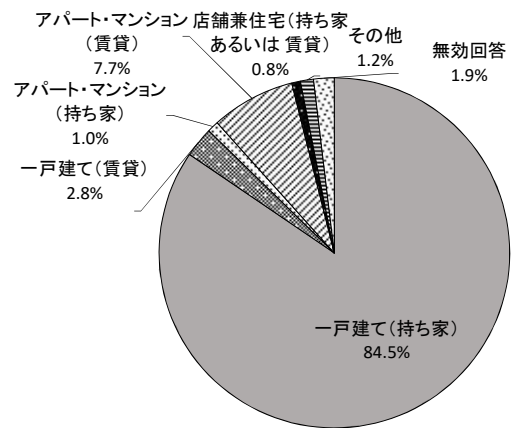
問2 あなたを含めた同居の家族は何人ですか。(○は一つ)

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	1人	148	11.8%
2	2人	365	29.2%
3	3人	336	26.8%
4	4人	188	15.0%
5	5人	105	8.4%
6	6人	58	4.6%
7	7人以上	27	2.2%
8	無効回答	25	2.0%
合 計		1252	100.0%



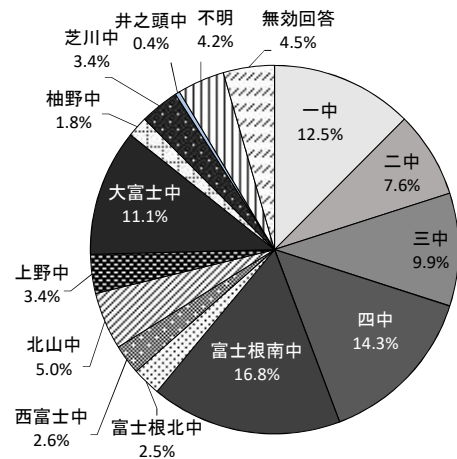
問3 お住まいの形態を教えてください。(○は一つ)

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	一戸建て(持ち家)	1058	84.5%
2	一戸建て(賃貸)	35	2.8%
3	アパート・マンション(持ち家)	13	1.0%
4	アパート・マンション(賃貸)	97	7.7%
5	店舗兼住宅(持ち家 あるいは賃貸)	10	0.8%
6	その他	15	1.2%
7	無効回答	24	1.9%
合 計		1252	100.0%



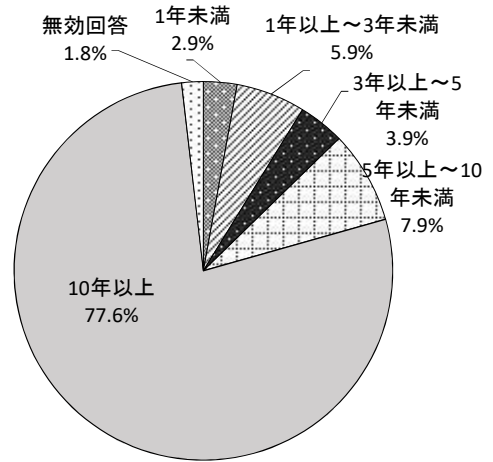
問4 お住まいから最寄りの中学校名をご記入ください。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	一中	156	12.5%
2	二中	95	7.6%
3	三中	124	9.9%
4	四中	179	14.3%
5	富士根南中	210	16.8%
6	富士根北中	31	2.5%
7	西富士中	33	2.6%
8	北山中	63	5.0%
9	上野中	43	3.4%
10	大富士中	139	11.1%
11	袖野中	23	1.8%
12	芝川中	43	3.4%
13	井之頭中	5	0.4%
14	不明	52	4.2%
15	無効回答	56	4.5%
合 計		1252	100.0%



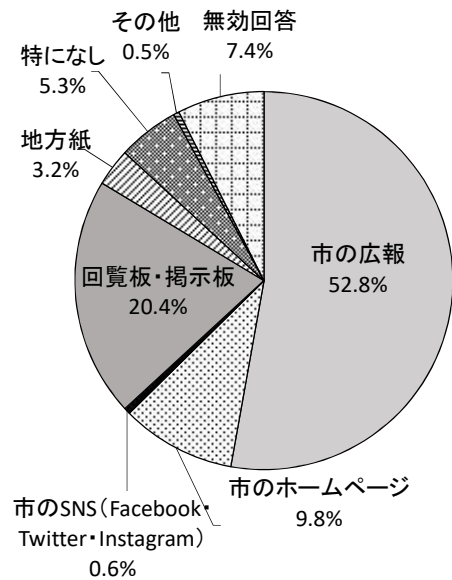
問5 今の場所にお住まいの年数をお答えください。(〇は一つ)

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	1年未満	36	2.9%
2	1年以上～3年未満	74	5.9%
3	3年以上～5年未満	49	3.9%
4	5年以上～10年未満	99	7.9%
5	10年以上	971	77.6%
6	無効回答	23	1.8%
合 計		1252	100.0%



問6 市政全般の情報を得る情報源として最も活用しているものをお答えください。(〇は一つ)

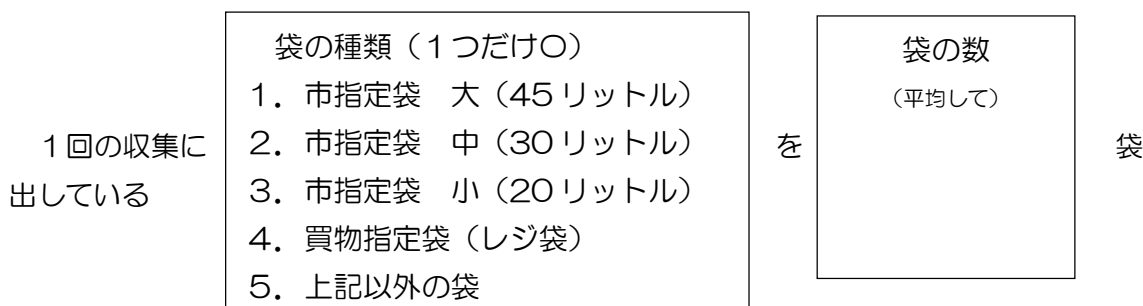
No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	市の広報	661	52.8%
2	市のホームページ	123	9.8%
3	市のSNS (Facebook・Twitter・Instagram)	7	0.6%
4	回覧板・掲示板	256	20.4%
5	地方紙	40	3.2%
6	特になし	66	5.3%
7	その他	6	0.5%
8	無効回答	93人	7.4%
合 計		1252	100.0%



	回答数	市の広報	市のホームページ	市のSNS (Facebook・Twitter・Instagram)	回覧板・掲示板	地方紙	特になし	その他	無効回答
全体	1,252	53%	10%	1%	20%	3%	5%	0%	7%
性別									
男性	442	49%	13%	0%	22%	4%	7%	0%	6%
女性	663	54%	9%	1%	20%	3%	4%	1%	8%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—	—
年齢別									
20歳代	73	22%	30%	3%	26%	3%	16%	0%	0%
30歳代	111	37%	19%	2%	24%	2%	9%	1%	6%
40歳代	181	45%	18%	1%	15%	3%	6%	1%	12%
50歳代	192	49%	13%	1%	20%	3%	6%	1%	7%
60歳代	271	59%	6%	0%	23%	3%	4%	0%	7%
70歳代	396	65%	1%	0%	20%	4%	2%	1%	7%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—	—	—

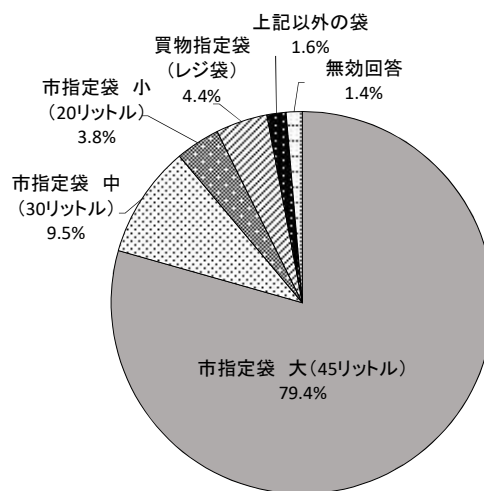
(3) 回答者のごみの考え方について

問7 燃えるごみは、1回の収集にどの位の量を出していますか。よく使う袋と、その袋で何袋出すかを、それぞれお答えください。(袋の種類と、袋の数、それぞれに回答を記入してください)



- ・「市指定袋 大」が最多で79.4%、次が「指定袋 中」で9.5%。
- ・ごみ出し量は、回答者の半数以上が1袋と回答した。
- ・「レジ袋」を利用する人は、袋の数が多い傾向であり、各回答の中で袋の数の平均が大きかった。
- ・前回のアンケートと比較し、レジ袋を利用している人は減少した。
- ・「指定袋 小」を利用しているという回答は少なく、小さい袋を必要とする人は「レジ袋」を使用していると推測される。
- ・レジ袋有料化及びマイバックの普及により、レジ袋をもらう機会が減少したため、市指定袋に移行した人が増加したと推測される。
- ・レジ袋については、完全使用禁止にはしていないが、適正排出の観点から、今後も引き続き市指定袋の利用を呼びかける必要性がある。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数	袋の数 (平均)
1	市指定袋 大(45リットル)	994	79.4%	1.4袋
2	市指定袋 中(30リットル)	119	9.5%	1.2袋
3	市指定袋 小(20リットル)	47	3.8%	1.1袋
4	買物指定袋(レジ袋)	55	4.4%	1.6袋
5	上記以外の袋	20	1.6%	1.6袋
6	無効回答	17	1.4%	—
合 計		1252	100.0%	—



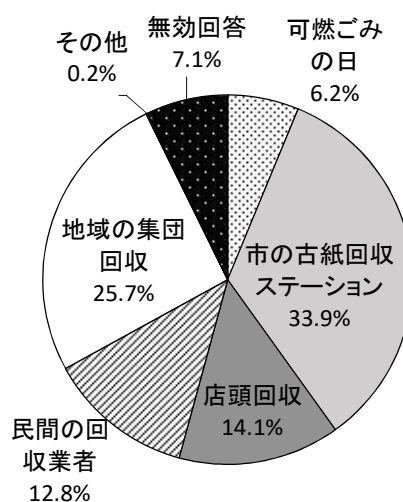
	回答数	市指定袋 大(45リットル)	市指定袋 中(30リットル)	市指定袋 小(20リットル)	買物指定袋(レジ袋)	上記以外の袋	無効回答
全体	1,252	79%	10%	4%	4%	2%	1%
性別							
男性	442	12%	30%	27%	15%	7%	9%
女性	663	80%	7%	4%	6%	2%	2%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—
年齢別							
20歳代	73	78%	14%	3%	4%	1%	0%
30歳代	111	87%	6%	3%	0%	3%	1%
40歳代	181	88%	3%	2%	4%	2%	1%
50歳代	192	82%	8%	3%	2%	4%	0%
60歳代	271	81%	8%	3%	7%	1%	1%
70歳代	396	71%	14%	6%	6%	1%	3%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—

問8次のごみ・資源はどのように収集等に出していますか。最も多い出し方をお答えください。(〇は一つ)

- ・新聞・雑誌・段ボールは「市の古紙回収ステーション」に出すという回答が33.9%、「地域の集団回収」が25.7%と多く出されている。
- ・雑がみは「市の古紙回収ステーション」に出すという回答が28.0%、「可燃ごみの日」が23.9%と多く出されている。
- ・紙パックは「可燃ごみの日」に出すという回答が27.2%、次いで「紙パックの日」が24.6%と多く出されている。
- ・びん、かん、ペットボトル、トレイ、不燃物、粗大ごみは「各ごみの指定収集日」に出す人が多く、ペットボトルは「店頭回収」、トレイは「可燃ごみの日」、「店頭回収」も利用されている。
- ・使用済み食用油は、「可燃ごみの日」に出すという回答が71.1%と多く出されている。
- ・衣類及び革類は「衣類・革類回収ボックス」に出すという回答が50.1%と最も多かった。
- ・新聞・雑誌・段ボール、雑がみは「古紙回収ステーション」が活用されている割合が前回のアンケート結果よりも大きくなった。
- ・新聞・雑誌・段ボール、雑がみ、紙パックは「無効回答」の割合が5%以上と大きく、排出の際に意識していないことが考えられる。
- ・トレイは「トレイの日」の利用が多いが、「可燃ごみの日」、「店頭回収」でも出されている。
- ・使用済み食用油は「可燃ごみの日」もしくは「無効回答」がほとんどであり、リサイクルはあまり実施されていない。
- ・その他意見から、多量に使用する機会が少ないためと考えられる。
- ・雑がみ、紙パック、トレイを「可燃ごみ」で出す人が約4分の1となっている。
- ・使用済み食用油は、揚げ物などをしなくなった家庭が増加しているためと考えられる。

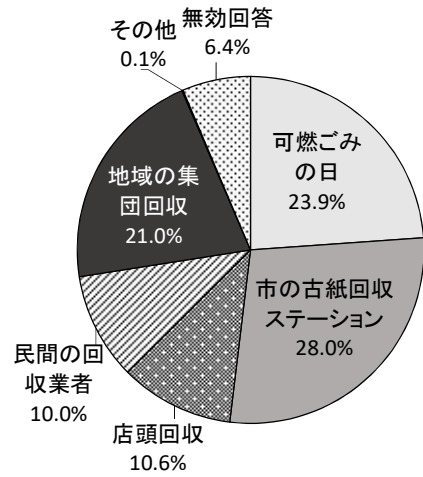
①新聞紙・雑誌・段ボール

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	可燃ごみの日	78	6.2%
2	市の古紙回収ステーション	424	33.9%
3	店頭回収	177	14.1%
4	民間の回収業者	160	12.8%
5	地域の集団回収	322	25.7%
6	その他	2	0.2%
7	無効回答	89	7.1%
合 計		1252	100.0%



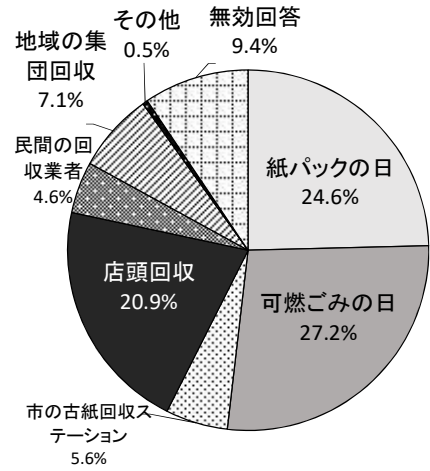
②雑がみ

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	可燃ごみの日	299	23.9%
2	市の古紙回収ステーション	351	28.0%
3	店頭回収	133	10.6%
4	民間の回収業者	125	10.0%
5	地域の集団回収	263	21.0%
6	その他	1	0.1%
7	無効回答	80	6.4%
合 計		1252	100.0%



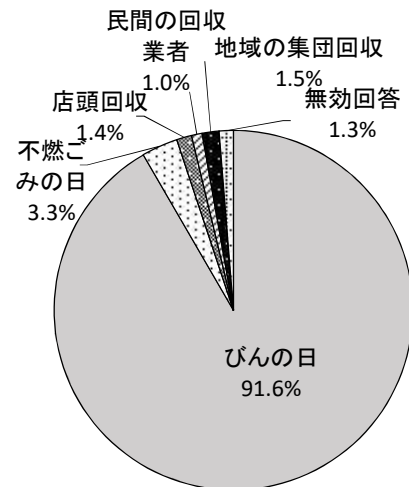
③紙パック

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	紙パックの日	308	24.6%
2	可燃ごみの日	341	27.2%
3	市の古紙回収ステーション	70	5.6%
4	店頭回収	262	20.9%
5	民間の回収業者	58	4.6%
6	地域の集団回収	89	7.1%
7	その他	6	0.5%
8	無効回答	118	9.4%
合 計		1252	100.0%



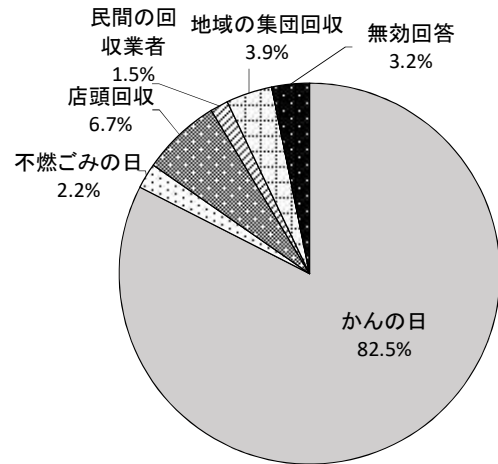
④びん

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	びんの日	1147	91.6%
2	不燃ごみの日	41	3.3%
3	店頭回収	17	1.4%
4	民間の回収業者	12	1.0%
5	地域の集団回収	19	1.5%
6	その他	0	0.0%
7	無効回答	16	1.3%
合 計		1252	100.0%



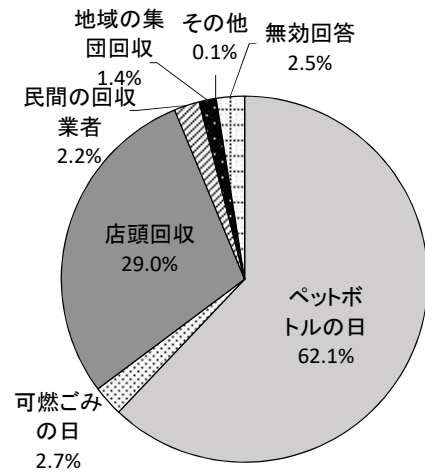
⑤かん

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	かんの日	1033	82.5%
2	不燃ごみの日	27	2.2%
3	店頭回収	84	6.7%
4	民間の回収業者	19	1.5%
5	地域の集団回収	49	3.9%
6	その他	0	0.0%
7	無効回答	40	3.2%
合 計		1252	100.0%



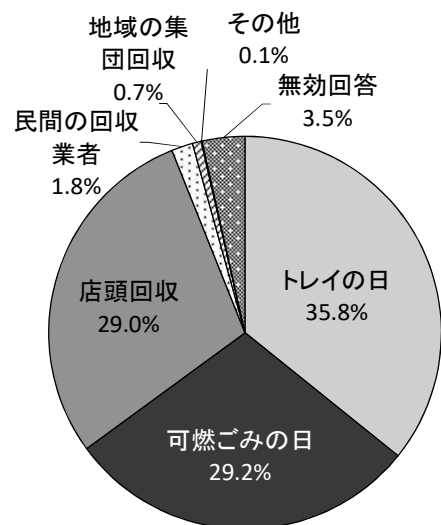
⑥ペットボトル

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	ペットボトルの日	777	62.1%
2	可燃ごみの日	34	2.7%
3	店頭回収	363	29.0%
4	民間の回収業者	28	2.2%
5	地域の集団回収	18	1.4%
6	その他	1	0.1%
7	無効回答	31	2.5%
合 計		1252	100.0%



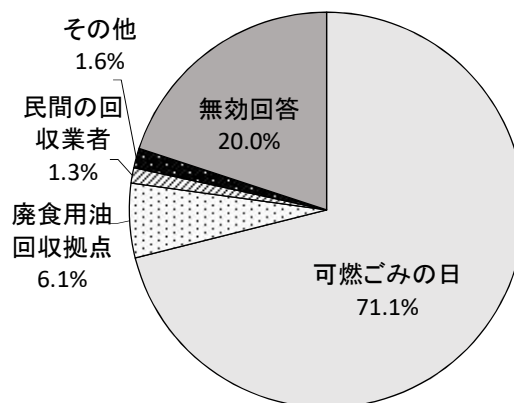
⑦トレイ

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	トレイの日	448	35.8%
2	可燃ごみの日	365	29.2%
3	店頭回収	363	29.0%
4	民間の回収業者	22	1.8%
5	地域の集団回収	9	0.7%
6	その他	1	0.1%
7	無効回答	44	3.5%
合 計		1252	100.0%



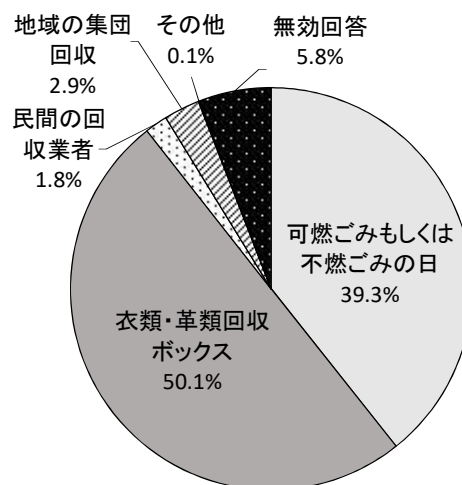
⑧使用済み食用油

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	可燃ごみの日	890	71.1%
2	廃食用油回収拠点	76	6.1%
3	民間の回収業者	16	1.3%
4	その他	20	1.6%
5	無効回答	250	20.0%
合 計		1252	100.0%



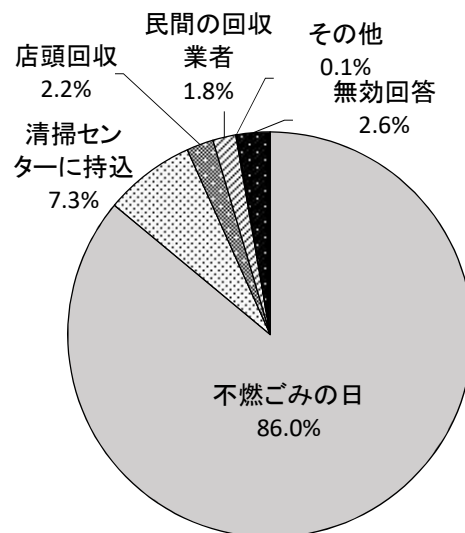
⑨衣類及び革類

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	可燃ごみもしくは不燃ごみの日	492	39.3%
2	衣類・革類回収ボックス	627	50.1%
3	民間の回収業者	23	1.8%
4	地域の集団回収	36	2.9%
5	その他	1	0.1%
6	無効回答	73	5.8%
合 計		1252	100.0%



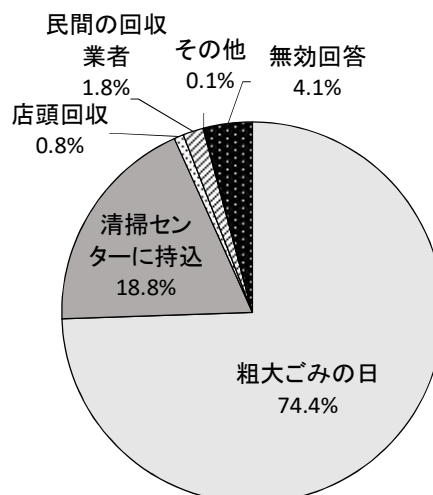
⑩不燃物（小型の家電、金属製品等）

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	不燃ごみの日	1077	86.0%
2	清掃センターに持込	91	7.3%
3	店頭回収	27	2.2%
4	民間の回収業者	23	1.8%
5	その他	1	0.1%
6	無効回答	33	2.6%
合 計		1252	100.0%



⑪粗大ごみ

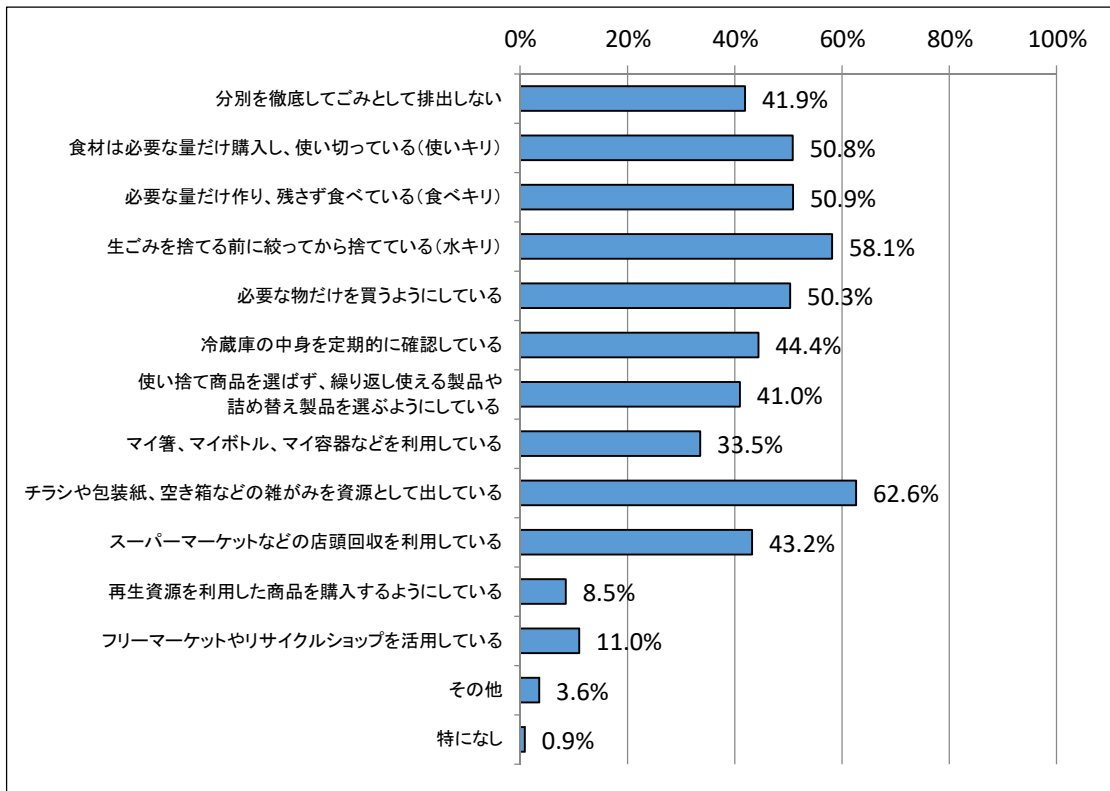
No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	粗大ごみの日	932	74.4%
2	清掃センターに持込	236	18.8%
3	店頭回収	10	0.8%
4	民間の回収業者	22	1.8%
5	その他	1	0.1%
6	無効回答	51	4.1%
合 計		1252	100.0%



問9市では現在「ごみダイエットプロジェクト」を実施していますが、あなたがごみの減量化及び資源化のために心掛けていることはありますか。(複数選択可)

- ・「チラシや包装紙、空き箱などの雑がみを資源として出している」が最も多く、62.6%であった。次いで「生ごみを捨てる前に絞ってから捨てている(水キリ)」が58.1%、3番目が「必要な量だけ作り、残さず食べている(食べきり)」で50.9%となった。
- ・その他意見として、コンポストの利用や、畑に埋めるという意見があった。
- ・雑がみの分別収集は最も行っている人が多い項目であるが、約6割に留まっている。この項目に○をつけた人は問8で「可燃ごみ」以外の回収方法を選択した人とほぼ同数であることから、同じ人であることが考えられる。
- ・生ごみの処理については、実施している人が多く、また、その他意見からコンポストなどの利用もあり、意識している人が多いことが伺える。生ごみは特に匂いを発するため、考慮する人が多い。
- ・約9割の人はいずれかの取組を行っているが、各項目における実施度は高くはない。
- ・分別の徹底はごみの適正排出にもかかわる部分であるため、重点的に啓発する必要がある。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	分別を徹底してごみとして排出しない	525	41.9%
2	食材は必要な量だけ購入し、使い切っている(使いキリ)	636	50.8%
3	必要な量だけ作り、残さず食べている(食べキリ)	637	50.9%
4	生ごみを捨てる前に絞ってから捨てている(水キリ)	728	58.1%
5	必要な物だけを買うようにしている	630	50.3%
6	冷蔵庫の中身を定期的に確認している	556	44.4%
7	使い捨て商品を選ばず、繰り返し使える製品や詰め替え製品を選ぶようにしている	513	41.0%
8	マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用している	420	33.5%
9	チラシや包装紙、空き箱などの雑がみを資源として出している	784	62.6%
10	スーパーマーケットなどの店頭回収を利用している	541	43.2%
11	再生資源を利用した商品を購入するようにしている	107	8.5%
12	フリーマーケットやリサイクルショップを活用している	138	11.0%
13	その他	45	3.6%
14	特になし	11	0.9%
合 計		6271	—

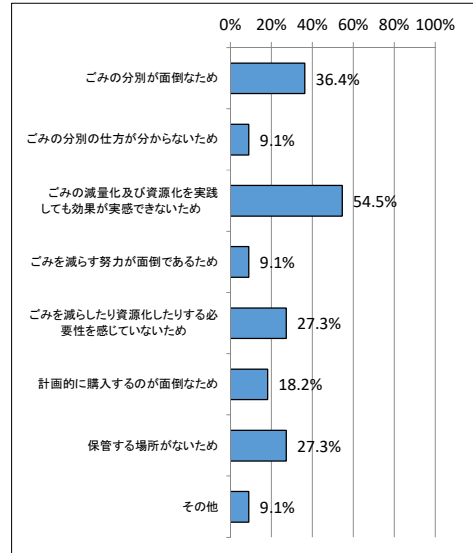


	回答数	分別を徹底してごみとして排出しない	食材は必要な量だけ購入し、使い切っている(使いキリ)	必要な量だけ作り、残さず食べている(食べキリ)	生ごみを捨てる前に絞ってから捨てている(水キリ)	必要な物だけを買うようにしている	冷蔵庫の中身を定期的に確認している	使い捨て商品を選ばず、繰り返し使える製品や詰め替え製品を選ぶようにしている	マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用している	チラシや包装紙、空き箱などの雑がみを資源として出している	スーパーマーケットなどの店頭回収を利用している	再生資源を利用した商品を購入するようにしている	フリーマーケットやリサイクルショップを活用している	その他	特になし
全注	1,232	42%	51%	51%	58%	50%	44%	41%	34%	63%	43%	9%	11%	4%	1%
性別															
男性	442	44%	47%	48%	51%	53%	37%	33%	29%	59%	42%	7%	9%	2%	2%
女性	693	53%	53%	52%	62%	51%	50%	48%	38%	66%	47%	9%	12%	5%	1%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年齢別															
20歳代	73	41%	53%	52%	48%	51%	48%	37%	36%	40%	51%	8%	19%	0%	3%
30歳代	111	30%	56%	49%	49%	60%	50%	40%	27%	46%	48%	2%	16%	1%	2%
40歳代	181	41%	52%	57%	54%	51%	43%	43%	36%	56%	50%	7%	17%	2%	2%
50歳代	192	43%	56%	53%	53%	57%	44%	44%	32%	61%	51%	8%	14%	4%	0%
60歳代	271	44%	45%	48%	62%	44%	44%	43%	27%	69%	46%	8%	9%	4%	1%
70歳代	396	44%	50%	50%	64%	51%	44%	40%	39%	73%	34%	12%	6%	6%	3%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

問10 ごみの減量化及び資源化に消極的な理由は何ですか。(複数選択可)【問9で「14. 特になし」と答えた方(11人)にお聞きします。】

- ・特になしとした人(11人)の中で、消極的な理由は、「ごみの減量化及び資源化を実践しても効果が実感できないため」が54.5%となった。
- ・効果が実感できるよう、データの公表方法を考える必要がある。

No.	回答	回答数	回答数/回答者数
1	ごみの分別が面倒なため	4	36.4%
2	ごみの分別の仕方が分からないため	1	9.1%
3	ごみの減量化及び資源化を実践しても効果が実感できないため	6	54.5%
4	ごみを減らす努力が面倒であるため	1	9.1%
5	ごみを減らしたり資源化したりする必要性を感じていないため	3	27.3%
6	計画的に購入するのが面倒なため	2	18.2%
7	保管する場所がないため	3	27.3%
8	その他	1	9.1%
合計		21	—

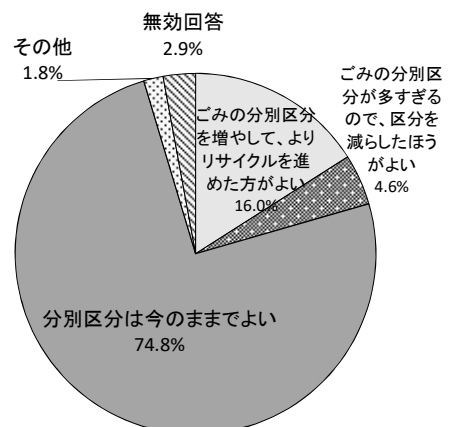


	回答数	ごみの分別が面倒なため	ごみの分別の仕方が分からないため	ごみの減量化及び資源化を実践しても効果が実感できないため	ごみを減らす努力が面倒であるため	ごみを減らしたり資源化したりする必要性を感じていないため	計画的に購入するのが面倒なため	保管する場所がないため	その他
全体	1,252	36%	9%	55%	9%	27%	18%	27%	9%
性別									
男性	442	33%	0%	100%	0%	33%	0%	33%	0%
女性	663	67%	33%	67%	33%	67%	33%	67%	0%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—	—
年齢別									
20歳代	73	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
30歳代	111	0%	0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%
40歳代	181	25%	0%	25%	0%	0%	25%	0%	0%
50歳代	192	—	—	—	—	—	—	—	—
60歳代	271	50%	0%	50%	0%	50%	0%	100%	0%
70歳代	396	8%	0%	13%	0%	4%	4%	4%	0%
無効回答・無効	28	—	—	—	—	—	—	—	—

問11 あなたは、ごみの分別区分についてどのように感じていますか。(〇は一つ)

- ・「分別区分は今のままでよい」が最も多く74.8%、次いで「ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めた方がよい」が16.0%となった。
- ・その他意見として、プラスチックごみを分別回収して欲しい、回収頻度を増やして欲しいなどがあった。
- ・ごみの分別については、問19で約7割が負担を感じていないと回答している。現状維持を望んでいる声が多いことが伺える。
- ・現状を望む声が多い。現在の分別区分においても更なる分別の徹底が必要であることから分別項目の追加についてはVFMや燃料使用量などの観点から慎重に検討すべきである。

No.	回答	回答数	回答数/回答者数
1	ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めた方がよい	200	16.0%
2	ごみの分別区分が多すぎるので、区分を減らしたほうがよい	57	4.6%
3	分別区分は今のままでよい	937	74.8%
4	その他	22	1.8%
5	無効回答	36	2.9%
合計		1,252	100.0%



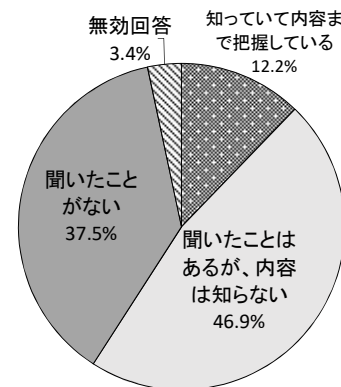
	回答数	ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めた方がよい	ごみの分別区分が多すぎるので、区分を減らしたほうがよい	分別区分は今のままでよい	その他	無効回答
全体	1,252	16%	5%	75%	2%	3%
性別						
男性	442	17%	7%	72%	2%	2%
女性	663	16%	3%	76%	2%	3%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—
年齢別						
20歳代	73	19%	4%	74%	0%	3%
30歳代	111	12%	5%	79%	3%	1%
40歳代	181	22%	3%	70%	3%	2%
50歳代	192	17%	5%	77%	1%	0%
60歳代	271	17%	5%	72%	3%	3%
70歳代	396	13%	5%	77%	1%	5%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—

問 1 2 あなたは、静岡県が取り組んでいる「海洋プラスチックごみ防止 6 R 県民運動」につ

いて知っていますか。(○は一つ)

- ・「聞いたことはあるが、内容は知らない」が最も多く 46.9%、次いで「聞いたことがない」が 37.5%であった。
- ・6 R の内容を知らない人が 8 割である。
- ・6 R は 3 R を派生させた取組である。今後プラスチックごみ削減の取組と共に、普及していく必要がある。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	知っていて内容まで把握している	153	12.2%
2	聞いたことはあるが、内容は知らない	587	46.9%
3	聞いたことがない	470	37.5%
4	無効回答	42	3.4%
合 計		1,252	100.0%



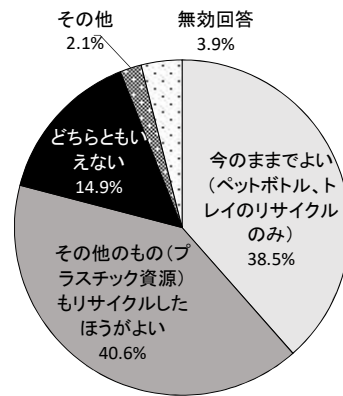
	回答数	知っていて内容まで把握している	聞いたことはあるが、内容は知らない	聞いたことがない	無効回答
全体	1,252	12%	47%	38%	3%
性別					
男性	442	14%	47%	36%	3%
女性	663	10%	47%	40%	3%
無効・無回答	147	—	—	—	—
年齢別					
20歳代	73	4%	36%	60%	0%
30歳代	111	3%	29%	67%	2%
40歳代	181	7%	42%	50%	1%
50歳代	192	8%	45%	46%	1%
60歳代	271	10%	55%	33%	1%
70歳代	396	22%	52%	19%	7%
無回答・無効	28	—	—	—	—

問 1 3 海洋プラスチック問題の面からプラスチック類を分別しリサイクルすることにつ

いて、あなたの考えに近いものを選んでください。(○は一つ)

- ・「その他のもの(プラスチック資源)もリサイクルしたほうがよい」が最も多く、40.6%であった。次いで「今のままでよい(ペットボトル、トレイのリサイクルのみ)」が 38.5%となった。
- ・その他意見として、そもそもプラスチックを使わないようにすべきなどの意見があった。
- ・ごみの分別については現状維持を望むが、プラスチック問題に対しては、リサイクルしたほうがよいと考えていることが分かる。
- ・分別したほうがよいとはわかっているが、生活スタイルを変更したくないという考えの表れではないかと考えられる。
- ・プラスチックの分別を行うためには、現在のごみ収集日などの見直しが求められる。
- ・プラスチックごみが排出されないような取組への転換が必要。(紙ストローやマイ容器の利用など) 事業者との協働が必要である。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	今のままでよい(ペットボトル、トレイのリサイクルのみ)	482	38.5%
2	その他のもの(プラスチック資源)もリサイクルしたほうがよい	508	40.6%
3	どちらともいえない	187	14.9%
4	その他	26	2.1%
5	無効回答	49	3.9%
合 計		1252	100.0%

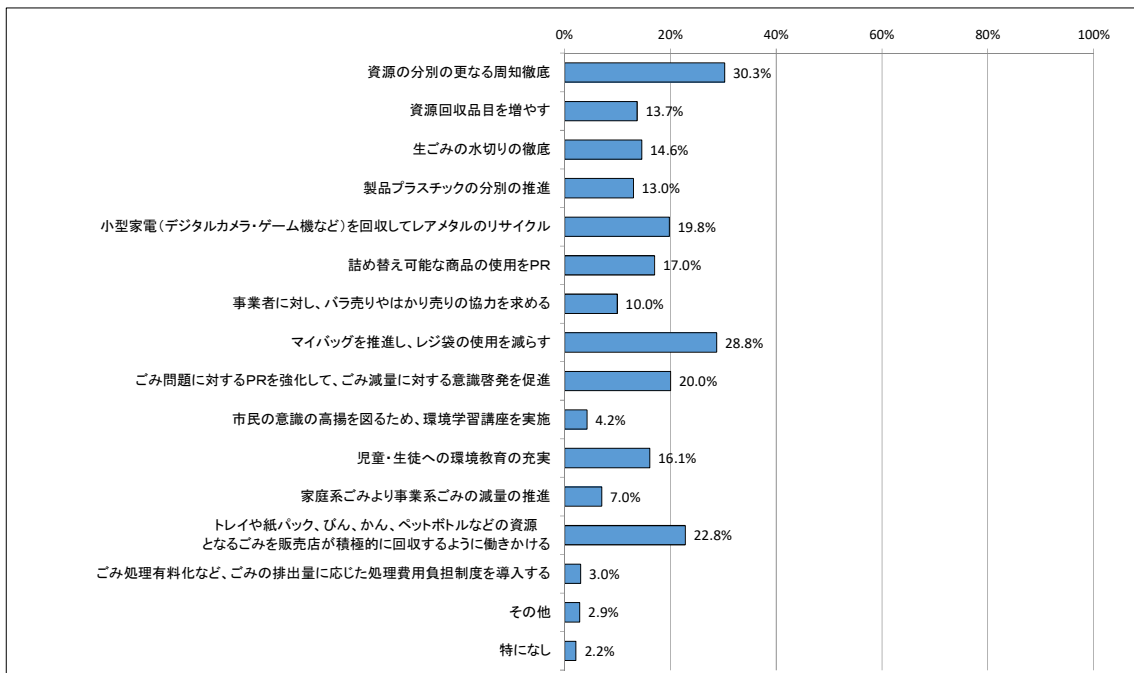


	回答数	今のままでよい (ペットボトル、トレイのリサイクルのみ)	その他のもの(プラスチック資源)もリサイクルしたほうがよい	どちらともいえない	その他	無効回答
全体	1,252	38%	41%	15%	2%	4%
性別						
男性	442	36%	45%	13%	2%	3%
女性	663	40%	38%	16%	2%	3%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—
年齢別						
20歳代	73	37%	40%	22%	1%	0%
30歳代	111	37%	34%	23%	4%	3%
40歳代	181	38%	35%	24%	2%	2%
50歳代	192	46%	35%	14%	3%	2%
60歳代	271	36%	48%	13%	1%	2%
70歳代	396	38%	43%	9%	2%	8%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—

問 1 4 ごみの発生抑制や減量化及び資源化を推進するために、富士宮市はどのような取組をするべきだと思いますか。(3つまで選択可)

- ・「資源の分別の更なる周知徹底」が最も多く30.3%、次いで「マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす」が28.8%、3番目が「トレイや紙パック、びん、かん、ペットボトルなどの資源となるごみを販売店が積極的に回収するように働きかける」が22.8%となった。
- ・その他意見として、回収日、回収場所を増やす、生ごみ処理機の助成などがあつた。
- ・雑がみなどは、可燃ごみに排出している人が20%以上いるため、分別の徹底が必要であるとの考えがある。
- ・その他意見から、資源の回収日が少ないことから、雑紙などは可燃ごみの日にまとめて出してしまうことが考えられる。
- ・富士宮市では、ごみの分別の徹底が課題であるが、市民で同様に認識している人は3割である。
- ・今後も分別の周知徹底が必要である。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	資源の分別の更なる周知徹底	379	30.3%
2	資源回収品目を増やす	172	13.7%
3	生ごみの水切りの徹底	183	14.6%
4	製品プラスチックの分別の推進	163	13.0%
5	小型家電(デジタルカメラ・ゲーム機など)を回収してレア金属のリサイクル	248	19.8%
6	詰め替え可能な商品の使用をPR	213	17.0%
7	事業者に対し、バラ売りやはかり売りの協力を求める	125	10.0%
8	マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす	360	28.8%
9	ごみ問題に対するPRを強化して、ごみ減量に対する意識啓発を促進	251	20.0%
10	市民の意識の高揚を図るため、環境学習講座を実施	53	4.2%
11	児童・生徒への環境教育の充実	202	16.1%
12	家庭系ごみより事業系ごみの減量の推進	88	7.0%
13	トレイや紙パック、びん、かん、ペットボトルなどの資源となるごみを販売店が積極的に回収するように働きかける	286	22.8%
14	ごみ処理有料化など、ごみの排出量に応じた処理費用負担制度を導入する	38	3.0%
15	その他	36	2.9%
16	特になし	27	2.2%
合 計		2824	—

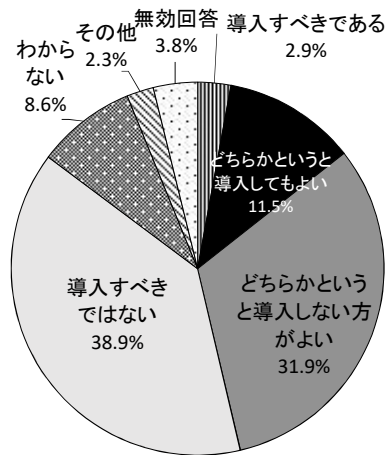


	回答数	資源の分別の更なる周知徹底	資源回収品目を増やす	生ごみの水切りの徹底	製品プラスチックの分別の推進	小型家電(デジタルカメラ・ゲーム機など)を回収してレア金属のリサイクル	詰め替え可能な商品の使用をPR	事業者に対し、バラ売りやはかり売りの協力を求める	マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす	ごみ問題に対するPRを強化して、ごみ減量に対する意識啓発を促進	市民の意識の高揚を図るため、環境学習講座を実施	児童・生徒への環境教育の充実	家庭系ごみより事業系ごみの減量の推進	トレイや紙パック、びん、かん、ペットボトルなどの資源となるごみを販売店が積極的に回収するように働きかける	その他	特になし
全世帯	1252	30%	14%	15%	13%	20%	17%	10%	29%	20%	4%	16%	7%	23%	3%	2%
性別																
男性	442	32%	15%	13%	13%	23%	14%	8%	29%	20%	5%	19%	8%	25%	4%	5%
女性	683	24%	13%	16%	13%	17%	20%	12%	31%	21%	4%	15%	8%	17%	2%	4%
世代・世帯	147															
20歳代	73	21%	12%	11%	7%	18%	14%	19%	29%	14%	1%	21%	10%	29%	1%	19%
30歳代	111	25%	14%	7%	12%	19%	8%	6%	26%	17%	4%	23%	15%	32%	6%	5%
40歳代	181	31%	14%	11%	13%	25%	17%	13%	22%	19%	2%	21%	12%	25%	2%	4%
50歳代	192	28%	18%	8%	12%	22%	19%	14%	26%	22%	4%	19%	9%	29%	2%	2%
60歳代	271	35%	16%	14%	16%	26%	18%	10%	33%	23%	5%	16%	4%	25%	3%	2%
70歳代	386	32%	11%	23%	14%	17%	20%	7%	37%	21%	6%	13%	5%	20%	4%	2%
無回答・世帯	28															

問 1 5 あなたは、家庭ごみの収集を有料化して、それぞれの市民が出すごみの量に応じて費用を支払うという考え方についてどう思いますか。(○は一つ)

- ・「導入すべきではない」が最も多く 38.9%、次いで「どちらかという導入しない方がよい」が 31.9% となった。
- ・その他意見として、不法投棄が心配、すでに有料（指定袋を購入の際お金を出している）ではないか、値段を上げるのはどうか、などの意見があった。
- ・現在も指定袋に対しお金を払っているという考えがある。そのため、さらに有料という表現に警戒がある。
- ・現在レジ袋でも回収しているため、市指定袋で出している人の一部には不満感がある。
- ・導入に反対の意見が 7 割である。
- ・すでに指定袋でお金を払っているという意識があるため、説明が必要である。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	導入すべきである	36	2.9%
2	どちらかという導入してもよい	144	11.5%
3	どちらかという導入しない方がよい	400	31.9%
4	導入すべきではない	487	38.9%
5	わからない	108	8.6%
6	その他	29	2.3%
7	無効回答	48	3.8%
合 計		1252	100.0%

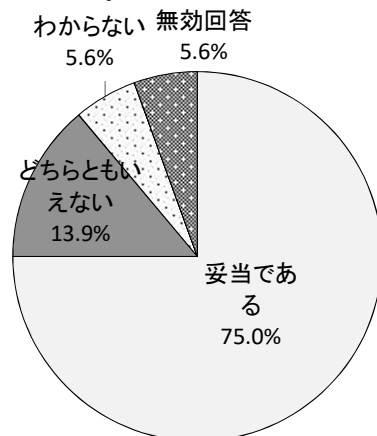


	回答数	導入すべきである	どちらかという導入してもよい	どちらかという導入しない方がよい	導入すべきではない	わからない	その他	無効回答
全体	1252	3%	12%	32%	39%	9%	2%	4%
性別								
男性	442	4%	12%	32%	42%	5%	3%	4%
女性	663	2%	12%	33%	37%	10%	2%	4%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—
年齢別								
20歳代	73	3%	8%	42%	40%	5%	0%	1%
30歳代	111	4%	17%	24%	47%	4%	3%	2%
40歳代	181	1%	9%	28%	48%	7%	6%	2%
50歳代	192	2%	14%	26%	45%	9%	1%	3%
60歳代	271	3%	9%	39%	33%	10%	2%	3%
70歳代	396	4%	12%	33%	33%	9%	2%	6%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—	—

問 1 6 有料化を導入する場合、公平性の面から市指定ごみ袋の料金に上乘するという考え方を導入することについてお尋ねします。(○は一つ)【問 1 5 で「1. 導入すべきである」と答えた方にお聞きします。】

- ・有料化を導入すべきと回答した人の内、市指定ごみ袋の料金に上乘するという考え方をどう思うかについて、「妥当である」が最も多く 75.0% となった。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	妥当である	27	75.0%
2	よくない	0	0.0%
3	どちらともいえない	5	13.9%
4	わからない	2	5.6%
5	その他	0	0.0%
6	無効回答	2	5.6%
合 計		36	100.0%



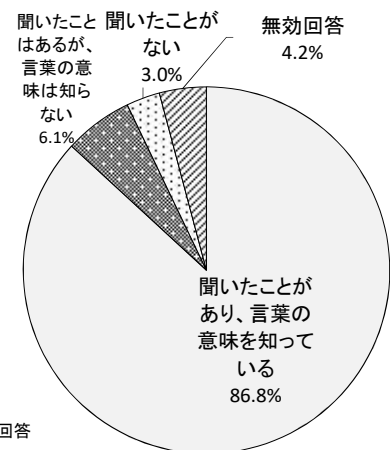
	回答数	妥当である	よくない	どちらともいえない	わからない	その他	無効回答
全体	1,252	75%	0%	14%	6%	0%	6%
性別							
男性	442	36%	0%	8%	0%	0%	56%
女性	663	33%	0%	6%	6%	0%	56%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—
年齢別							
20歳代	73	50%	0%	50%	0%	0%	0%
30歳代	111	75%	0%	0%	0%	0%	25%
40歳代	181	0%	0%	100%	0%	0%	0%
50歳代	192	100%	0%	0%	0%	0%	0%
60歳代	271	78%	0%	11%	0%	0%	11%
70歳代	396	80%	0%	7%	13%	0%	0%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—

「食品ロス」とは、「本来、食べられるのに廃棄される食品」のことで、日本国内で年間612万tあるといわれています。

問17あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。(○は一つ)

- ・「聞いたことがあります、言葉の意味を知っている」が最も多く86.8%であった。
- ・生ごみの意識からも、食品ロスへの関心は高いことが伺える。
- ・食品ロスを知っているが、生ごみ削減に対する取組は各項目約5割であるため、意識の啓発が必要。
- ・また、展開調査等で食品ロスの実態を把握する必要がある。

No.	回答	回答数	回答数/回答者数
1	聞いたことがあります、言葉の意味を知っている	1087	86.8%
2	聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない	76	6.1%
3	聞いたことがない	37	3.0%
4	無効回答	52	4.2%
合計		1252	100.0%

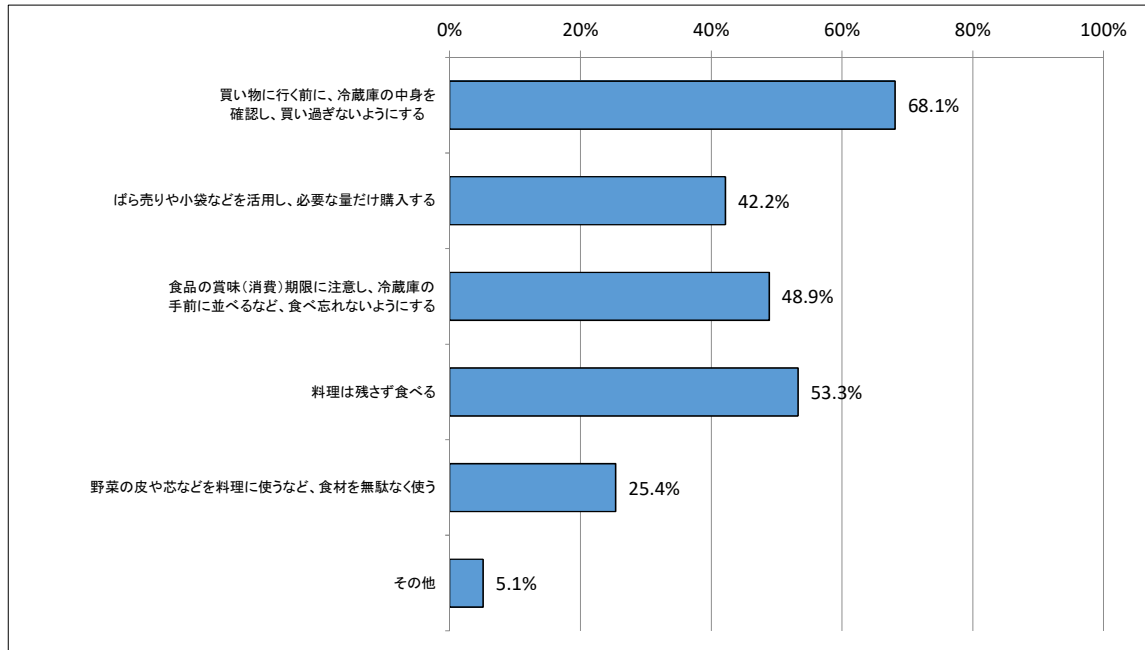


	回答数	聞いたことがあります、言葉の意味を知っている	聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない	聞いたことがない	無効回答
全体	1,252	87%	6%	3%	4%
性別					
男性	442	89%	6%	2%	3%
女性	663	87%	5%	3%	4%
無効・無回答	147	—	—	—	—
年齢別					
20歳代	73	84%	11%	4%	1%
30歳代	111	93%	4%	3%	1%
40歳代	181	90%	4%	4%	2%
50歳代	192	90%	5%	3%	2%
60歳代	271	88%	7%	3%	3%
70歳代	396	84%	6%	3%	8%
無回答・無効	28	—	—	—	—

問18「食品ロス」を削減するため、どのような取組が必要だと思いますか。(複数選択可)

- ・「買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする」が最も多く、68.1%であった。次いで「料理は残さず食べる」が53.3%となった。
- ・その他意見として、賞味期限の考え方の普及、小売店での作り過ぎや過剰な発注を避ける、などの意見があった。
- ・食品の購入は家計の中で大きな割合を占めるため、意識が高い。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする	853	68.1%
2	ばら売りや小袋などを活用し、必要な量だけ購入する	528	42.2%
3	食品の賞味(消費)期限に注意し、冷蔵庫の手前に並べるなど、食べ忘れないようにする	612	48.9%
4	料理は残さず食べる	667	53.3%
5	野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使う	318	25.4%
6	その他	64	5.1%
合 計		3042	—



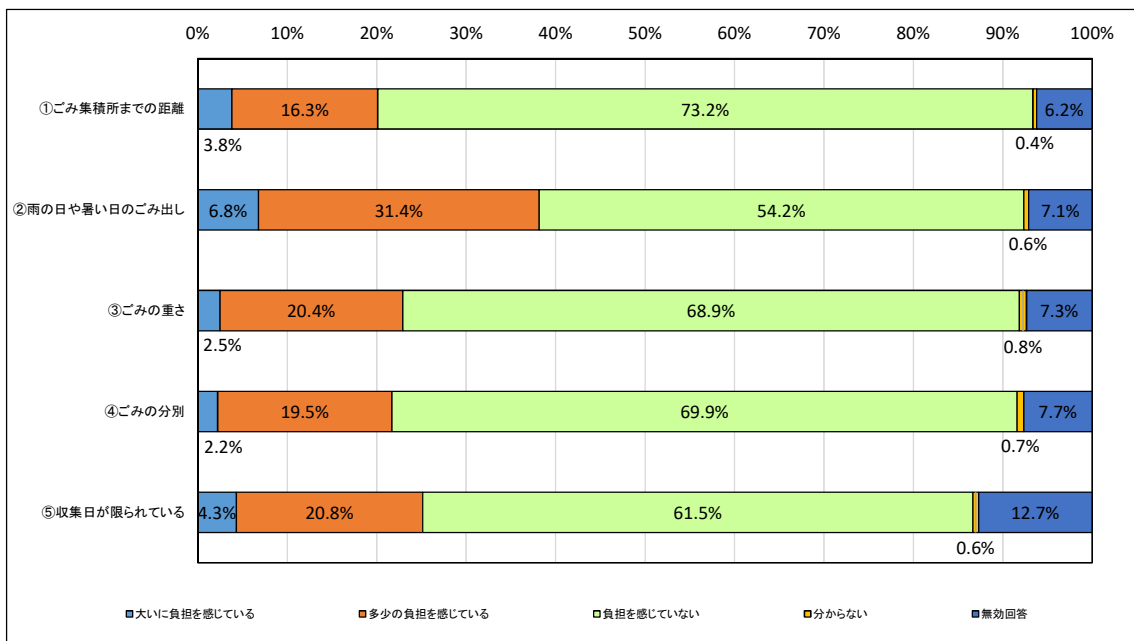
	回答数	買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする	ばら売りや小袋などを活用し、必要な量だけ購入する	食品の賞味(消費)期限に注意し、冷蔵庫の手前に並べるなど、食べ忘れないようにする	料理は残さず食べる	野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使う	その他
全体	1,252	68%	42%	49%	53%	25%	5%
性別							
男性	442	66%	40%	47%	57%	26%	5%
女性	663	71%	45%	52%	52%	26%	6%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—
年齢別							
20歳代	73	68%	42%	51%	60%	25%	4%
30歳代	111	71%	54%	55%	57%	33%	5%
40歳代	181	73%	40%	46%	59%	25%	8%
50歳代	192	72%	51%	57%	57%	21%	6%
60歳代	271	67%	39%	51%	54%	25%	7%
70歳代	396	64%	38%	42%	47%	26%	3%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—

問19 あなたは、ごみ集積所でのごみ出しについて、どの程度負担を感じていますか。

(○は一つ)

- ・負担に感じていることについて、「雨の日や暑い日のごみ出し」が最も多く、次いで「収集日が限られている」が多くなった。
- ・その他意見として、収集日を増やして欲しいといった意見があった。
- ・収集日については、各設問におけるその他意見で多く言及されている。
- ・収集日が少ないことで、分別ごみがかさばり、収集頻度の比較的高い可燃ごみの日に出してしまうことが伺える。
- ・収集頻度について見直す必要がある。
- ・また、今後も増えると予想される高齢者に対し、ごみ出し支援事業の検討が必要。

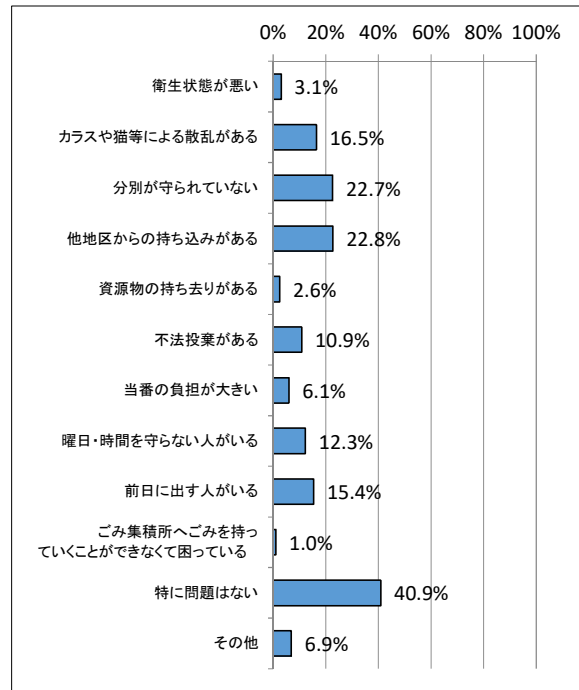
	回答数					回答割合(%)						
	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない	無効回答	合計	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない	無効回答	合計
①ごみ集積所までの距離	48	204	917	5	78	1252	3.8%	16.3%	73.2%	0.4%	6.2%	100.0%
②雨の日や暑い日のごみ出し	85	393	678	7	89	1252	6.8%	31.4%	54.2%	0.6%	7.1%	100.0%
③ごみの重さ	31	256	863	10	92	1252	2.5%	20.4%	68.9%	0.8%	7.3%	100.0%
④ごみの分別	28	244	875	9	96	1252	2.2%	19.5%	69.9%	0.7%	7.7%	100.0%
⑤収集日が限られている	54	261	770	8	159	1252	4.3%	20.8%	61.5%	0.6%	12.7%	100.0%



問 20 利用されているごみ集積所について、どのような問題がありますか。(複数選択可)

- ・「特に問題はない」が最も多く 40.9%であった。
- ・「特に問題がない」を除くと、「他地区からの持ち込みがある」が最も多く 22.8%、次いで「分別が守られていない」が 22.7%となった。
- ・その他意見として、集積所が狭い、他家のごみを勝手に見る人がいる、などがあつた。
- ・他地区からの持ち込みについては、その他意見の中で、「ごみが多いため収集場所に車で行くが、他地区と勘違いされる」などがある。
- ・他地区からの持ち込みや分別の徹底に対しては、監視などの対策が必要だが、プライバシーの問題もある。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	衛生状態が悪い	39	3.1%
2	カラスや猫等による散乱がある	206	16.5%
3	分別が守られていない	284	22.7%
4	他地区からの持ち込みがある	285	22.8%
5	資源物の持ち去りがある	32	2.6%
6	不法投棄がある	136	10.9%
7	当番の負担が大きい	76	6.1%
8	曜日・時間を守らない人がいる	154	12.3%
9	前日に出す人がいる	193	15.4%
10	ごみ集積所へごみを持っていくことができなくて困っている	13	1.0%
11	特に問題はない	512	40.9%
12	その他	87	6.9%
合 計		2017	—

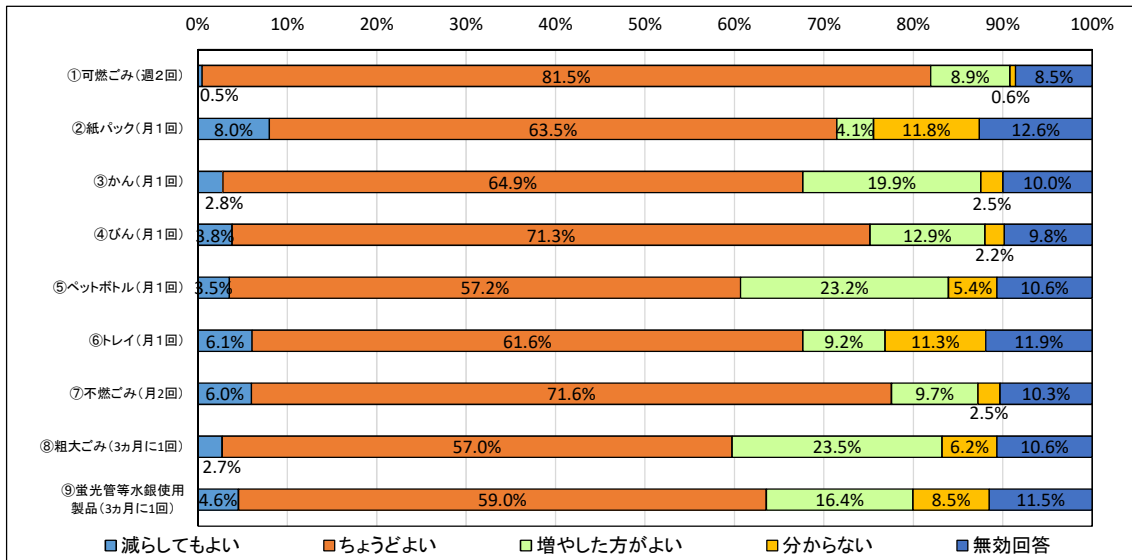


	回答数	衛生状態が悪い	カラスや猫等による散乱がある	分別が守られていない	他地区からの持ち込みがある	資源物の持ち去りがある	不法投棄がある	当番の負担が大きい	曜日・時間を守らない人がいる	前日に出す人がいる	ごみ集積所へごみを持っていくことができなくて困っている	特に問題はない	その他
全体	1,252	3%	16%	22%	23%	3%	11%	6%	12%	15%	1%	41%	7%
性別													
男性	442	9%	47%	64%	64%	7%	31%	17%	35%	44%	3%	116%	20%
女性	663	6%	31%	43%	43%	5%	21%	11%	23%	29%	2%	77%	13%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年齢別													
20歳代	73	4%	21%	30%	7%	3%	7%	12%	12%	16%	1%	86%	11%
30歳代	111	9%	18%	23%	19%	2%	4%	14%	7%	14%	2%	79%	5%
40歳代	181	5%	19%	24%	29%	4%	13%	7%	17%	17%	2%	83%	13%
50歳代	192	4%	17%	34%	31%	2%	11%	10%	14%	16%	1%	76%	10%
60歳代	271	1%	17%	31%	29%	4%	13%	4%	19%	21%	0%	76%	9%
70歳代	396	3%	15%	25%	30%	3%	14%	6%	9%	18%	2%	80%	8%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

問 21 あなたは、富士宮市が行っているごみの収集回数についてどのように感じていますか。また、あなたの御家庭におけるごみの排出頻度はどの程度ですか。(それぞれ○は一つ)

- ・「粗大ごみ」や「ペットボトル」については、「増やしたほうがよい」という意見が 20% を超える結果となった。
- ・「紙パック」や「トレイ」の「分からない」、「無効回答」が約 2 割を占めている。
- ・「粗大ごみ」や「ペットボトル」は特にかさばりやすいものであり、出したいときに出不来ということが「増やしたほうがよい」という考えにつながっていると考えられる。
- ・「紙パック」や「トレイ」は、「分からない」や「無効回答」が約 2 割を占めているが、これは店頭回収など排出場所が別にあるためではないかと考えられる。
- ・「ペットボトル」の収集回数については、特に 20～40 歳代が増やして欲しいという意見が多かった。
- ・近年の生活スタイルに合わせた収集頻度に見直す必要がある。

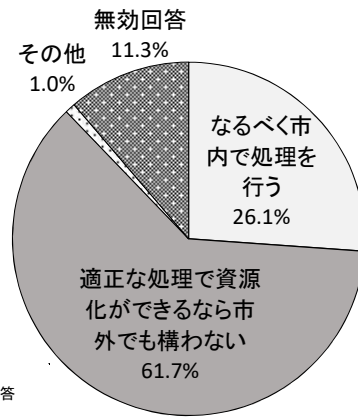
分別区分 (現在の収集回数)	富士宮市のごみ収集回数											
	回答数					回答割合(%)					合計	
	減らしてもよい	ちょうどよい	増やした方がよい	分からない	無効回答	減らしてもよい	ちょうどよい	増やした方がよい	分からない	無効回答		
①可燃ごみ(週2回)	6	1020	111	8	107	1252	0.5%	81.5%	8.9%	0.6%	8.5%	100.0%
②紙パック(月1回)	100	795	51	148	158	1252	8.0%	63.5%	4.1%	11.8%	12.6%	100.0%
③かん(月1回)	35	812	249	31	125	1252	2.8%	64.9%	19.9%	2.5%	10.0%	100.0%
④びん(月1回)	48	893	161	27	123	1252	3.8%	71.3%	12.9%	2.2%	9.8%	100.0%
⑤ペットボトル(月1回)	44	716	291	68	133	1252	3.5%	57.2%	23.2%	5.4%	10.6%	100.0%
⑥トレイ(月1回)	76	771	115	141	149	1252	6.1%	61.6%	9.2%	11.3%	11.9%	100.0%
⑦不燃ごみ(月2回)	75	896	121	31	129	1252	6.0%	71.6%	9.7%	2.5%	10.3%	100.0%
⑧粗大ごみ(3か月に1回)	34	714	294	77	133	1252	2.7%	57.0%	23.5%	6.2%	10.6%	100.0%
⑨蛍光管等水銀使用 製品(3か月に1回)	57	739	205	107	144	1252	4.6%	59.0%	16.4%	8.5%	11.5%	100.0%



問2 2 家庭ごみの処理は、市内での処理が原則です。市では、適正な処理と資源化を行うため、乾電池や蛍光管、焼却灰の一部を県外で処理を行っています。家庭ごみを処理するため、あなたはどのように考えますか？（○は一つ）

- ・「適正な処理で資源化ができるなら市外でも構わない。」が最も多く61.7%、次いで「なるべく市内で処理を行う」が26.1%となった。
- ・その他意見として、なぜ市内で処理が原則なのか、費用が安い方を選べばよい、などがあった。
- ・ごみをどのように処理しているかは、適正であればよいと考えている人がほとんどである。
- ・今後も、適正な処理が必要である。市民目線だと、ごみ処理にかかる費用＝税金という考えから、金額が安い方へという考え方になりやすい。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	なるべく市内で処理を行う	327	26.1%
2	適正な処理で資源化ができるなら市外でも構わない	772	61.7%
3	その他	12	1.0%
4	無効回答	141	11.3%
合 計		1252	100.0%



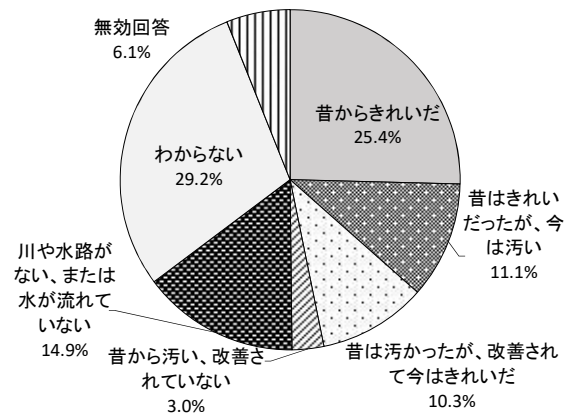
	回答数	なるべく市内で処理を行う。	適正な処理で資源化ができるなら市外でも構わない	その他	無効回答
全体	1,252	26%	62%	1%	11%
性別					
男性	442	23%	66%	0%	11%
女性	663	28%	61%	2%	10%
無効・無回答	147	—	—	—	—
年齢別					
20歳代	73	25%	74%	0%	1%
30歳代	111	21%	74%	1%	5%
40歳代	181	22%	69%	1%	8%
50歳代	192	25%	67%	2%	7%
60歳代	271	31%	57%	1%	12%
70歳代	396	27%	55%	1%	17%
無回答・無効	28	—	—	—	—

(4) 回答者の生活排水の考え方について

問 2 3 お住まいの近くを流れている川や水路のきれいさについて、あてはまるものを選んでください (○は一つ)

- ・「わからない」が29.2%と最多。
- ・続いて「昔からきれいだ」が25.4%となっている。
- ・「わからない」を除き、「昔からきれいだ」が最も多い。
- ・「わからない」の回答は、設問が昔との比較となっていることから、昔との比較ができない層であることが考えられる。
- ・今後もきれいであると認識してもらえるようにする。
- ・きれいな川を維持することはポイ捨て等の抑制につながる。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	昔からきれいだ	318	25.4%
2	昔はきれいだったが、今は汚い	139	11.1%
3	昔は汚かったが、改善されて今はきれいだ	129	10.3%
4	昔から汚い、改善されていない	38	3.0%
5	川や水路がない、または水が流れていない	187	14.9%
6	わからない	365	29.2%
7	無効回答	76	6.1%
合 計		1252	100.0%

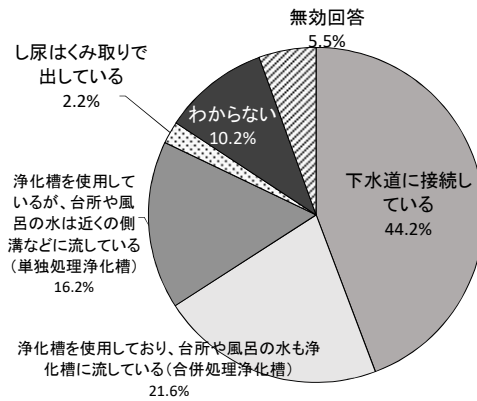


	回答数	昔からきれいだ	昔はきれいだったが、今は汚い	昔は汚かったが、改善されて今はきれいだ	昔から汚い、改善されていない	川や水路がない、または水が流れていない	わからない	無効回答
全体	1,252	25%	11%	10%	3%	15%	29%	6%
性別								
男性	442	26%	13%	12%	3%	14%	26%	6%
女性	663	25%	10%	10%	3%	15%	33%	5%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—
年齢別								
20歳代	73	29%	3%	4%	3%	12%	48%	1%
30歳代	111	20%	6%	5%	3%	8%	55%	4%
40歳代	181	28%	8%	7%	5%	10%	39%	3%
50歳代	192	29%	8%	9%	4%	13%	36%	1%
60歳代	271	26%	13%	11%	2%	18%	25%	5%
70歳代	396	23%	15%	15%	2%	19%	13%	12%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—	—

問 2 4 お住まいの排水処理は、どのように行われていますか。あてはまるものを選んでください。(○は一つ)

- ・「下水道」が 4 4. 2%と最多。
- ・「合併処理浄化槽」が 2 1. 6%。
- ・「単独処理浄化槽」が 1 6. 2%。
- ・前計画策定時と比較し、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」と回答した人の割合は下がっている。
- ・今後も下水道、合併処理浄化槽の普及に努める。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	下水道に接続している	554	44.2%
2	浄化槽を使用しており、台所や風呂の水も浄化槽に流している(合併処理浄化槽)	271	21.6%
3	浄化槽を使用しているが、台所や風呂の水は近くの側溝などに流している(単独処理浄化槽)	203	16.2%
4	し尿はくみ取りで出している	27	2.2%
5	わからない	128	10.2%
6	無効回答	69	5.5%
合 計		1252	100.0%



	回答数	下水道に接続している	浄化槽を使用しており、台所や風呂の水も浄化槽に流している(合併処理浄化槽)	浄化槽を使用しているが、台所や風呂の水は近くの側溝などに流している(単独処理浄化槽)	し尿はくみ取りで出している	わからない	無効回答
全体	1252	44%	22%	16%	2%	10%	6%
性別							
男性	442	44%	23%	17%	2%	9%	5%
女性	663	44%	21%	17%	2%	11%	5%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—
年齢別							
20歳代	73	36%	18%	7%	0%	40%	0%
30歳代	111	42%	23%	8%	1%	24%	1%
40歳代	181	49%	27%	6%	2%	15%	1%
50歳代	192	48%	27%	14%	3%	6%	3%
60歳代	271	43%	20%	26%	1%	6%	4%
70歳代	396	44%	19%	19%	4%	3%	11%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—

問 2 5 浄化槽を使用している方におたずねします。

浄化槽は年 1 回の法定検査、年 3 回以上の保守点検、年 1 回以上の清掃が必要ですが、お住まいの状況にあてはまるものを選んでください(該当するものに○)

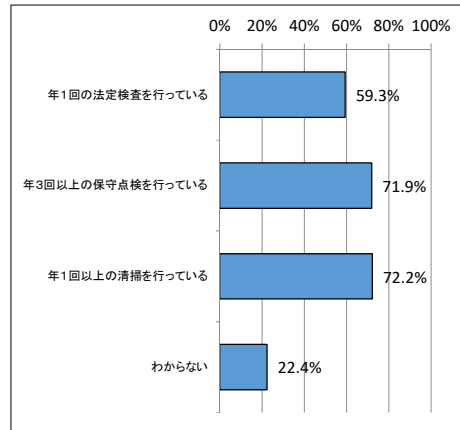
※法定検査: 水質検査、保守点検や清掃の実施状況の確認など(静岡県生活科学検査センター(静岡県の指定検査機関))

※保守点検: 浄化槽の点検、修理、消毒剤の補充など(市内業者の(獨)一光、(株)第一など(静岡県の登録業者))

※清掃: 浄化槽内にたまった汚泥の引抜きなど(市内業者の(獨)一光、(株)第一(市の許可業者))

- ・「年 1 回以上清掃」が 7 2. 2%。
- ・「年 3 回以上の保守点検」が 7 1. 9%。
- ・「年 1 回の法定検査」が 5 9. 3%。
- ・法定検査を行っているのは約 6 0%までであるが、保守点検及び清掃を行っている人はわからないと回答した人を除いてほとんどの人が行っている。
- ・わからないことについての詳細が不明であるが、浄化槽の整備普及率の向上の余地がある。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	年1回の法定検査を行っている	281	59.3%
2	年3回以上の保守点検を行っている	341	71.9%
3	年1回以上の清掃を行っている	342	72.2%
4	わからない	106	22.4%
合 計		1070	—

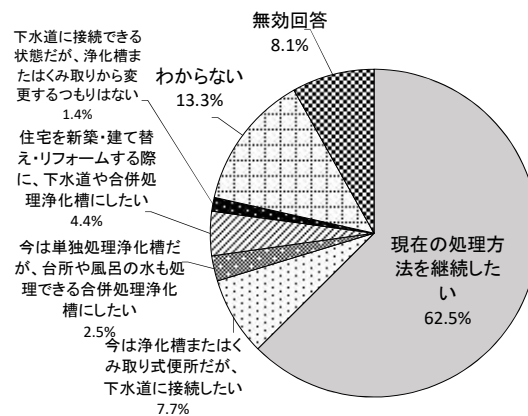


	回答数	年1回の法定検査 を行っている	年3回以上の保守 点検を行っている	年1回以上の清掃 を行っている	わからない
全体	1,252	59%	72%	72%	22%
性別					
男性	442	23%	28%	28%	6%
女性	663	22%	27%	29%	9%
無効・無回答	147	—	—	—	—
年齢別					
20歳代	73	33%	72%	44%	83%
30歳代	111	71%	80%	63%	37%
40歳代	181	67%	75%	77%	38%
50歳代	192	65%	70%	75%	18%
60歳代	271	52%	73%	74%	13%
70歳代	396	59%	68%	73%	13%
無回答・無効	28	—	—	—	—

問 2 6 お住いの排水処理について、これからはどのようにしたいとお考えですか (〇は1つ)

- ・「現在の処理方法の継続」が62.5%。
- ・続いて「分からない」が13.3%、「無効回答」が8.1%。
- ・「今は浄化槽またはくみ取りだが下水道に接続したい」が7.7%となっている。
- ・「わからない」の回答や無効回答の多さは、アパート等賃貸であるため排水処理について意識していない場合などが考えられる。こういった層は、世帯あたりの人口の減少などにより、一戸建て住宅の割合が減少した場合に増加する項目であると考えられる。
- ・「合併処理浄化槽」及び「下水道」への接続の普及のためには、市民の方に導入してもらう必要があるため、普及を促すための取組が必要。補助金についても普及が必要である。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	現在の処理方法を継続したい	783	62.5%
2	今は浄化槽またはくみ取り式便所だが、下水道に接続したい	97	7.7%
3	今は単独処理浄化槽だが、台所や風呂の水も処理できる合併処理浄化槽にしたい	31	2.5%
4	住宅を新築・建て替え・リフォームする際に、下水道や合併処理浄化槽にしたい	55	4.4%
5	下水道に接続できる状態だが、浄化槽またはくみ取りから変更するつもりはない	17	1.4%
6	わからない	167	13.3%
7	無効回答	102	8.1%
合 計		1252	100.0%



	回答数	現在の処理方法を 継続したい	今は浄化槽または くみ取り式便所だ が、下水道に接続 したい	今は単独処理浄化 槽だが、台所や風呂 の水も処理できる 合併処理浄化槽 にしたい	住宅を新築・建て 替え・リフォームす る際に、下水道や 合併処理浄化槽に したい	下水道に接続でき る状態だが、浄化 槽またはくみ取り から変更するつも りはない	わからない	無効回答
全体	1252	63%	8%	2%	4%	1%	13%	8%
性別								
男性	442	61%	9%	3%	6%	2%	12%	7%
女性	663	64%	7%	2%	4%	1%	14%	8%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—	—
年齢別								
20歳代	73	52%	7%	1%	4%	0%	34%	1%
30歳代	111	56%	7%	0%	3%	0%	31%	4%
40歳代	181	61%	9%	1%	3%	2%	20%	4%
50歳代	192	64%	9%	1%	5%	2%	16%	3%
60歳代	271	67%	10%	3%	5%	1%	7%	6%
70歳代	396	64%	5%	5%	4%	1%	4%	17%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—	—
生活排水処理形態別								
下水道に接続している	554	89%	0%	0%	1%	1%	3%	7%
浄化槽を使用しており、台所 や風呂の水も浄化槽に流し ている(合併処理浄化槽)	271	62%	22%	1%	1%	3%	9%	1%
浄化槽を使用しているが、台 所や風呂の水は近くの側溝 などに流している(単独処理 浄化槽)	203	44%	11%	12%	19%	2%	8%	3%
し尿はくみ取りで出している	27	22%	22%	7%	15%	0%	30%	4%
わからない	128	13%	2%	0%	4%	0%	77%	4%

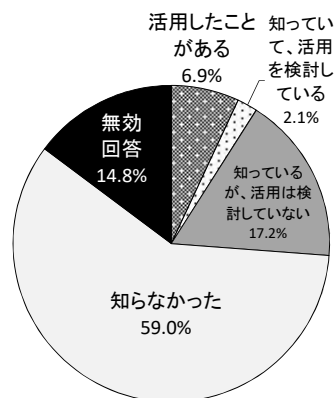
問 2 7 合併処理浄化槽を新たに設置する場合や、単独処理浄化槽やくみ取り式便所を合併処理浄化槽に切り替える場合の補助金制度をご存知ですか (○は一つ)

※ (新たに設置) 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円

※ (単独処理浄化槽、くみ取りからの切り替え) 5人槽 600,000円 7人槽 695,000円 10人槽 916,000円

- ・「知らなかった」が59.0%。
- ・続いて「知っているが、活用は検討していない」が17.2%となった。
- ・下水道に接続している人のほとんどが「知らなかった」と回答しているが、浄化槽及びくみ取りを使用している人で見ると、「知らなかった」の割合は大きく下がるため、補助金制度の対象となりえる人に対する普及は行えていると考えられる。
- ・「知らなかった」と回答している人の中には、補助金対象者となる人もいると思われるため、今後も普及が必要である。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	活用したことがある	87	6.9%
2	知っていて、活用を検討している	26	2.1%
3	知っているが、活用は検討していない	215	17.2%
4	知らなかった	739	59.0%
5	無効回答	185	14.8%
	合 計	1252	100.0%

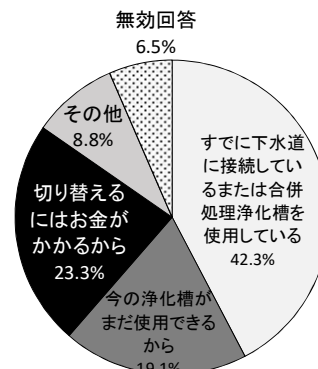


	回答数	活用したことがある	知っていて、活用を検討している	知っているが、活用は検討していない	知らなかった	無効回答
全体	1,252	7%	2%	17%	59%	15%
性別						
男性	442	9%	2%	19%	57%	12%
女性	663	6%	2%	16%	62%	14%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—
年齢別						
20歳代	73	1%	1%	11%	85%	1%
30歳代	111	5%	0%	14%	77%	3%
40歳代	181	6%	2%	17%	70%	6%
50歳代	192	8%	3%	14%	69%	5%
60歳代	271	9%	2%	20%	55%	14%
70歳代	396	7%	2%	19%	42%	30%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—
生活排水処理形態別						
下水道に接続している	554	3%	0%	13%	65%	18%
浄化槽を使用しており、台所や風呂の水も浄化槽に流している(合併処理浄化槽)	271	26%	1%	14%	51%	8%
浄化槽を使用しているが、台所や風呂の水は近くの側溝などに流している(単独処理浄化槽)	203	0%	8%	37%	49%	5%
し尿はくみ取りで出している	27	0%	11%	15%	67%	7%
わからない	128	0%	1%	10%	83%	6%

問28「知っているが、活用は検討していない」と回答した方におたずねします。活用を検討しない理由に最も近いものをお選びください。(○は一つ)

- ・「知っているが、活用は検討していない」と回答した中で最も多いのは「すでに下水道に接続しているまたは合併処理浄化槽を使用している」が42.3%。
- ・続いて「切り替えるにはお金がかかるから」が23.3%となった。

No.	回答	回答数	回答数/回答者数
1	すでに下水道に接続しているまたは合併処理浄化槽を使用している	91	42.3%
2	今の浄化槽がまだ使用できるから	41	19.1%
3	切り替えるにはお金がかかるから	50	23.3%
4	その他	19	8.8%
5	無効回答	14	6.5%
合計		215	100.0%

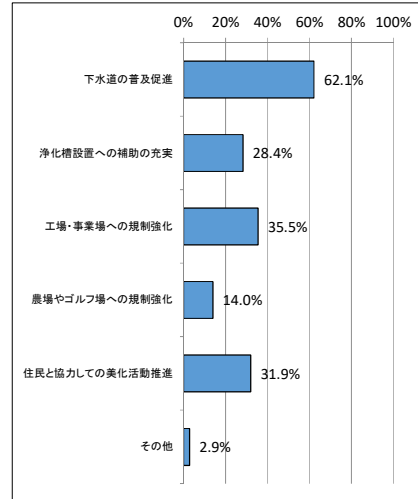


	回答数	すでに下水道に接続しているまたは合併処理浄化槽を使用している	今の浄化槽がまだ使用できるから	切り替えるにはお金がかかるから	その他	無効回答
全体	1,252	42%	19%	23%	9%	7%
性別						
男性	442	44%	19%	23%	9%	5%
女性	663	41%	18%	25%	10%	7%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—
年齢別						
20歳代	73	50%	13%	13%	25%	0%
30歳代	111	44%	19%	19%	19%	0%
40歳代	181	58%	10%	16%	10%	6%
50歳代	192	41%	4%	41%	7%	7%
60歳代	271	38%	21%	28%	6%	8%
70歳代	396	37%	29%	19%	8%	7%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—
生活排水処理形態別						
下水道に接続している	554	88%	4%	1%	3%	4%
浄化槽を使用しており、台所や風呂の水も浄化槽に流している(合併処理浄化槽)	271	51%	23%	13%	8%	5%
浄化槽を使用しているが、台所や風呂の水は近くの側溝などに流している(単独処理浄化槽)	203	1%	33%	48%	11%	7%
し尿はくみ取りで出している	27	0%	25%	50%	25%	0%
わからない	128	15%	8%	31%	31%	15%

問 2 9川や水路などをきれいにするために、市が優先して取り組むべきことは何だと思ひますか（3つまで選択可）

- ・「下水道の普及促進」が最も多く62.1%。
- ・続いて「工場・事業場への規制強化」が35.5%。
- ・「住民と協力しての美化活動推進」が31.9%。
- ・「下水道の普及促進」に対する要望が多い。
- ・美化活動の推進の要望やその他意見から、ごみのポイ捨て対策等が必要と考えていることが伺える。
- ・排水処理設備導入の推進や補助だけでなく、市が率先して美化活動等を推進する必要がある。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	下水道の普及促進	778	62.1%
2	浄化槽設置への補助の充実	355	28.4%
3	工場・事業場への規制強化	444	35.5%
4	農場やゴルフ場への規制強化	175	14.0%
5	住民と協力しての美化活動推進	400	31.9%
6	その他	36	2.9%
合 計		2188	—



	回答数	下水道の普及促進	浄化槽設置への補助の充実	工場・事業場への規制強化	農場やゴルフ場への規制強化	住民と協力しての美化活動推進	その他
全体	1,252	62%	28%	35%	14%	32%	3%
性別							
男性	442	67%	29%	36%	14%	32%	3%
女性	663	61%	29%	37%	14%	32%	3%
無効・無回答	147	—	—	—	—	—	—
年齢別							
20歳代	73	60%	34%	33%	8%	30%	1%
30歳代	111	64%	32%	36%	12%	33%	5%
40歳代	181	63%	33%	41%	18%	29%	4%
50歳代	192	65%	29%	42%	18%	35%	3%
60歳代	271	68%	29%	38%	16%	27%	2%
70歳代	396	58%	24%	28%	11%	35%	3%
無回答・無効	28	—	—	—	—	—	—

(5) 自由意見（ごみについて）

自由意見	
富士宮市のごみ処理やごみ減量化・資源化についての御意見や貴事業所での課題や問題点がありましたら、御自由に御記入ください。	
1	野菜くずをなるべく出さない。・よごれをためると洗剤もだんだん強いものになりますので、あまりよごれないうちに洗うようにしています。
2	問28、河川掃除をする事が大事です。市が業者との折合（交渉）を付けて頂きたい。山をかかえている市道 ◎具体的御堂原は近◎前坂付近。①市道の両端、草刈が出来ていない為通行に支障がある。②投げ捨て、ポイ捨て（コーヒ缶、ペットボトル、ビール缶、飲食物、弁当箱、紙類）年ゴミ袋大20袋、私一人で回収しています。以上
3	補助金が出るものは完了検査。（目視現地確認必要）※稼働がかかるが。・自治体、政府等への提言。・消防署、電気関係、保健所等の国民の安全、安心、安全点検は抜き打ちでない効力が半減する。（安心・安全の強化）・国会議員の立候補者になるのに、大学試験の様な登竜門の試験が必要です。（ドイツ等は地方議員を経験しないと国会議員になれないか）・又は国会、国会議員への独立した国民第三機関の試問が必要です。（懲罰を含めて）
4	分別が分かりにくいものを質問する窓口を教えてください。引越してゴミが大量に出る時のサポートがあるとありがたい。
5	燃えるゴミは市の指定袋に入れているが、なぜ指定になってしまっているのか疑問に思っています。透明の袋なら何でも良いようにして頂きたいです。
6	年をとってきごみだしが大変でこまっている。・となりの人が持っていくくれる時もありその時はうれしく思う。
7	土曜日の可燃物収集はやらず、他の曜日に変更して欲しい。（収集業者もお休みでいいと思う） ・コンビニ弁当や弁当屋のプラスチックゴミの多さがとても気になる。
8	電池の回収容器に雨水が入っていて大丈夫か気になります。・ライター回収も月1回にしてほしい。・年に1回でも家庭用のガス缶（小さいカセットコンロに使うもの）をガス抜きしないで捨てたい。・ゴミ捨てに車で来て近くに停車する人がいるのでやめてほしい。

9	天ぷら油等、すてる場所がわかりやすくしてほしい。
10	調理の際に出た野菜クズは細かく刻み、庭のスミに穴をほって埋めている。・茶ガラ、麦茶の出ガラシ、コーヒーの出ガラシ等はそのまま花壇にまく。・みかん、スイカ等の果物の皮は天日で乾かしかさ減らしてから土に埋める。
11	地域の資源回収促進（補助金、取積場所の確保） ・私の住む地域は区の役員が熱心でリサイクル活動が盛んで回収金額や市からの補助金も相当額入ってきています。その活動がゴミ減量化、資源化に役立っている事をもっと周知したらいいと思います。
12	台所で食用油や肉から出た油をできるだけ紙や布でふきとり、流さないように気を付けています。気にせず流す人がおられます。このような事も周知徹底した方がいいと思います。 ・問5の家庭ごみの有料化は自分にとっては無料が良いのですが、袋を大きさによって有料にすればなるべくゴミを出さないように今よりも努力するのではと思います。
13	他の市町村をマネタっていいと思う。水のきれいさをうりにしている清水町や三島市。 ・レンタサイクルは良いアイデアだと思う。 ・富士山周辺には東海自然歩道がありますが、もっと活用するべきだと思う。 ・市内、浅間さん辺りがきれいになってとてもステキです。もう一つ、水遊びを充実して欲しい。プールが外神という山の方で、市街地の小中高生は上まで行けません。だったら浅間さんの水を安全に使える場所があれば、子供達も遊べます。（学校プールは昔と比べ期間が短すぎる） ・生ゴミを家庭で処理できる様にして下さい。 ・バイオトイレの普及。
14	他の市に比べてゴミの分別が少なく助かっています。 ・アパート住みはゴミの分別表がないので分別表を自分でスマホに写真でおさめチェックしています。印刷代がもったいないので白黒コピーでも構わないので、いただけるとありがたいです。
15	税金を使うべきは下水道の普及。 ・ゴミ処理費用は基本的に、商品の包装ごみ一売った者、家庭ごみ一出す者（買った者）、ゴミを出すことに費用負担があるならば、不必要な物を買ってごみを増やすことの抑制。不必要な物を売る、不必要な包装一減らす工夫をする。ゴミの減量化を心掛けている人が報われ、ごみの減量化に無頓着な人は経済的な負担があるような仕組みの構築と周知徹底（創宮で特集）
16	生ごみは庭へ。 ・計り売りをしてほしい。
17	生ゴミは庭に毎日少量づつ埋めると処理できる。 ・西公民館前衣類回収BOXいつも満杯である。増設か回収回数をふやしてほしい。 ・回収BOXのドア一開きに出来ないか？
18	神田川、潤井川などいつもきれいであってほしい。意識の問題なので難しいことだけれど、せめて空き缶やゴミを捨てないようにできないものか。 ・町内会へ加入しない人が増え、特にアパートなどに住む人は加入しない。ゴミ当番や清掃なども関係ないから捨て方がひどい。何でもごちゃごちゃに入れてあるから、分別も大変。昔風の大家さんではないので、なかなか理解してもらえない。 ・油物はフライパンなど紙で拭き取ってから洗うようにし、洗剤は少なくしている。
19	食品ロス問題について取り組んでいることは、私の家では母が作ってくれたものは残さず食べるようにしたり、夏場のような食材の長持ちしないものは特にそうなのですが、自分達が食べられない量を買ってこない事も行っています。そうなることにより、食品自体の無駄が減り食材の保管や管理という面でもしやすくなります。今回は食品ロスやごみ処理、生活排水処理などの問題のアンケートでしたが、これを機にこれらの問題が少しでも解決してくれることを願っています。 ・食品ロス問題は世界にある食べ物の量は世界中の人を満たすための量はあるけど、賞味期限、在庫処分などの理由により残飯として捨てられてしまうことでした。このことをすぐに解決するにはあまりには大きなことですが、家庭の小さな取り組みでも役立つのであれば、私が書いたアイデアをやってみて下さい。 ・今回のアンケートであらためて問題について思い出しました。参考にはなったかは分かりませんが、これで終わりとさせて頂きます。
20	車で走行中、道路でのポイ捨てはやめてもらいたい。家庭のゴミまで捨ててあったり、紙おむつが捨ててあったり、見苦しい次第です。 ・市のゴミ出しで、ビンゴミ出しが面倒！！ ・粗大ゴミがもっと簡単に出せると…。
21	資源ゴミの市内での処理、処分施設を市内に誘致し、市民が持ち込む体制を整備すること（現市内に適する施設がない場合は市が保管場所を設け一市が他市に搬入すべきだ）税金は市民が払っている、そこにもっていけば通らないのでは。 ・行政だけではどうにも解決できる問題ではないことから、民間の力は重要ですので民の力をよくよく生かすことは富士宮市のゴミ収集に生かされていると考えます。 ・ゴミの減量化にはいつか限界があると考える。では今限界としたらどうするのか行政は。しかし少子化でゴミは減るのか、増えるのか、見解をききたいとおもう。 ・行政へ目先の削減では地球は守れません。難しいから目標をさらに強めて下さい。 ・処分施設（民間）は重要、双方の協力を望みます。あすの富士宮市を作る為に。
22	資源ゴミ、リサイクル置き場について。市役所駐車場や富士根南公民館駐車場などに設置してある衣類回収、段ボール回収ボックスを見ると入れきれずあふれています。これでは持ち込むのに躊躇してしまいます。見た目悪く富士宮市に対するイメージも悪くなるのではないかと心配しています。業者が回収するにしても行政でも対処すべきだと考えます。
23	紙類はゴミにせず、資源に出している。 ・生ゴミは水をしぼって出している。
24	紙ごみ（資源ゴミ）は、捨てずに集めて古紙回収日に出す。一人ひとりが意識するだけでも、ゴミの量は減ると思います。 ・リサイクルショップも活用する様にしています。
25	私の所は坂があり高齢と共にゴミ出しが大変が予想され不安である。古紙（新聞、段ボール等）は資源として出しているが、集積場が遠い、いづれ免許証を返納するので不安である。透明プラが回収されていない、資源化はどうか？ 高齢で粗大ゴミを出すのが大変です。有料で家まで集めるサービスはどうでしょうか。物により2000～5000円位。
26	市清掃センターの一般の人の見学を積極的に行い、パッカー車から多くの水分が出る現状を見てもらい、生ごみの水切りの大切さを見てもらい、感じて、自宅での生ごみの出し方（水切りしてから）を改善してもらおう。
27	市指定のゴミ袋は、4.5Lしか見たことがない。より小さい袋をより安くしてメインで売れば、そちらを使う人が増えてゴミを削減できるのではないかと。 ・なお、ゴミ袋に料金を上乗せして収集を有料化する場合は、絶対に小さい袋を安めに売ってほしいと思う。できれば5L、最低でも10Lでないと、ムダに大きなゴミ袋を捨て続けることになるか、それを避けるために、可燃ごみを冷蔵庫で保管することになってしまう。（他地域で経験済）
28	市開催のフリーマーケットを増やして欲しい。（市民が不用品を持ち寄って物々交換等出来る機会が増えると良いと思う） ・不用品等寄付できる場があれば広報して欲しい。
29	雑紙を回収に分別したらゴミが1/3になりました。コツコツ習慣がつくとすっきりします。（働くお母様は回収まで運ぶのが大変かも） ・回収の洋服や革製品はどのように分別されるのかしら、Tシャツやスーツとか一緒にでもいいのかしら。（昭和の）スーツとか山のようにあります。 ・私は生ごみはきっちり始末しますが、中には水がたまっていたり、不燃物混でシールを貼られたり回収してくださるお兄様、感謝です。市より手袋を渡してください。
30	現在市で集める可燃ゴミの内容を市民に常に公表して、こうすれば何がこうなる…という様に市民がわかりやすい説明をしてほしい。 ・雑紙と新聞、雑誌、段ボールなどリサイクル使用する製紙会社の現状に対する意見、要望を市民に知らせてはどうか。
31	旧芝川町時代の集積場は婦人会が主体で作ったものです。年月がたつ古い所が多くなりました。市からの助成金等で改良された集積所になるといいですね。 ・山村はカラス、他の動物が出てきているので、それらの対応も考える必要があります。 ・資源の分別については小学校、中学校の時代から学習の中で取り入れた身につくといえますね。
32	可燃ごみは今まで、レジ袋に一旦入れて、指定袋に入れていた。レジ袋がなくなり、直接指定袋に入れるのは、使い勝手が悪かったり、手が汚れたりして使いにくい。結局、ポリ袋を買って使っている。「レジ袋廃止」の意味はわかるが、何とかならないものか。
33	衣類革類製品の回収ボックスを車などない老人は個所が少なくて困っています。 ・封筒、はがきなど名前が書いてあるのは雑がみとして出すのを考えてしまいます。時々名前が書いてある所をマジックで消していますがそれもめんどうです。
34	わたしたちの地域のゴミ収集場は特に問題ないのですが、道路に出しているところは車の通行の邪魔になっていると思います。対応、対策の検討をお願いします。 ・今年はコロナにより河川の清掃を行なわなかったが、水路にゴミ、土砂がたまっている。来年は対策を考え実施すべきである。
35	レジ袋の有料化の廃止
36	リサイクル等をおこなった場合（資源の有効化）は助成金等、何らかの特別なものがあると良いと思う。

37	リサイクルを多くする。・不法に投棄しているゴミが多い。きれいな道路が、ゴミで一杯になっている。北山から朝霧にかけてゴミが多くみられる。(残念です) 井之頭の道路にもゴミが多い。(かなしい)
38	ドン・キホーテの黄色い袋を使っただけで反則シールを貼られた(3回)外は市指定を使いました。
39	トレーを捨てる時、洗剤で洗って出している。報道に寄れば、回収されたプラスチックの7割は焼却されているという。少し空しさも感じるけれど、地球環境を守るために出来ることは続けていきたい。
40	とても個人的な意見だが、可燃ごみの収集が水・土はゴミが出るタイミング的に適していないと思う。(仕事の都合上、料理をするのが土曜夜のため、生ごみの収集まで日がありすぎる)
41	どこかの自治体でやっている、家の庭先に箱を設置し、中に家で出た不要な物を入れて、通りがかりの人とかが勝手に持って行けるシステムを導入してほしい。個人的にはジモティを利用しているが、不要な物でも価値があればゴミとして扱わず、必要な人に使ってもらえればいい。あとアンケート用紙、こんな立派な紙じゃなくていい!
42	チラシを禁止してほしい。
43	ただ分別などのゴミの出し方や減量化の規制を強化しても、不法投棄が増えるだけ。根本的な意識改革が必要だと思う。条例で罰則を強化すべき。
44	スプリング入りマットレスの処分を必要ときにもっと円滑にできるようにしてほしい(車に積みえないので市の委託で引き取りと処分を行なう指定業者を設けるなどしてくれたらありがたいです)。・蓋の開かなくなった瓶を止むを得ず不燃ごみに出した際に、中身の入った瓶として回収してもらえなかったことがあります。またサビで噴射ができなくなったスプレー缶を空にできず、処分できずに家に残っており困ってます。そういった際のガイドラインがあると嬉しいです。
45	スーパーには必ず買物に行くので、その時に分別して出せれば、ゴミの減量化にもつながるのではないかな?
46	スーパーでトレイを捨てる人を見かけました(ゴミ箱へ)。良くないなと思いますが、私が注意するのもおかしいかと思いませんでした。
47	スーパー、ディスカウント、薬局等と協力し、分別化の促進をしていった方が良いと思います。場所によって温度差があり、徹底されていない役所を通じて危機意識を煽るべきだと思います。醜い映像や画像を展示し、多くの人に見てもらおう等。
48	ジャンパー、洗濯洗剤、ヘアケア品、台所中性洗剤などのプラスチック空き容器をP&Gでオリンピックの表彰台を作る為のプロジェクトで回収していた事があり、(イオン、ウエルシア、マックスバリュで回収していました)結構かさばるので、ゴミが減らせて良かったので富士宮市でも、ジャンパーなどの大きめの容器だけでも回収してくれたら、便利だと思います。しかし、現実的にはまだ難しいと思うので、スーパーなどに回収箱があったらいいなと思いました。ゴミ袋を買うお金がない人もいると思うので、スーパー指定ゴミ袋でない、透明の買物袋も「使えない」にすると、そのまま捨てることになって、かえってゴミになるし、できれば、しばらくの間(あと数年)指定ゴミ袋じゃなくてもゴミを出せるように(透明であれば)お願いします。
49	コロナのため、衣類ぬいぐるみなど回収ボックスに出せないで早めに解除して欲しい。これらはまだ使用できるものも多く、寄付する所があれば寄付したい。
50	これ以上分別を細かくしないでほしい。プラスチックの分別は一般市民のレベルでは難しい。PET、PP、PE、PC、塩ビ、PS、混合材、有色無色、ガラスかアクリルか。区別つきません。・リサイクルを進めるのは大事だと思うが市民がメリットを感じる策(リサイクルでクーポンをもらえとか)楽しく学べる策(クイズ大会とか)で自然で定着できるようにする必要があります。行政は知恵を絞ってほしいです。・海洋プラスチックはつり糸、網、海岸でのイベントのゴミ、高波や津波がさらったもろもろの生活用品等の影響が大きいと思います。せめて日常生活で発生したプラスチックは確実に燃えるゴミとするかリサイクル資源として河川や海へ放出しないようにしたいと思います。
51	ゴミ収集場が歩道にある所は、ゴミが多い時(特に歩道がせまい登山道など)歩道をゴミがうめつくし、歩いている人がゴミをよけるため、車道を通らざるをえなくなっている時があるので、歩道に置いている所や家の件数と収集場の広さ、大きさが合っていない所は場所をかえるなり、入れ物(ゴミを入れる箱や小屋的なもの)を置くなりした方が良くと思う。
52	ゴミ分別を家庭で進めるにあたり、分別がしやすい環境を整えるために例えばゴミ箱を分別型にする。
53	ゴミ等の回収に感謝しています。ご苦労様です。ありがとうございます。・つくづく思う事は個々家庭各々数戸ですが、とつてもモラルが低くてカラス以上に困っています。近くにお住いの方々環境委員の方と協力して分別することもあります。色々な方の集まりで、以前はこんな事なかったのですが、新しい方が入ってくると多くなりますね。個々の家庭の教育は困難です。子供の頃から小学校、中学校と数回刷り込んで欲しいです。とても大切な事と思っています。
54	ゴミ当番について。地域のあり方が変わってきていること、家庭の働き方が変わってきていることなどから、当番ではなく市で雇用して対応できる仕組みになれば、雇用も増えて住民の負担も減って良いと思います。大変ですがよろしく願います。
55	ごみ置き場にごみが入りきらず、歩道や道路に置かれている所を見かけます。通学路でもあるので危ないと思います。
56	ゴミ置き場が近く便利ではあるが、夜中、朝方、車で来る方が多く、ドアの開け閉めの音、びんを捨てる音、大変困っています。早急に何とかしていただきたいです。田中区。浄化槽にかかる費用が高すぎて困っています。競合して安くできる状況になったら良いと思います。
57	ゴミ袋を補助で安く提供して下さい! ・生ゴミ処理機を希望者に無償で提供してほしい! ・再度ごみの分別方法の説明会をもつ!
58	ゴミ小屋を作ってほしい。ゴミ当番・回り方を考えてほしいです。
59	ごみ処理の適正化と利便性は現状トレードオフであると思う。分別する意義や必要性は理解できるけれど、毎日の生活が忙しかったりすると、どうしても分別せずごまかしてしまう部分もある。とはいへ、分別せずにごみが増え続ければ、自分達で自分達の首を絞めることになる。そう考えれば、ごみの分別は真っ先に取り組みべき課題であり、かつ分別自体はハードルが高くない作業である。そう考えればこそ、分別は徹底してやるべきことだと思う。では、どうすれば分別はよりされるようになるのか。私が考えうる限りだと、前述したトレードオフの関係を壊すところにあると思われる。例えば台所で出る生ゴミ、可燃ゴミを分けるのに苦にならないゴミ箱を提案することだったり、そもそも分別を減らす為に、食品等のパッケージを簡易にすることだ。そういった取り組みをしてくれるという企業に対して補助金等でサポートしていけば、少しばかりは現状より良くなるのではないかと、思います。
60	ゴミ処理について。・私の住んでいる所は、隣接の富士市との境の地です。富士宮市の収集の方は、生ゴミの入っている「ゴミ袋の種類」にこだわりを持たれており「富士市」の指定の袋に入れて出された生ゴミは、橙色のシール(出し方不適正)を貼り回収していただけません。・両市の袋は一見して似ている(透明地に青色の印刷)→なぜ似たようなデザインを選択したのか? ・近くの店頭にも両市の袋が並べて販売されている。・両市は他の行政業務の統合を推進している。もう少し柔軟に対応して頂けないでしょうか。・集合住宅のゴミ処理についてです。集合住宅のゴミ置場ですが、綺麗と汚いが両極端です。集合住宅の大家さんに、一定の管理をお願いする事はできないものでしょうか。・ゴミの分別、資源化についてです。ゴミの分別、資源化を論じる時、全員が分別、資源化を実施した方が良くと考えているのでしょうか。しかし、現実には分別は大変な手間がかかります。よってその手間をかける人とかけたくない人に分かれてしまいます。コスト、手間、費用と収益の比較を掲示し見える化する事が意識付けの基本と考えます。
61	ゴミ処理にあたりますかわかりませんが、市道にかかる林の木々がさらほうさらにしてある為、その林の中にゴミを捨てる人がいます。きれいな所にはそれなりですが、市のごみ捨て禁止の看板があっても平気で捨てています。やはりきれいにするためには、しっかり環境も整える事も大事だと思います。是非、市の道や通学路等を再確認していただきたいです。環境は整っていますか?
62	ごみ処理たいへんありがとうございます。
63	ごみ処理。ライター収集について。回収する人によって、不燃物で良いと言う人と、別にして出すようにと言う人がいるので、統一してほしいです。生ゴミの水切りを徹底すると、量がすごく少なくなるのを身をもって知ることができました。重量もかなり違います。
64	ごみ処理、生活排水処理の事業に携わっている方々にまず感謝申し上げます。又、コロナ禍の中で感染のリスクがありながら働いて下さるごみ処理等の方々ありがとうございます。これからも宜しくお願い致します。

65	ごみ処理、生活排水処理、ごみ減量化・資源化の意見の前に、このアンケートが不親切で分かりにくく、人が答えにくいものだと思います。作り方、量、内容、すべてにおいてもう少し「アンケートに答えてくれる人が答えやすい物」を作るように、努力すべきだと思います。まず年配の方には字が小さすぎて読みにくい。若い方には量が多くて時間がかかり過ぎる。市民はそんなに暇ではありません。アンケートに13枚は、紙も無駄でエコではありません。あと何故自分がアンケート調査に選ばれたのか理由が分からない（説明がなくて）気持ち悪いです。
66	ゴミ集積場にカギ付きの小屋を設置してある地区を見かけます。市内の集積場にカギ付きの小屋の設置を進め、その町内会に補助金を付ける事を進めてはどうでしょうか。
67	ごみ修正場の「ルール違反」のシールを貼られた袋をよく目にします。カンとピンが一緒に入っていたりすることもあります。日本人も違反する人も多いかと思いますが、ゴミ置き場に中国語やポルトガル語などの看板もあった方がいいと思います。（外国人にも家庭用の収集表が配布されているとは思いますが…）
68	ゴミ収集の年間予定表を確実に各家庭に配布、アパート等々。・収集場所に加熱物以外の収集日、出し方を大きくわかりやすく貼り出す。・収集場所をカギ付けし各家庭に渡す。・収集場所の清掃も全戸（アパート含む）もちまわりにする。・家庭だけでなく、各企業、勤務先でマナーを守る講習をする。
69	ゴミ収集の職員の方は車が通り抜けられない時など頭を下げてくださり、お世話になっている私の方が恐縮してしまいます。いつもありがとうございます。出す方の問題点として、雨の日にもかかわらず、「布団」を出しているのを見かけます。雨水を吸収してしまうことが想像できるでしょうに…。これは個人のモラルの問題でしょうか？広報紙等に収集職員の方のリアルな意見を、困った事、嬉しかった事を載せてはどうでしょうか？
70	ごみ収集の仕事をされる皆様には感謝しております。迷惑にならないようゴミ出ししたいです。
71	ゴミ収集いつもありがとうございます。夏の暑い日も、冬の寒い日も、大雨や祭り、年末年始、ごみ量が多い日も頑張って収集してくださってありがとうございます。出す方の問題点として、雨の日にもかかわらず、「布団」を出しているのを見かけます。雨水を吸収してしまうことが想像できるでしょうに…。これは個人のモラルの問題でしょうか？広報紙等に収集職員の方のリアルな意見を、困った事、嬉しかった事を載せてはどうでしょうか？
72	ごみ収集、清掃センターの方、いつもありがとうございます。感謝しています。ごみの分別などは、出す立場からすれば簡単な方が楽で、富士宮市の分別はやりやすいのですが、最近のごみ問題、特に海洋汚染を見て、海の生き物や胃の中などが報道されると、より細やかな分別や厳しいルールも仕方ないかと思えます。私自身も含め、新しいルールに慣れるまでなかなか大変だと思いますが、時間をかけてでも環境に良いやり方に変われば良いと思います。最近家族が、家を建てた時に色々と資金がかさみ大変でした。こういった場合、浄化槽は一部補助ではなく、全額補助にしてほしいと感じたので追記します。
73	ゴミ削減や資源化は重大な環境につながっていると思います。各家庭への金銭的負担は望まないが、市の指導を強化して、各地区での展開をもっと推進するべきだと思う。安心して住みやすく、気持ちの良い社会を作る原点とも思えます。
74	ゴミを分別して出した方が環境にはいいが細かく分別するのが大変。家が小さい為ゴミの分別スペースを確保する事が難しい。1人暮らしの男性やお年寄りの方なども分別するのは大変では？分別方法を細かくせず大きくわけた方がわかりやすくなるのでは？
75	ゴミを分別して回収されたものが、どのようにリサイクルされているのかが、いまいちわからない。・資源をどのように処理、活用しているのかわかりやすくしてほしい。
76	ゴミを前日に出している人がいる為、カラス等の散乱がある。モラルの問題があるが、なかなか解決はできない。防犯カメラ等の設置で悪質な人は注意喚起を促す。
77	ゴミの連休があると6日間ゴミが溜まるので、お盆の時のように可燃物だけでもゴミの日があると助かります。
78	ごみの有料化は不法投棄を増やしてしまうと思います。回収場所がもっと身近にあれば、また分別のあと何か良いことがあれば協力してくれる人も多いのでは？昔あった缶をつぶすマシンも子供遊びのようで逆に人気があった。大変な問題だと思います。ご苦労様です。
79	ごみの有料化について、出す量に応じて費用を払うという方法では、ごみを不法投棄することも考えられるため、ゴミ袋の値上げという形で、値上げ分を処理費用とした方が思えます。児童・生徒への環境教育も大切だと思います。
80	ゴミの分別がたとえば、カーペットなどはカットして袋に入れば可燃ゴミ、そのまま粗大ゴミなどの共通理解を深めるため、定期的な（年1回位は）学習会を各地区で行えると良いと思います。粗大ゴミ、不燃物の日に回収されないものが、ここ数年取り残されている場面を目にすることが増えました。ペットボトルのラベルもはがすんだよ！と言う人とそのままいいんだよ！と言う人と…どっち？と思う事も多々あります。具体的なゴミの分別、出し方などレクチャーしていただきたいです。ポスターの裏に書いてありますが、カレンダー一面を見えるようにカベに貼ったりしてしまうので…なかなか自習ができません。
81	ゴミの日を週3回にしてほしいです。
82	ゴミの出し方に制限をしすぎると逆にその辺に捨てたりしないか心配。（他から来た人がゴミ捨て場にゴミを捨てているのを見かけたことがある） ペットボトル等を小さく出来るBOXみたいなものを古紙回収ステーションの近くに置く。（段ボールを片付けるついでにできるので便利、手間がかからない）
83	ゴミの収集場所の集約、1管理が容易に行える様に行ったら、分別方法も見直せるのではないですか？
84	ごみの収集を有料化した時、家のまわりにごみを捨てられそう。今も缶・ペットボトル・弁当ごみ・タバコの吸い殻・時々ライター・紙ごみが捨てられている。企業の実習生の帰国、引っ越しのごみは企業で処分して欲しい。
85	ごみの回収を有料化すると不法投棄やスーパー等のもえるゴミをいれるボックスに家庭ゴミを入れてしまう人がふえると思う。行政サービスとして市がゴミ処理をしてもらいたい。（いままでどおり）
86	ゴミと資源との違いを周知徹底し、資源となるものはリサイクル業者のように買取をすれば、更なる資源化につながると思う。出して回収されるだけ（金にならない）ならゴミだが、金になるなら「資源」という意識は誰にでもあると思う。
87	ごみ（生ごみ）出しは市指定の袋で出しているが、剪定後の庭木等のごみを段ボールに入れて出しても良いことにしてほしい。庭木を袋に入れると穴があいてしまうため。
88	個別でゴミ収集の分別をしっかりとやりリサイクルする。・使える物をリサイクルしてまた再利用する。・服（子供服、学生服など）。・メルカリなど一般企業などを利用して、デジタル化を利用すると良いと思う。・幼、小、中、高、大、学校での教育が必要だと思う。・家の中でゴミの分別袋を要して入れる。
89	この質問状の紙の束が全て回収されて、一枚の無駄もなくゴミと化すことのないよう心から願います。又、質問される市民の立場に一旦立ち戻ってから、次へ進んで下さるよう重ねてお願いいたします。
90	かんはスチールとアルミを分別した方が良いと思います。
91	かんはアルミ缶とその他にわければと思っています。今アルミ缶は値がある様に思います。あと、ペットボトルを少なくする良い方法はありませんか？
92	かん、ペットボトルの回収回数が少なく、家庭にたまってしまふ。常時回収ボックスがあっても良いと思う。・ビンも同様、たまると重いので運ぶのが大変。・生ごみの減量のため「だっくすくんたんく」を各家庭に配布するのはどうか。知名度もないし、もったいない。1つめは市が負担、2つめ以降は自費購入でも良いと思う。・リサイクルBOXを活用しているが、場所が悪い。数も少ない。増やすべき。・不用品リサイクルバンクをPR！！このアンケートの紙も結局ゴミになる！！今は紙の時代ではない！！
93	お勝手の生ごみは畑にいけている。

94	いつもお世話になります。雨の中も風の日も、暑い日も寒い日も、ゴミを収集していただき本当にありがたく感謝しております。ゴミの正しい分け方、出し方をいつも身近においてルールを守り、きちんと出すように気をつけています。困るのはルールを守らない人がいる事です。缶の日でない日に平気で缶を出す人、車で来て布団を置いていく人。収集車の帰った後で、ペットボトルの大袋を4ケも出した人。当番の人や近くの親切な人、自分の車で処分してくれました。また段ボール置き場に、段ボールをたたまないで放り込んでいく人もいます。収集の方に申し訳なく思います。またいつも思いますが、雑紙が少ないように思います。生ゴミの中に紙類を入れてしまうのでしょうか。まだ雑紙の出し方を知らない人がいるようです。これからよろしく願います。コロナ、インフルエンザに気をつけてお仕事を下さい。一市民より。
95	アンケートの数が多過ぎ！
96	アンケートの作り方がわかりにくいので、誤答をしてしまいました。
97	アンケートの意義は分かるが、高齢者のみの住居への送付は不適切だと思う。結局代筆者が記載する事になる。対象者の抽出を考えてほしい。
98	ある所の可燃ゴミの出した後の掃除が出来ていない、もっとしっかりキレイにする事をお願いします。(野中1区)
99	アパート等がたいへん増えており、単身者等、地域の活動に参加されない世帯が増え、不安に思っております。
100	SDGsの推進
101	P6にも記入した通り、資源リサイクルステーションのようなものを設置して欲しいと思っています。基本的に毎日利用が可能で、時間帯は7～19時など。(新聞、チラシ、雑誌、段ボール、ミックス紙、アルミ缶、スチール缶、ビン類、ペットボトル、プラスチック製のもの、紙パック、トレー)上記のものを回収できる施設があると大変ありがたいと思います。
102	7年前に家の片付け、リフォームを行いました。その時主人と毎日のように軽トラに粗大ゴミ等を積んで清掃センターへゴミの搬入を行いました。清掃センターで働いている皆さまは、いつも元気にあいさつしてくれてたいへんなお仕事をがんばって行ってくださいました。私たち市民のためによくやってくれさうと頭が下がりました。この時学んだことは「日々ゴミをためこまない生活を心がける」ということでした。リフォーム後は家もすっきりし無駄が減ったと感じました。ごみ処理・生活排水処理に従事している皆様、日々大変かと思ひます。けがや病気に気を付けてお仕事を下さい。私たちがゴミの減量化、資源化についてもっと考え実行していこうと思ひます。
103	4月のゴミ等、環境美化の日以外全体としての活動がない。11月はゴミ袋の配布があるものの、4月とは活動が弱めである。11月とは言わないが、年に2回の富士宮市内の美化活動があっても良いかと思われる。防災関係を1回にしても、こちらを2回の方が有用だと思ひます。
104	3年ほど前まで民間業者の金属類の回収BOXがありましたが、市民の分別の意識レベルが低すぎて不法投棄(プラスチックや木製品等)が多過ぎて撤退してしまったようなので、市で再開してもらえないでしょうか。当方、オートバイの小さなアルミ製品を自分で交換するので業者に直に持って行く以外、廃棄方法が無いので困っています。
105	〇〇でのバイオマスは政治利権につながっている疑惑があることは明らか、徹底した調査を！
106	《要望》中学、高校の制服や柔道着、部活で使用するもの等のリサイクルがあつてほしい。たった3年のためにお金がかかりすぎている。兄弟の多い家なら再利用や下の子が使うなどあるが、一人っ子で捨てるだけのところもあるだろうと思う。学生協の利権なのか、柔道着など3年間で数回(聞いた話によると1回)しか授業使用しないのに購入など、本当にくだらない。小学校のランドセルも高価なので外国人の親がとて困っていた。学用品を公的にリサイクルしてほしい。
107	～家庭でやっていること～ ・1週間の献立を決めて、必要な物だけまとめ買い。 ・確実に食べる物だけ購入。 ・あまったおかずは冷凍してお弁当のおかずやお昼ごはんに。 ・冷蔵庫の中身が極力なくなるまで買い物に行かない(ないと困るもののみ買う。オムツやパン、米) ・オムツもトイレトレーニングもかねて、日中はパンツで過ごす。 ・いらなくて使用しないものは、フリマアプリやリサイクルショップに持って行く(利用する) ・日用品もギリギリまで使用し、なくなってから必要な分だけ購入。(必ず使用するものは大容量パックを購入)
108	バイオマス発電等の推進。
109	プラスチックが多い様な(食品等)気がします。分別した方が良く思います。
110	ペットボトル、かんの日を増やしてもらいたいです。びんも分別通りに出したつもりが、回収不可ではじかれてしまったことがあるので、数年に1度でいいのできちんと分別のわかる資料があるとうれしいです。(ゴミ収集日の表に書いてある通りに出したつもりだったので)指定ゴミ袋のさくやちゃん、かわいいです。
111	ペットボトル、缶、トレイを出す時に入れる袋を自由にしてほしいです。市の袋だと大きくて月2回ごみを出していると、1回で袋いっぱいにはならないので「袋にまだ入るのにもったいないな」と思ってしまう。指定袋いっぱいになるまでためて出せばよいのですが、アパートなのでせまくて、ためておく場所がありません。指定袋として使えるエスポット等のレジ袋がある時はそれを使っています。透明で中身が見えるならどの袋でも出して構わない、とか市の指定袋をもっとサイズを大～小まで細かくすると助かります。お願いします。
112	まだまだ紙ごみが雑紙としてリサイクルされていないと、まわりの人を見ていて感じている。若い人を見ていてもそうなので、小学校の授業で紙ごみを雑紙として資源にまわすことを徹底的に教えていったほうが良い。雑紙の日を市の回収として導入しても良いと思う。
113	まだ十分に食べられる食品、野菜等、子供食堂に寄付するシステムを作る。その周知。
114	まわりの人達は皆、決まりを守っている人ばかりなので、このままで良いと思います。電気製品の処理にお金がかかるのは大変ですね。だから、不法投棄をする人がいるのではないですか？決まりは守ってほしいですね。見た目に良くないですね！
115	リサイクルはもっとメリット感を与えればする人が増えると思う。(ポイントがたまるといふのを全ての店ですればよい)
116	リサイクルポイント導入→引き換え ・富士の水 ・富士宮焼きそば e t c. 一人一人の意識を高める！お店、コンビニ、ショッピングモール、学校など多くの人が見ることの出来る所などにポスターなどを貼る。これからもより頑張ります！
117	リサイクルを利用してできるだけごみにしないように気を付けています。みな、ゴミの減量化を意識する事が大切だと思います。店頭回収してくれるところが増えていますので、買物ついでに置いてくるようにしています。
118	リサイクル等でも何かメリットをつけることで、リサイクル活動への協力や興味が出てくるのではないのでしょうか。又、目標を市で考えて、そのために市民が参加する形にすれば、目に見える「リサイクル」という動きが自然にできてくる。人々は何のためにリサイクルをしているのか、わかっていない人が多いので、目に見える目標が出来れば考えが変わってくるはず。私的には、地球を救いたが為に、リサイクルやエコ活動をしていかなければならないのか、意識が低いのではないのでしょうか。市がこの活動を行っていくのなら、人々に対しての意識改善が必要です。今まで通りのやり方では、人々の意識は変わらず、同じ事の繰り返しだと思います。もっと、市民を取り込んでの活動をすべきだと思います。
119	以前は衣類等もごみとして出していましたが、古布回収BOXがあるため、リサイクルに協力してる気分になる。だが、場所が少ないと思う。
120	以前本で「ごみの正しい分け方、出し方」保存版をもらったが、もう一度新しく1軒1軒配布してほしい。(私の持っている正しい分け方の本はH13年度でした)市指定のゴミ袋の負担が大きいです。まったく透明なら、大丈夫では？と思います。ペットボトルはラベルをはがさなくて回収するとか、細かく書いてある本を何年に1回は全体に配布してほしいです。それから富士市では、カレンダーでイベント等案内しているようです。とても良いと思うので、富士宮市もお願いしたいです。アンケートを書いて改善されないのでは、意味がありません。しっかり活用して下さい。
121	意見とかアイデアなのではないですが、私はいつもエスポット(富士宮)で買物をしています。そこでは、ビン、カン、ペットボトル、トレーなど回収しています。そして物によってバラ売りもし少人数用にお惣菜も小包装もありとてもたすかっています。
122	衣類、くつ、カバン等の専用の回収ボックスの設置をお願いします。※出した時に戸惑ってしまう為。

123	衣類・革類回収ボックスがいつもいっぱいボックスの外に出ている事が多いです。濡れた物は出さないようにと言っているのに回収場所が濡れるのはどうかと思います。大切に使用していた物なので雨ざらしになるのがイヤで何回か持ち帰った事もあります。どのように考えているのでしょうか。
124	衣類・革類回収ボックスがいっぱいで、ボックスの外に置かれていたりすることがある。また、ボックスが屋外に設置されている所は雨の日はぬれるのでできれば屋内に設置してほしい。
125	衣類のリサイクルBOXが家の近くにあればいいと思う。皆さん遠いので結局ゴミとして出すことになっています。衣類のゴミの量が減られば、ごみの減量化につなげられると思います。
126	衣類回収ボックスについて、昨今、断捨離ブームで着なくなった衣類を処分しようと考え、市役所前の回収ボックスに持参しましたが回収ボックスがゴミの様に山積みで（回収されたあとどのように扱われているのかよくわからないのですが、まるでゴミ置き場のようでした）気分が悪かったので他の公民館を2、3件行ってみましたがみな満杯の状態でした。可燃物として捨てるのはもったいないので回収ボックスに入れて、再利用していただけたら有り難いのですが残念です。回収ボックスの集配回数を増やしていただけたらと思います。回収ボックスそのものをもう少し大きくしていただきたい。
127	一人一人がルールを守って集積場所に出すことが一番良いことなのではないでしょうか。
128	一部のスーパーで実施されている、段ボールやペットボトルをリサイクルしたら、量に応じてポイントを付与される様な取り組みを増やしてほしい。
129	飲食店のごみ（酒ビン、ペットボトル、缶）の数量が多いので、一般家庭用ごみとは処分方法を分けるべきである。例えば商売をしている事務所店舗が、自らゴミ処理場へ持ち込むなど。
130	化粧品（クリーム、乳液など）の処分の方法が分からない。色々なゴミの処理方法を、広報で教えてほしいです。
131	可燃か不燃が分からないものがあるので、もう少し分かりやすくしてほしいです。（各家庭に配布されるゴミの表がとても見やすいので、これに加えてどちらに出せばよいか、分かりづらいものを入れてほしい。電池を使用するおもちゃ、使用しないおもちゃ、傘 e t c）
132	可燃ゴミとプラスチックを分別するだけでもかなり資源化できるかと思っています。可燃とプラを分けるだけで、可燃はかなり減るのではないかと思います。
133	可燃物以外は収集日の少ないモノが多いので、家にどんどんたまる。古紙回収ボックスと同様に自由に出せる場所があればよいと思う。
134	夏場だけ可燃ゴミを週3回にして欲しい。（生ゴミ、使用済オムツの置き場に困るので）
135	家ではできるかぎり分別している。取収場所で時々、もっと分別したら良いのにも思うことがある。分別用のゴミ袋があると良い。
136	家族4人、エコバック使用することも慣れてきたようです。食品ロスにも出来るだけ気を付けることを心がけております。1人1人が小さなことからでもごみ減量に取り組んでいくことが大切だと思います。ゴミ収集車や清掃センターの方々、日々大変だと思いますがよろしくお願いします。
137	家庭ごみの減量化・分別化は市民の自主的な協力が不可欠である。市民として知りたいのは家庭ごみの処理に要する経費と、一戸当たり年間にどの位かかっているのか知りたい。また、市当局のゴミ処理に当たり最大の課題はなにを知りたい。
138	家庭での取り組みとして生ごみは畑へと考えております。
139	家庭や個人がコツコツ実行するのが一番…。
140	家庭用焼却炉などで、焼却している家庭があるが、規制はしないのか？
141	家電の様に販売した店がゴミの回収まで責任をもっていたきたい。
142	我が家は若い人がいないので、物を買わなくなりあまりゴミは出ない。若い時は仕事があり、今は高齢となりゴミ集積所の行き来は負担が大きいの、自宅に取りに来てくれるとありがたい。当番をしていると、若い男の人が出すのは少ないが、いつも分けなくて捨てる人が多い。年をとっても変わらない同じゴミ集積所を使うには無理がある。清掃センターは遠く山なので、市役所に焼却施設を作って下さい。余熱利用すれば光熱費が低くなると思います。下水道は設置と更新などに莫大な費用が掛かり続くと思うので、止めて浄化槽を推進して下さい。
143	我が家は夫婦2人と成人した娘の3人世帯です。可燃物の日が週2回で毎回1袋又は、2/3袋の時もあり、少人数世帯なので、現状で（資源ゴミをできるだけ可燃や不燃物として出さない努力はしています）充分かなと思っています。ゴミ袋代が上がることや分別が今以上に細かくなっても良いように市民みなさんの協力を願っています。
144	各家庭のごみは市民一人一人の意識改革が一番大事だと思います。家電も使用できるまで処分しない事が良いですが時代の変化で、節電の物が出ると思えることを考えると思う。リサイクルに出しても業者はコストがかかって大変だと思います。もったいないと思ってモノが伴わないのかも知れませんね。大人が教えていくことが大事ですね。
145	各回収を無くし、ゴミ回収ステーションを等間隔に作り、24時間全てのゴミを捨てられるようにする。その代わりに、ゴミ捨て時に料金を取る、Kg単位や一袋単位。
146	環境に優しい洗剤 e t c 土に還る材料で作られた製品などを購入することなど、私達消費者の意識をかえる活動、広報をすることが必要なのでは？製品を作る企業がもっと環境を守っていく意識が必要。より以上に国がもっと規制、法律化していくべきなのでは？公や団体が声をあげていく必要があるのでは？と思います。
147	環境委員の時、ごみ問題で大変だったので町内の鉄工所で今のごみ置場を格安で作っていただきました。その後特に困った事はおきてません。ごみ置場所の前の道路（御殿場に抜ける道路）ですが町内の1婦人が側溝まできれいに掃除をしてくれていますので、いつでもきれいです。
148	環境問題について、まだまだ理解していない人が多いと思います。年に2回ある防災訓練で市の環境企画室の方に来てもらって、短い時間で結構ですので環境についての大事な点を説明してもらえればありがたいと思っています。
149	環境問題については、日ごろから大いに関心があり、リサイクルに回せるものは分類し、ごみを出さないように心がけています。ビンなどは加入している生協を通してリサイクルのために返し、生ごみは畑に埋めて、ごみとして出すのは最小限にしています。十数年前に他県より富士宮市に移り住んでまず感じたことは、古紙回収が進んでいる事でした。粗大ゴミから雑紙に至るまで無料で回収して頂けるのは、個人的に感謝です。また、水が豊富であり水路がきれいで、上下水道料が安い事に驚きました。一人ひとりが、ゴミ減少に心掛ければ、減量化、資源化は進むと考えます。市の取組みを広くPRし（広報などで）市民への意識啓発を促して下さい。
150	缶や瓶の回収が月1回なのは少ないと感じています。一応我が家では、アルミ缶はなるべくスーパーのアルミ缶回収に入れていますが、仕事を持っているため、なかなかお店に行ける時ばかりあるわけではないので、溜ってしまうこともあります。月2回位、回収日があると助かります。団地暮らしなので、ベランダにペットボトルとか溜まってしまいがちなので。
151	基本的には現在の富士宮市の「ごみ・生活排水に関するアンケート調査」の内容に特に異存はない。これだけの細かな調査に対するエネルギーを「十年一日のごとく」の「班の在り方」にそそいで欲しい。例えば高齢化が進み「全戸が70才以上」の班に運動会の参加を求めてくる。ITの時代なら各戸とPCで市が直接やりとりできる例はないか。現在の住居に移り住んで45年が経つ。町内会のありようだけが昔のままである。そろそろドラスティックに「班のあり方」を検討して欲しい。そのためのこのようなアンケートを作成してほしい。
152	期限切れ、食用油の処理方法を教えてください。
153	牛乳などの紙パックをやめてシャンプーつめかえ用みたいなものを使ったらどうだろうか。ごみ処理などは主に市の職員や男性、現役世代の人が考えてる（生活環境課など）がもっと紙おむつをつかっている、幼児・高齢者のいる家庭や牛乳パックを切り開く力がないお年寄り、分別が難しい視覚障害者や知的障害者も加わって検討、模索していくべきと思う。特に在宅で高齢者を介護している家庭（老老介護）の紙おむつ問題を考えていけないといけないと思う。あまりゴミの出し方に規制を設けるとわからない人やそうする力のない人、ゴミの日まで置いておく所がない人もいるということも忘れてください。

154	居住地のごみ置場に必ず家庭ごみを出すだけではなく、登録制や有料制などを導入して別の場所に出せるとよいと思います。現在も車で、ごみ置場に捨てているので少し遠くてもごみ置き場の掃除をしなくてもよい方が助かります。
155	近所の住民の方が夜お店をやっています。そのお店で出たごみを普通の収集の場所に出していました。近所の事なので、それは違法だとは言いにくかったです。
156	蛍光管等、水銀使用製品の回収は月1回か2か月に1回にさせていただきたいです。
157	現在、乳児がいる為、おむつゴミの量が多い。最近話題になった、おむつゴミのリサイクルが実現したらぜひ取り組んでもらいたい。富士宮市のごみ処理場の見学を積極的に大人もできれば市内のごみ処理の実態、現状がわかってくれるのではないかと。(コロナ禍で難しいかもしれないが)
158	現在市指定のごみ袋を購入してゴミ出しをしていますが、1枚あたり8〜10円位と値段が高いと感じています。できればもっと安い値段のごみ袋を作っていたらどうか、もしくは透明、半透明ならOKのようなルールを作って広報などで伝えて頂けると、大変ありがたいです。市内の学校がリサイクル運動として取り組んでいる、空き缶や段ボール回収は、ゴミ集積所に捨てたごみを回収してもらって、それを学校ごと振り分けみたいな形で寄付できたら、たぶん楽だろうとは思いますが、学校でリサイクル教えずに家で教えたほうが良いと思うので。
159	戸別収集にすべきだと思います。缶、ペットボトルは週1回収にしてほしいです。資源ゴミをもっと身近に出せるようにすることが、減量化、資源化につながるのではないのでしょうか？
160	高齢者一人暮らしです。浄化槽の点検、清掃については記憶がはっきりしません。ごみ減量化に興味があっても日常生活ごみ出しもままならない状況です。サポートが必要です。以上本人にききながら代筆しました(娘)。
161	今の回収を市民みんなで協力し周知し当たり前を実行していきましょう！←ごみ処理減量化。
162	今は富士宮市はプラスチックごみも可燃物として出すことができるのでとても気が楽です。時々実家(沼津市)へ行くとプラごみも分別しなければならず、すごく負担に感じるからです。今後富士宮市がプラも分別する事になると皆さんも慣れないのでかなり大変になると思います。ある沼津市はクリーンセンターに持ち込むとお金を取られます。富士宮市も粗大ごみの持込はお金をとってもいいのかな〜とったりもします。
163	今まで、分別等積極的に取り組んでいないので、分別実施をしていきます。
164	今後関心をもって生活(新しい)を見直しすべき方向であること、近隣の皆様にも話題にしたい。
165	再資源化として発電も加える。
166	再生可能となる資源ごみ(衣類など…)の回収場所を増やして、近くでも回収できる体制をつくってほしい。
167	最近、道路脇や空地、山林等にごみの散乱が目立ちます。一人一人のモラルだと思いますが、地域のボランティア等に協力を得て美化に努めると同時にマナー向上のための意識高揚を図る具体策を考えて下さい。
168	最近特に目につくことが、道路の端へのビン・缶・ペットボトルの空き物です。(ポイ捨て)こんなことをするのは日本人ではないと心の中で思っているが、今小中学校等には道徳教育を行い、他人に迷惑をかけないようにする教育はしているのだろうか？ポイ捨てを見た場合、犯人を確認すれば罰する法を作ったらどうか。腹が立って仕方がない！
169	雑がみ、段ボールの回収(集積場所)が基本的に車がないといけなことが問題だと思う。集積所を増やすか、回収してほしい。食品のトレイや紙パックは消費量が多い割に回収頻度が少なく、ためおける場所が家の中になく燃やしてしまっています、すみません。海外のように自宅前にゴミを置き回収されていくスタイルならば集積所の問題も分別もきちんとしないといったことも解決できると思う。集積所を個人の敷地に甘えていることが不要ないごみを生む原因とも思える(時間や分別)。富士宮は町内会に入らないとゴミ捨てできないのでしょうか？引越当初、場所を知らずに近くの集積所に向かったら「なんで捨ててる!？」とすごい勢いですごまれ、嫌な思いをした。以前住んでいた土地は前日から捨てられ特に苦情があったこともないが、富士宮は鍵までついていて場所もあり、そんなに住民のモラルが低いのかと驚いた。そのようなこともあり、自宅前の回収が良いと思う。あとは週末の清掃センターの受入時間をもう少し長くしてほしい。
170	雑がみ回収場が市の回収場まで行かないといけなことで地区にも設置してほしい。
171	子どもが小学校でゴミを減らすプロジェクトとして学習してきた時、家族も一緒に取り組むことができました。学ぶこともあり、役に立ちました。大人が子どもに教えていくべき問題ですが、取り組めていない現状があるので、学校で教育してもらえてありがたいと思います。
172	市で様々な取組をして下さっているので、多くの人たちがその取組についてより関心もてるような手立てがあると思います。アンケートだと回収板等もなく、情報を多く得ることが難しいように思います。アンケートを答えて、よりゴミ削減をしていきたいと思うことができました。今までできていなかった分別もきちんと取組んでいきたいです。
173	市のごみ袋の値段を上げてゴミの有料化とする。外国人などゴミ出し、分別などマナーやルールを守れない人がいるので、分別方法、ルールの周知に地域で力を入れていく。まだ使えるが廃棄するものと、壊れて使えない物の回収日を分けて収集し、まだ使えるものはフリマのように安く欲しい人たちに売るなどし、ゴミの減量につなげていく。(おもちゃや自動車、傘など)
174	市の一斉清掃の時、私たちの班は堀のまわりなのでいつも堀に降りて、川の中のごみやドロ、雑草の清掃をしています。でも堀にはまわりの住宅だけではなく、その上に住むお宅の排水も流れているので、周辺の班だけが大変な思いをして堀の清掃をしなければならないのは不公平だと思います。
175	市の広報が役にたたない。もっと活用してもらいたい。市役所の中も時代遅れ。富士宮市が時代に遅れている。もっとゴミ出しも簡素化すべき。・班などの区別でルールが違うのや、前日出しがダメなのもおかしい。人によって出せる時間もちがう。まずは市民がどれだけゴミを処理できるかを考えてほしい。それができたら減らし資源化も出来る。・全ての班のルールを一本化。・全てのごみ出しの所に箱等を置いて出しやすくする。・前日出し、夜だし等、その曜日さえ守れば良い事にし、全員が分別やゴミ出しをしやすくする。・ゴミ処理場も土日受け入れすべき(全ての)・役所に行く又は処理場に行くのに仕事を休む等はおかしい。市民の為なら土日こそ運営すべき(平日に休み)サービス業と同じと思う事。まずはそれが市民の為。・粗大ごみの業者を紹介する等、したら市民の負担も減る。・そもそももっとオープンな市が良いです。一部の人間にとかでなく全てオープン、特に入札とか。
176	市指定の袋の大きさにより、単価を大幅に値上げし処理費用の負担軽減を図る。
177	私の住んでいる所にはアパートが沢山あり、収集日を守らなったり、回収日を守らない人が多く困っています。アパートに入る前にごみの出し方を説明してもらえるよう業者の方をお願いしてほしい。
178	私の住んでいる田中町では、生ゴミ(トレイに入ったまま、袋に入ったままのそうざい、野菜)を水路に捨てていく人がいます。看板をとりつけてもらったが効果はうすい気がします。近所の民間企業などの協力を頂き、防犯カメラ、または電柱等へ偽防犯カメラ等、つけられないかと思う。夏は異臭が発生し、水面が油だらけになっている。生ゴミがたまっている下流の方ではザリガニやどじょう等いて、自然と共存しているが、これでは数も減っていき環境汚染につながっている。ゴミを捨てた人は〜罰金〇〇万円と書かれているが、富士宮市で実際に捕まった人はいたのか？いたならば広報等で知らせて欲しい。田中町ではいくつかゴミが捨てられるポイントがあるようです。もっと対策等、考えて頂けるともっと住みやすくなるように感じました。
179	私の住んでる所は、高台にありますが飲用、生活用水は地下水を利用して、排水処理は住宅会社が作った穴を掘っただけの浸透槽です。10軒ほどで使用しています。今のところ水質に問題はないようですが、とても危険だと思います。下の組合でも地下水を使っている所もあり、大腸菌が検出されて使用できなくなった井戸もあると聞きました(関係はわかりませんが)。市に区を通して陳情書を提出したり、議員さんにも視察してもらいましたが、変化はありませんでした。何かいい方法はありますか？
180	私の地域の収集場所では、他市のごみ袋でゴミを捨てる方もいる。何度も…。その度に、班長さんが連絡網をまわし対応する。ゴミ出しのルールも悪く、消化器が出されて、間違えて出した方も全く回収せず困る。ダミーでも防犯カメラを付けたら?とか、地域でも話し合いは常にしているようだが、解決策が見つからず。ライター回収所が市役所以外よくわからない。今年初めて、浄化槽法定点検の案内がうちに届いたが、最初はサギだと思ってしまった。浄化槽法定点検の周知徹底を図るべきだと思う。
181	私の地区では、一般道路がゴミ捨て場になっていて、車が走りにくい道です。ゴミ捨ての場所の確保が問題になっています。

182	私は隣の市に嫁いだ娘からごみ処理の基本は家庭にあることを教えられました。具体的には、お勝手の隅に2、3の容器をおいて初めからごみ分別をはっきりさせて処理していることです。ごみの見分け方をしっかりする習慣が身についていると感じました。（私の家では一つのダンボールと一緒にいれておいて、出す人が分けて処理しています）2点目は家族みんなが同じ方向を向いて同じ行動をとっていることです。結果としてごみ処理は家庭の中、家族全体に位置づいていると思いました。ごみ処理の問題は、行政の指導にゆだねるだけでなく、家庭教育から学校教育、社会教育、生涯教育、生涯学習など息の長い人間形成の場につなげていきたいことだと私は思います。（乱筆乱文にて失礼します）
183	紙、プラスチックは焼却しない方がいい。CO2の排出の問題もあるので、リサイクル施設への持ち込みを検討すべきである。
184	紙資源について 市北部地域には学校や町内の回収所が多数設置できている所がどこもあふれている事が多い。業者側からは、手が回らない他に遠方だと運搬費用がかかりすぎるとの意見もあり、業者へのガソリン代補助の充実も拡大してみたらどうか？
185	紙類などのゴミは雑紙で資源回収に出していますが、裏が白い紙は捨てずにとっておき、メモする時などに使用しています。以前住んでいた所では（県外）、プラスチックの回収日もあり分別は大変でしたが、思った以上に可燃ゴミが減り、こんなにもプラスチックゴミが多いのかと驚いたことを覚えています。コロナのため衣類の回収ステーションに持って行けないため、仕方なく可燃ゴミに出しています。それ以降、細かくカットして掃除に使ってから捨てる等、工夫するようになりました。
186	資源の回収、分別、ゴミ問題等に対するPRを、具体的にもっともっと分かりやすい展開方法が必要と感じる。（ゴミ問題だけではなく、市からの全ての情報について言える）街の中に限らず、市内全ての道路、歩道、側道、生け垣等々の場所に車から？歩行者？のポイ捨てゴミが多く見られる。「何とかせよ〜」と思う。市が中心となつての活動？
187	事業系一般廃棄物を家庭系に出さないように取組をすすめていただきたい。（家庭系ごみ集積所に事業系と思われるごみが多く出されているため）
188	自宅でコンポストをしています。庭の土に入れることで生ゴミが肥料になるので、ずいぶん生ゴミを少なくすることができました。地域はゴミ清掃をしますが、小・中・高生が出てきません。学校の地域活動で、ゴミ清掃の活動をして頂きたいです。ゴミの教育（ゴミを少なくするには分別）をしてほしい。
189	実状を良く理解しておりませんが、処理場の持込処理についての普及も図られたらどうでしょうか。
190	車等から道路脇に簡単にゴミを捨てていく人がいるが、何か良い標語表示がないだろうかと思います。
191	集積所に出す件数が増えた為、ごみがあふれてしまっています。あふれたものをカラスがつつき困るので、地区の方が板を貼りはみ出さないようにして下さり、良くなったのですが奥にゴミを置きにくくなり、ゴミを集める方も毎回大変だと思いますし粗大ごみやびんを集める時も出す時も置きにくくなってしまいました。区長さん等、改善をして下さるとは思いますが、回覧板などに案内がない為状況がわかりません。ごみ集積所を広く改修してほしいのですが、区長に言うべきか、市に言うべきかわからなくて考えている時、このアンケートが来た為書かせて頂きました。
192	住民との対話（コミュニケーションが必要）
193	住民の中に夜勤者、朝の8：00までに外出することが出来ず回収後に出すため、次回まで置き、次の指定日まで放置され、カラス、猫による散乱が発生する。
194	出るごみが何に分類されるのかがはっきりわかれば、もっと家庭レベルでも細分化できると思う。ペットなのかプラスチックなのか燃やしていいものか、回収リサイクルされるものなのか、かなり区別されていると思うが、迷うこともあります。
195	小学生の頃からの教育が必要だと思います。
196	障害者施設の「ふれあい」で作っている「EMほかし」生ゴミを発酵させて土にもどす（生ごみ発酵堆肥）がかんたんに来ます。紙類は全てサポートセンターに持参します。なるべくゴミを出さない旨、実行しています。
197	職場での不燃ゴミ、可燃ゴミを分ける事はやっても、可燃ゴミで雑紙を分別する事を規制強化をやった方がいいと思います。
198	色々な市を経験しましたが、富士宮は1、ゴミ袋が安く使いやすい。2、分別も難しすぎずやりやすい。3、道路とか川とかもそんなに汚れている感じがなく（年に数回のそうじ）富士山とかはよくわからないので、その辺りは、よろしくきびしくお願いします。4、ルール等もびっくりするほどダメな方も近所にいないのがんばっているなど感じ、感謝します。
199	新しい土地に何世帯も住み始め、そこにゴミ捨て場が出来る、必ず今までそこを利用していなかった人たちが利用しはじめるが、ルールを守らず捨てて行ったりする。当番などで掃除することをせず、ゴミ捨て場を利用するのはどうかと思う。もったきちんと、どこの地区は、このゴミ捨て場、当番もやるし、管理も利用する人たちでやると決めてもらいたい。近くだから、通勤途中でちょうど良いから、車で入りやすいからとネットもかけず捨てて行き、カラスに荒らされたのは、その地区の当番が片づけるというのはどうかと思う。まず、こういうことをどうするか考えてから資源化や軽量化だと思います。
200	身近な問題としてゴミ出しのルールが守られてない事が見受けられるので、ゴミの分別・時間の厳守の周知徹底、意識啓発を推進してもらいたい。ゴミ回収の有料化は違法ゴミ捨てる増加につながるのでは？程度の問題ですが。
201	生ゴミから堆肥を作るための装置の無料配布をする。プラゴミを分別し、可燃ゴミと別に出すようにする。
202	生ゴミはできるだけ庭へ埋め戻している。草木をゴミに出さざるを得ないことは（昔は焼いて土に埋めていた）残念です。
203	生ごみは堆肥にするホームセンター等で売っているコンポストへの補助を大々的に宣伝するorできた堆肥を必要とする相手（すべての使用者が＝堆肥を使うという訳ではない）に渡して、代わりに花や野菜・果樹をもらえる仕組みを市やJAがつくってみてはどうか。農業に関わる住民が0ではないので可能性がないわけではないと思う。
204	生ゴミは土に埋めるようにしている。
205	生ゴミを捨てる時、水を絞るのはもちろん基本は水にぬらさない。また野菜くずなどで、なべなどの油汚れをふいて、くずも有効に使い極力汚水を流さないようにしている。
206	昔はだっくす食ん太くんを使用していました。栓木のおが屑が入っている時は、よかったです。母材が2個入っているとよいと思います。今は、ごみ減量乾燥機を購入し使用してます＝ランターに入れてます。補助があったらうれしいです。
207	千葉県柏市で環境部担当。定年後JICAシニア海外ボランティア派遣、モンゴルウランバートル市で一般廃棄物ゴミ処理計画を指導。特にプラスチック類の分別、収集、燃料固形化、プラントを実施しました。富士宮市の今後のゴミ処理計画策定にあたり、以下の件についてコメントします。1、市の最終処分状況について情報を市民に提供し、ゴミ減量等の協力を得ること。2、資源回収に当り、民間処理業者と資源回収センターの計画を検討する。（柏市の事例参考になります）
208	洗剤を外国製のエコ洗剤を使ったりしました。値段を考えると続けられないので、続けられるお値段の物が普及して欲しいです。分別回収も雑がみはわかりやすく表示して欲しいと思います。他の物を回収している場所をのせたりすると意識するのかな？と思います。
209	前の様に雑紙だけを月1回で良いので回収してもらいたい。
210	粗大ゴミを出すとき、出来る限り解体して再利用できる備品があれば利用している。
211	他の市町村の話をきくと、富士宮市の分別はまだまだやさしいようですね。ゴミに関しては特に個との意識が重要だと思います。今では学校でもゴミについての教育はされていますが、小さいうちから習慣づけて大人に恥ずかしい事をさせないように子供達に頑張ってもらいたい。これからも家庭職場等のできることをして欲しいと思います。
212	他県では家の前にゴミを出す所がある。集積場所だと地域外の人が出てしまうため、各家庭の前に出すと、それぞれが時間外で出すことや、ゴミ収集が終わっても集積場所に残っていることがないのではと思う。またアパートが増え、ゴミの出し方のマナーが悪いため、アパートの集積所は網ではなく鍵をつけるか、時間外に出せない方法を考えるべきだと思う。管理会社に言っても改善が見られない。
213	他県にいた時、週3回可燃物の日があったため、今は、ちょっと不便です。
214	他市のゴミ袋に入れて出している人がいる（富士市）。富士宮市の袋に入れ替えてあげている。
215	単独処理浄化槽を使用していますが、家庭排水はなるべく汚さないように石けんを使用したり、汚れをふき取ったりしている。

216	段ボールを（ポイントが付く所で）回収してくれるスーパー等がとでも少なく感じます。ポテトはOKでしたが、イオンやウエルシア（ヨドバシ）では回収不可でした。Amazon、Jpなどの段ボールがたくさんゴミが出るので対応してほしく感じました。タバコの吸い殻も資源になることをしました（BATの広告で）（リサイクルするとポイントがつく等もあり）飲食店などでたくさん出るので、リサイクルをすすめるべきだと思います。
217	知る限りにおいて、他市よりも分別が簡単で苦労しないのでありがたい。
218	賃貸アパートあるあるかと思いますが、地元じゃない人が多いです。（車のナンバーの半数が県外）そのせいか、ゴミ出しがちゃんとしていない、ルールを守れない人が多いように感じます。幸いゴミの集積所はアルミ製の屋根付きの立派なものがあるので、困ったことは少ないですが、回収されずに残ったゴミ袋を見ると、景観も悪く臭いなどもあり、残念な感じになっています。コロナの影響もあり、以前よりごみの量が増えて、回収板もなくなり情報の伝達も悪くなったように思います。一人一人の心がけて良くなると思うのですが。
219	天母の湯の利用料の設定を富士宮市民、市外、県外とに分けて金額に差をつけ市民の収入にしてみてもいいのではないでしょうか。これをごみ処理、排水処理費に上乗せすれば一定額が毎月見込めると思われます。
220	店頭回収が一番助かるので、回収出来るものを増やしてもらえるとうれしく思います。
221	店頭回収なども含めた回収場所MAPなどがあると、可燃ゴミに捨てられてしまっているリサイクル可能なものをもっと効果的に回収できるのではないかと思います。普段の生活の中で利用しやすい回収場所があると分かれれば積極的にリサイクルに参加したい。
222	当番で鍵のかかるゴミ置き場を使用しています。分別をしない人がいて、その日の当番の方が片づけていますが、他人の出したゴミを持ち帰るのは大変です。又、資源ゴミ（新聞紙、段ボールなど）を可燃物に出すのはもったいないなど、いつも思います。
223	当番制にて行われており、満足している。
224	道路の端にゴミ出しをしています。時々カラス等に散らされている所があるのを目にするとアミをかけて散らされない様にしたらいのと思う。
225	特に田舎で家の周辺の農家にはよく見られることで、畑の雑草を川にすてたり、ビニール系の物を燃やしている人がいる。
226	年度初めには、ゴミの正しい分け方・出し方などを配布していますが、全世帯に年に数回（特にアパート等）家庭用ゴミ袋に書いてある（生ゴミぎゅっとひとしぼり！や雑紙はリサイクルしてね！）とか、またゴミはルールを守って出しましょうなど、A4サイズくらいに1枚を新たに配り知らせて、ゴミに対する意識を高める必要があると思います。
227	販売者がゴミの元となる物を多く売れば当然ゴミが多くなるはずですが、ゴミを消費者が出さない様にするにはゴミにならない様、販売する側の認識を高める事が大事だと思う。また行政側はその推進をサポートしてほしい。
228	美しい町をつくるには、みんながルールを守るしかない。
229	不燃ゴミの分別がわからない人が多いのではないかと？不燃ゴミに蛍光灯を出す等。清掃当番時、上記が発見されても当事者は持ち帰らない場合、清掃当番が持ち帰り、次回の適切な収集日に出すのはおかしい！ルールが守れない人がいる以上、防犯カメラを設置し、犯人探しをした方があやまったゴミ捨てをする人が減る。
230	富士宮に来て丸3年が経ちだいが慣れてきたところです。移動4県目の富士宮はゴミ袋代がスーパー、コンビニ、ホームセンターなどいろいろな所で買えますが、値段が一律ではなくあるスーパーでは特売で安く買える日もあり、ゴミ袋を買うという意識が少しないような気がします。他の自治体が一枚当たりの値段が高かっただけかもしれないですが、ゴミ袋代が一律でしか買えなかったり、一枚当たりの値段がはっきりしていれば、もうすこしゴミを出すことに対する意識はもてるのではないかと思います。小袋よりも大袋（45L）の値段が安ければやっぱり大袋を買ってしまうし、そのぶんゴミを多く入れて出すと思います。家庭ゴミの収集の有料化の前にまずゴミ袋代を公平にすべきだと思います。
231	富士宮市で行っている、段ボール・雑誌・新聞紙などの回収、廃食用油、不要な衣類、せん定枝、小型家電の回収など、どこでおこなっているなどのアピールが少ないです。4月9月1月などに、広報を使用してアピールしてほしいです。
232	富士宮市の取組みは総じて良いと思っています。
233	富士宮市は下水道の普及が大変遅れていると考えます。フードバンク等がどこにあるのかわからない。市としてもっとPRしてほしい。
234	富士宮市は北欧（デンマーク）の環境技術を見習う、そのまま応用する事はできませんか？コンポストを地域に置く活動だけでも前進だと思います。（希望する）また農地もありますし…。
235	富士宮市内私有地に他地域からのゴミ、廃棄物を捨てさせてやる不届きものがいと風評をきいた。その事について何とか規制できないものではないでしょうか？ーしかも標高の高い自然な川の上流近く。大型車で持ち込みして！！
236	富士宮市に10年前住んでいましたが、富士市はプラスチック（お菓子の袋など）も分別していましたが。富士宮市に引っ越してきて、10年経った今も、トレーなどの分別はあるものの、プラスチックは分別がないので、隣の市でもこんなに違いがあるのかと思います。市民の負担、回収に来る方の負担はあるかと思いますが、分別増やした方がいいと思います。
237	富士市のように、プラスチックの回収をしたらいいと思います。
238	富士市指定のゴミ袋で出しましたらダメでした。近隣の市、街の指定袋ならOKにしてもらいたい。
239	普段の買物はだいたい食品や衣類が殆どですが、買い物した時に出るごみが未だに多いと思います。売る側も過剰包装にならないようにしてほしいと思います。まだごみの分別ができていない人がいて、中身の入ったびんを出してあったり当番の日は一時的持ち帰って後日収集日（蛍光灯）に出したこともありました。1人1人が意識して分けるようにできるといいです。
240	普段は特に問題を感じていません。個人的には、缶・ペットボトルを多く使用します。紙類の様に持ち込む場所が身近にあると助かります。
241	分別については、県下でスタンダードを設置する。
242	分別も今のままが楽でちょうどいいです。
243	分別を家族で心掛けています。これからもしっかりと分別します。いつも収集に感謝しています。
244	分別処理を利用し、ゴミ可燃物を少なくなるように気を付ける。
245	埋め立て地に埋められる量にも限りがあります。一人一人が意識して少しでもごみの量を減らせていけたらいいと思います。
246	毎週回収して感謝してます。
247	問15、問16に関してですが、公平性の面から市指定ごみ袋の料金に上乗せする、というのはゴミを少なくしようと努力している人が損をするしくみになっているような気がすると思った。節約のためにゴミ袋一杯になるまでためておく衛生面に問題が生じ、結果として地域の環境問題につながりかねないのではないかと。
248	夜になると近くの川から畜産業の悪臭が漂ってきます。違法な処理はされてないと思いますが、（尿や糞）臭いに苦しんでいる住民もいるため対策してほしいです。また田舎だから許されていると思っているのか、未だに庭先や畑でゴミを燃やしている人がいます。（主にお年寄り）指導の徹底、厳罰化の強化など等対策をお願いします。窓も開けられない、洗濯も乾かせない日もあります。
249	予算を考えて無理のないごみ処理計画をお願いします。富士宮市は住宅が分散しているので、合併浄化槽が向いていると思います。
250	リサイクル対象の家電の収集（清掃センターのみの受取り有料）子供が一人暮らしで使用していた家電が処分できなくて困った。家電製品店では新しい家電購入時は引き取ってくれるが、それ以外はダメでした。スプリング入りのマットレスがすてれなくてこまっています。自分でマットレスからスプリングをはずす事は安全上危険だと思います。市での収集を希望いたします。以上宜しくお願い致します。
251	連休や年末年始など、ゴミの回収のない時、1週間ゴミが溜まってしまいうので改善して欲しい。富士山遺産センターのような施設（建設）に税金を使ってほしくない。

(6) 自由意見 (生活排水について)

自由意見	
富士宮市のごみ処理やごみ減量化・資源化についての御意見や貴事業所での課題や問題点がありましたら、御自由に御記入ください。	
1	水路にモノアラガイ?がたくさんいて気持ち悪いです。薬をくばってほしい。
2	浄化槽の合併処理浄化槽を山宮の方まで普及促進してほしい。
3	浄化槽設置可能場所に家の有る人は積極的に取り入れた方が良い。
4	生活排水に関するアンケート議案その他の設問各家庭での取り組み等を感じている先のページでの意見等々を踏まえ、市全体その地域に住む人間1人1人子供から大人までそこに住む以上、生活していく過程で問題点あれば当然ですが、無くても月一度年数回コロナ関係なく定期的に広くグラウンドなどの場所で、役員、その区民ごと、年一回は全員で集合ごみ減量化、資源化についてディスカッション勉強会を実行する。社会人として…認知、適確な判断、速やかな対応…今の時代である。(常に常識ある行動が求められる現代です)
5	生活排水やゴミ等の燃やす熱を利用して、電気をおこして、市独自の電力源を作る。出来るならば?!
6	生活排水処理の件 ご近所(道の向こう側)では単独処理浄化槽だと思いますが、道をはさんで我が家の玄関口の所に流れてきます。梅雨時とか夏場など臭いがきつく迷惑しています。ご近所なので言う事もできません。家では市で下水道工事を進めた少し後に工事をしました。工事をしていない人と比べれば何年も(水道料等)不公平に感じています。市では難しいかもしれませんが、下水道工事を徹底するよう運動して欲しいと思います。
7	合併処理浄化槽の補助金制度のお知らせが来たが、良く分からなくて(内容)工事に掛かれない。詐欺だったらとかも心配してしまう。
8	浄化槽を使用している人は、下水道と同じ気持ちで何年も清掃しないので夏期になると悪臭の元になり徹底した検査をしてほしい。行政区に入っていない人は分別がわからない人達がいるので指導方法を考えて下さい。プラゴミについて、これから多くの問題が出てくるのでこの点をどうすべくかをお願いします。
9	浄化槽の清掃業者を決められているのはどうかと思う。競争もないし(すごく高い)その業者に対し不愉快な思いをした時変えられない。その業者が横柄な態度。・新聞と広告、雑がみを分ける理由を明確にしてほしい。・雑ガミを指定の袋に入れ可燃ゴミの日に出せるようにしてほしい。(可燃ゴミと雑がみは分別)
10	下水道を国の費用で進める。・減量化、資源化について小学校から取り入れる。※自然を壊す事で今回のコロナ以上の病が出ることを広く広報する。
11	雨水排水路が少ないため、蚊やハエが出てこまっている。
12	下水がくさい。(マンション住み)ペットボトルと缶の回収日を増やしてほしい。
13	下水等の整備を進めて欲しい。
14	下水道の設置されていない地域には、合併処理浄化槽設置を進めるべき。
15	下水道の利用可能地域の拡大を希望する。
16	下水道普及について、私の家は早い段階で工事をしました。班内でもほとんどの家が終わっていますが、数軒残っています。いろいろな事情があるとは思いますが、市の方で調査し、下水道にするよう頼んでいただけませんか。稲作をしていますので、汚水が入り大変迷惑をしております。
17	下水料金を安くしてもらいたいです。水道料金のうち半分以上を下水料金として支払ってます。下水道をつないでない人たちは一切支払っていないので、つないでるのが損している気がします。
18	市の下水道が出来ているのに使用しない家庭が多い。使用するようには話した方が良い。
19	全地域への下水道の設置をお願いしたい。
20	私の住んでいる所には水路がありますが、夏などは草や蚊、砂などで困っています。年に4~5回は草取りや石、砂利などを取っていますが、処理に困っています。一年中流れているのではないので虫の発生に殺虫剤などでかなり出費もあります。古い水路なども手直しなども考えていただきたいです。
21	前項でも少し書きましたが家の隣まで下水道工事が来て継ぐ気がすぐあると思って居ましたが、その後工事はストップのまま2~3年経過するも一向に工事の気配無し、何があったのか?後日談、大手の建設会社が住宅をまとめて建設しているので近所のそちらを優先したからではないかと聞きましたが…その後市に下水道いつ頃工事を聞いたが3~4年後との事。早期下水道工事を望みます。
22	二年前に増築時合併槽に替えた。着工直前に強いて替えなくてもよい事を知り、工事費の節約になると業者さん(工事の中断を)相談すると、工期の件もあり、市から助成金23万円あり申請手数料がその半分くらい(業者さんの話で)かかる。申請手数料は業者さんが負担してくれる事を約束してくれたので予定通り着工した。市の助成金について初めて知りました。工事中に市(下水道課)の窓口で相談すると助成金は33万円ですが、着工前に許可されていなければ給付されないとの事不審には思いましたが業者さんには確かめなかった。4ヶ月位で全工事が完了。工事費清算の際、助成金はもらえないという説明があった。業者さんとの打ち合わせ段階で一言でも助成金の話をしてもらえれば、こんな結果にならなかったでしょう。(公報等をよく見ていなかった私共が悪かった事は確かですが)市が指定している業者ですから、出来れば打ち合わせ中にすべての人に説明してやってもらいたいと思います。
23	年度の初めに用水の消毒剤をもらいに行きました。用水の害虫対策のためです。今までは消毒剤(粒錠)を用水に入れていましたが、効果なく虫も多く発生していましたが、この粒錠を水に溶かして噴霧器で行ったところ虫がいなくなりました。方法を変えれば対応できるようになり、大変うれしく思います。また薬の方もだいぶ薄めて使用したため、月2回程町内で定期的に行っています。これからも続けていこうと思っています。また薬がなくなりそうになったらもらいに行きます。いつでももらえるよう少しストックしておいてください。お願いします。

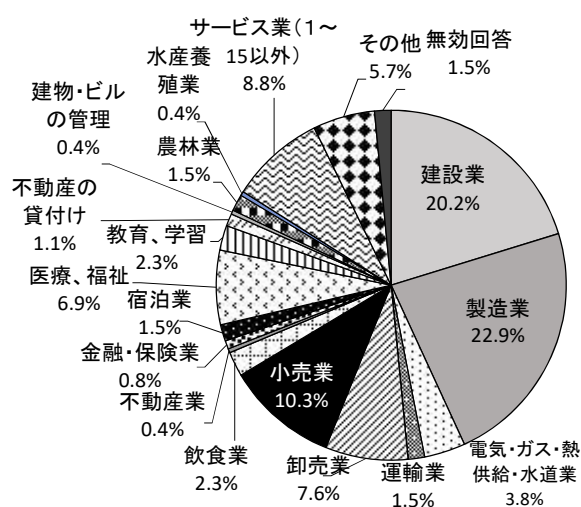
(7) 事業者アンケート調査概要

調査対象 富士宮市内の事業所500社
 抽出方法 法人税登録データから無作為に抽出
 調査方法 郵送配布・郵送回収
 調査期間 令和2年10月26日～11月16日
 回収数 262社 (回収率52.4%)

(8) 回答者の属性

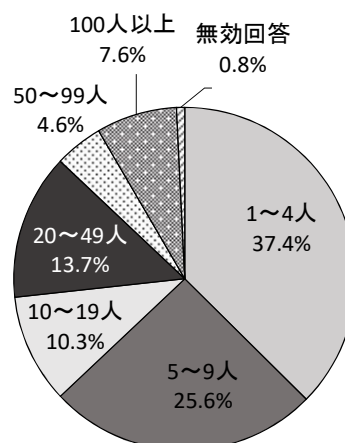
問1 貴事業所の業種を教えてください。(〇は一つ)

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	建設業	53	20.2%
2	製造業	60	22.9%
3	電気・ガス・熱供給・水道業	10	3.8%
4	運輸業	4	1.5%
5	情報通信業	0	0.0%
6	卸売業	20	7.6%
7	小売業	27	10.3%
8	飲食業	6	2.3%
9	不動産業	1	0.4%
10	金融・保険業	2	0.8%
11	宿泊業	4	1.5%
12	医療、福祉	18	6.9%
13	教育、学習	6	2.3%
14	不動産の貸付け	3	1.1%
15	建物・ビルの管理	1	0.4%
16	農林業	4	1.5%
17	水産養殖業	1	0.4%
18	サービス業(1～15以外)	23	8.8%
19	その他	15	5.7%
20	無効回答	4	1.5%
合 計		262	100.0%



問2 貴事業所の従業員数（家族従事者・パート・アルバイトも含む。）について教えてください。（○は一つ）

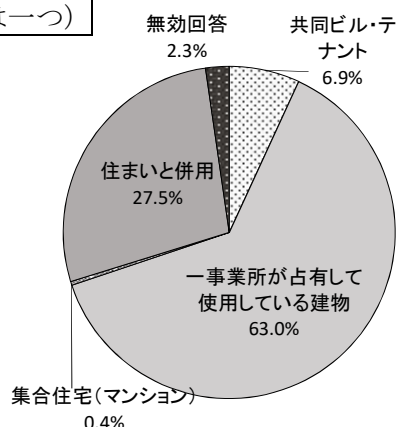
No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	1～4人	98	37.4%
2	5～9人	67	25.6%
3	10～19人	27	10.3%
4	20～49人	36	13.7%
5	50～99人	12	4.6%
6	100人以上	20	7.6%
7	無効回答	2	0.8%
合 計		262	100.0%



	回答数	1～4人	5～9人	10～19人	20～49人	50～99人	100人以上	無効回答
全体	262	37%	26%	10%	14%	5%	8%	1%
産業								
第一次産業	5	60%	20%	0%	20%	0%	0%	0%
第二次産業	113	31%	27%	7%	15%	4%	14%	1%
第三次産業	140	41%	25%	14%	12%	5%	3%	0%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—

問3 貴事業所の建物の形態をお答えください。（○は一つ）

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	共同ビル・テナント	18	6.9%
2	一事業所が占有して使用している建物	165	63.0%
3	集合住宅(マンション)	1	0.4%
4	住まいと併用	72	27.5%
5	無効回答	6	2.3%
合 計		262	100.0%



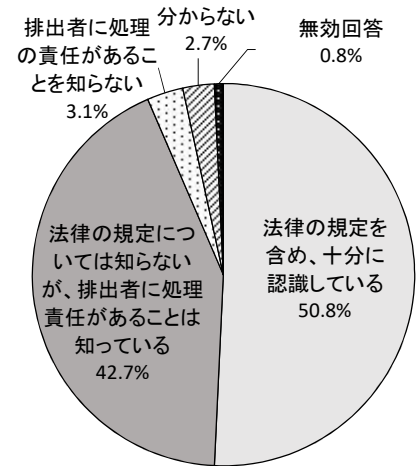
	回答数	共同ビル・テナント	一事業所が占有して使用している建物	集合住宅(マンション)	住まいと併用	無効回答
全体	262	7%	63%	0%	27%	2%
産業						
第一次産業	5	0%	40%	0%	60%	0%
第二次産業	113	4%	78%	0%	19%	0%
第三次産業	140	10%	52%	1%	34%	4%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—

(9) 回答者のごみの考え方について

問4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法には、事業系ごみの排出者責任が次のように定められています。貴事業所では、この事業者の排出者責任について知っていますか？（○は一つ）

- ・「法律の規定を含め、十分に認識している」が最も多く50.8%、次いで「法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている」が42.7%となった。
- ・排出者に責任があることを認識している人は93.5%であった。
- ・知らなかった、分からないと回答した人は建設業、医療、福祉、小売業などがあつた。事業者アンケートであるため、回答者個人の回答である場合を考慮しなくてはならない。
- ・排出者に処理責任があることの周知徹底が必要である。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	法律の規定を含め、十分に認識している	133	50.8%
2	法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている	112	42.7%
3	排出者に処理の責任があることを知らない	8	3.1%
4	分からない	7	2.7%
5	無効回答	2	0.8%
合 計		262	100.0%

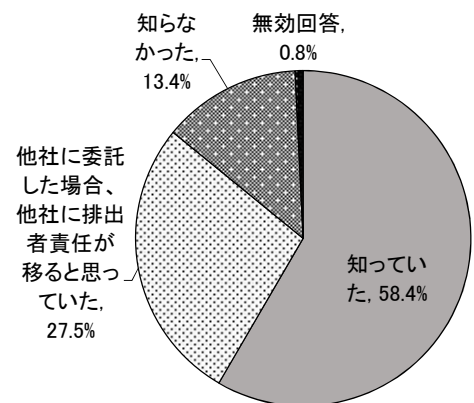


	回答数	法律の規定を含め、十分に認識している	法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている	排出者に処理の責任があることを知らない	分からない	無効回答
全体	262	51%	43%	3%	3%	1%
産業						
第一次産業	5	60%	20%	20%	0%	0%
第二次産業	113	58%	37%	3%	2%	0%
第三次産業	140	44%	49%	3%	4%	1%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—

問5 事業活動で生じた廃棄物に対しては排出者責任があり、許可業者に委託しても、排出元に排出者責任は残ります。このことを知っていますか？ (○は一つ)

- ・「知っていた」が最も多く58.4%、次いで「他社に委託した場合、他社に排出者責任が移ると思っていた」が27.5%となった。
- ・排出者に責任があると知っても、委託した場合は排出者の責任が移ると思っていたと考えている人がいることが分かった。
- ・あくまでも排出者に責任があるということを意識するよう努める必要がある。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	知っていた	153	58.4%
2	他社に委託した場合、他社に排出者責任が移ると思っていた	72	27.5%
3	知らなかった	35	13.4%
4	無効回答	2	0.8%
合 計		262	100.0%



	回答数	知っていた	他社に委託した場合、他社に排出者責任が移ると思っていた	知らなかった	無効回答
全体	262	58%	27%	13%	1%
産業					
第一次産業	5	60%	0%	40%	0%
第二次産業	113	73%	19%	7%	0%
第三次産業	140	47%	34%	18%	1%
無効・無回答	4	—	—	—	—

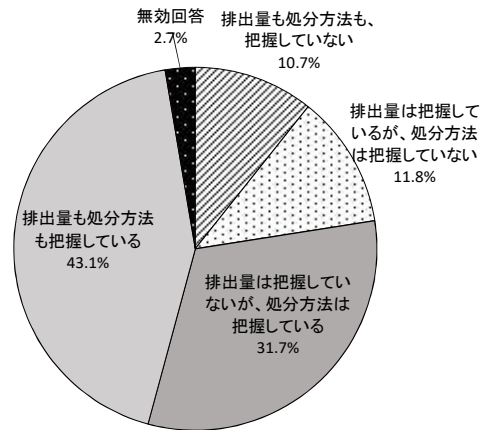
問6 貴事業所から発生するごみの排出量や処分方法は把握していますか？（○は一つ）

・「排出量も処分方法も把握している」が最も多く43.1%、次いで「排出量は把握していないが、処分方法は把握している」が31.7%となった。

・排出量も処分方法も、把握していない事業者は10.7%であった。小売業が多く、これは家庭ごみと一緒に排出や、テナント等の店舗で、ビル管理などでごみを排出しているなどが考えられる。

・排出形態に関わらず、自らが排出したごみの処分を把握する必要がある。

No.	回答	回答数	回答数/回答者数
1	排出量も処分方法も、把握していない	28	10.7%
2	排出量は把握しているが、処分方法は把握していない	31	11.8%
3	排出量は把握していないが、処分方法は把握している	83	31.7%
4	排出量も処分方法も把握している	113	43.1%
5	無効回答	7	2.7%
合計		262	100.0%



	回答数	排出量も処分方法も、把握していない	排出量は把握しているが、処分方法は把握していない	排出量は把握していないが、処分方法は把握している	排出量も処分方法も把握している	無効回答
全体	262	11%	12%	32%	43%	3%
産業						
第一次産業	5	0%	0%	40%	60%	0%
第二次産業	113	7%	13%	36%	42%	2%
第三次産業	140	14%	11%	28%	44%	3%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—

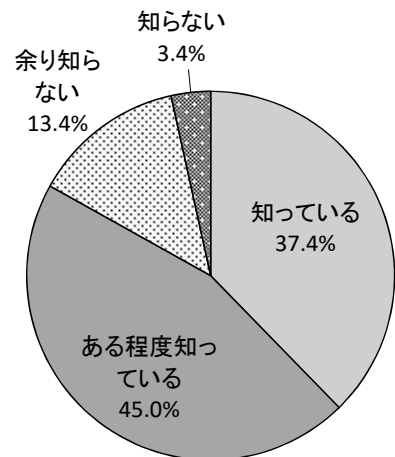
問7 事業活動で生じた廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、それぞれ処理方法が異なります。事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別の違いを知っていますか？（○は一つ）

・「ある程度知っている」が最も多く45.0%、次いで「知っている」が37.4%となった。

・「知っている」、「ある程度知っている」と回答した人の合計は82.4%となった。

・区分が分からないということは、事業系一般廃棄物へ産業廃棄物混入の恐れがある。区分の違いについて啓発する必要がある。

No.	回答	回答数	回答数/回答者数
1	知っている	98	37.4%
2	ある程度知っている	118	45.0%
3	余り知らない	35	13.4%
4	知らない	9	3.4%
合計		260	99.2%



	回答数	知っている	ある程度知っている	余り知らない	知らない	無効回答
全体	262	37%	45%	13%	3%	1%
産業						
第一次産業	5	20%	80%	0%	0%	0%
第二次産業	113	50%	43%	5%	2%	0%
第三次産業	140	27%	46%	21%	5%	1%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—

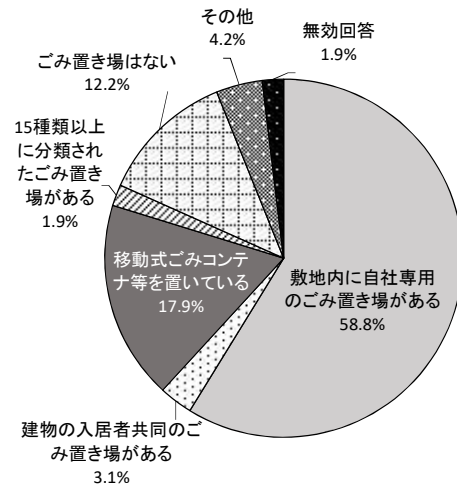
問8 貴事業所には、ごみ置き場がありますか？（○は一つ）

・「敷地内に自社専用のごみ置き場がある」が最も多く58.8%、次いで「移動式ごみコンテナ等を置いている」が17.9%となった。

・81.7%はごみ置き場を設置している。分別項目に合わせたごみ箱を設置しているのは1.9%のみである。

・分別の徹底のためには、ごみ置き場の設置場所の確保が必要であるため、各事業所での課題となる。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	敷地内に自社専用のごみ置き場がある	154	58.8%
2	建物の入居者共同のごみ置き場がある	8	3.1%
3	移動式ごみコンテナ等を置いている	47	17.9%
4	15種類以上に分類されたごみ置き場がある	5	1.9%
5	ごみ置き場はない	32	12.2%
6	その他	11	4.2%
7	無効回答	5	1.9%
合 計		262	100.0%

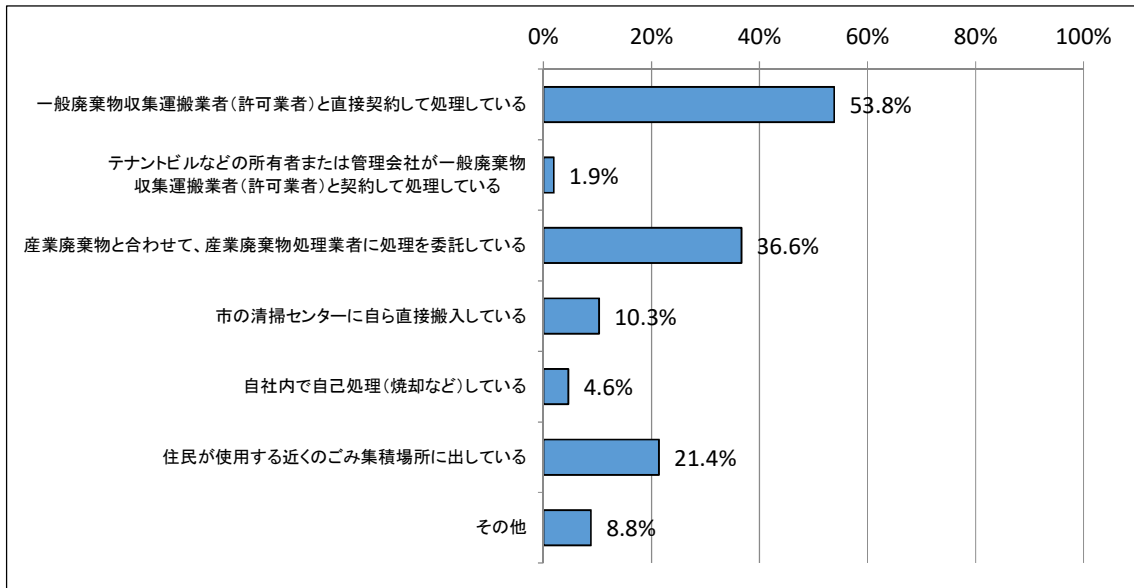


	回答数	敷地内に自社専用のごみ置き場がある	建物の入居者共同のごみ置き場がある	移動式ごみコンテナ等を置いている	15種類以上に分類されたごみ置き場がある	ごみ置き場はない	その他	無効回答
全体	262	59%	3%	18%	2%	12%	4%	2%
産業								
第一次産業	5	60%	0%	20%	0%	20%	0%	0%
第二次産業	113	65%	2%	24%	2%	4%	3%	2%
第三次産業	140	54%	4%	13%	2%	19%	5%	2%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—

問9 貴事業所で発生するごみの処理はどのようにしていますか？（複数選択可）

・「一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と直接契約して処理している」が最も多く53.8%、次いで「産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している」が36.6%となった。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と直接契約して処理している	141	53.8%
2	テナントビルなどの所有者または管理会社が一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と契約して処理している	5	1.9%
3	産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している	96	36.6%
4	市の清掃センターに自ら直接搬入している	27	10.3%
5	自社内で自己処理（焼却など）している	12	4.6%
6	住民が使用する近くのごみ集積場に出している	56	21.4%
7	その他	23	8.8%
合 計		360	—

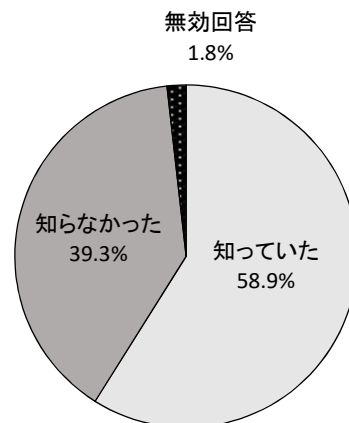


	回答数	一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)と直接契約して処理している	テナントビルなどの所有者または管理会社が一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)と契約して処理している	産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している	市の清掃センターに自ら直接搬入している	自社内で自己処理(焼却など)している	住民が使用する近くのごみ集積場所に出している	その他
全体	262	54%	2%	37%	10%	5%	21%	9%
産業								
第一次産業	5	60%	0%	60%	0%	20%	0%	0%
第二次産業	113	61%	1%	48%	6%	3%	12%	7%
第三次産業	140	48%	3%	26%	14%	6%	30%	9%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—

問10 地域のごみ集積場所は、家庭ごみを出す場所であり、事業系ごみは、ごみ集積場所に出すことはできません。このことを知っていましたか？(○は一つ)【問9で「6. 住民が使用する近くのごみ集積場所に出している」と答えた方にお聞きします。】

・「住民が使用する近くのごみ集積場所に出している」と回答した人の内、「知っていた」と回答した人が最も多く58.9%となった。

No.	回答	回答数	回答数/回答者数
1	知っていた	33	58.9%
2	知らなかった	22	39.3%
3	無効回答	1	1.8%
合計		56	100.0%

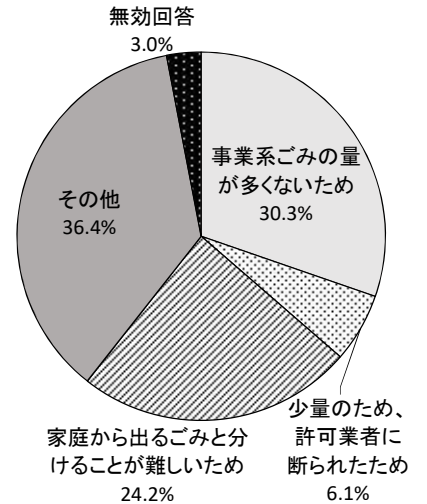


	回答数	知っていた	知らなかった	無効回答
全体	262	59%	39%	2%
産業				
第一次産業	5	—	—	—
第二次産業	113	64%	36%	0%
第三次産業	140	57%	40%	2%
無効・無回答	4	—	—	—

問 1 1 事業系ごみを、住民が使用のごみ集積場に出している理由は何ですか？（○は1つ）【問 1 0 で「1. 知っていた」と答えた方（33 社）にお聞きします。】

- ・「知っていた」と回答した 33 社の内、「その他」が最も多く、36.4%となった。
- ・その他意見として、ほとんどごみが出ないなどがあった。
- ・「住民が使用する近くのごみ集積場に出している」人の内、地域のごみ集積場所は、家庭ごみを出す場所であり、事業系ごみは、出せないことを「知っている」と回答した人は 58.9%と多く、排出している理由としては「事業系ごみの量が多くないため」が挙げられる。
- ・事業系ごみがほとんど出ない事業者を対象とした施策の検討が必要である。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	事業系ごみの量が多くないため	10	30.3%
2	少量のため、許可業者に断られたため	2	6.1%
3	家庭から出るごみと分けることが難しいため	8	24.2%
4	その他	12	36.4%
5	無効回答	1	3.0%
合 計		33	100.0%

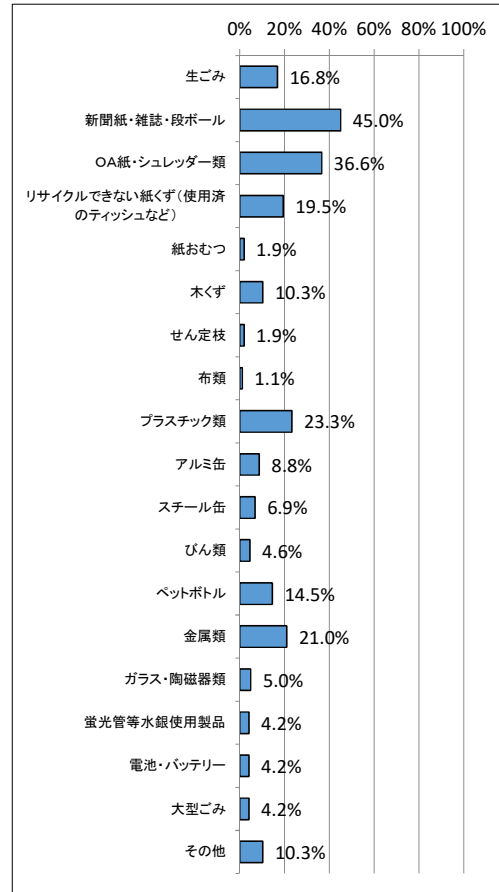


	回答数	事業系ごみの量が多くないため	少量のため、許可業者に断られたため	家庭から出るごみと分けることが難しいため	その他	無効回答
全体	262	30%	6%	24%	36%	3%
産業						
第一次産業	5	—	—	—	—	—
第二次産業	113	11%	0%	33%	44%	11%
第三次産業	140	38%	8%	21%	33%	0%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—

問12 貴事業所で発生するごみのうち、排出量が多いものは何ですか？（〇は5つまで）

- ・「新聞紙・雑誌・段ボール」が最も多く45.0%、次いで「OA紙・シュレッダー類」が36.6%となった。
- ・その他意見として、石膏や米ぬかなどの意見があった。
- ・小売店などでの搬入に多く使われることから、段ボール等が多いことが考えられる。
- ・紙類の排出量が多いため、紙類の分別について、徹底に努める。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	生ごみ	44	16.8%
2	新聞紙・雑誌・段ボール	118	45.0%
3	OA紙・シュレッダー類	96	36.6%
4	リサイクルできない紙くず(使用済のティッシュなど)	51	19.5%
5	紙おむつ	5	1.9%
6	木くず	27	10.3%
7	せん定枝	5	1.9%
8	布類	3	1.1%
9	プラスチック類	61	23.3%
10	アルミ缶	23	8.8%
11	スチール缶	18	6.9%
12	びん類	12	4.6%
13	ペットボトル	38	14.5%
14	金属類	55	21.0%
15	ガラス・陶磁器類	13	5.0%
16	蛍光灯等水銀使用製品	11	4.2%
17	電池・バッテリー	11	4.2%
18	大型ごみ	11	4.2%
19	その他	27	10.3%
合 計		629	—

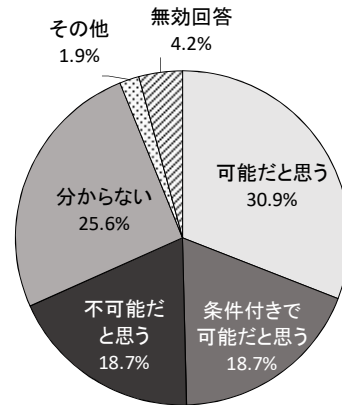


	回答数	生ごみ	新聞紙・雑誌・段ボール	OA紙・シュレッダー類	リサイクルできない紙くず(使用済のティッシュなど)	紙おむつ	木くず	せん定枝	布類	プラスチック類	アルミ缶	スチール缶	びん類	ペットボトル	金属類	ガラス・陶磁器類	蛍光灯等水銀使用製品	電池・バッテリー	大型ごみ	その他	
全体	262	17%	45%	37%	19%	2%	10%	2%	1%	23%	9%	7%	5%	15%	21%	5%	4%	4%	4%	10%	
産業																					
第一次産業	5	40%	20%	20%	20%	0%	20%	20%	0%	60%	0%	0%	0%	0%	40%	0%	0%	0%	0%	20%	
第二次産業	113	65%	48%	49%	46%	6%	27%	4%	6%	43%	1%	4%	0%	9%	39%	6%	8%	1%	4%	16%	
第三次産業	140	61%	57%	60%	36%	8%	6%	8%	5%	24%	16%	9%	9%	21%	11%	4%	2%	6%	4%	15%	
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

問 1 3 貴事業所では、今後、ごみをさらに減量化・資源化することは可能ですか？（○は一つ）

・「可能だと思う」が最も多く 30.9%、次いで「分からない」が 25.6% となった。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	可能だと思う	81	30.9%
2	条件付きで可能だと思う	49	18.7%
3	不可能だと思う	49	18.7%
4	分からない	67	25.6%
5	その他	5	1.9%
6	無効回答	11人	4.2%
合 計		262	100.0%



	回答数	可能だと思う	条件付きで可能 だと思う	不可能だと思う	分からない	その他	無効回答
全体	262	31%	19%	19%	26%	2%	4%
産業							
第一次産業	5	20%	20%	20%	40%	0%	0%
第二次産業	113	29%	21%	17%	27%	3%	3%
第三次産業	140	34%	17%	19%	24%	1%	5%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—

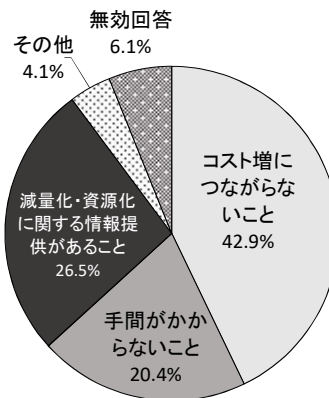
問 1 4 それは、どのような条件ですか？（○は一つ）【問 13 で「2. 条件付きで可能だ
と思う」と答えた方（49 社）のみにお聞きします。】

・「条件付きで可能だと思う」と回答した 49 社の内、「コスト増につながらないこと」が最も多く、42.9% となった。

・事業者は営利活動を行っているため、時間やお金などのコストに見合っているかどうかで取組が変わってくる。

・ごみの削減がメリットにつながるような取組の創出が必要となってくる。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	コスト増につながらないこと	21	42.9%
2	手間がかからないこと	10	20.4%
3	減量化・資源化に関する情報提供があること	13	26.5%
4	その他	2	4.1%
5	無効回答	3	6.1%
合 計		49	100.0%

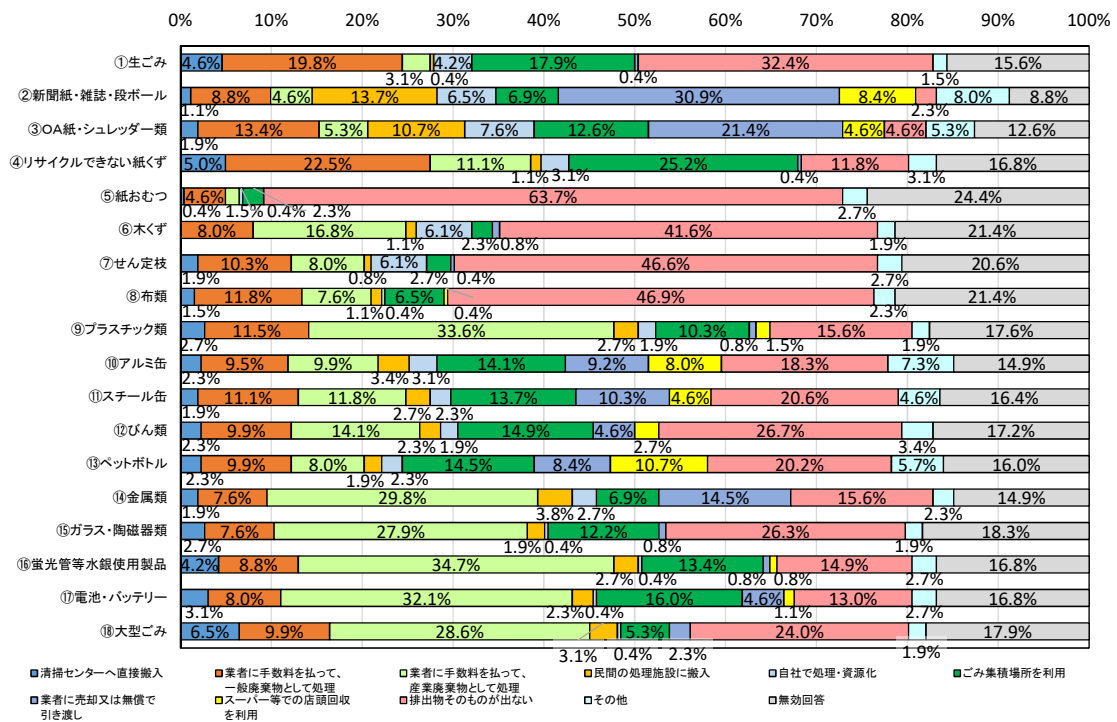


	回答数	コスト増につながらないこと	手間がかからないこと	減量化・資源化に関する情報提供があること	その他	無効回答
全体	262	43%	20%	27%	4%	6%
産業						
第一次産業	5	0%	0%	100%	0%	0%
第二次産業	113	42%	21%	21%	4%	13%
第三次産業	140	46%	21%	29%	4%	0%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—

問 1 5 貴事業所のごみ処理方法について、各品目の処理方法を教えてください。(〇は一つ)

- ・「生ごみ」、「リサイクルできない紙くず」以外の項目において、「清掃センターへ直接搬入」や「業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理」の合計は10%前後となった。
- ・「プラスチック類」、「金属類」、「ガラス・陶磁器類」、「蛍光管等水銀使用製品」、「電池・バッテリー」、「大型ごみ」については、「業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理」が最も多かった。
- ・産業廃棄物であっても、約10%前後が一般廃棄物として処理されている。
- ・また、無効回答がおおく、各分別品目について、どのように処理しているか把握していない、意識していない事業者が多いと考えられる。
- ・排出者責任があると知っていても、処理がどのようになっているか意識していない場合があるため、意識啓発、処理の徹底が必要である。

	回答数												回答割合(%)											
	清掃センターへ直接搬入	業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理	業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理	民間の処理施設に搬入	自社で処理・資源化	ごみ集積場を利用	引き渡し	業者に売却又は無償で利用	スリパー等での店頭回収	排出物そのものが出ない	その他	無効回答	合計	清掃センターへ直接搬入	業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理	業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理	民間の処理施設に搬入	自社で処理・資源化	ごみ集積場を利用	業者に売却又は無償で引き渡し	スリパー等での店頭回収	排出物そのものが出ない	その他	無効回答
①生ごみ	12	52	8	1	11	47	1	0	85	4	41	262	4.6%	19.8%	3.1%	0.4%	4.2%	17.9%	0.4%	0.0%	32.4%	1.5%	15.6%	100.0%
②新聞紙・雑誌・段ボール	3	23	12	36	17	18	81	22	6	21	23	262	1.1%	8.8%	4.6%	13.7%	6.5%	6.9%	30.9%	8.4%	2.3%	8.0%	8.8%	100.0%
③OA紙・シュレッダー類	5	35	14	28	20	33	56	12	12	14	33	262	1.9%	13.4%	5.3%	10.7%	7.6%	12.6%	21.4%	4.6%	4.6%	5.3%	12.6%	100.0%
④リサイクルできない紙くず	13	59	29	3	8	66	1	0	31	8	44	262	5.0%	22.5%	11.1%	1.1%	3.1%	25.2%	0.4%	0.0%	11.8%	3.1%	16.8%	100.0%
⑤紙おむつ	1	12	4	0	1	6	0	0	167	7	64	262	0.4%	4.6%	1.5%	0.0%	0.4%	2.3%	0.0%	0.0%	63.7%	2.7%	24.4%	100.0%
⑥木くず	0	21	44	3	16	6	2	0	109	5	56	262	0.0%	8.0%	16.8%	1.1%	6.1%	2.3%	0.8%	0.0%	41.6%	1.9%	21.4%	100.0%
⑦せん定枝	5	27	21	2	16	7	1	0	122	7	54	262	1.9%	10.3%	8.0%	0.8%	6.1%	2.7%	0.4%	0.0%	46.6%	2.7%	20.6%	100.0%
⑧布類	4	31	20	3	1	17	0	1	123	6	56	262	1.5%	11.8%	7.6%	1.1%	0.4%	6.5%	0.0%	0.4%	46.9%	2.3%	21.4%	100.0%
⑨プラスチック類	7	30	88	7	5	27	2	4	41	5	46	262	2.7%	11.5%	33.6%	2.7%	1.9%	10.3%	0.8%	1.5%	15.6%	1.9%	17.6%	100.0%
⑩アルミ缶	6	25	26	9	8	37	24	21	48	19	39	262	2.3%	9.5%	9.9%	3.4%	3.1%	14.1%	9.2%	8.0%	18.3%	7.3%	14.9%	100.0%
⑪スチール缶	5	29	31	7	6	36	27	12	54	12	43	262	1.9%	11.1%	11.8%	2.7%	2.3%	13.7%	10.3%	4.6%	20.6%	4.6%	16.4%	100.0%
⑫びん類	6	26	37	6	5	39	12	7	70	9	45	262	2.3%	9.9%	14.1%	2.3%	1.9%	14.9%	4.6%	2.7%	26.7%	3.4%	17.2%	100.0%
⑬ペットボトル	6	26	21	5	6	38	22	28	53	15	42	262	2.3%	9.9%	8.0%	1.9%	2.3%	14.5%	8.4%	10.7%	20.2%	5.7%	16.0%	100.0%
⑭金属類	5	20	78	10	7	18	38	0	41	6	39	262	1.9%	7.6%	29.8%	3.8%	2.7%	6.9%	14.5%	0.0%	15.6%	2.3%	14.9%	100.0%
⑮ガラス・陶磁器類	7	20	73	5	1	32	2	0	69	5	48	262	2.7%	7.6%	27.9%	1.9%	0.4%	12.2%	0.8%	0.0%	26.3%	1.9%	18.3%	100.0%
⑯蛍光管等水銀使用製品	11	23	91	7	1	35	2	2	39	7	44	262	4.2%	8.8%	34.7%	2.7%	0.4%	13.4%	0.8%	0.8%	14.9%	2.7%	16.8%	100.0%
⑰電池・バッテリー	8	21	84	6	1	42	12	3	34	7	44	262	3.1%	8.0%	32.1%	2.3%	0.4%	16.0%	4.6%	1.1%	13.0%	2.7%	16.8%	100.0%
⑱大型ごみ	17	26	75	8	1	14	6	0	63	5	47	262	6.5%	9.9%	28.6%	3.1%	0.4%	5.3%	2.3%	0.0%	24.0%	1.9%	17.9%	100.0%

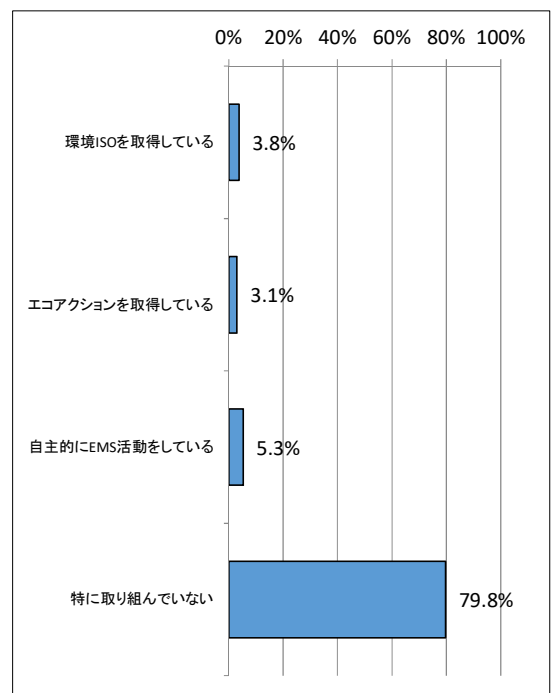


問16 貴事業所では、環境ISOやエコアクションをとっていますか？（複数選択可）

- ・「特に取り組んでいない」が最も多く79.8%、次いで「自主的にEMS活動をしている」が5.3%となった。
- ・選択肢の中では「自主的にEMS活動をしている」が2番目であったが、未回答者が8.0%と「特に取り組んでいない」に次ぐ多さであった。社内でどのような取組がされているのか把握していない、社員に浸透していない等が考えられる。
- ・環境ISO等の普及とともに、事業所内においても、普及の徹底をするべきである。

No.	回答	回答数	回答数/回答者数
1	環境ISOを取得している	10	3.8%
2	エコアクションを取得している	8	3.1%
3	自主的にEMS活動をしている	14	5.3%
4	特に取り組んでいない	209	79.8%
合計		241	—

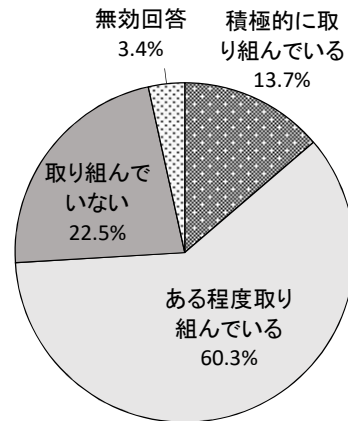
	回答数	環境ISOを取得している	エコアクションを取得している	自主的にEMS活動をしている	特に取り組んでいない
全体	262	4%	3%	5%	80%
産業					
第一次産業	5	0%	0%	20%	80%
第二次産業	113	9%	6%	7%	73%
第三次産業	140	0%	0%	4%	86%
無効・無回答	4	—	—	—	—



問 17 貴事業所では、ごみの減量化・資源化にどの程度取り組んでいますか？（○は一つ）

・「ある程度取り組んでいる」が最も多く60.3%、次いで「取り組んでいない」が22.5%となった。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	積極的に取り組んでいる	36	13.7%
2	ある程度取り組んでいる	158	60.3%
3	取り組んでいない	59	22.5%
4	無効回答	9	3.4%
合 計		262	100.0%



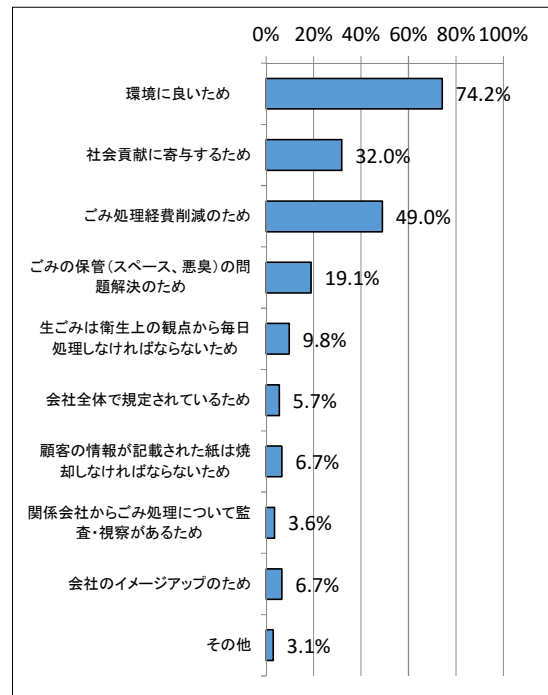
	回答数	積極的に取り組んでいる	ある程度取り組んでいる	取り組んでいない	無効回答
全体	262	14%	60%	23%	3%
産業					
第一次産業	5	0%	100%	0%	0%
第二次産業	113	15%	60%	23%	2%
第三次産業	140	13%	59%	24%	4%
無効・無回答	4	—	—	—	—

問 18 貴事業所で、ごみの減量化・資源化に取り組む理由は何ですか？（複数選択可）【問

17で「1. 積極的に取り組んでいる」（36社）又は「2. ある程度取り組んでいる」（158社）と答えた方にお聞きます。】

・「積極的に取り組んでいる」又は「ある程度取り組んでいる」と回答した194社の内、「環境に良いため」が最も高く、74.2%となった。
 ・何かしらの取組を行っているのは74.0%である。実施理由としては環境に良い為はもちろん、ごみ処理経費削減の為が2番目に挙げられている。実施している内容としては、分別箱の設置などである。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	環境に良いため	144	74.2%
2	社会貢献に寄与するため	62	32.0%
3	ごみ処理経費削減のため	95	49.0%
4	ごみの保管(スペース、悪臭)の問題解決のため	37	19.1%
5	生ごみは衛生上の観点から毎日処理しなければならないため	19	9.8%
6	会社全体で規定されているため	11	5.7%
7	顧客の情報が記載された紙は焼却しなければならないため	13	6.7%
8	関係会社からごみ処理について監査・視察があるため	7	3.6%
9	会社のイメージアップのため	13	6.7%
10	その他	6	3.1%
合 計		407	—



	回答数	環境に良いため	社会貢献に寄与するため	ごみ処理経費削減のため	ごみの保管(スペース、悪臭)の問題解決のため	生ごみは衛生上の観点から毎日処理しなければならないため	会社全体で規定されているため	顧客の情報が記載された紙は焼却しなければならないため	関係会社からごみ処理について監査・視察があるため	会社のイメージアップのため	その他
全体	262	74%	32%	49%	19%	10%	6%	7%	4%	7%	3%
産業											
第一次産業	5	100%	20%	40%	40%	0%	0%	0%	20%	0%	0%
第二次産業	113	100%	39%	68%	9%	4%	8%	6%	6%	9%	6%
第三次産業	140	86%	33%	49%	31%	16%	4%	10%	2%	6%	2%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

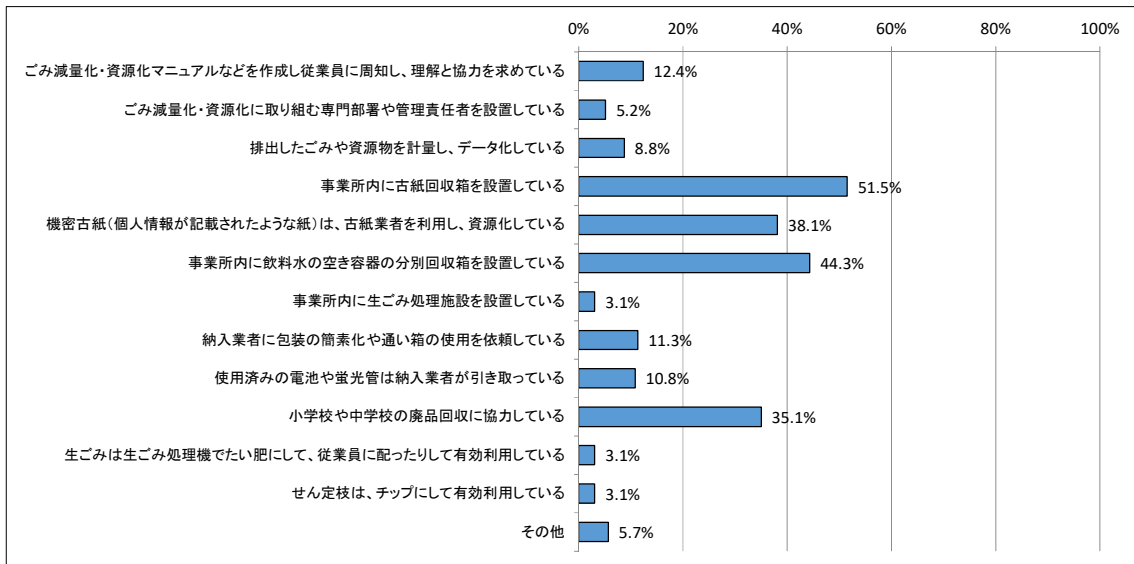
問19 貴事業所では、ごみの減量化・資源化に関して、どのような取組を行っていますか？

(複数選択可)【問17で「1. 積極的に取り組んでいる」(36社)又は「2. ある程度取り組んでいる」(158社)と答えた方にお聞きします。】

・「積極的に取り組んでいる」又は「ある程度取り組んでいる」と回答した人(194社)の内、ごみの減量化・資源化に関して、どのような取組をしているのかについては、「事業所内に古紙回収箱を設置している」が最も多く、51.5%となった。

・経費削減のために実施している企業に対しては、取組事例や効果を確認し、事例としての採用を検討したい。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	ごみ減量化・資源化マニュアルなどを作成し従業員に周知し、理解と協力を求めている	24	12.4%
2	ごみ減量化・資源化に取り組む専門部署や管理責任者を設置している	10	5.2%
3	排出したごみや資源物を計量し、データ化している	17	8.8%
4	事業所内に古紙回収箱を設置している	100	51.5%
5	機密古紙(個人情報が記載されたような紙)は、古紙業者を利用し、資源化している	74	38.1%
6	事業所内に飲料水の空き容器の分別回収箱を設置している	86	44.3%
7	事業所内に生ごみ処理施設を設置している	6	3.1%
8	納入業者に包装の簡素化や通い箱の使用を依頼している	22	11.3%
9	使用済みの電池や蛍光灯は納入業者が引き取っている	21	10.8%
10	小学校や中学校の廃品回収に協力している	68	35.1%
11	生ごみは生ごみ処理機でたい肥にして、従業員に配ったりして有効利用している	6	3.1%
12	せん定枝は、チップにして有効利用している	6	3.1%
13	その他	11	5.7%
合 計		451	—

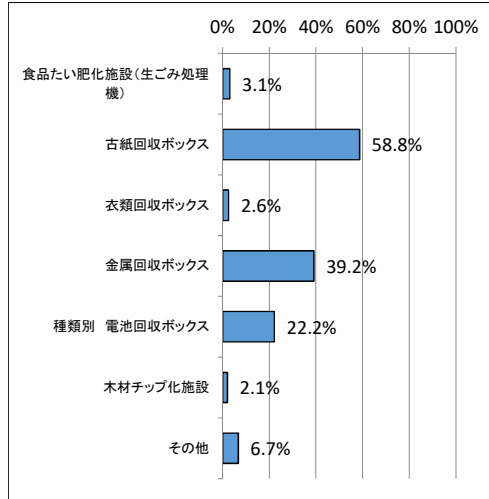


	回答数	ごみ減量化・資源化マニュアルなどを作成し従業員に周知し、理解と協力を求めている	ごみ減量化・資源化に取り組む専門部署や管理責任者を設置している	排出したごみや資源物を計量し、データ化している	事業所内に古紙回収箱を設置している	機密古紙(個人情報が記載されたような紙)は、古紙業者を利用し、資源化している	事業所内に飲料水の空き容器の分別回収箱を設置している	事業所内に生ごみ処理施設を設置している	納入業者に包装の簡素化や通い箱の使用を依頼している	使用済みの電池や蛍光灯は納入業者が引き取っている	小学校や中学校の廃品回収に協力している	生ごみは生ごみ処理機でたい肥にして、従業員に配ったりして有効利用している	せん定枝は、チップにして有効利用している	その他
全体	262	12%	5%	9%	52%	38%	44%	3%	11%	11%	35%	3%	3%	6%
産業														
第一次産業	5	80%	40%	0%	20%	20%	80%	0%	0%	20%	100%	0%	40%	0%
第二次産業	113	48%	14%	22%	59%	51%	65%	1%	20%	12%	26%	0%	4%	13%
第三次産業	140	56%	2%	8%	60%	34%	41%	5%	8%	12%	54%	6%	1%	8%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

問20 貴事業所で、ごみの減量化・資源化を行うための下記設備はありますか？（複数選択可）【問17で「1. 積極的に取り組んでいる」（36社）又は「2. ある程度取り組んでいる」（158社）と答えた方にお聞きします。】

・「積極的に取り組んでいる」又は「ある程度取り組んでいる」（194社）と回答した人の内、ごみの減量化・資源化を行うための設備については、「古紙回収ボックス」が最も多く、58.8%となった。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	食品たい肥化施設(生ごみ処理機)	6	3.1%
2	古紙回収ボックス	114	58.8%
3	衣類回収ボックス	5	2.6%
4	金属回収ボックス	76	39.2%
5	種類別 電池回収ボックス	43	22.2%
6	木材チップ化施設	4	2.1%
7	その他	13	6.7%
合 計		261	—



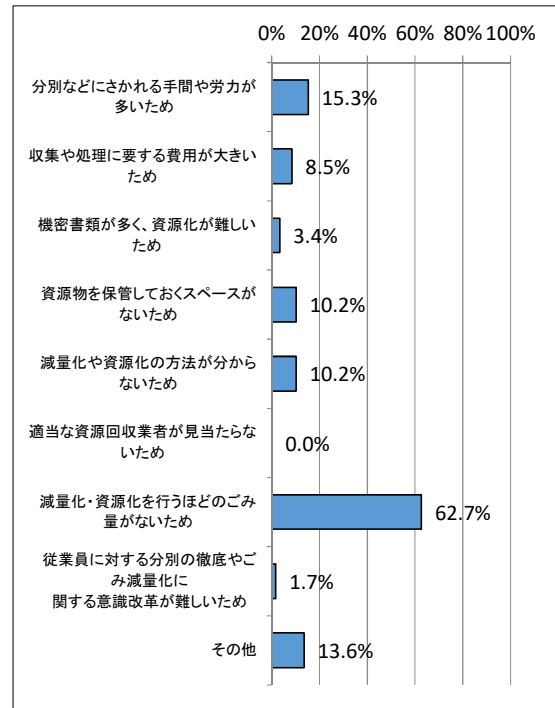
	回答数	食品たい肥化施設(生ごみ処理機)	古紙回収ボックス	衣類回収ボックス	金属回収ボックス	種類別 電池回収ボックス	木材チップ化施設	その他
全体	262	3%	59%	3%	39%	22%	2%	7%
産業								
第一次産業	5	20%	20%	0%	40%	20%	0%	0%
第二次産業	113	2%	68%	4%	62%	22%	5%	4%
第三次産業	140	3%	52%	2%	19%	23%	0%	9%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—

問21 貴事業所で、ごみの減量化・資源化に取り組んでいない理由は何ですか？（複数選択可）【問17で「3. 取り組んでいない」と答えた方（59社）にお聞きします。】

・「取り組んでいない」と回答した59社の内、取り組んでない理由について、「減量化・資源化を行うほどのごみ量がないため」が最も多く、62.7%となった。

・実施しない理由として、「減量化・資源化を行うほどのごみ量がないため」が挙げられ、その他の理由としても、分別項目ごとの排出量が微量であることから、経費削減の効果が薄いためと考えられる。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	分別などにさかれる手間や労力が多いため	9	15.3%
2	収集や処理に要する費用が大きいため	5	8.5%
3	機密書類が多く、資源化が難しいため	2	3.4%
4	資源物を保管しておくスペースがないため	6	10.2%
5	減量化や資源化の方法が分からないため	6	10.2%
6	適当な資源回収業者が見当たらないため	0	0.0%
7	減量化・資源化を行うほどのごみ量がないため	37	62.7%
8	従業員に対する分別の徹底やごみ減量化に関する意識改革が難しいため	1	1.7%
9	その他	8	13.6%
合 計		74	—



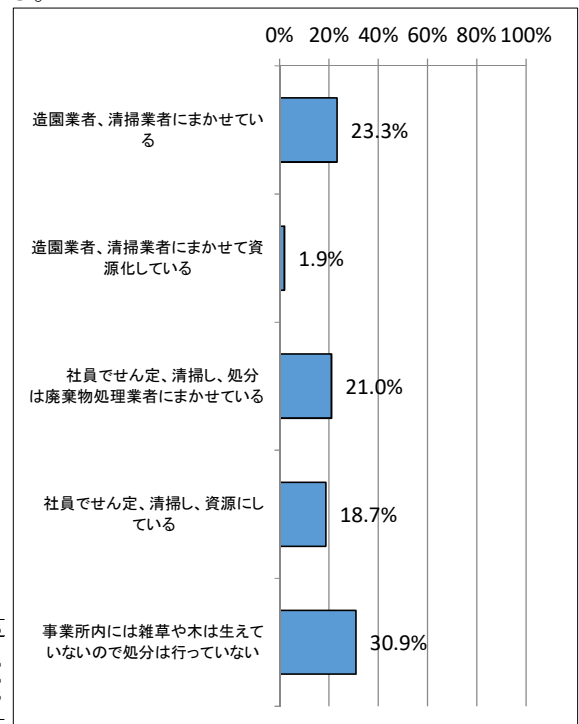
	回答数	分別などにさかれる手間や労力が多いため	収集や処理に要する費用が大きいため	機密書類が多く、資源化が難しいため	資源物を保管しておくスペースがないため	減量化や資源化の方法が分からないため	適当な資源回収業者が見当たらないため	減量化・資源化を行うほどのごみ量がないため	従業員に対する分別の徹底やごみ減量化に関する意識改革が難しいため	その他
全体	262	15%	8%	3%	10%	10%	0%	63%	2%	14%
産業										
第一次産業	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二次産業	113	19%	8%	0%	8%	8%	0%	58%	4%	15%
第三次産業	140	12%	9%	6%	12%	12%	0%	67%	0%	12%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—

問 2 2 事業所内に生えている雑草や木のせん定枝の処分はどのように行っていますか？

(複数選択可)

- ・「事業所内には雑草や木は生えていないので処分は行っていない」が最も多く 30.9%、次いで「造園業者、清掃業者にまかせている」が 23.3% となった。
- ・資源として自ら処理しているのは 18.7% である。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	造園業者、清掃業者にまかせている	61	23.3%
2	造園業者、清掃業者にまかせて資源化している	5	1.9%
3	社員でせん定、清掃し、処分は廃棄物処理業者にまかせている	55	21.0%
4	社員でせん定、清掃し、資源にしている	49	18.7%
5	事業所内には雑草や木は生えていないので処分は行っていない	81	30.9%
合 計		251	—

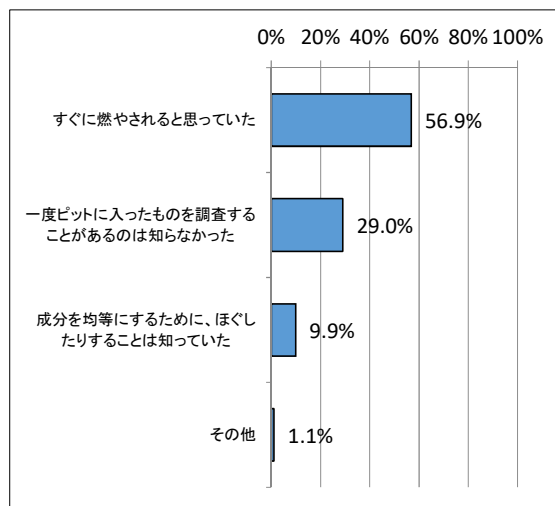


	回答数	造園業者、清掃業者にまかせている	造園業者、清掃業者にまかせて資源化している	社員でせん定、清掃し、処分は廃棄物処理業者にまかせている	社員でせん定、清掃し、資源にしている	事業所内には雑草や木は生えていないので処分は行っていない
全体	262	26%	62%	1%	1%	1%
産業						
第一次産業	5	0%	0%	20%	80%	20%
第二次産業	113	26%	4%	32%	19%	18%
第三次産業	140	23%	0%	13%	16%	41%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—

問 2 3 清掃センターに持ち込まれた可燃物は、焼却するまで保管しますが、その間、国の通達による組成分析調査が行われることもあります。この調査は、紙ごみ（情報が記載された紙を含む）、生ごみ、プラスチック類などの割合を調べるものです。このことをご存じですか？（複数選択可）

- ・「すぐに燃やされると思っていた」が最も多く 56.9%、次いで「一度ピットに入ったものを調査することがあるのは知らなかった」が 29.0% となった。
- ・処理施設でどのような工程を経ているのか把握している人が少ないことが伺える。
- ・ごみ処理の実態を把握するためには、実際の処理の過程などを見るといったことが必要である。学校教育による工場見学だけでなく、大人に対する見学会なども視野に入れる必要がある。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	すぐに燃やされると思っていた	149	56.9%
2	一度ピットに入ったものを調査することがあるのは知らなかった	76	29.0%
3	成分を均等にするために、ほぐしたりすることは知っていた	26	9.9%
4	その他	3	1.1%
合 計		254	—

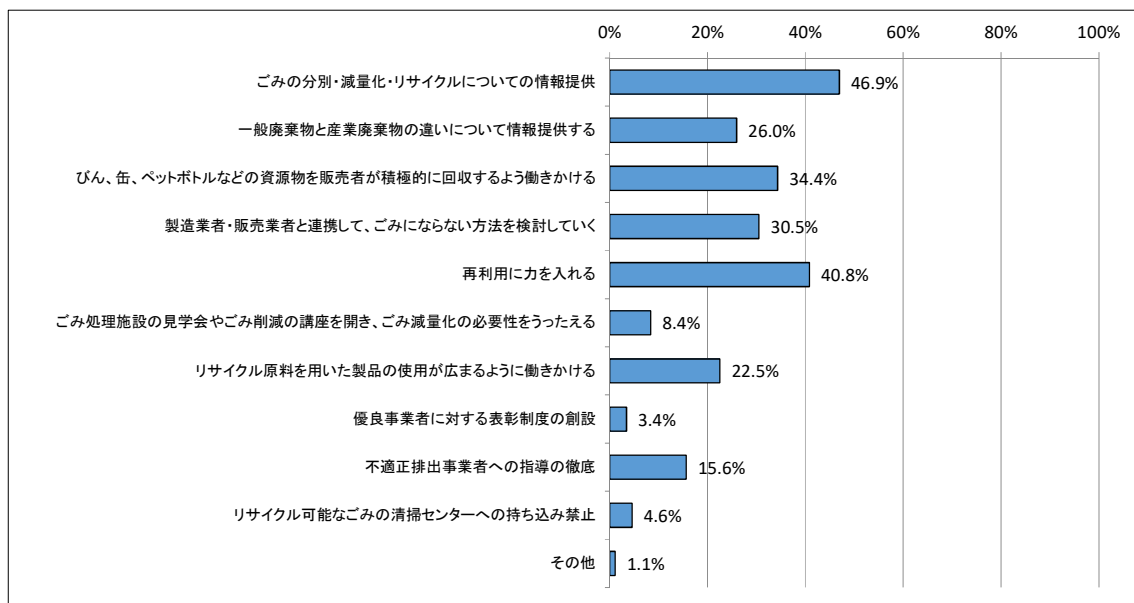


	回答数	すぐに燃やされる と思っていた	一度ピットに入ったものを調 査することがあるのは知らな かった	成分を均等にするた めに、ほぐしたりする ことは知っていた	その他
全体	262	57%	29%	10%	1%
産業					
第一次産業	5	40%	60%	0%	0%
第二次産業	113	51%	30%	13%	1%
第三次産業	140	63%	27%	7%	1%
無効・無回答	4	—	—	—	—

問 2 4 ごみの量を減らし、資源リサイクルを進めるための取組のうち、市や県が優先して取り組むべきことはどれだと思いますか？（複数選択可）

- ・「ごみの分別・減量化・リサイクルについての情報提供」が最も多く 46.9%、次いで「再利用に力を入れる」が 40.8% となった。
- ・回答の多かった項目はどちらも資源の再利用に関することである。
- ・これまでのアンケート結果から、再利用に関して、関心はあるが、実際取り組むためには費用対効果の高いものという条件があると考えられる。
- ・有効な施策の検討が必要になる。

No.	回 答	回答数	回答数/回答者数
1	ごみの分別・減量化・リサイクルについての情報提供	123	46.9%
2	一般廃棄物と産業廃棄物の違いについて情報提供する	68	26.0%
3	びん、缶、ペットボトルなどの資源物を販売者が積極的に回収するよう働きかける	90	34.4%
4	製造業者・販売業者と連携して、ごみにならない方法を検討していく	80	30.5%
5	再利用に力を入れる	107	40.8%
6	ごみ処理施設の見学会やごみ削減の講座を開き、ごみ減量化の必要性をうたえる	22	8.4%
7	リサイクル原料を用いた製品の使用が広まるよう働きかける	59	22.5%
8	優良事業者に対する表彰制度の創設	9	3.4%
9	不適正排出事業者への指導の徹底	41	15.6%
10	リサイクル可能なごみの清掃センターへの持ち込み禁止	12	4.6%
11	その他	3	1.1%
合 計		614	—



	回答数	ごみの分別・減量化・リサイクルについての情報提供	一般廃棄物と産業廃棄物の違いについて情報提供	びん、缶、ペットボトルなどの資源物を販売者が積極的に回収するよう働きかける	製造業者・販売業者と連携して、ごみにならない方法を検討していく	再利用に力を入れる	ごみ処理施設の見学会やごみ削減の講座を開き、ごみ減量化の必要性をうたえる	リサイクル原料を用いた製品の使用が広まるよう働きかける	優良事業者に対する表彰制度の創設	不適正排出事業者への指導の徹底	リサイクル可能なごみの清掃センターへの持ち込み禁止	その他
全体	262	47%	26%	34%	31%	41%	8%	23%	3%	16%	5%	1%
産業												
第一次産業	5	40%	20%	80%	40%	40%	0%	0%	0%	0%	20%	0%
第二次産業	113	60%	29%	36%	41%	47%	10%	27%	2%	17%	4%	3%
第三次産業	140	56%	29%	36%	27%	44%	10%	23%	6%	18%	5%	0%
無効・無回答	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(10) 自由意見

自由意見	
富士宮市のごみ処理やごみ減量化・資源化についての御意見や貴事業所での課題や問題点がありましたら、御自由に御記入ください。	
1	ゴミの問題は会社でもいつも悩みの種です。分別表示なども分かりやすく作っているのですが、結局利用する社員が分別もせずに捨ててしまうので困っています。今ゴミステーションを新しく作るために色々設計を考えていますが、最後は使う人のモラルに頼るしかない現状です。口うるさく注意しているつもりですが、ゴミ捨て場に張り付いているわけにもいかず放任してしまっています。どうしたら50人程度いる社員にルールを守ってもらえるのか、他社がどうやっているのかなどを知りたいです。
2	ゴミを分別しリサイクル活用することも大事な事ではあると思いますが、ゴミの量そのものを減らすことが一番大切ではないかと考えます。過剰包装・資源の無駄遣いを見直すことは、事業者にも必要。経済を回すためにも販売・営業は止められないが、事業者と連携して販売等の仕方を変えていかなければ減量につながらない。行政はその指導をする義務があり、開発し変化させていくのは事業者の責任であると思う。そして一般市民への理解を求めるために、指導されることを期待する。
3	缶等について、お菓子・海苔等大きいとダメとか。それはなぜダメなのか。発泡スチロールはトレーの日に出せないとか、それはなぜなのか。色々疑問です。ペットボトルのフタも集める場所を増やしてほしい。生ゴミ（味付けしていない物）を集めるのも手だとは思いますが。肥料になるでしょう。ただ守ってくれる人がいたらの話になりますね。
4	不燃物の一斗缶はなぜ持って行かないのか！私の家庭で使ったものなのに、どのような理由で持って行かないのか！その辺が分からない！
5	発泡スチロールのリサイクルをしたいのですが、その溶剤（SD溶剤）の発送エリアに富士宮市が入っていないためできません。SD溶剤を取り扱う業者があれば嬉しいです。
6	企業経営していく中で、廃棄物処理に無知ではいられないのは理解しますが、ある意味専門分野の内容があり、特に法規としては難しさもあります。このあたりの周知が必須と考えます。またこれを商いとしている業者に委託しても、廃出者の責務があるのは知っていますが、商いとしている業者と廃出側が同じ責任であることに矛盾を感じます。彼らの許可は官に委ねられています。我々に彼らの是非は分かりません。その辺も法の明瞭化が必須と考えます。資源化はコスト面で大変と考えますが、CO2排出量の問題からも取り組まねばならず、やがてやってくるゴミ処理の問題を先送りしていても仕方がないと考えます。大改革が必要に迫られます。富士宮市民として協力をしていく思いです。
7	現在の景気低迷の中、極小事業所も大企業と同じように、費用負担や支出を強要されていると感じるのはいかがなものか？（ごみ処理費用に限ったことではないが）極々少量の可燃ごみを清掃センターへ持ち込むというのは、限られた人員の中で対応することによる時間と経費について、市はどのように考えているのか聞いてみたい。
8	産廃業者の富士山中への不法投棄の取り締まりの強化と罰則の強化。
9	富士山登山も含め、観光客に対するゴミ・リサイクルについての対策を進めてほしいです。
10	生ゴミとプラスチックゴミの選別。
11	企業では分別できて家庭で分別できないものが多く、意識差が生じてしまう。月1回でもリサイクル相談会などで、不用品を持ち込みながら知識アップにつながる取り組みが欲しいと思います。
12	説明書はあるものの詳しく知らないので、もっと説明してほしい。（詳しく）
13	事業所向けのごみの資源化・分別に関する共通の資料があると、取り組みやすくなります。市内で起きたごみ処理に関する問題などの情報提供。
14	富士宮市のごみ処理の現状、問題点が分からない。また最新の法令等を周知する為、定期的に説明会を開いて頂ければ参加したいと思う。
15	弊社は一般廃棄物と産業廃棄物を区別するほどゴミが出ないので、ゴミ処理について考えたことがなかった。ごみの分別やリサイクルは日々心がけているが、イラスト付きで分かりやすいポスター・チラシなどが定期的に送られてくれば、事務所に貼るなり見たりして知識としても身につけ、ささいな心がけにもつながると思う。

ごみ・生活排水に関するアンケート調査への御協力について

日頃からごみの減量化・資源化、分別収集、適正な排水処理などに御理解、御協力をいただきありがとうございます。

富士宮市では、廃棄物の発生抑制、資源化など、持続可能な循環型社会を構築するため、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民、事業者と協働して、ごみダイエットプロジェクトを通じて、雑がみの分別、食品ロスの削減、生ごみの水切り推進などに取り組んでまいりました。

この度、本計画の期間が令和3年度まで終了することから、新たな計画策定に向けて、市民の皆様の日頃のごみの減量化・資源化への取組や、ごみ・生活排水処理に関する御意見などを伺いし、計画を推進する上での課題を身つけ、必要な取組の検討に生かしたいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨を御理解いただき、アンケートの回答に御協力くださいますようお願いいたします。

※「富士宮市一般廃棄物処理基本計画」及び「富士宮市一般廃棄物処理基本計画実施報告書」についてはこちらから御覧いただけます。

→ http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal_government/111f12b000001.isd.html

令和2年10月
富士宮市長 須藤 秀忠

【対象者の抽出方法と個人情報の取扱いについて】

- ・ 御記入いただいた調査票は、統計的に処理し、その結果のみを「富士宮市一般廃棄物処理基本計画」策定の基礎資料として活用します。
- ・ これら一連の作業を通じ、個人あるいは個々の調査票が公表されることは一切ありません。

【御記入にあたってのお願い】

- ・ 調査票への御記入は、配布された本人が回答してください。(御家族の方が代筆されても結構です。)様々な回答方法がありますので、お手数ですが質問をよくお読みの上御回答ください。
- ・ お答えが難しい質問の場合は、できる範囲の御解答で結構です。

御回答いただいた後は、記入漏れなどがなければお確かめの上、用紙をそのまま折り込んで同封の返信用封筒(切手は不要です。)に入れ、**11月16日(月)までに御返函ください。**

【御不明な点や御質問などがございましたら、次の担当課にお問い合わせください。】

富士宮市環境企画課環境衛生係
〒418-8601 富士宮市弓沢町150
電話：0544-22-1136

富士宮市一般廃棄物処理基本計画市民アンケート集計委託業者
株式会社日本環境工学設計事務所

1 あなた自身について

問1 あなた自身について教えてください。(それぞれ〇は一つ)

ア. 性別	1. 男性	2. 女性	(戸籍上の性別でお答えください)
イ. 年齢	1. 20歳代	2. 30歳代	3. 40歳代
	4. 50歳代	5. 60歳代	6. 70歳以上
ウ. 職業	1. 農林水産業	2. 農林水産業以外の自営業	
	3. 自由業(芸術家・芸能人・医師・弁護士・文筆業など)	4. 専業主婦・主夫	
	5. 会社員など(給与所得者)	6. 学生	
	7. パート・アルバイト	8. 無職	
	9. その他(具体的に))

問2 あなたを含めた同居の家族は何人ですか。(〇は一つ)

- 1人
- 2人
- 3人
- 4人
- 5人
- 6人
- 7人以上

問3 お住まいの形態を教えてください。(〇は一つ)

- 一戸建て(持ち家)
- 一戸建て(賃貸)
- アパート・マンション(持ち家)
- アパート・マンション(賃貸)
- 店舗兼住宅(持ち家 あるいは 賃貸)
- その他(具体的に)

問4 お住まいから最寄りの中学校名をご記入ください。

_____ 中学校 (分らない場合は、"不明"とご記入ください)

問5 今の場所にお住まいの年数をお答えください。(〇は一つ)

- 1年未満
- 1年以上～3年未満
- 3年以上～5年未満
- 5年以上～10年未満
- 10年以上

2 日々の生活や、ごみ出しについて

【問6】 市政全般の情報を得る情報源として最も活用しているものをお答えください。(〇は一つ)

1. 市の広報
2. 市のホームページ
3. 市のSNS (Facebook・Twitter・Instagram)
4. 回覧板・掲示板
5. 地方紙
6. 特になし
7. その他(具体的に_____)

【問7】 燃えるごみは、1回の収集にどの位の量を出していますか。よく使う袋と、その袋で何袋出すかを、それぞれお答えください。(袋の種類と、袋の数、それぞれに回答を記入してください)

袋の種類(1つだけ〇) 1. 市指定袋 大(45リットル) 2. 市指定袋 中(30リットル) 3. 市指定袋 小(20リットル) 4. 買物指定袋(レジ袋) 5. 上記以外の袋	袋の数を (平均して)
を	袋出ししている。

1回の収集に

【問8】 次のごみ・資源はどのように収集等に出していますか。最も多い出し方をお答えください。(それぞれ〇は一つ)

区 分	出 し 方
新聞紙・雑誌・段ボール	1. 可燃ごみの日 2. 市の古紙回収ステーション 3. 店頭回収、 4. 民間の回収業者 5. 地域の集団回収、 6. その他(_____)
雑がみ	1. 可燃ごみの日 2. 市の古紙回収ステーション 3. 店頭回収、 4. 民間の回収業者 5. 地域の集団回収、 6. その他(_____)
紙パック	1. 紙パックの日 2. 可燃ごみの日 3. 市の古紙回収ステーション、 4. 店頭回収 5. 民間の回収業者 6. 地域の集団回収、 7. その他(_____)
びん	1. びんの日 2. 不燃ごみの日 3. 店頭回収、 4. 民間の回収業者 5. 地域の集団回収 6. その他(_____)
かん	1. かんの日 2. 不燃ごみの日 3. 店頭回収、 4. 民間の回収業者 5. 地域の集団回収 6. その他(_____)
ペットボトル	1. ペットボトルの日 2. 可燃ごみの日 3. 店頭回収、 4. 民間の回収業者 5. 地域の集団回収 6. その他(_____)
トレイ	1. トレイの日 2. 可燃ごみの日 3. 店頭回収、 4. 民間の回収業者 5. 地域の集団回収 6. その他(_____)
使用済み食用油	1. 可燃ごみの日 2. 廃食用油回収拠点 3. 民間の回収業者、 4. その他(_____)
衣類及び革類	1. 可燃ごみもしくは不燃ごみの日 2. 衣類・革類回収ボックス、 3. 民間の回収業者 4. 地域の集団回収、 5. その他(_____)
不燃物(小型の家電、金属製品等)	1. 不燃ごみの日 2. 清掃センターに持込 3. 店頭回収、 4. 民間の回収業者 5. その他(_____)
粗大ごみ	1. 粗大ごみの日 2. 清掃センターに持込 3. 店頭回収、 4. 民間の回収業者 5. その他(_____)

3 ごみの減量化及び資源化について

問9 市では現在「ごみダイエクトプロジェクト」を実施していますが、あなたがごみの減量化及び資源化のために心掛けていることはありますか。(複数選択可)。

1. 分別を徹底してごみとして排出しない。
2. 食材は必要な量だけ購入し、使い切っている(使いキリ)。
3. 必要な量だけ作り、残さず食べている(食べキリ)。
4. ゴミを捨てる前に絞ってから捨ている(水キリ)。
5. 必要な物だけを買うようにしている。
6. 冷蔵庫の中身を定期的に確認している。
7. 使い捨て商品を選ばず、繰り返し使える製品や詰め替え製品を選ぶようにしている。
8. マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用している。
9. テラジや包装紙、空き箱などの雑がみを資源として出している。
10. スーパーマーケットなどの店頭回収を利用している。
11. 再生資源を利用した商品を購入するようにしている。
12. プリマーマーケットやリサイクルショップを活用している。
13. その他()。
14. 特になし。

問9で「14. 特になし」と答えた方にお聞きします。

問10 ごみの減量化及び資源化に消極的な理由は何ですか。(複数選択可)。

1. ごみの分別が面倒なため。
2. ごみの分別の仕方が分からないため。
3. ごみの減量化及び資源化を実施しても効果が実感できないため。
4. 減らす努力が面倒であるため。
5. 減らしたつもりで資源化したりする必要性を感じていないため。
6. 計画的に購入するのが面倒なため。
7. 保管する場所がないため。
8. その他()。

問11 あなたは、ごみの分別区分についてどのように感じていますか。(〇は一つ)。

1. ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めたい方がよい。
2. ごみの分別区分が多すぎるので、区分を減らしたほうがよい。
3. 分別区分は今のままでよい。
4. その他(具体的に)

5.

問12 あなたは、静岡県が取り組んでいる「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」について知っていますか。(〇は一つ)。

1. 知っていて内容まで把握している。
2. 聞いたことはあるが、内容は知らない。
3. 聞いたことがない。

問13 海洋プラスチック問題の面からプラスチック類を分別しリサイクルすることについて、あなたの考えに近いものを選んでください。(〇は一つ)。

1. 今のままでよい(ペットボトル、トレイのリサイクルのみ)。
2. その他のもの(プラスチック資源)もリサイクルしたほうがよい。
3. どちらともいえない。
4. その他(具体的に)

問14 ごみの発生抑制や減量化及び資源化を推進するために、富士宮市はどのような取組をするべきだと思いますか。(3つまで選択可)。

1. 資源の分別の更なる周知徹底。
2. 資源回収品目を増やす。
3. 生ごみの水切りの徹底。
4. 製品プラスチックの分別の推進。
5. 小型家電(デジタルカメラ・ゲーム機など)を回収してレアメタルのリサイクル。
6. 詰め替え可能な商品の使用をPR。
7. 事業者に対し、バラ売りやかり売りの協力を求める。
8. マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす。
9. ごみ問題に対するPRを強化して、ごみ減量に対する意識啓発を促進。
10. 市民の意識の高揚を図るため、環境学習講座を実施。
11. 児童・生徒への環境教育の充実。
12. 家庭系ごみより事業系ごみの減量の推進。
13. トレイや紙パック、びん、かん、ペットボトルなどの資源となるごみを販売店が積極的に回収するように働きかける。
14. ごみ処理有料化など、ごみの排出量に応じた処理費用負担制度を導入する。
15. その他(具体的に)
16. 特になし。

6.

4 ごみの有料化について

問115 あなたは、家庭ごみの収集を有料化して、それぞれの市民が出すごみの量に応じて費用を支払うという考え方についてどう思いますか。(〇は一つ)

1. 導入すべきである
2. どちらかという導入してもよい
3. どちらかという導入しない方がよい
4. 導入すべきではない
5. わからない
6. その他 ()

問115で「1. 導入すべきである」と答えた方にお聞きします。

問116 有料化を導入する場合、公平性の面から市指定ごみ袋の料金に上乗せするという考え方を導入することについてお尋ねします。(〇は一つ)

1. 妥当である
2. よくない
3. どちらともいえない
4. わからない
5. その他 ()

5 食品ロスについて

「食品ロス」とは、「本来、食べられるのに廃棄される食品」のことで、日本国内で年間612万tあるといわれています。

問117 あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。(〇は一つ)

1. 聞いたことがあります
2. 聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない
3. 聞いたことがない

問118 「食品ロス」を削減するため、どのような取組が必要だと思いますか。(複数選択可)

1. 買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする。
2. ばら売りや小袋などを活用し、必要な量だけ購入する。
3. 食品の賞味(消費)期限に注意し、冷蔵庫の手前に並べるなど、食べ忘れないようにする。
4. 料理は残さず食べる。
5. 野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使う。
6. その他 ()

6 ごみの収集について

図19 あなたは、ごみ集積所でのごみ出しについて、どの程度負担を感じていますか。
(それぞれ○は一つ)

大いに負担を感じている	少し負担を感じている	ほとんど感じない	全く感じない
1	2	3	4
例:① ごみ集積所までの距離	②	3	4
① ごみ集積所までの距離	2	3	4
② 雨の日や暑い日のごみ出し	2	3	4
③ ごみの重さ	2	3	4
④ ごみの分別	2	3	4
⑤ 収集日が遅れている	2	3	4
⑥ その他(負担別に記入)			

図20 利用されているごみ集積所について、どのような問題がありますか。(複数選択可)

- 衛生状態が悪い
- カラスや猫等による散乱がある
- 分別が守られていない
- 他地区からの持ち込みがある
- 資源物の持ち去りがある
- 不法投棄がある
- 当番の負担が大きい
- 曜日・時間を守らない人がいる
- 前日に出す人がいる
- ごみ集積所へごみを持っていくことができなくて困っている
- 特に問題はない
- その他 ()

9.

図21 あなたは、富士宮市が行っているごみの収集回数についてどのよう感じていますか。
また、あなたのご家庭におけるごみの排出頻度はどの程度ですか。(それぞれ○は一つ)

収集回数 (現在の収集回数)	富士宮市のごみ収集回数				ごみの排出頻度				
	頻らしてよい	ちょうどよい	ややした方がよい	分らない	毎回	ほぼ毎回	半分程度	ほとんど出ない	分らない
例:① 可燃ごみ(週2回)	1. ②	3. 4.	4. ①	2. 3. 4. 5.	2.	3.	4.	5.	5.
① 可燃ごみ(週2回)	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.
② 紙パック(月1回)	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.
③ かんく月1回	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.
④ ひんく月1回	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.
⑤ ペットボトル(月1回)	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.
⑥ トレイ(月1回)	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.
⑦ 不燃ごみ(月2回)	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.
⑧ 粗大ごみ (3か月に1回)	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.
⑨ 蛍光灯等水銀使用 製品(3か月に1回)	1. 2.	3. 4.	4. 1.	2. 3. 4. 5.	1.	2.	3.	4.	5.

図22 家庭ごみの処理は、市内での処理が原則です。市では、適正な処理と資源化を行うため、乾電池や蛍光灯、焼却灰の一部を県外で処理を行っています。家庭ごみを処理するため、あなたはどのように考えますか? (○は一つ)

- なるべく市内で処理を行う。
- 適正な処理で資源化ができるなら市外でも構わない。
- その他 (自由記載)

10.

7 生活排水処理について

問22 お住まいの近くを流れている川や水路のきれいさについて、あてはまるものを選んでください。(〇は一つ)

1. 昔からきれいだ。
2. 昔はきれいだったが、今は汚い。
3. 昔は汚かったが、改善されて今はきれいだ。
4. 昔から汚い、改善されていない。
5. 川や水路がない、または水が流れていない。
6. わからない。

問23 お住まいの排水処理は、どのように行われていますか、あてはまるものを選んでください。(〇は一つ)

1. 下水道に接続している。
2. 浄化槽を使用しており、台所や風呂の水も浄化槽に流している(合併処理浄化槽)。
3. 浄化槽を使用しているが、台所や風呂の水は近くの側溝などに流している(単独処理浄化槽)。
4. し尿はくみ取りで出している。
5. わからない。

問24 浄化槽を使用している方におたずねします。

浄化槽は年1回の法定検査、年3回以上の保守点検、年1回以上の清掃が必要ですが、お住いの状況にあてはまるものを選んでください(該当するものに〇)。

※法定検査:水質検査、保守点検や清掃の実施状況の確認など(静岡県生活科学検査センター(静岡県指定検査機関))。
 ※保守点検:浄化槽の点検、修理、汚泥等の清掃など(市が業者の第一号、第二号と(静岡県指定業者))。
 ※清掃 :浄化槽内にたまった汚泥の引き抜きなど(市が業者の第一号、第二号(市が許可業者))。

1. 年1回の法定検査を行っている。
2. 年3回以上の保守点検を行っている。
3. 年1回以上の清掃を行っている。
4. わからない。

問25 お住いの排水処理について、これからはどのようにしたいとお考えですか(〇は一つ)。

1. 現在の処理方法を継続したい。
2. 今は浄化槽またはくみ取り式使用だが、下水道に接続したい。
3. 今は単独処理浄化槽だが、台所や風呂の水も処理できる合併処理浄化槽にしたい。
4. 住宅を新築・建て替え・リフォームする際に、下水道や合併処理浄化槽にしたい。
5. 下水道に接続できる状態だが、浄化槽またはくみ取りから変更するつもりはない。
6. わからない。

11.

問26 合併処理浄化槽を新たに設置する場合や、単独処理浄化槽やくみ取り式便所を合併処理浄化槽に切り替える場合の補助金制度をご存知ですか(〇は一つ)。

※(新たなご設置)

5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円

※(単独処理浄化槽、くみ取りからの切り替え)

5人槽 600,000円 7人槽 686,000円 10人槽 916,000円

1. 活用したことがある。
2. 知っていて、活用を検討している。
3. 知っているが、活用は検討していない。
4. 知らなかった。

問27 「知っているが、活用は検討していない」と回答した方におたずねします。

- 活用を検討しない理由に最も近いものをお選びください。(〇は一つ)
1. すでに下水道に接続しているまたは合併処理浄化槽を使用している。
 2. 今の浄化槽がまだ使用できるから。
 3. 切り替えるにはお金がかかるから。
 4. その他(具体的に_____)

問28 川や水路などをきれいにするために、市が優先して取り組みをすすめることは何だとお考えですか(3つまで選択可)。

1. 下水道の普及促進。
2. 浄化槽設置への補助の充実。
3. 工場・事業場への規制強化。
4. 農地やゴルフ場への規制強化。
5. 住民と協力した美化活動推進。
6. その他(具体的に_____)

12.

自由意見

富士宮市のゴミ処理・生活排水処理やごみ減量化・資源化について、ご意見（特筆点や要望、ご家庭での取り組み、アイデア等）がありましたら、自由に記入ください。

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

事業系ごみに関するアンケート調査への御協力について

日頃からごみの減量化・資源化、分別収集などに御理解、御協力をいただき感謝にあらがとうございます。

富士宮市では、循環型社会の形成、環境品質の向上、ごみの適正処理の推進を図るため、「富士宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定に着手しています。

この策定に当たって、事業者の皆様の日頃のごみの減量化・資源化への取組やごみ処理に関する御意見などを調査し、計画を推進する上での課題を見つけ、循環型社会の形成を実現するために必要な取組を検討する際に活かしたいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨を御理解いただき、アンケートの回答に御協力くださいますようお願いいたします。

令和2年10月
富士宮市長 須藤 秀忠

【対象者の抽出方法と個人情報取扱いについて】

- ・ 御記入いただいた調査票は統計的に処理し、その結果のみを「富士宮市一般廃棄物処理基本計画」策定の基礎資料として活用します。
- ・ これら一連の作業を通じ、事業所あるいは事業所の調査票が公表されることは一切ありません。

【御記入にあたってのお願い】

- ・ 調査票への御記入は、貴事業所の中で、日頃、ごみを取っている方、またはごみを管理監督されている方にお願ひ致します。ただし、回答者個人ではなく、「事業所として」御回答ください。
- ・ 様々な回答方法がありますので、お手数ですが質問をよくお読みの上御回答ください。

御回答いただいた後は、記入漏れなどがなければお確かめの上、用紙をそのまま折り込んで同封の返信用封筒(切手は不要です)に入れ、**11月16日(月)までに御返函ください。**

【御不明な点や御質問などがございましたら、次の担当課にお問い合わせください。】

富士宮市環境企画課環境衛生係
〒418-8601 富士宮市弓沢町150
電話：0544-22-1136

富士宮市一般廃棄物処理基本計画市民アンケート集計委託業者
株式会社日本環境工学設計事務所

1 事業所について

【問1】 貴事業所の業種を教えてください。(〇は一つ)

1. 建設業
2. 製造業
3. 電気・ガス・熱供給・水道業
4. 運輸業
5. 情報通信業
6. 卸売業
7. 小売業
8. 飲食業
9. 不動産業
10. 金融・保険業
11. 宿泊業
12. 医療、福祉
13. 教育、学習
14. 不動産の貸付け
15. 建物・ビルの管理
16. 農林業
17. 水産養殖業
18. サービス業(1～15以外)
19. その他(具体的に)

【問2】 貴事業所の従業員数(家族従業員・パート・アルバイトも含む)について教えてください。(〇は一つ)

1. 1～4人
2. 5～9人
3. 10～19人
4. 20～49人
5. 50～99人
6. 100人以上

【問3】 貴事業所の建物の形態をお答えください。(〇は一つ)

1. 共同ビル・テナント
2. 一事業所が占有して使用している建物
3. 集合住宅(マンション)
4. 住まいと併用

2 事業所のごみ処理について

【問4】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法には、事業系ごみの排出者、責任が次のように定められています。貴事業所では、この事業系の排出者責任について知っていますか？(〇は一つ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)
第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならぬ。

1. 法律の規定を含め、十分に認識している。
2. 法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている。
3. 排出者に処理の責任があることを知らない。
4. 分からない。

【問5】 事業活動で生じた廃棄物に対しては排出者責任があり、許可業者に委託しても、排出者に排出者責任は残ります。このことを知っていますか？(〇は一つ)

1. 知っていた。
2. 他社に委託した場合、他社に排出者責任が移ると思っていた。
3. 知らなかった。

【問6】 貴事業所から発生するごみの排出量や処分方法は把握していますか？(〇は一つ)

1. 排出量も処分方法も、把握していない。
2. 排出量は把握しているが、処分方法は把握していない。

3. 排出量は把握していないが、処分方法は把握している。
 4. 排出量も処分方法も把握している。

問7 事業活動で生じた廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、それぞれ処理方法が異なります。事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別の違いを知っていますか？（○は一つ）

1. 知っている 2. ある程度知っている 3. あまり知らない 4. 知らない。
 下記のものは産業廃棄物。

1	パレット	2	廃プラスチック類	3	金属くず	4	ガラスくず
5	コンクリート、陶磁器くず	6	動物のふん尿	7	汚泥	8	電池
						9	蛍光灯

問8 貴事業所には、ごみ置き場がありますか？（○は一つ）

1. 敷地内に自社専用のごみ置き場がある。
 2. 建物の入居者共同のごみ置き場がある。
 3. 移動式ごみコンテナ等を置いている。
 4. 15種類以上に分類されたごみ置き場がある。
 5. ごみ置き場はない。
 6. その他（具体的に）

問9 貴事業所で発生するごみの処理はどのようにしていますか？（複数選択可）

1. 一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と直接契約して処理している。
 2. テナントビルなどの所有者または管理会社が一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と契約して処理している。
 3. 産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している。
 4. 市の清掃センターに自ら直接搬入している。
 5. 自社内で自己処理（焼却など）している。
 6. 住民が使用する近くのごみ集積場に出している。
 7. その他（具体的に）

問9で「6. 住民が使用する近くのごみ集積場に出している」と答えた方にお聞きします。

問10 地域のごみ集積場所は、家庭ごみを出す場所であり、事業系ごみは、ごみ集積場に出すことはできません。このことを知っていましたか？（○は一つ）

1. 知っていた 2. 知らなかった

問10で「1. 知っていた」と答えた方にお聞きします。

問11 事業系ごみを、住民が使用のごみ集積場に出している理由は何ですか？（○は一つ）

1. 事業系ごみの量が多くないため
 2. 少量のため、許可業者に断られたため。
 3. 家庭から出るごみと分けることが難しいため。
 4. その他（具体的に）

3.

問12 貴事業所で発生するごみのうち、排出量が多いものは何ですか？（○は5つまで）

1. 生ごみ 2. 新聞紙・雑誌・段ボール 3. OA紙・シュレッダー類
 4. リサイクルできない紙くず（使用済のティッシュなど） 5. 紙おむつ 6. 木くず
 7. せん定枝 8. 布類 9. プラスチック類 10. アルミ缶 11. スチール缶
 12. びん類 13. ペットボトル 14. 金属類 15. ガラス・陶磁器類
 16. 蛍光灯等水銀使用製品 17. 電池・バッテリー 18. 大型ごみ
 19. その他（具体的に）

問13 貴事業所では、今後、ごみをさらに減量化・資源化することは可能ですか？（○は一つ）

1. 可能だと思う
 2. 条件付きで可能だと思う
 3. 不可能だと思う
 4. 分からない
 5. その他（具体的に）

問13で「2. 条件付きで可能だと思う」と答えた方のお聞きします。

問14 それは、どのような条件ですか？（○は一つ）

1. コスト増につながらないこと
 2. 手間がかからないこと
 3. 減量化・資源化に関する情報提供があること
 4. その他（具体的に）

【図15】 貴事業所のごみ処理方法について、各品目の処理方法を教えてください。（それぞれ〇は一つ）

品目	環境センターへ直接搬入	業者へ手数料を払って一般廃棄物として処理	業者へ手数料を払って一般廃棄物として処理	民間の処理施設に搬入	自社で処理・資源化	ごみ焼却場等を利用	業者に売却又は無償で引き取り	不燃物・燃物分別回収	焼出物そのもの回収	その他 ※
例① 生ごみ	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10
① 生ごみ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
② 新聞紙・雑誌・段ボール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
③ OAB紙・シュレッダー紙	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
④ リサイクルできない紙くず（使用済のチラシなど）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑤ 紙おむつ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑥ 木くず	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑦ せん定枝	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑧ 布類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑨ プラスチック類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑩ アルミ缶	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑪ スチール缶	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑫ ひん類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑬ ペットボトル	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑭ 金属類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑮ ガラス・陶磁器類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑯ 蛍光灯等水銀使用製品	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑰ 電池・バッテリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑱ 大型ごみ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

※その他 10 を選択した方は、その内容を御記入ください。

3 ごみの減量化・資源化について

【図16】 貴事業所では、環境 ISO やエコアクションをとっていますか？（複数選択可）

1. 環境 ISO を取得している
2. エコアクションを取得している
3. 自主的に EMS 活動をしている
4. 特に取り組んでいない

【図17】 貴事業所では、ごみの減量化・資源化にどの程度取り組んでいますか？（〇は一つ）

1. 積極的に取り組んでいる
2. ある程度取り組んでいる
3. 取り組んでいない

【図17】で「1. 積極的に取り組んでいる」又は「2. ある程度取り組んでいる」と答えた方にお聞きします。

【図18】 貴事業所では、ごみの減量化・資源化に取り組む理由は何ですか？（複数選択可）

1. 環境に良いため
2. 社会貢献に寄与するため
3. ごみ処理経費削減のため
4. ごみの減量（スペース、垂廃）の機器解決のため
5. 生ごみは衛生上の観点から毎日処理しなければならぬため
6. 会社全体で規定されているため
7. 顧客の情報が記載された紙は焼却しなければならぬため
8. 関係会社からごみ処理について監査・視察があるため
9. 会社のイメージアップのため
10. その他（自由記載）

【図17】で「1. 積極的に取り組んでいる」又は「2. ある程度取り組んでいる」と答えた方にお聞きします。

【図19】 貴事業所では、ごみの減量化・資源化に関して、どのような取組を行っていますか？（複数選択可）

1. ごみ減量化・資源化マニュアルなどを作成し従業員に周知し、理解と協力を求めている
2. ごみ減量化・資源化に取り組む専門部署や管理責任者を設置している
3. 排出したごみや資源物を計量し、データ化している
4. 事業所内に古紙回収箱を設置している
5. 機密古紙（個人情報記載されたような紙）は、古紙業者を利用し、資源化している
6. 事業所内に飲料水の空き容器の分別回収箱を設置している
7. 事業所内に生ごみ処理施設を設置している
8. 納入業者に包装の簡素化や通い箱の使用を依頼している
9. 使用済みの電池や蛍光灯は納入業者が引き取っている
10. 小学校や中学校の廃品回収に協力している
11. 生ごみは生ごみ処理機でたい肥にして、従業員に配ったりして有効利用している
12. せん定枝は、チップにして有効利用している
13. その他（自由記載）

問17で「1. 積極的に取り組んでいる」又は「2. ある程度取り組んでいる」と答えただ方にお聞
 きます。

問20 貴事業所で、ごみの減量化・資源化を行うための下記設備はありますか？（複数選択可）

1. 食品たい肥化施設（生ごみ処理機）
2. 古紙回収ボックス
3. 衣類回収ボックス
4. 金属回収ボックス
5. 種類別 電池回収ボックス
6. 木材チップ化施設
7. その他（自由記載）

問17で「3. 取り組んでいない」と答えただ方にお聞きします。

問21 貴事業所で、ごみの減量化・資源化に取り組んでいない理由は何ですか？（複数選択可）

1. 分別などにさかれる手間や労力が多いため
2. 収集や処理に要する費用が大きいため
3. 機密書類が多く、資源化が難しいため
4. 資源物を保管しておくスペースがないため
5. 減量化や資源化の方法が分からないため
6. 適当な資源回収業者が見当たらないため
7. 減量化・資源化を行うほどのごみ量がでないため
8. 従業員に対する分別の徹底やごみ減量化に関する意識改革が難しいため
9. その他（自由記載）

問22 事業所内に生えている雑草や木のせん定枝の処分はどのようなに行っていますか？
 （複数選択可）

1. 造園業者、清掃業者にまかせている
2. 造園業者、清掃業者にまかせて資源化している
3. 社員でせん定、清掃し、処分は焼却物処理業者にまかせている
4. 社員でせん定、清掃し、資源化している
5. 事業所内には雑草や木は生えていないので処分は行っていない

問23 清掃センターに持ち込まれた可燃物は、焼却するまで保管しますが、その間、国の通達
 による組成分析調査が行われることもあります。この調査は、紙ごみ（情報が記載された紙
 を含む）、生ごみ、プラスチック類などの割合を調べるものです。

- このことをご存じですか？（複数選択可）
1. すぐに燃やされると思っていない
 2. 一度ピットに入ったものを調査することがあるのは知らなかった
 3. 成分を均等にするために、ほぐしたりすることは知っていた
 4. その他（自由記載）

7.

問24 ごみの量を減らし、資源リサイクルを進めるための取組のうち、市や県が優先して取り組
 むべきこととはどれだと思いますか？（複数選択可）

1. ごみの分別・減量化・リサイクルについての情報提供
2. 一般廃棄物と産業廃棄物の違いについて情報提供する
3. びん、缶、ペットボトルなどの資源物を販売者が積極的に回収するよう働きかける
4. 製造業者・販売業者と連携して、ごみにならない方法を検討していく
5. 再利用に力を入れる
6. ごみ処理施設の見学やごみ削減の講座を開催、ごみ減量化の必要性をうたえる
7. リサイクル原料を用いた製品の使用が広がるように働きかける
8. 優良事業者に対する表彰制度の創設
9. 不適正排出事業者への指導の徹底
10. リサイクル可能なごみの清掃センターへの持ち込み禁止
11. その他（具体的に）

4 自由意見

富士宮市のごみ処理やごみ減量化・資源化についての御意見や貴事業所での課題や問題点がありまし
 たら、御自由に御記入ください。

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

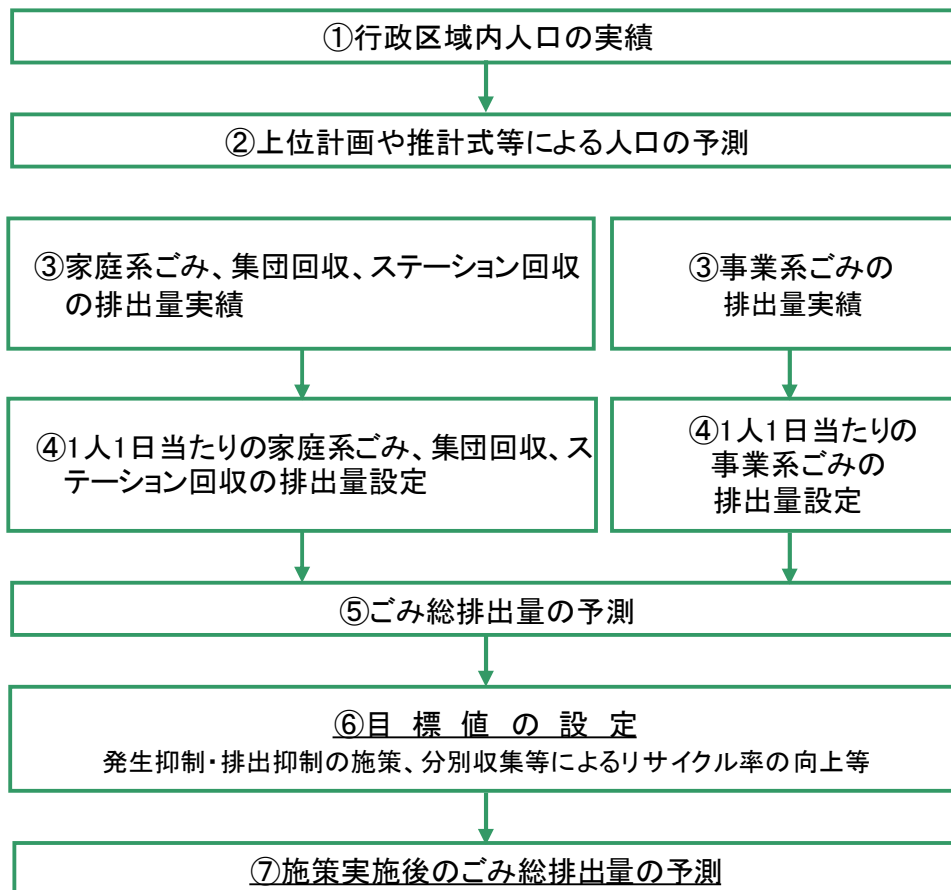
8.

2 ごみ総排出量の見込み

1 ごみ総排出量の予測方法

本編の第4章2(2)ごみ総排出量の予測に用いた、現状のまま推移した場合の将来におけるごみ総排出量の推計手法は以下のとおりです。

家庭系ごみについては、収集される可燃ごみなど個々の排出量について、過去10年間の1人1日当たりのごみ総排出量の実績を使用し、推計式で算出した採用値に当該年度の将来人口を乗じて推計量を求めました。「事業系ごみ排出量」、「集団回収量」及び「古紙回収ステーション回収量」等についても、同様に10年間の排出量の実績値を7つのモデル式に当てはめて選定し、将来量の予測に用いる式として採用しました。



将来量の予測に用いる推計式

推計式の名称	推 計 式	特 徴
一次傾向線	$y=a+b \cdot x$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増加又は減少することから、長期の予測では不自然な傾向となってしまうこともあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
二次傾向線	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減量になる場合などは傾向が極端に出る。
一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$	一次指数式と同様に、徐々に増減率が大きくなっていく式であるが、推計式の特性上、実績値が減少傾向となっている場合には推計結果が得られないことがある。
ルート式	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線的推移を示す場合に用いられる予測式である。
対数式	$y=a+b \cdot \log x$	徐々に増減率が収束していくような推移となる推計式である。長期の予測でも実績値との乖離が少なく、比較的採用しやすい式である。
ロジスティック式	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$	生物の固体数の変化を表すモデルとして考案された式であり、成長曲線とも呼ばれる。一般的に、飽和値 k はその環境下で存在できる最大値を示す定数であり、 y が増加するにつれ、増加率は抑制され、最終的には飽和値に収束していく。

※ a, b, c = 実績値から定められる係数、y = 人口又はごみ量等、x = 時間係数

2 収集計画人口

収集計画人口は、「富士宮市人口ビジョン」の将来予測人口を採用しました。

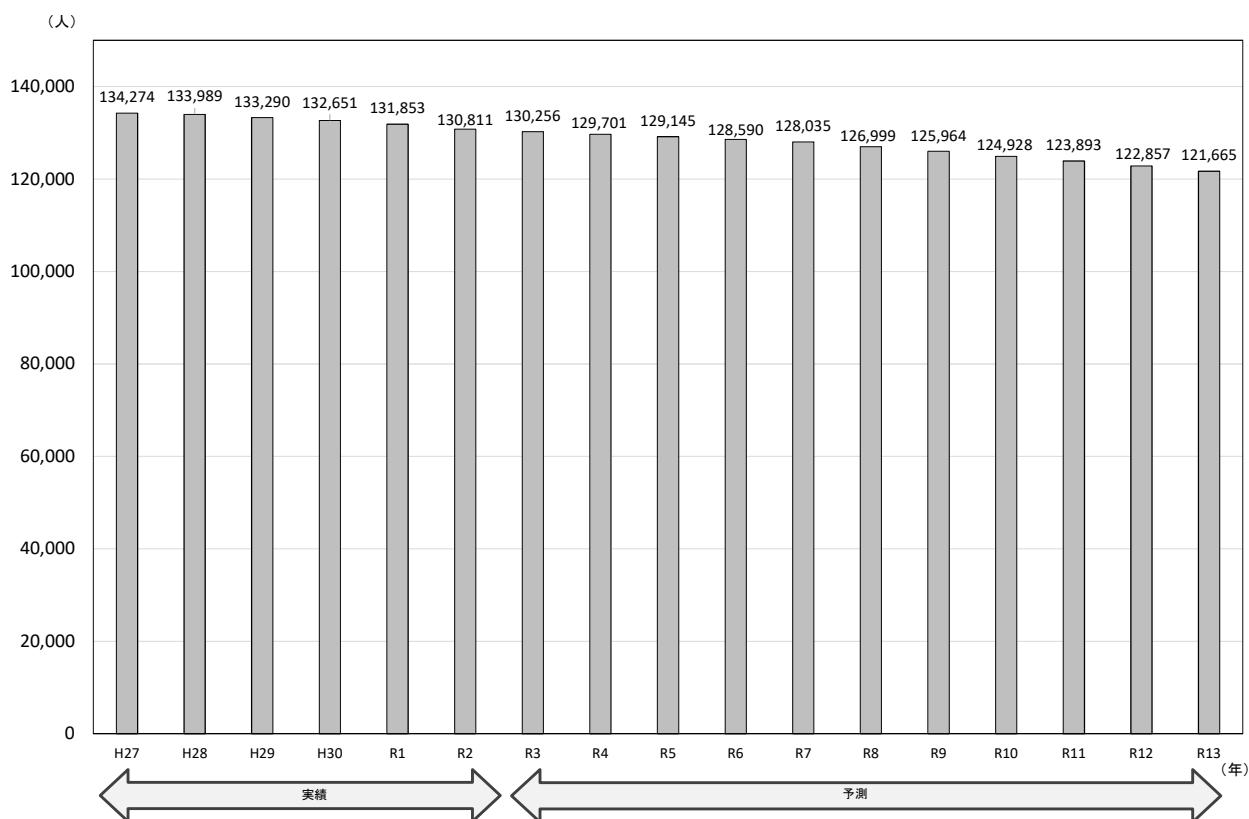
減少傾向にある人口は、令和2年度時点で130,811人、本計画の目標年度である令和13年度には121,665人と推計しました。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人口 (人)	134,274	133,989	133,290	132,651	131,853	130,811

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口 (人)	130,256	129,701	129,145	128,590	128,035	126,999	125,964
	R10	R11	R12	R13			
	124,928	123,893	122,857	121,665			



3 家庭系ごみ排出量の予測

(1) 可燃ごみの予測

過去5年間の実績を見ると、可燃ごみは減少傾向であり、今後も可燃ごみの1人1日当たりの排出量は減少することが予測されます。しかし、著しい減少にはならないと考えられることから、市の収集、直接搬入共に推計式の中から、最も緩やかな減少であるべき乗曲線を採用しました。

【市の収集】

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	531.6	516.4	512.4	512.5	507.7	512.4

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実績値(g/人日)	494.8	489.1	483.6	478.3	473.3	468.4	463.7
	R10	R11	R12	R13			
	459.1	454.8	450.5	446.4			

【直接搬入】

〔実績値〕

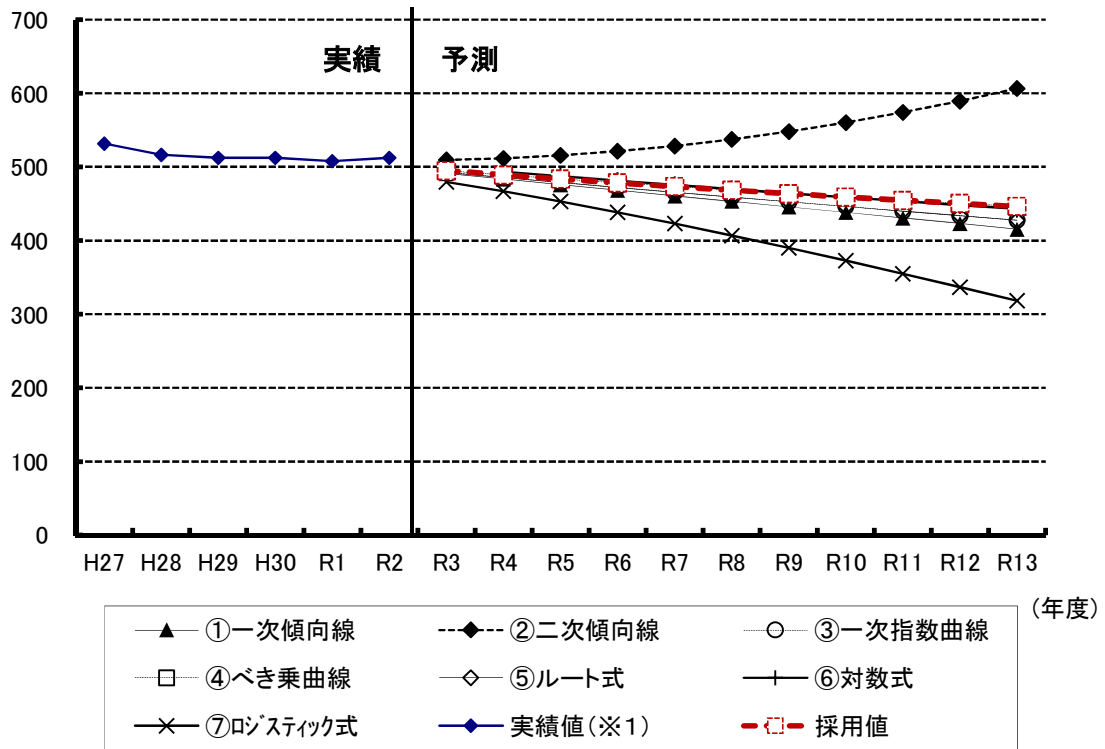
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	19.2	17.5	12.4	14.0	13.5	14.3

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実績値(g/人日)	12.9	12.4	11.9	11.5	11.0	10.7	10.3
	R10	R11	R12	R13			
	10.0	9.6	9.3	9.1			

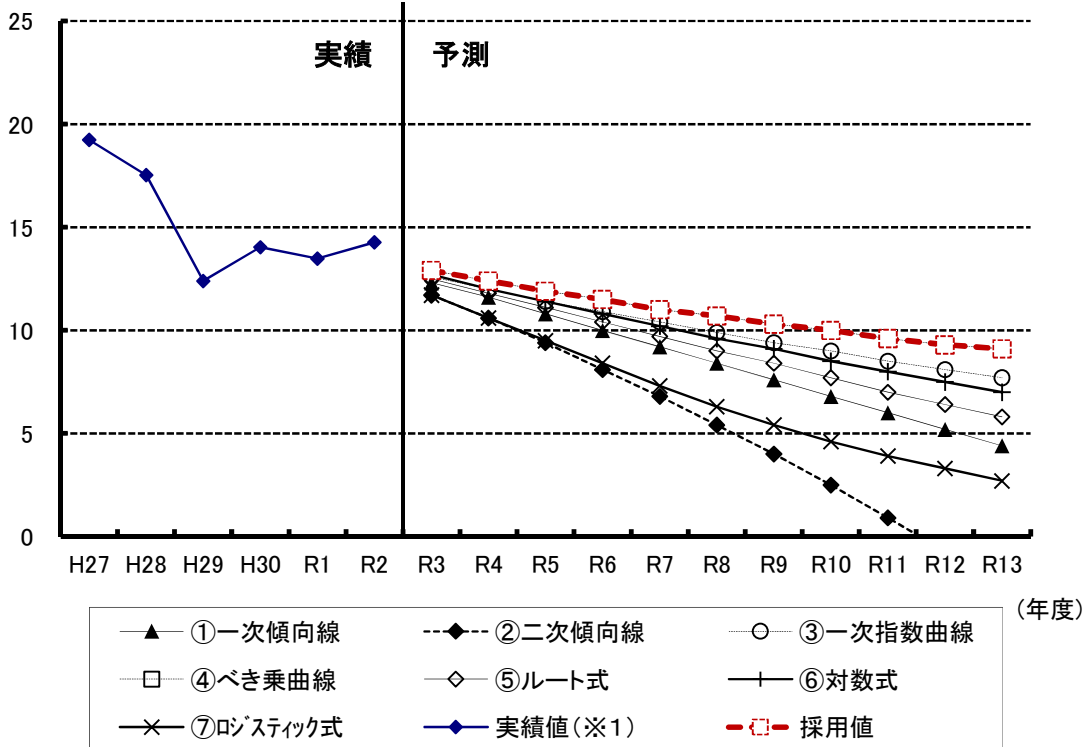
【市の収集】

(g/人・日)



【直接搬入】

(g/人・日)



(2) 不燃ごみ・粗大ごみの予測

過去5年間の実績を見ると、市で収集する不燃ごみ、粗大ごみは微増、持ち込みごみである直接搬入は増加傾向にあります。

市の収集（不燃）、（粗大）の将来予測は二次傾向線を除いたいずれの式も減少傾向となりましたが、（不燃）の実績は増加傾向であったことから現状維持、（粗大）は、推計式の中から、減少が緩やかなべき乗曲線を採用しました。

また、直接搬入の将来予測は二次傾向線を除いたいずれの式も微増となりましたので、推計式の中から、対数式を採用しました。

【市の収集（不燃）】

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	26.8	24.7	24.4	25.1	25.8	28.0

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実績値(g/人日)	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6
	R10	R11	R12	R13			
	25.6	25.6	25.6	25.6			

【市の収集（粗大）】

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	5.2	4.8	5.0	4.8	4.2	5.8

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実績値(g/人日)	4.7	4.6	4.5	4.5	4.4	4.4	4.3
	R10	R11	R12	R13			
	4.2	4.2	4.1	4.1			

【直接搬入（不燃・粗大）】

〔実績値〕

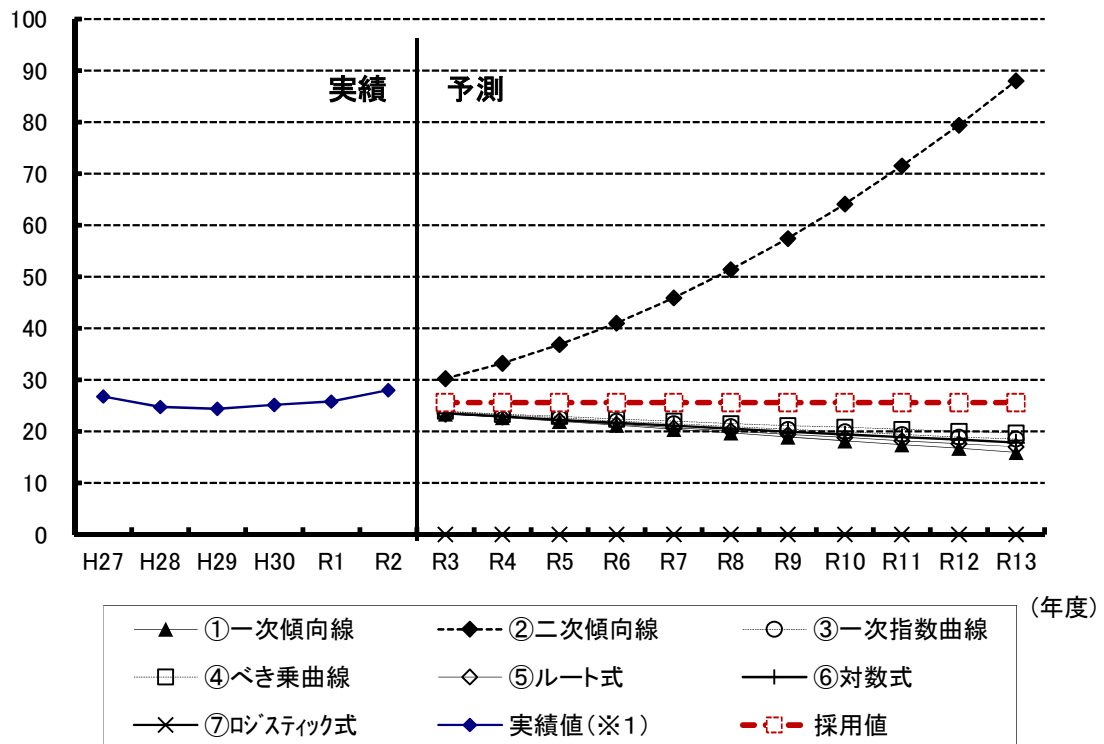
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	18.8	22.0	34.2	36.1	36.7	37.9

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実績値(g/人日)	37.7	39.4	41.0	42.5	44.1	45.5	47.0
	R10	R11	R12	R13			
	48.4	49.7	51.0	52.3			

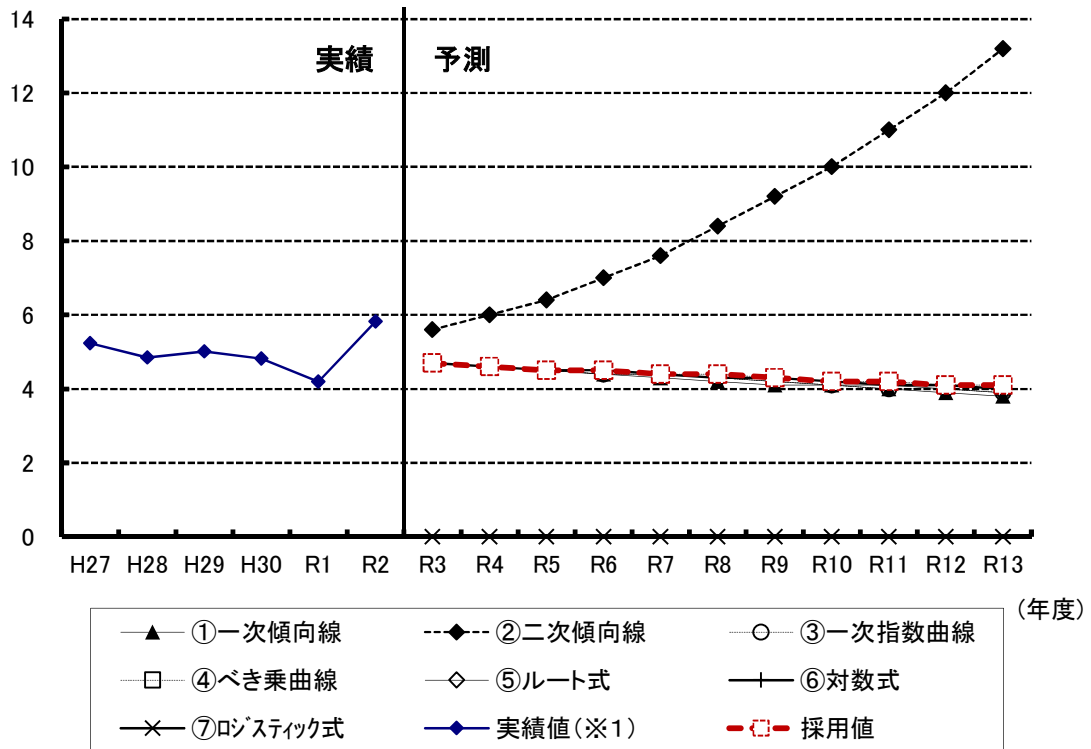
【市の収集（不燃）】

(g/人・日)



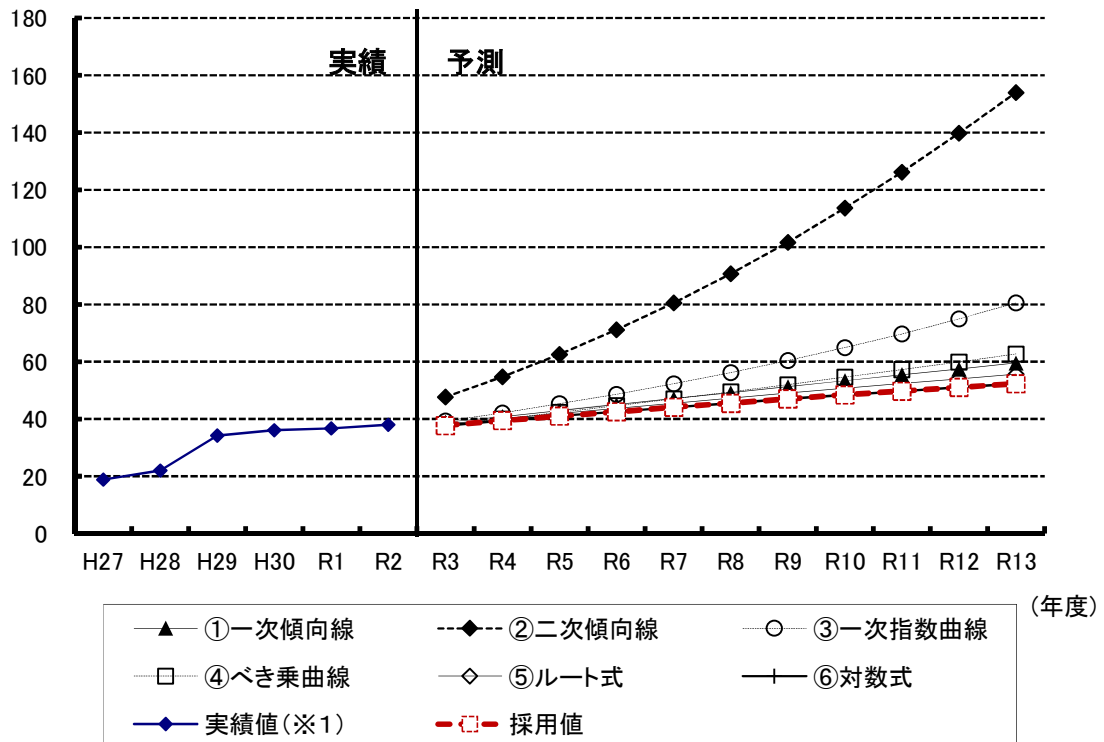
【市の収集（粗大）】

(g/人・日)



【直接搬入（不燃・粗大）】

(g/人・日)



(3) 資源ごみの予測

過去5年間の実績を見ると、資源ごみは減少傾向であり、将来予測は二次傾向線を除いたいずれの式も減少傾向となったことから、今後も資源ごみの1人1日当たりの排出量は減少することが予測されます。紙類やびん類については、需要低下やメーカーによる製品製造時の原材料の使用量減少等により、今後も減少することが考えられますが、一方で、ペットボトルなどの需要は減少しないと考えられることから、推計式の中から、減少の緩やかなべき乗曲線を採用しました。

【市の収集】

〔実績値〕

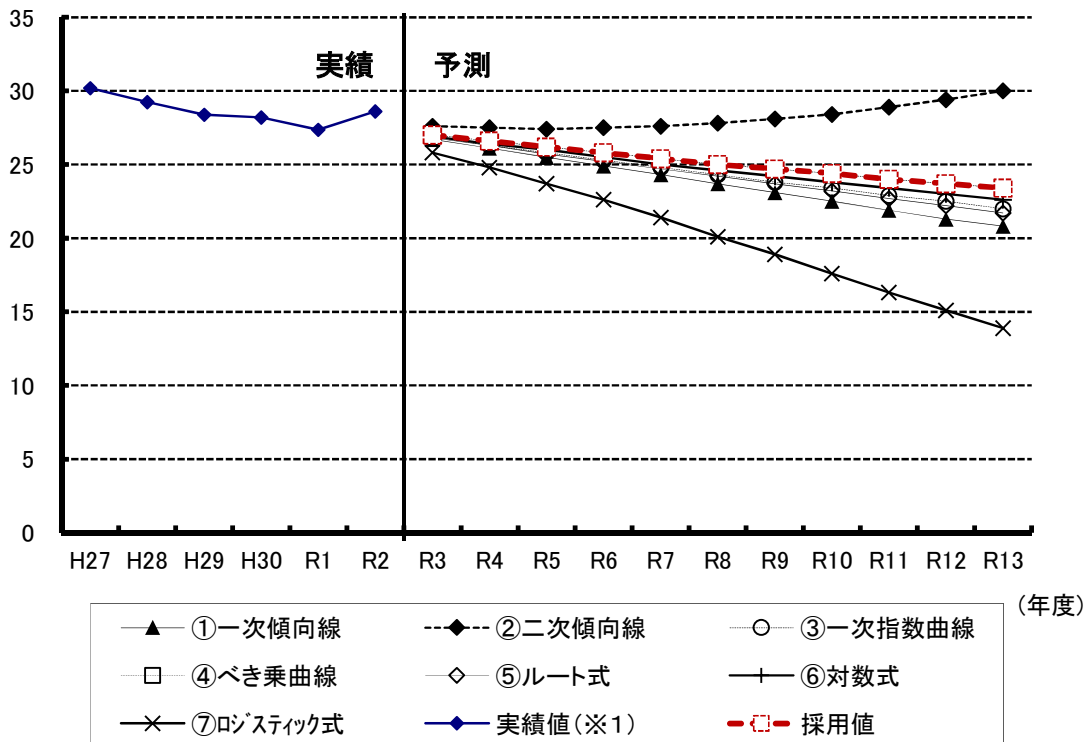
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	30.2	29.2	28.4	28.2	27.4	28.6

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(g/人日)	27.0	26.6	26.2	25.8	25.4	25.0	24.7
	R10	R11	R12	R13			
	24.4	24.0	23.7	23.4			

【市の収集】

(g/人・日)



(4) 剪定枝の予測

過去5年間の実績を見ると、剪定枝は平成29年度まで増加していましたが、その後減少傾向で推移しています。その結果、将来推計式の予測値はいずれも減少傾向を示しています。

今後も搬入量は減少すると考えられますが、著しい減少ではないため、推計式の中から、べき乗曲線を採用しました。

【直接搬入】

〔実績値〕

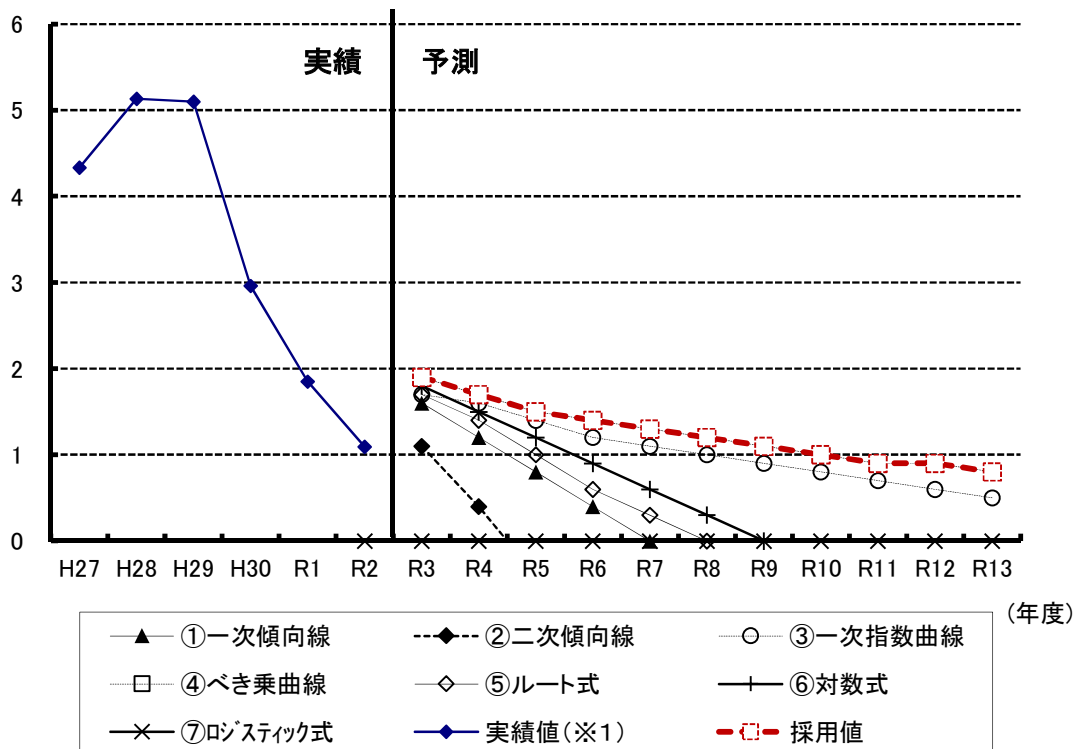
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	4.3	5.1	5.1	3.0	1.8	1.1

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(g/人日)	1.9	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
	R10	R11	R12	R13			
	1.0	0.9	0.9	0.8			

【直接搬入】

(g/人・日)



4 事業系ごみ排出量の予測

(1) 可燃ごみの予測

過去5年間の実績を見ると、事業系ごみは横ばいもしくは微減傾向で推移しています。各推計式から予測した値は許可業者収集が微増傾向、直接搬入が減少傾向を示す結果となりました。著しい傾向の変化はないと考えられるため、許可業者収集、直接搬入共に推計式の中から、最も緩やかな傾向を示すべき乗曲線を採用しました。

【許可業者収集】

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(t/日)	26.2	27.1	26.7	26.6	26.6	23.5

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(t/日)	26.1	26.1	26.1	26.2	26.2	26.2	26.3
	R10	R11	R12	R13			
	26.3	26.3	26.4	26.4			

【直接搬入】

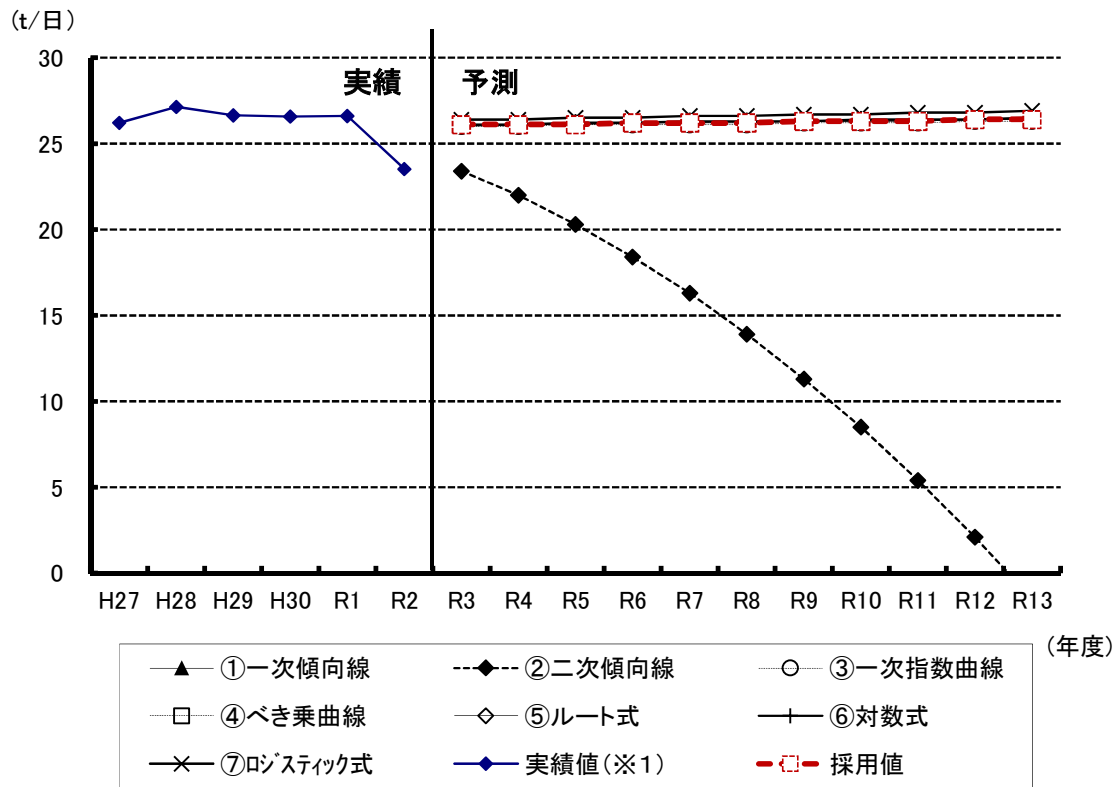
〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(t/日)	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6	1.4

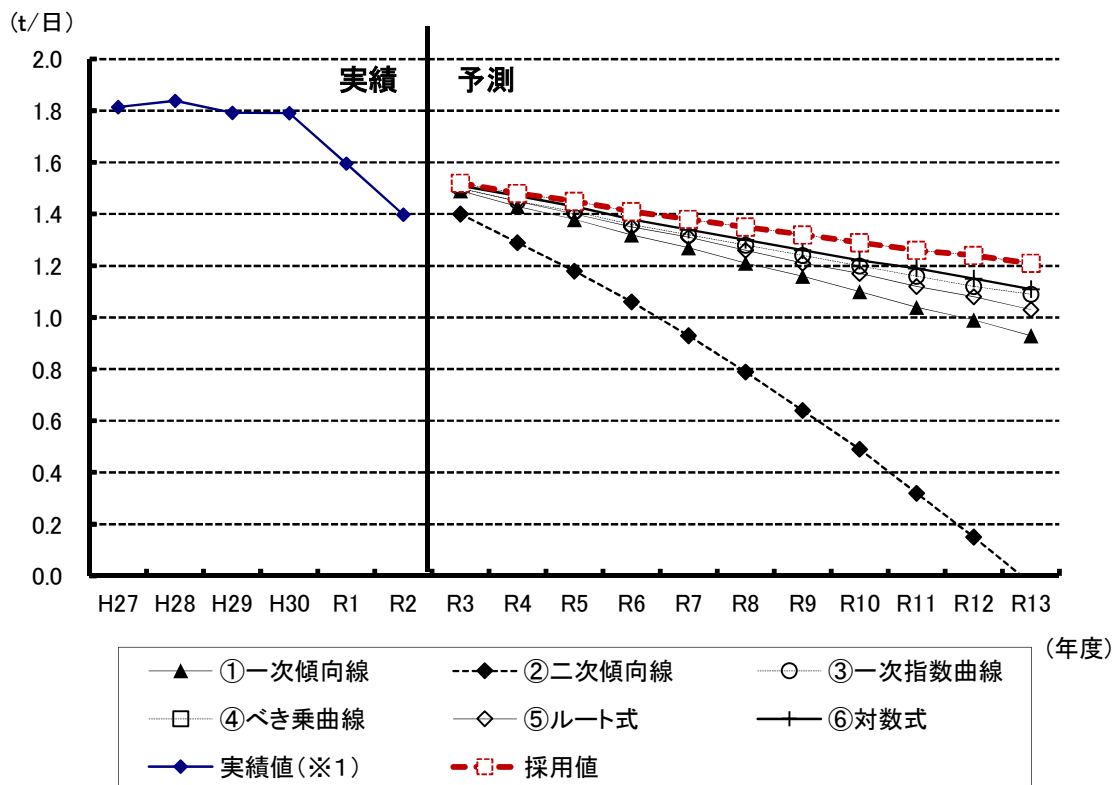
〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(t/日)	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3
	R10	R11	R12	R13			
	1.3	1.3	1.2	1.2			

【許可業者収集】



【直接搬入】



(2) 不燃・粗大ごみの予測

過去5年間の実績を見ると、不燃・粗大ごみはほぼ横ばいで推移しています。許可業者収集では今後も同様の傾向を示すと考えられるため過去5年間の平均値、直接搬入では今後減少していくと考えられますが、著しい減少はないと考えられるため、推計式の中から、最も緩やかな減少傾向を示す対数式を採用しました。

【許可業者収集】

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(t/日)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(t/日)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	R10	R11	R12	R13			
	0.2	0.2	0.2	0.2			

【直接搬入】

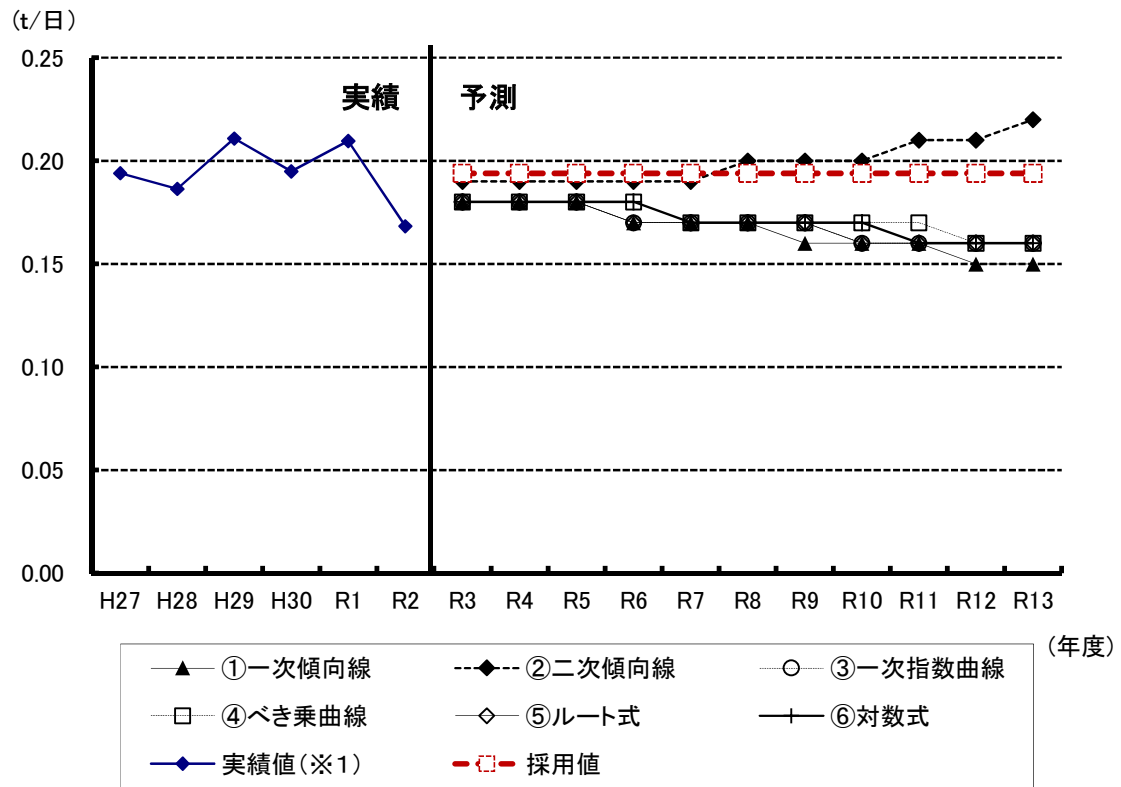
〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(t/日)	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2

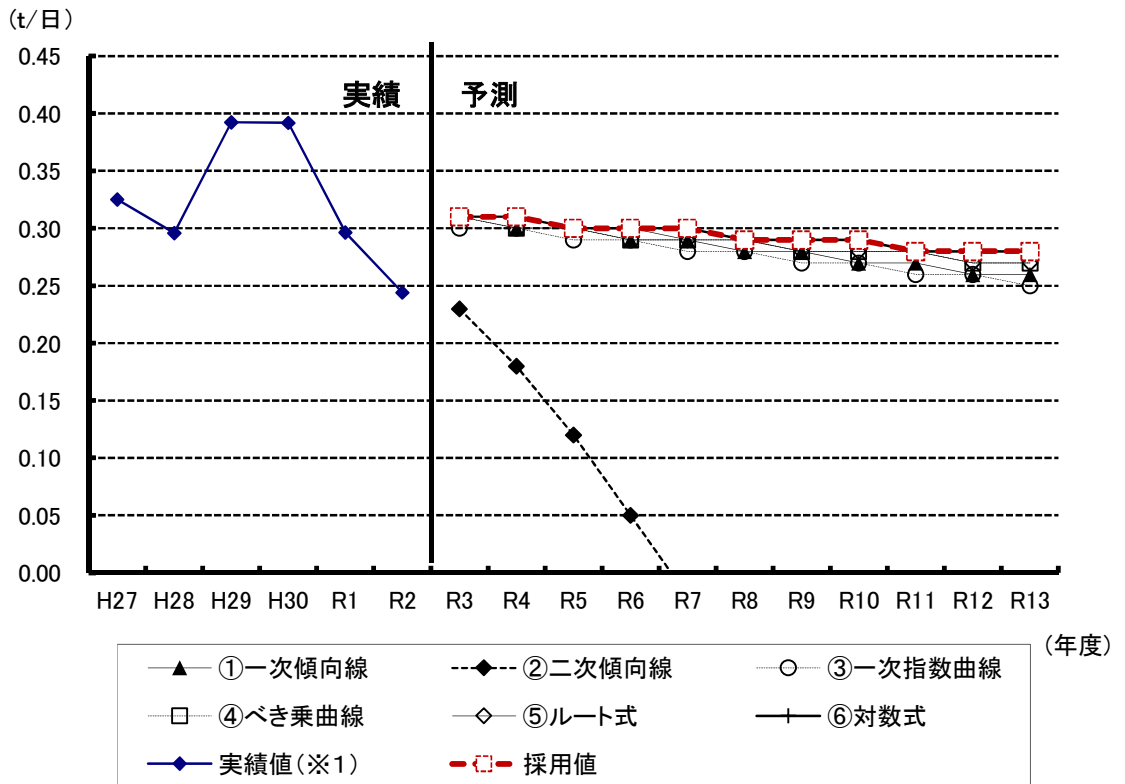
〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(t/日)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	R10	R11	R12	R13			
	0.3	0.3	0.3	0.3			

【許可業者収集】



【直接搬入】



(3) 剪定枝の予測

過去5年間の実績を見ると、剪定枝は減少傾向で推移しています。そのため、将来推計式の予測値はいずれも減少傾向を示しています。今後も減少していくことが見込まれるため、推計式の中から、相関係数の高いロジスティック式を採用しました。

【直接搬入】

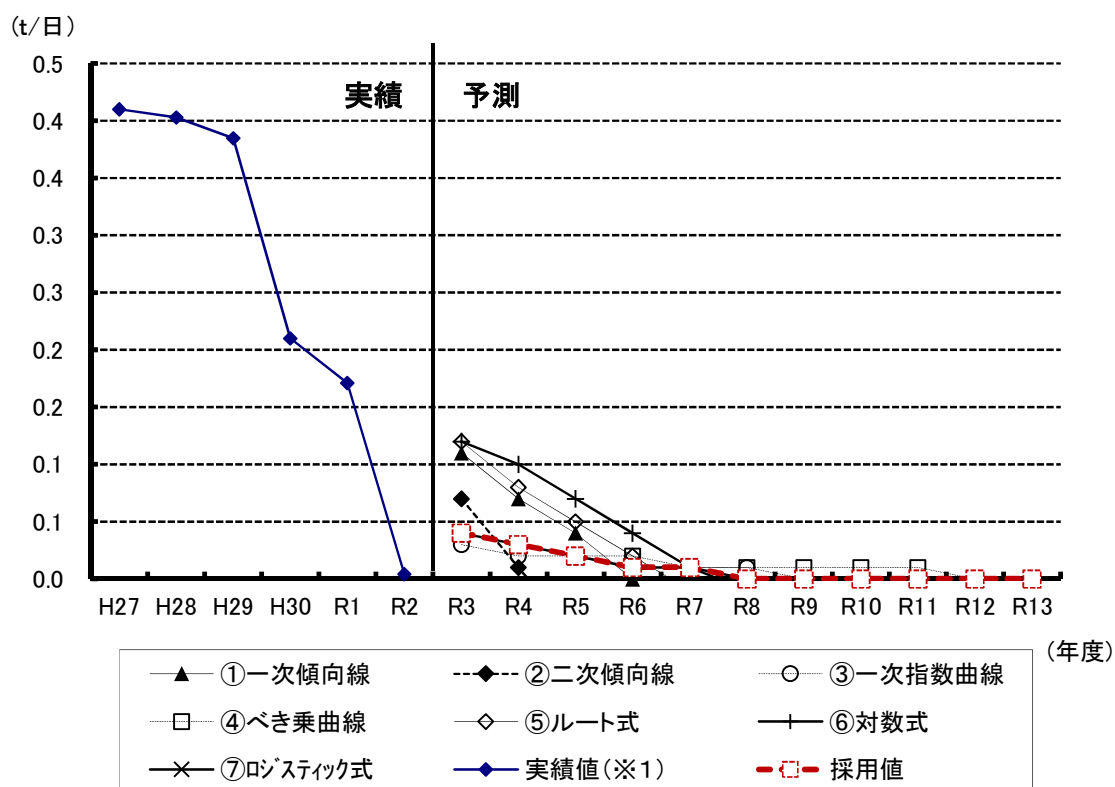
〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(t/日)	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.0

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	R10	R11	R12	R13			
	0.0	0.0	0.0	0.0			

【直接搬入】



5 その他ごみ排出量の予測

(1) 集団回収量の予測

過去5年間の実績を見ると、集団回収量は減少傾向で推移しています。

将来推計式の予測はいずれも減少傾向を示す結果となったため、推計式の中から、べき乗曲線を採用しました。

【集団回収】

〔実績値〕

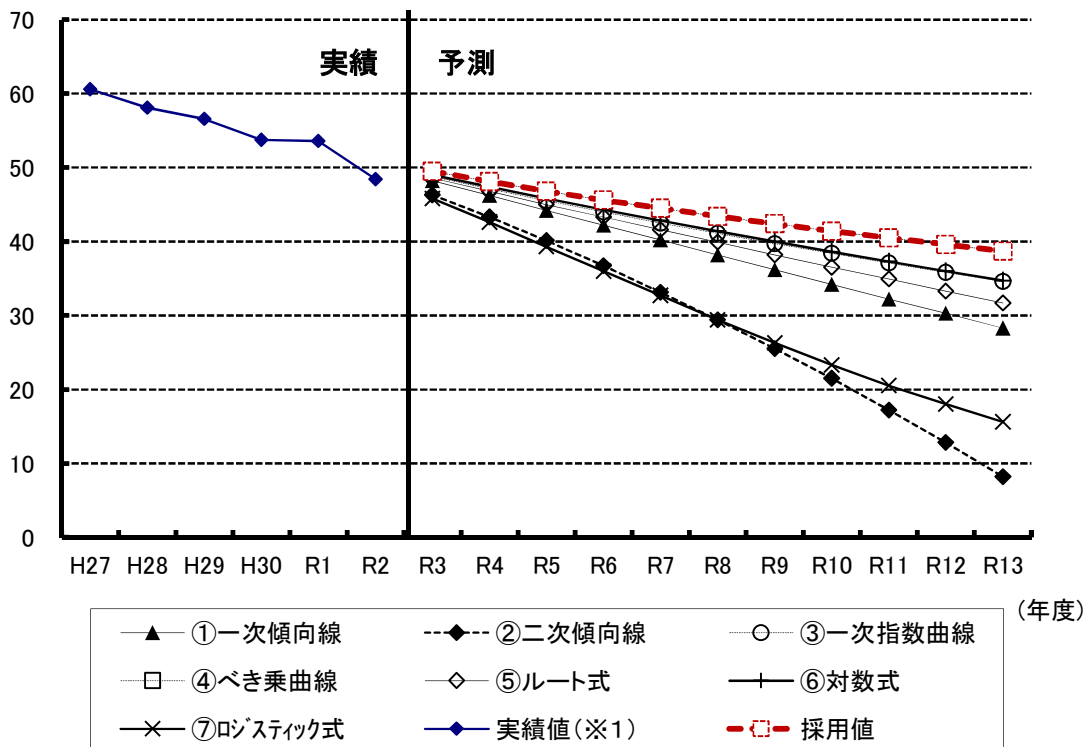
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	60.6	58.1	56.6	53.7	53.6	48.4

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(g/人日)	49.5	48.1	46.8	45.6	44.5	43.4	42.4
	R10	R11	R12	R13			
	41.4	40.5	39.6	38.7			

【集団回収】

(g/人・日)



(2) 古紙回収ステーション回収量の予測

過去5年間の実績を見ると、古紙回収ステーション回収量は横ばいで推移していますが、将来推計式の予測は二次傾向線を除き減少傾向を示す結果となったため、推計式の中から、べき乗曲線を採用しました。

【拠点回収】

〔実績値〕

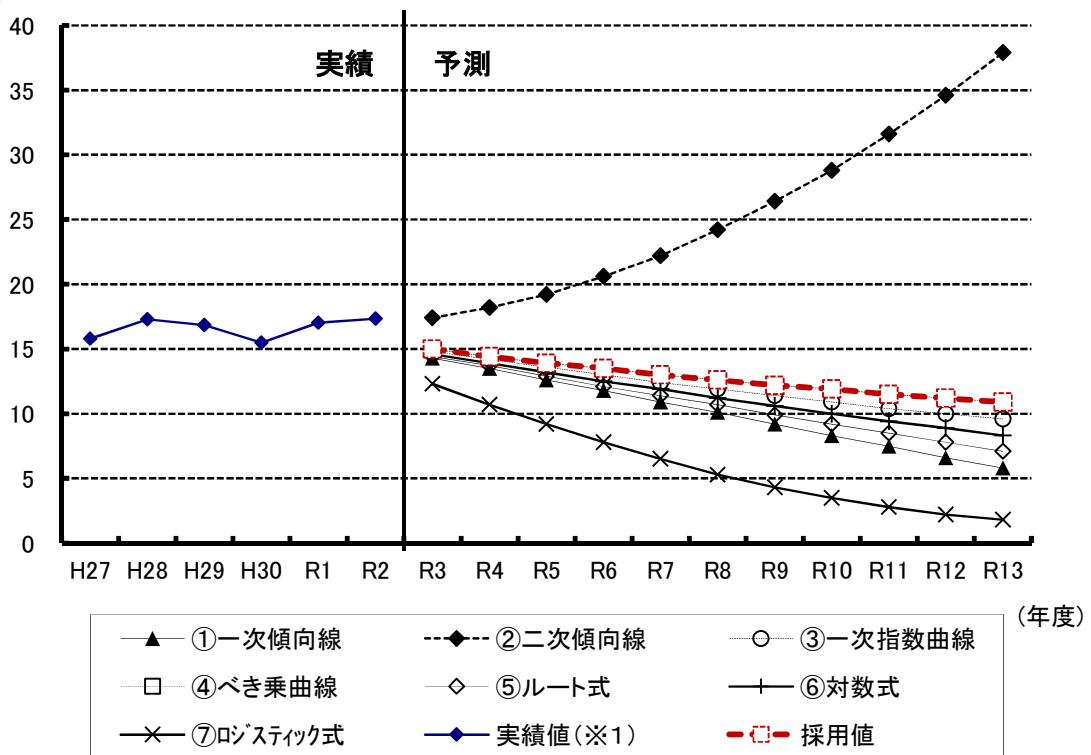
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	15.8	17.3	16.9	15.5	17.0	17.3

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(g/人日)	15.0	14.4	13.9	13.5	13.0	12.6	12.2
	R10	R11	R12	R13			
	11.9	11.5	11.2	10.9			

【拠点回収】

(g/人・日)



(3) 廃食用油回収量の予測

過去5年間の実績を見ると、廃食用油回収量は横ばいで推移しています。

将来推計式の予測は、今後も同様の傾向を示しつつ、減少傾向で推移する結果となったため、推計式の中から、一次傾向線を採用しました。

【拠点回収】

〔実績値〕

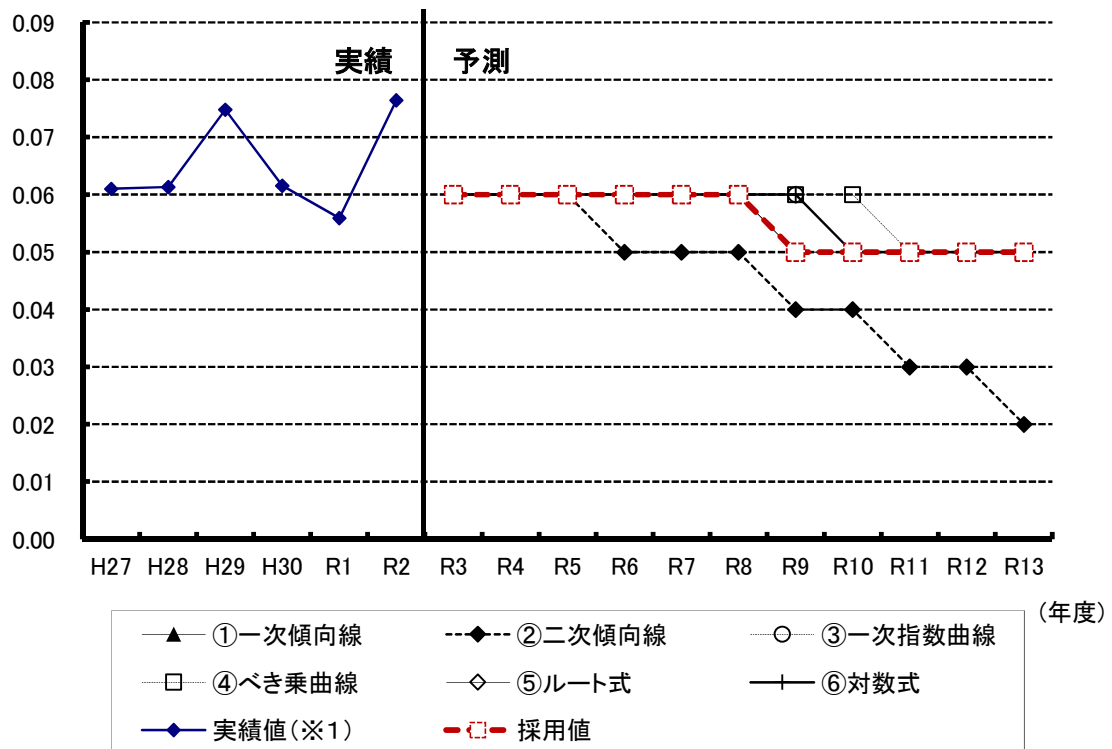
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(g/人日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	R10	R11	R12	R13			
	0.1	0.1	0.1	0.1			

【拠点回収】

(g/人・日)



(4) 衣類・革類の回収量の予測

過去5年間の実績を見ると、衣類及び革類の回収量は増加傾向で推移しています。

将来推計式の予測は、増加傾向を示す結果となったため、推計式の中から、中庸を示す一次傾向線を採用しました。

【拠点回収】

〔実績値〕

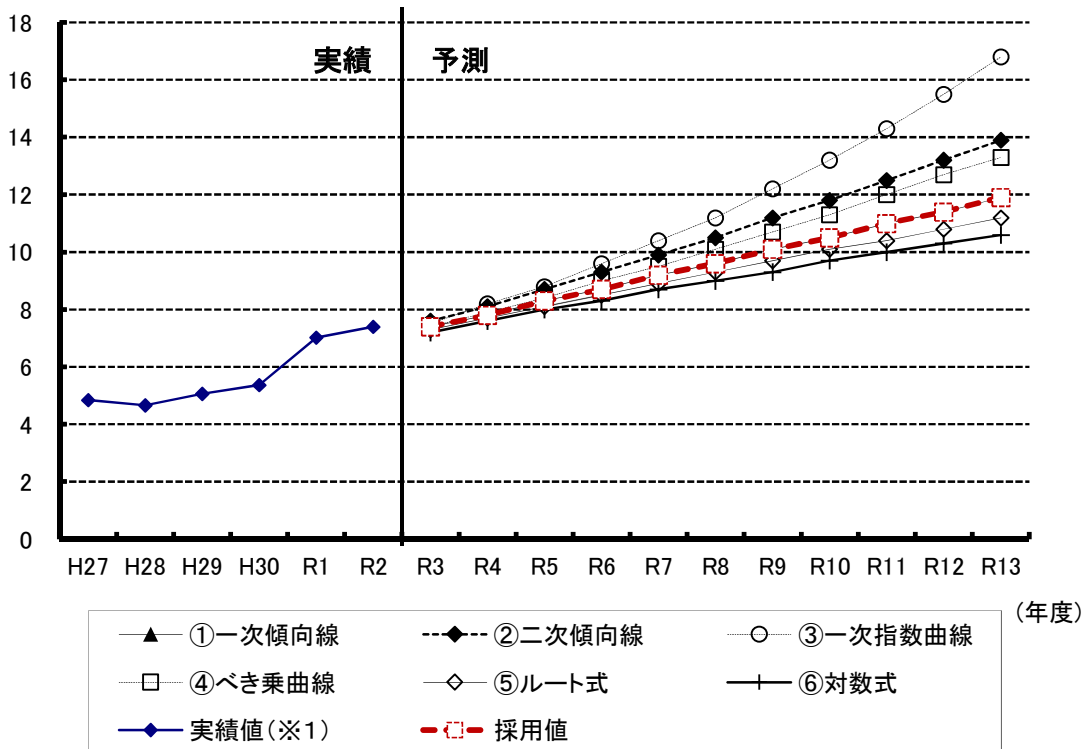
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(g/人日)	4.8	4.7	5.1	5.4	7.0	7.4

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
予測値(g/人日)	7.4	7.8	8.3	8.7	9.2	9.6	10.1
	R10	R11	R12	R13			
	10.5	11.0	11.4	11.9			

【拠点回収】

((g/人・日))



【現状のまま推移した場合のごみ総排出量の推計】

単位	年度												
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
人口	人	130,256	129,701	129,145	128,590	128,035	126,999	125,964	124,928	123,893	122,857	121,665	
ごみの排出量	t/年	39,025	38,638	38,362	37,935	37,594	37,156	36,874	36,362	35,953	35,603	35,291	
家庭系ごみ排出量	t/年	28,745	28,376	28,091	27,673	27,343	26,923	26,588	26,115	25,721	25,341	25,012	
市が収集	t/年	23,525	23,154	22,858	22,450	22,118	21,712	21,378	20,934	20,566	20,202	19,878	
資源ごみ	t/年	1,284	1,259	1,238	1,211	1,187	1,159	1,139	1,113	1,085	1,063	1,042	
不燃ごみ	t/年	1,217	1,212	1,210	1,201	1,196	1,187	1,180	1,167	1,158	1,148	1,140	
粗大ごみ	t/年	224	218	213	211	206	204	198	192	190	184	182	
小計	t/年	26,250	25,843	25,519	25,073	24,707	24,262	23,895	23,406	22,999	22,597	22,242	
直接搬入	t/年	613	587	563	540	514	496	475	456	434	417	405	
事業系ごみ排出量	t/年	1,792	1,865	1,938	1,994	2,061	2,109	2,167	2,207	2,247	2,287	2,329	
許可収集業者	t/年	90	81	71	66	61	56	51	46	41	40	36	
小計	t/年	2,495	2,533	2,572	2,600	2,636	2,661	2,693	2,709	2,722	2,744	2,770	
事業系ごみ排出量	t/年	10,280	10,262	10,271	10,282	10,251	10,233	10,286	10,247	10,232	10,262	10,279	
許可収集業者	t/年	9,526	9,527	9,553	9,563	9,563	9,563	9,626	9,599	9,599	9,599	9,662	
不燃・粗大ごみ	t/年	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	
小計	t/年	9,597	9,598	9,624	9,634	9,634	9,634	9,697	9,670	9,670	9,707	9,733	
直接搬入	t/年	555	540	530	514	503	493	483	471	460	453	443	
不燃・粗大ごみ	t/年	113	113	110	110	110	106	106	106	102	102	103	
剪定枝	t/年	15	11	7	4	4	0	0	0	0	0	0	
小計	t/年	683	664	647	628	617	599	589	577	562	555	546	
集団回収量	t/年	2,353	2,277	2,212	2,140	2,080	2,012	1,955	1,888	1,831	1,776	1,723	
古紙回収ステーション回収量	t/年	713	682	657	634	608	584	563	543	520	502	486	
廃食用油回収量	t/年	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	
衣類・革類回収量	t/年	352	369	392	408	430	445	466	479	497	511	530	
総排出量	t/年	42,446	41,969	41,626	41,120	40,715	40,200	39,860	39,274	38,803	38,394	38,032	
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人日	893	887	881	876	871	867	865	861	858	856	854	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人日	605	599	594	590	585	581	577	573	569	565	562	
リサイクル率	%	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%	20.7%	20.6%	20.6%	20.6%	20.5%	20.5%	20.4%	

端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

【目標を達成した場合のごみ総排出量の推計】

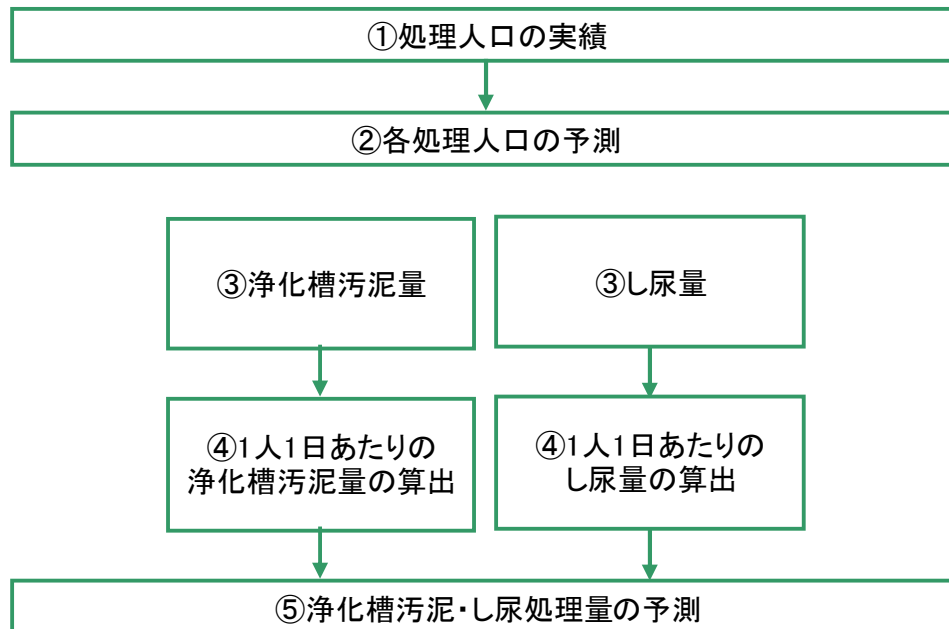
単位	年度												
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
人口	130,256	129,701	129,145	128,590	128,035	126,999	125,964	124,928	123,893	122,857	121,665		
ごみの排出量	t/年	38,638	38,314	37,838	37,450	36,146	35,659	34,952	34,349	33,803	33,299		
家庭系ごみ排出量	t/年	28,745	28,376	28,091	27,672	27,343	26,105	24,993	24,453	23,927	23,454		
市が収集	t/年	23,525	23,154	22,858	21,168	20,763	19,474	18,263	17,685	17,114	16,583		
資源ごみ	t/年	1,284	1,259	1,238	2,492	2,542	2,579	2,662	2,698	2,737	2,779		
不燃ごみ	t/年	1,217	1,212	1,210	1,201	1,196	1,187	1,180	1,158	1,148	1,140		
粗大ごみ	t/年	224	218	213	211	206	204	198	190	184	182		
小計	t/年	26,250	25,843	25,519	25,072	24,707	23,444	22,921	21,731	21,183	20,684		
直接搬入	t/年	613	587	563	540	514	496	475	434	417	405		
事業系ごみ排出量	t/年	1,792	1,865	1,938	1,994	2,061	2,109	2,167	2,247	2,287	2,329		
許可が収集業者	t/年	90	81	71	66	61	56	51	46	40	36		
不燃・粗大ごみ	t/年	2,495	2,533	2,572	2,600	2,636	2,661	2,693	2,722	2,744	2,770		
小計	t/年	10,280	10,262	10,223	10,166	10,107	10,041	10,045	9,959	9,876	9,845		
許しが収集業者	t/年	9,526	9,527	9,505	9,467	9,419	9,371	9,385	9,311	9,263	9,228		
不燃・粗大ごみ	t/年	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71		
小計	t/年	9,597	9,598	9,576	9,538	9,490	9,442	9,456	9,382	9,321	9,299		
直接搬入	t/年	555	540	530	514	503	493	483	471	460	443		
不燃・粗大ごみ	t/年	113	113	110	110	110	106	106	106	102	103		
剪定枝	t/年	15	11	7	4	4	0	0	0	0	0		
小計	t/年	683	664	647	628	617	599	589	577	555	546		
集団回収量	t/年	2,353	2,277	2,212	2,140	2,080	2,012	1,955	1,888	1,776	1,723		
古紙回収ステーション回収量	t/年	713	682	657	634	608	584	563	520	502	486		
廃食用油回収量	t/年	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2		
衣類・革類回収量	t/年	352	369	392	408	430	445	466	479	497	511		
総排出量	t/年	42,446	41,969	41,578	41,023	40,571	39,190	38,645	37,864	37,199	36,040		
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人日	893	887	880	874	868	845	838	830	823	809		
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人日	605	599	594	590	585	563	556	548	541	527		
リサイクル率	%	20.8%	20.8%	20.8%	26.1%	26.2%	26.7%	26.9%	27.1%	27.4%	27.8%		

端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

3 し尿処理の見込み

1 処理人口の予測方法

処理人口の予測は、実績を基に現状の傾向が継続した場合を算定するものです。



将来予測に用いる推計式

推計式の名称	推 計 式	特 徴
一次傾向線	$y=a+b \cdot x$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増加又は減少することから、長期の予測では不自然な傾向となってしまうこともあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
二次傾向線	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減量になる場合などは傾向が極端に出る。
一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$	一次指数式と同様に、徐々に増減率が大きくなっていく式であるが、推計式の特性上、実績値が減少傾向となっている場合には推計結果が得られないことがある。
ルート式	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線的推移を示す場合に用いられる予測式である。
対数式	$y=a+b \cdot \log x$	徐々に増減率が収束していくような推移となる推計式である。長期の予測でも実績値との乖離が少なく、比較的採用しやすい式である。
ロジスティック式	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$	生物の固体数の変化を表すモデルとして考案された式であり、成長曲線とも呼ばれる。 一般的に、飽和値 k はその環境下で存在できる最大値を示す定数であり、 y が増加するにつれ、増加率は抑制され、最終的には飽和値に収束していく。

※ a, b, c = 実績値から定められる係数、y = 人口又はごみ量等、x = 時間係数

2 処理人口の予測

(1) 下水道人口の予測

下水道人口の実績は令和元年度まで増加傾向でありましたが、令和2年度に減少しました。将来予測では二次傾向線が減少傾向を示し、その他の予測式は増加傾向となりました。しかし、本市の人口は減少傾向であり、下水道整備地域の人口も減少することが予測されます。このことから、人口の単純推計では将来予測が困難であると考え、公共下水道人口割合による将来予測を行うこととしました。その結果、令和2年度時点での行政区域内人口に対する公共下水道人口は47.8%、令和13年度では49.6%になると予測されます。この公共下水道人口割合を行政区域内人口の将来予測に乗じたものを予測値としました。

【下水道人口】

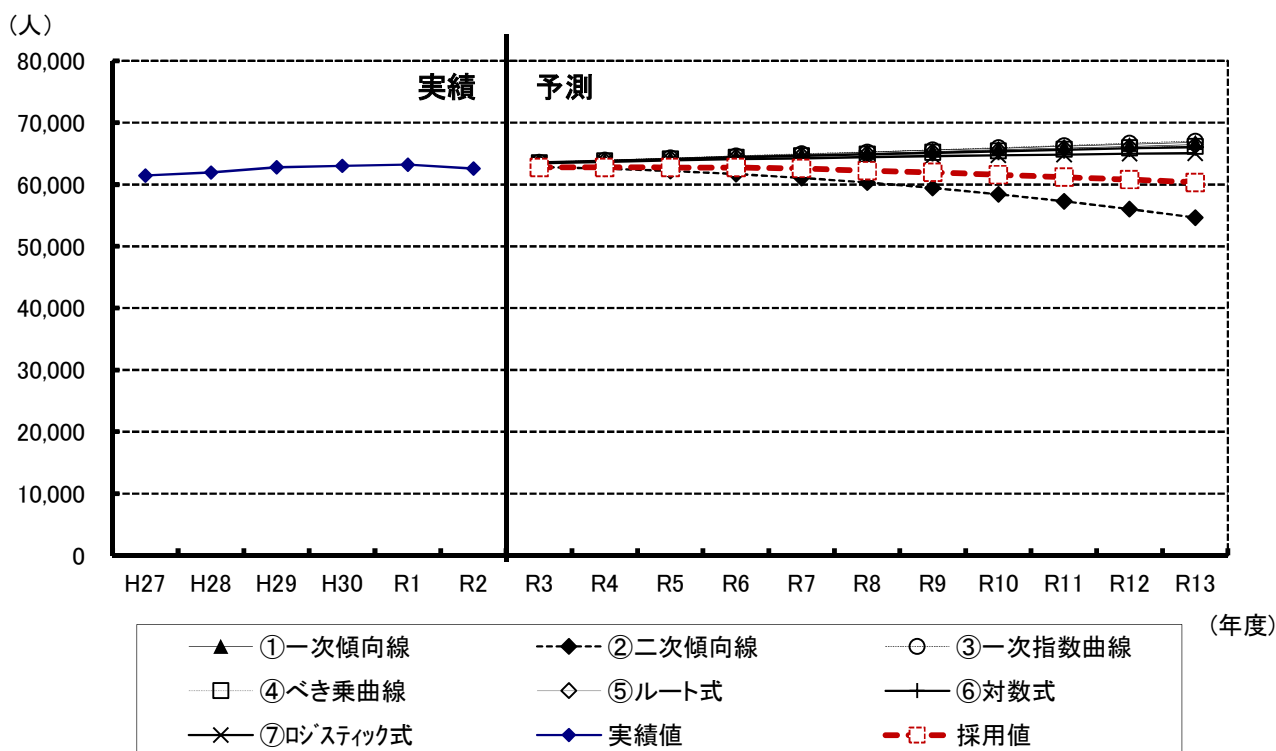
〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(人)	61,468	61,937	62,784	63,014	63,233	62,590

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
採用値(人)	62,783	62,775	62,764	62,752	62,609	62,230	61,974
	R10	R11	R12	R13			
	61,590	61,203	60,814	60,346			

【下水道人口】



(2) 合併処理浄化槽人口の予測

合併処理浄化槽人口の実績は増加傾向であり、全ての予測式は増加傾向となりました。富士宮市は今後も合併処理浄化槽の設置を進めていくことから、べき乗曲線を採用しました。

【合併処理浄化槽人口】

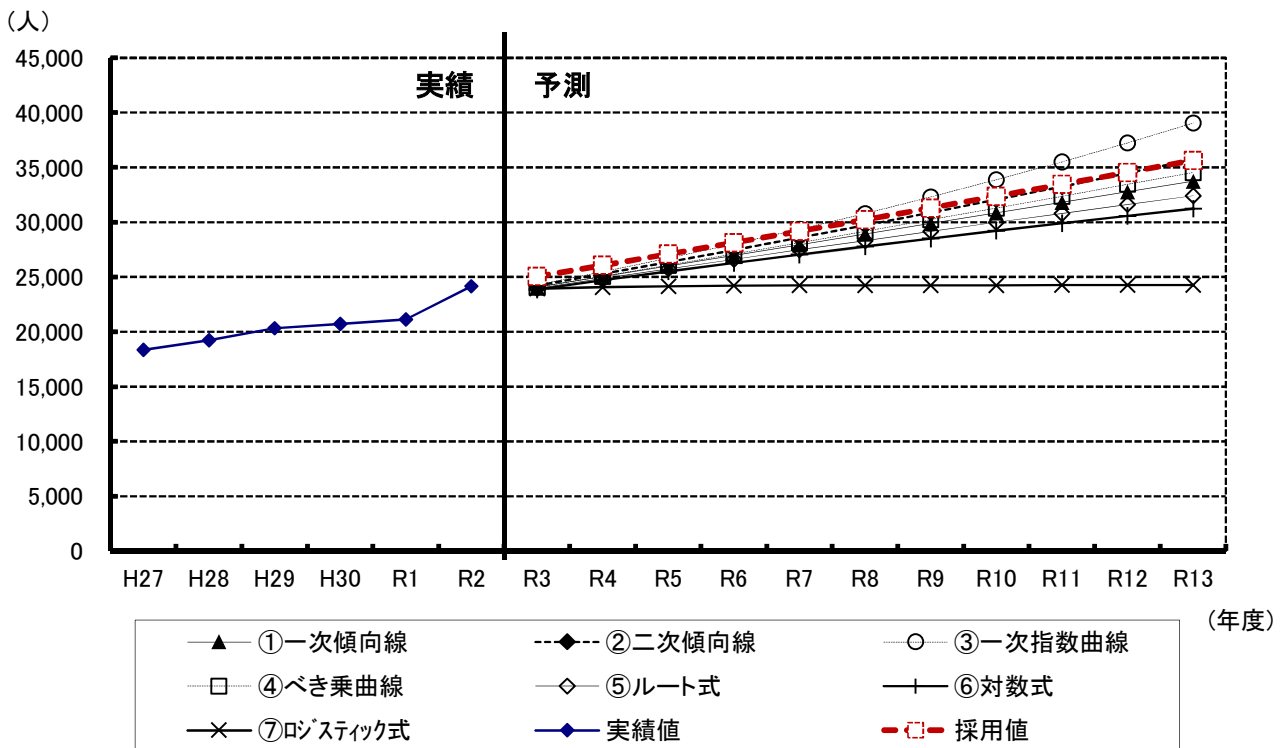
〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(人)	18,342	19,232	20,328	20,723	21,112	24,167

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
採用値(人)	25,060	26,072	27,095	28,129	29,172	30,226	31,290
	R10	R11	R12	R13			
	32,363	33,447	34,539	35,641			

【合併処理浄化槽人口】



(3) 単独処理浄化槽人口の予測

単独処理浄化槽人口の実績は減少傾向であり、全ての予測式は減少傾向となりました。今後も継続して減少していくと予想されます。本計画では、行政区域内人口の将来予測から単独処理浄化槽人口以外の予測値を減じた数値を単独処理浄化槽人口の将来予測としました。

【単独処理浄化槽人口】

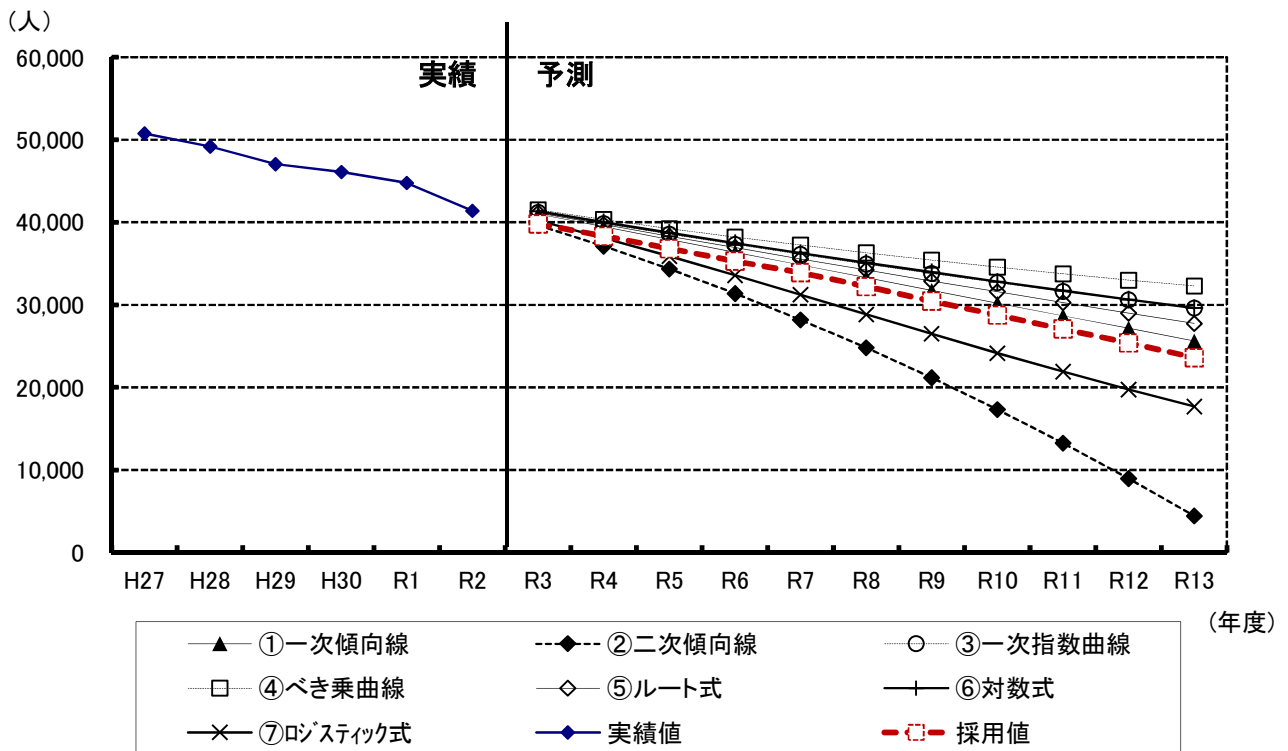
〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(人)	50,742	49,191	47,066	46,089	44,793	41,389

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
採用値(人)	39,822	38,328	36,821	35,303	33,904	32,246	30,453
	R10	R11	R12	R13			
	28,776	27,091	25,395	23,611			

【単独処理浄化槽人口】



(4) 集落排水処理人口の予測

集落排水処理人口の実績は減少傾向であり、全ての予測式は減少傾向となりました。今後も微減の状況は継続するものの、大幅な減少は予想されないことから、べき乗曲線を採用しました。

【集落排水処理人口】

〔実績値〕

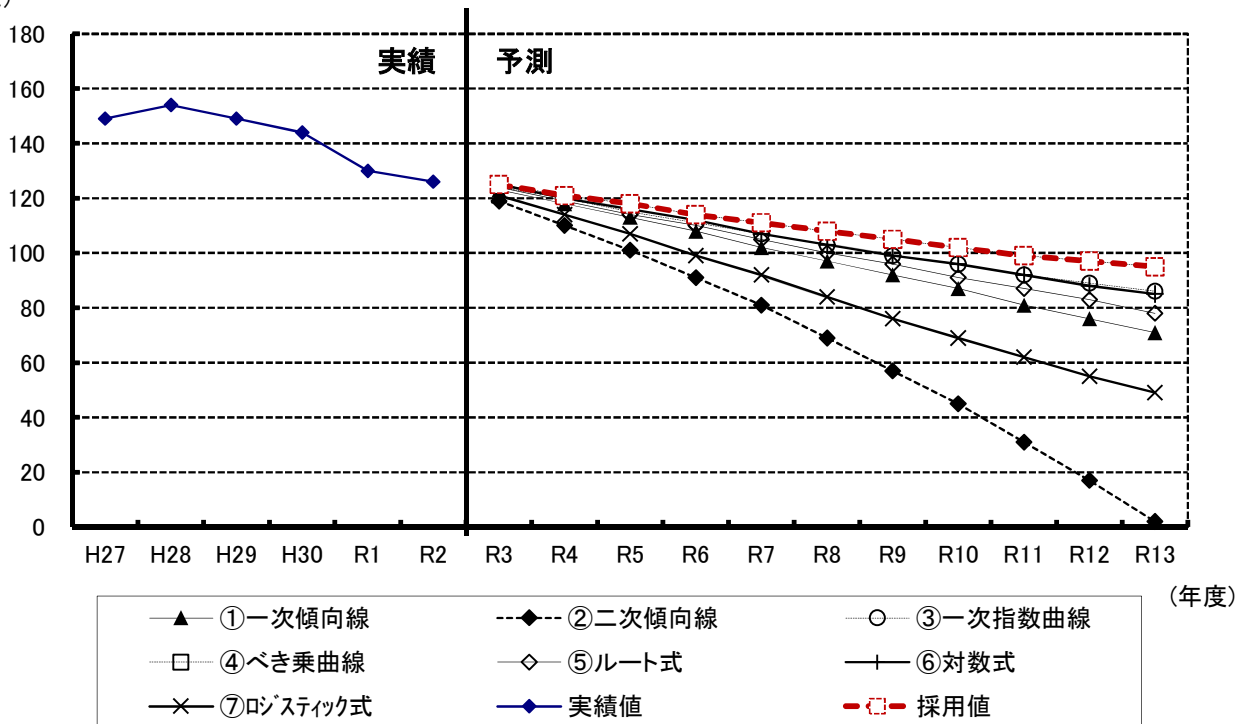
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(人)	149	154	149	144	130	126

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
採用値(人)	125	121	118	114	111	108	105
	R10	R11	R12	R13			
	102	99	97	95			

【集落排水処理人口】

(人)



(5) くみ取り人口の予測

くみ取り人口の実績は減少傾向であり、全ての予測式は減少傾向となりました。今後も下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えなどにより減少していくと予想されますが、平成30年度までの減少が著しいこと、平成30年度から令和2年度までの減少が緩やかになってきていることから、3ヶ年の数値を使用して予測することとします。予測の結果、べき乗曲線を採用しました。

【くみ取り人口】

〔実績値〕

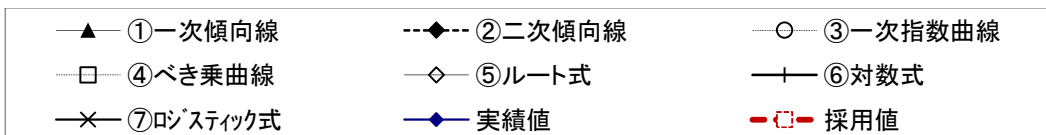
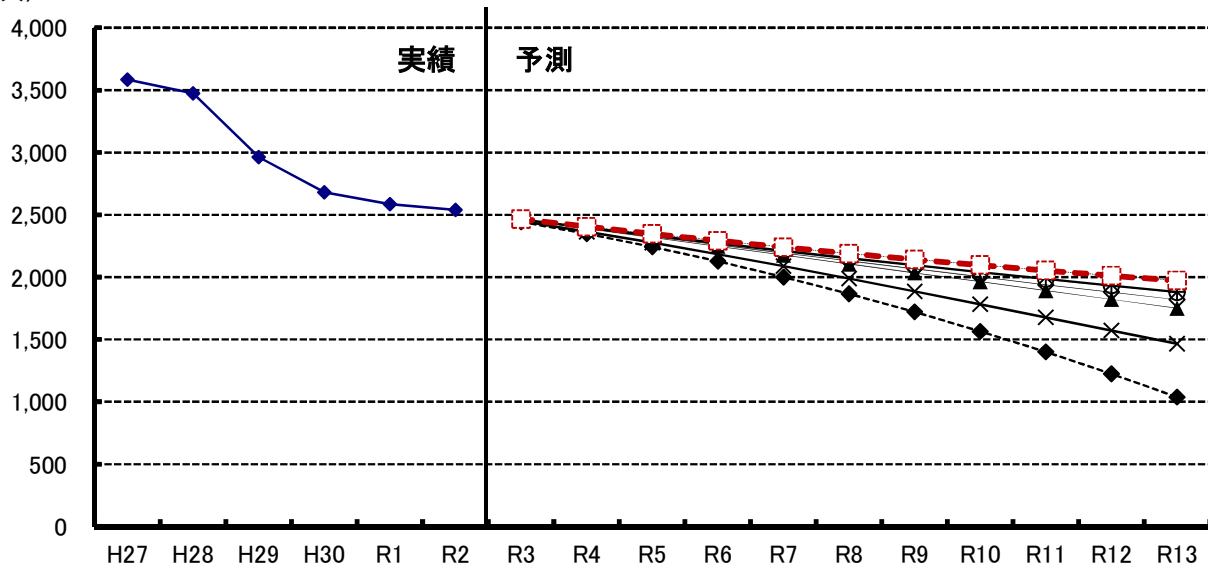
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(人)	3,585	3,475	2,963	2,681	2,585	2,539

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
採用値(人)	2,466	2,405	2,347	2,292	2,239	2,189	2,142
	R10	R11	R12	R13			
	2,097	2,053	2,012	1,972			

【くみ取り人口】

(人)



(年度)

3 浄化槽汚泥・し尿処理量の原単位の算出

浄化槽汚泥・し尿処理量の実績から、1人1日当たりの浄化槽汚泥量、し尿量を求めます。くみ取り人口は過去3年間の1人1日当たりのし尿量の平均、また、浄化槽汚泥量は合併処理浄化槽の増加に伴い原単位の微増がみられるため、浄化槽汚泥量の原単位の将来予測を行い微増傾向である二次傾向線を採用しました。

	浄化槽			くみ取り人口 (人)	し尿・浄化槽汚泥排出量		原単位	
	合併浄化槽人口	単独浄化槽人口	農業集落排水処理施設		浄化槽汚泥量	し尿量	浄化槽汚泥量	し尿量
	(人)	(人)	(人)		(kL/年)	(kL/年)	(L/人・日)	(L/人・日)
H27	18,342	50,742	149	3,585	41,381	3,458	1.63	2.64
H28	19,232	49,191	154	3,475	42,212	3,165	1.69	2.50
H29	20,328	47,066	149	2,963	42,720	3,099	1.73	2.87
H30	20,723	46,089	144	2,681	44,124	3,124	1.81	3.19
R1	21,112	44,793	130	2,585	43,650	3,084	1.81	3.26
R2	24,167	41,389	126	2,539	45,086	2,400	1.88	2.59
過去3年間の平均 (H30~R2)							1.83	3.01

【浄化槽汚泥量の原単位】

〔実績値〕

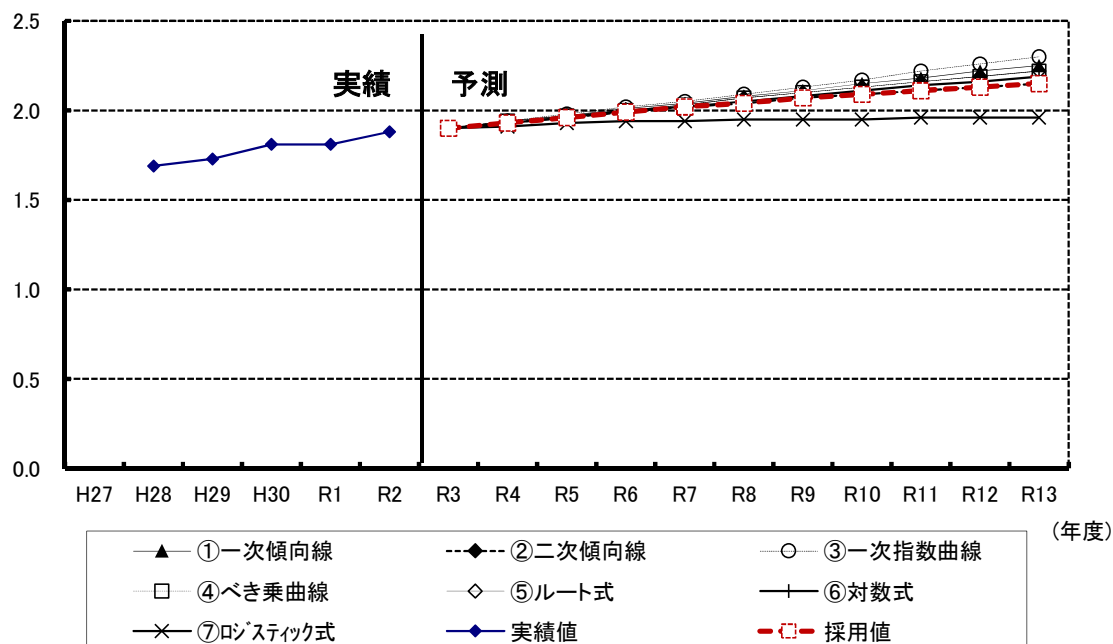
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
実績値(人)	1.63	1.69	1.73	1.81	1.81	1.88

〔予測値〕

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
採用値(人)	1.90	1.93	1.96	1.99	2.02	2.04	2.07
	R10	R11	R12	R13			
	2.09	2.11	2.13	2.15			

【浄化槽汚泥量の原単位】

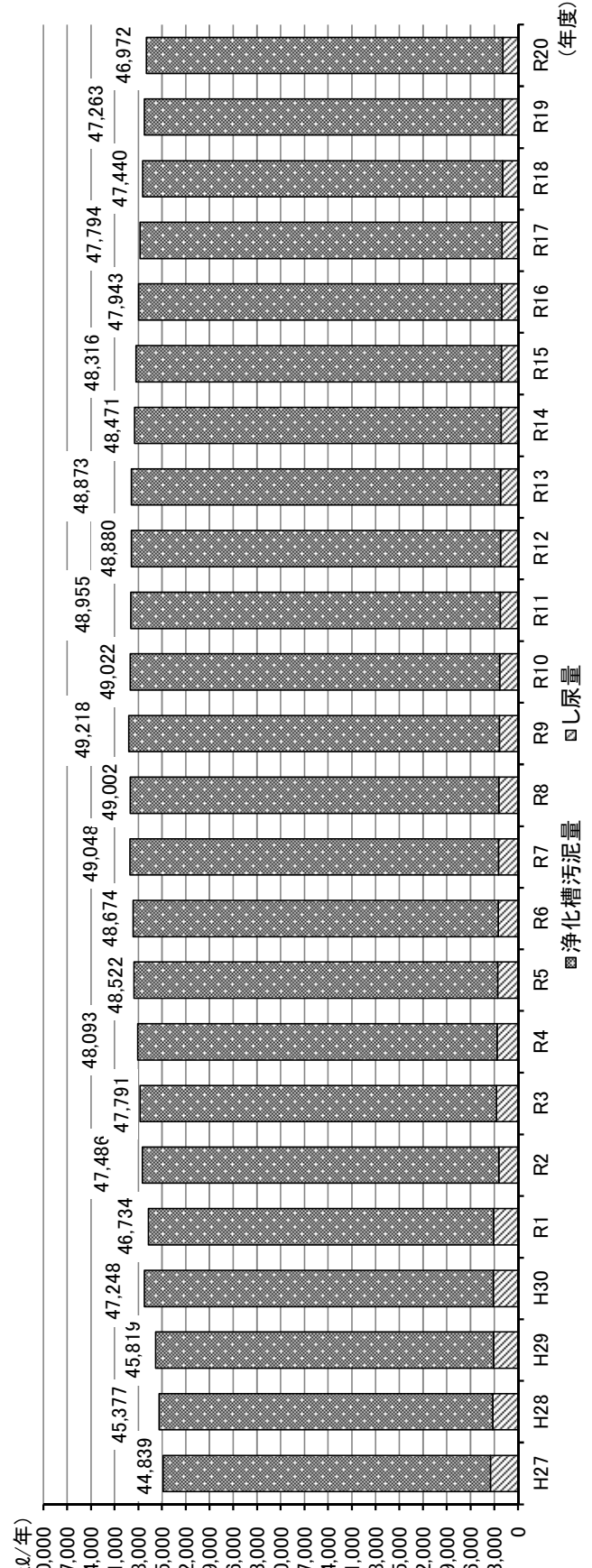
(L/人・日)



4 浄化槽汚泥・し尿処理量の見通し

処理人口の予測及び原単位から、将来の浄化槽汚泥・し尿処理量の予測を行います。
予測結果を以下に示します。

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	
し尿量					kL/年	3,084	3,124	3,099	3,124	2,642	2,586	2,518	2,460	2,405	2,360	2,304	2,256	2,172	2,125	2,085	2,047	2,016	1,974	1,940	1,907
浄化槽汚泥量					kL/年	43,650	44,124	42,720	44,124	45,936	46,156	46,588	46,597	46,858	46,718	46,699	46,701	46,346	46,231	45,896	45,778	45,466	45,323	45,065	
合併処理浄化槽汚泥量					kL/年	—	—	—	17,379	18,366	19,437	20,431	21,509	22,506	23,706	24,688	28,046	28,975	30,136	31,176	32,321	33,304	34,427	35,482	
集落排水処理量					kL/年	—	—	—	87	85	85	83	80	80	78	76	75	75	73	72	70	69	68	66	
単独処理浄化槽汚泥量					kL/年	—	—	—	27,616	27,000	26,414	25,642	24,997	24,011	23,072	21,952	18,580	17,298	16,023	14,650	13,388	12,094	10,829	9,517	
処理量					kL/年	44,839	45,377	45,819	47,248	48,093	48,522	48,674	49,002	49,218	49,022	48,955	48,880	48,873	48,471	48,316	47,794	47,794	47,440	47,263	46,972
年間日数					日	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	366	365	365	365	366	365	365	365	





富士山を守り、未来につなぐ。

富士山SDGs | SDGs
未来都市
富士宮市

富士宮市一般廃棄物処理基本計画（令和4年度～令和13年度） 令和4年3月

〈お問い合わせ〉

富士宮市環境部環境企画課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

[TEL] 0544-22-1136 [FAX]0544-22-1207

[E-mail] kankikaku@city.fujinomiya.lg.jp

[Website] <http://www.city.fujinomiya.lg.jp/>

